

喜多方市 文化財 保存活用 地域計画

令和5年3月

喜多方市教育委員会

例 言

- 1 本計画は、文化財保護法第183条の3と、文化庁の定める「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画作成等に関する指針」（令和5年3月）に基づき作成した、喜多方市における文化財の保存及び活用に関する基本計画及び行動計画です。
- 2 本計画の作成事業は、令和2～5年度文化芸術振興費補助金（地域文化財総合活用推進事業）を受けて実施しました。
- 3 本計画は、喜多方市文化財保存活用地域計画策定部会を組織し、検討・協議を行い、喜多方市文化財保護審議会での審議に基づき、文化庁地域文化創生本部広域文化観光・まちづくりグループの指導・助言、福島県教育庁文化財課の助言を得ながら、喜多方市教育委員会が作成しました。
- 4 本計画の中で使用する「歴史文化資源」は、文化財保護法に規定されている「文化財」の定義に限定せず、また、指定・未指定の違いに関わらず、地域特有の歴史の中で生まれ、はぐくまれ、今日まで守り伝えられてきた歴史上または芸術上等の価値が高い、あるいは人々の生活の理解のために必要なすべての文化的所産に相当し、本市の魅力を示すものを表す語として用いています。
- 5 本計画で使用した写真は、特に出典等の記載がない場合は、喜多方市教育委員会及び市関係部局が撮影したもの、または（一社）喜多方観光物産協会から提供を受けたものです。
- 6 本計画で使用した図表は、特に出典等の記載がない場合は、喜多方市教育委員会が株式会社プレック研究所に委託して作成したものです。
- 7 表紙の柄は、福島県指定有形民俗文化財（平成15年3月25日指定）「会津の染型紙と関係資料」（喜多方の染型紙）12386縞の割付紋様

目 次

序章	1
1. 計画作成の背景と目的	3
2. 計画対象	4
3. 計画の位置付け	5
4. 計画期間	12
5. 計画作成の体制	13
第1章 喜多方市の概要	17
1. 自然的・地理的環境	19
2. 社会的状況	27
3. 歴史的背景	41
第2章 喜多方市の歴史文化資源の概要	53
1. 指定等文化財	55
2. 認定等文化財	63
3. 未指定文化財	68
4. 歴史文化資源の概要と特徴	69
5. 歴史文化資源に関する調査	74
6. 歴史文化資源に関する取組	77
第3章 喜多方市の歴史文化の特徴	83
1. 歴史文化の特徴の設定の目的	85
2. 歴史文化の特徴	85
第4章 歴史文化資源の保存・活用に関する方針	89
1. 将来像	91
2. 保存・活用に関する課題	92
3. 保存・活用に関する方針	95

第5章 歴史文化資源の保存・活用に関する措置	99
1. 「まもる」に関する措置	102
2. 「いかす」に関する措置	106
3. 「つながる」に関する措置	109
4. 措置一覧表	110
第6章 文化財保存活用区域に関する事項	113
1. 計画の進め方と区域の設定	115
2. 文化財保存活用区域	118
①蔵建ち並ぶ町並み区域—小荒井×小田付地区—	118
②古代・中世に栄えた要衝区域—慶徳・塩川西部地区—	126
③水運で賑わった河川と雄国山麓区域—塩川東部・熊倉地区—	132
④北境へ延びる街道区域—松山・上三宮・岩月・熱塩加納地区—	138
⑤山岳信仰が息づく大河の合流区域—山都地区—	144
⑥太古の地層が広がる文化交流の大動脈区域—高郷地区—	150
第7章 歴史文化資源の保存・活用の推進体制	157
1. 保存・活用の推進体制の整備方針	159
2. 保存・活用の推進体制	161

資料編 (巻末データディスク格納)

1. 市域の変遷
2. 主な歴史文化資源調査一覧
3. 歴史文化資源の保存・活用に関する措置一覧
4. 歴史文化資源データベース
5. アンケート調査結果
6. 参考文献

序章

1. 計画作成の背景と目的

喜多方市は福島県の北西部に位置し、平成18年（2006）に旧喜多方市、熱塩加納村、塩川町、山都町、高郷村の1市2町2村が合併して誕生しました。合併後の総面積は554.63km²で広大な面積を誇り、飯豊山（2,105m）から阿賀川（約129m）までの標高差も非常に大きく、雄大な自然環境に恵まれています。

こうした環境の中で、多種多様な文化財が生まれ、はぐくまれ、現在まで継承されてきました。国指定史跡である古屋敷遺跡や会津新宮城跡、そして、熊野神社長床や勝福寺観音堂といった重要文化財、貴重なチョウや化石、樹木等の天然記念物も数多く存在します。また、平成30年（2018）に国の選定を受けた小田付伝統的建造物群保存地区や52棟の国登録有形文化財をはじめとした歴史的な町並みも良好に残されています。全国的に知名度が高い喜多方ラーメンやそば等の食文化、良質な水と米を背景に古くから行われてきた日本酒・味噌醤油の醸造業、漆器や桐製品等の伝統産業も本市の特徴です。そのほか、多彩な農林畜産物や温泉施設、新たな名所となっている三ノ倉高原のひまわり畑や旧国鉄日中線跡地のしだれ桜並木（日中線跡サイクリングロード¹）等、各地域の特徴を顕著に示すこれら地域の資源を観光や地域振興等にかしなが、新型コロナウイルス感染症の拡大前までは、年間180万人が訪れる東北地方を代表する観光都市としての位置付けを確立してきました。

しかしながら、広大な市域に所在する未指定の文化財の把握は不十分であり、多くのものが劣化やき損のために失われているのが現状です。また、文化財を展示・収蔵する市内7か所の郷土民俗館等はいずれも老朽化しており、それらの計画的な施設整備も急務です。さらに、合併当初（平成18年1月）は約56,000人であった人口も令和4年（2022）12月には約44,000人まで減少し、人口減少と高齢化は、民俗芸能をはじめとした文化財の適正な保存・管理と継承が喫緊の課題となっています。

活用面においては、一部地域や保存団体等による独自の取組や本市の総合計画や各種計画に基づく事業等の実施により、文化財を地域の魅力づくりや観光交流、地域活性化にかさうとする動きが見られます。しかし、より効果的に実施していくためには、拠点施設や観光ルートの整備のほか、所有者等や関連団体、庁内関係部局との連携を強化し、役割を明確にした上で、それぞれの強みをいかした施策を総合的・一体的に実施していく必要があります。

以上のような本市の文化財を取り巻く現状や課題等を踏まえ、「喜多方市総合計画」に示す将来の都市像「力強い産業 人が輝く 活力満ちる安心・快適なまち」の実現と課題の解決に向けて、市民及び地域・行政等、地域総がかりで本市における文化財の保存・活用・継承事業を総合的・一体的に実施するための基本計画及び行動計画として「喜多方市文化財保存活用地域計画」を作成します。



写真 序-1：小田付伝統的建造物群保存地区



写真 序-2：喜多方ラーメン



写真 序-3：旧国鉄日中線跡地のしだれ桜並木

1 喜多方市の都市計画道路「日中線記念自転車歩行者道」のことであり、観光では「日中線しだれ桜並木」の名称が使用されています。本計画で文化財として扱う際には、近代化産業遺産としての名称「日中線跡サイクリングロード」を使用することとします。

2. 計画対象

文化財は、『文化審議会文化財分科会企画調査会報告書』（平成19年10月）において、「文化財保護法に規定されている本来の文化財とは、指定等の措置がとられているか否かにかかわらず、歴史上または芸術上等の価値が高い、あるいは人々の生活の理解のために必要なすべての文化的所産を指すもの」とされています。また、文化財保護法では、文化財を有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物・文化的景観・伝統的建造物群の6つの類型にわけて定義しているほか、埋蔵文化財や文化財の保存技術の保護について規定しています。

本市には、文化財保護法で規定されているもの以外にも、地域特有の歴史の中で生まれ、はぐくまれ、今日まで守り伝えられてきた文化財に相当するものが数多く存在します。これらは本市の歴史文化を構成する重要な要素であり、本市の魅力を市内外に発信するための資源としての可能性を有するものです。

このため本計画では、文化財保護法に規定されているものに限定せず、また、指定・未指定の違いに関わらず、上記の文化財の説明に相当し、本市の魅力を示すものを「歴史文化資源」と定義付けて、対象とします。

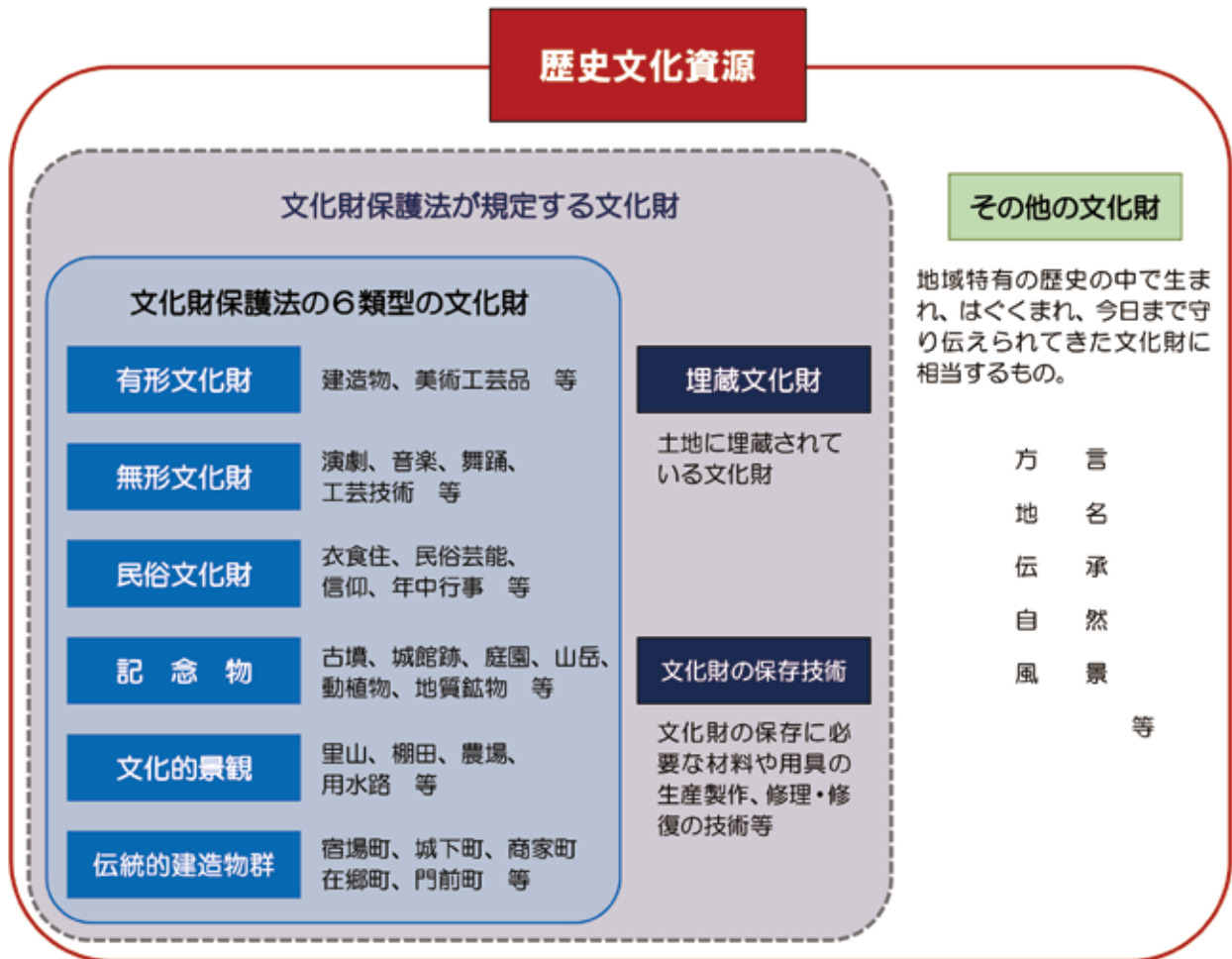


図 序-1：歴史文化資源の定義

3. 計画の位置付け

(1) 本計画の位置付け

本計画は、文化財保護法第183条の3に基づく地域の文化財の保存及び活用に関する総合的な計画として作成します。作成にあたっては、本市の最上位計画である「喜多方市総合計画」（以下「総合計画」という。）及び教育基本法に基づく「喜多方市教育振興基本計画」を踏まえるとともに、「福島県文化財保存活用大綱」を勘案したものとします。

また、本計画は、総合計画に基づく各分野の政策・施策の推進を文化財の保存・活用を通じて推進する計画として位置付けるとともに、関連計画等や個別の文化財に係る計画等と調整、連携、整合を図ります。

特に本市の場合においては、文化芸術基本法に基づき、本計画と同時期に策定している「喜多方市文化芸術推進基本計画」の中で、歴史文化資源の保存と活用、継承を基本目標の一つとして定め、それに基づく施策目標・施策の柱については、本計画と整合を図った上で、密接に関連させることとしました。

次頁以降に、上位計画、関連計画の内容から本計画に関わる部分を抜き出して整理します。

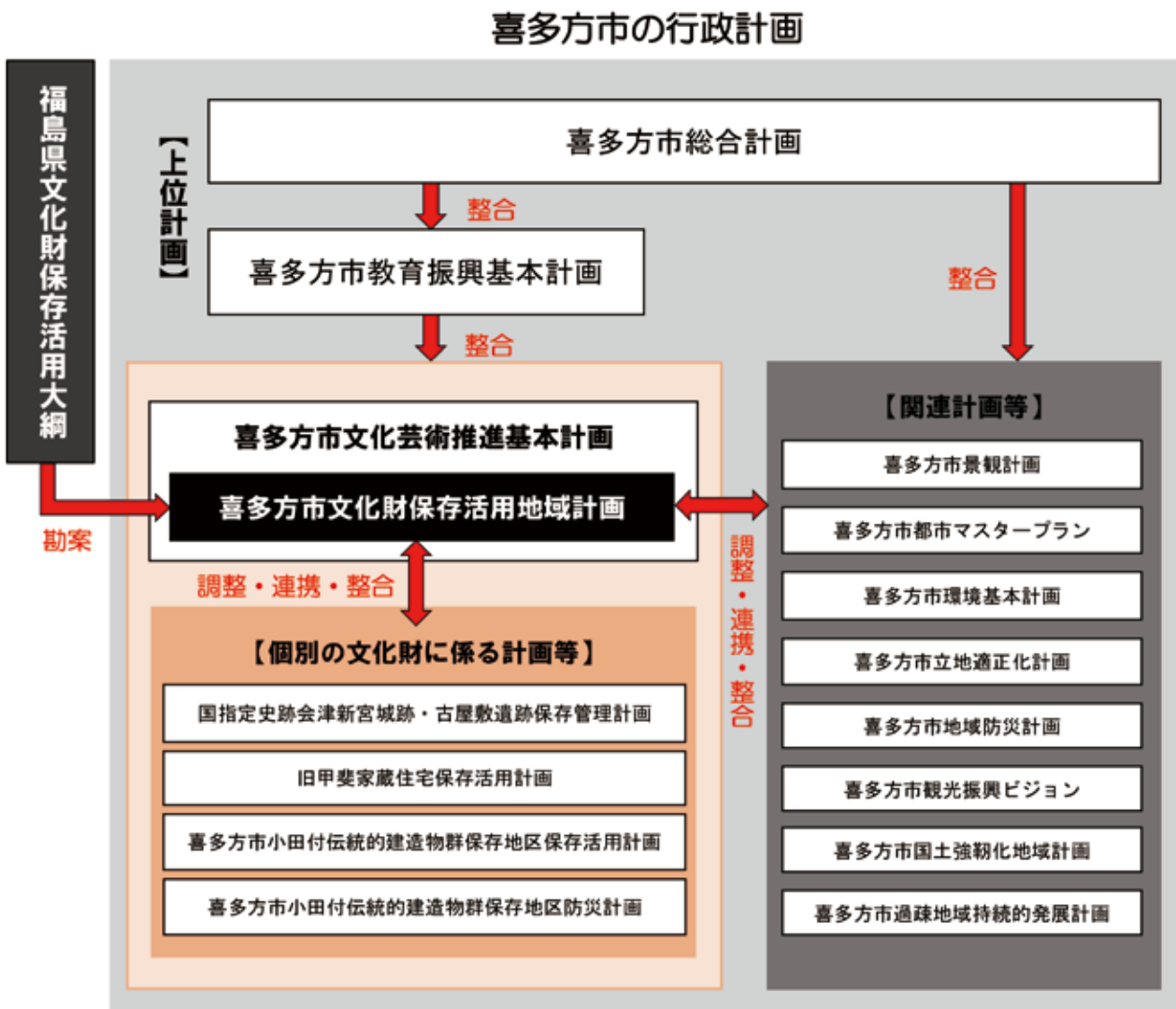


図 序-2：喜多方市文化財保存活用地域計画の位置付け

(2) 県の大綱

福島県文化財保存活用大綱【令和2年(2020)3月】

福島県の文化財の保存と活用のあるべき姿の実現に向かって文化財保護行政の積極的な取組を展開させるために、その保存と活用の基本的な方向性を明らかにし、県内市町村が各種の取組を進めていく上での共通の基盤となる総合的な施策を推進することを目的として策定されたものです。

全体の理念を「地域の文化財をみんなで知って守り、活用して伝え、歴史と文化の豊かさを実感できる魅力あふれる“ふくしま”へ」とし、その実現に向けて7つの基本方針を定めています。

「第3章 文化財の保存と活用を図るために講ずる措置」では、7つの基本方針に対する措置を記載しています。主なものとして、悉皆調査とデータベース化の推進、持続性のある文化財の保存管理とそのため体制づくり、地域の特色ある文化財の活用促進、魅力ある文化財の情報発信の推進、東日本大震災からの復興と防災強化、文化財を地域全体で支えるための関係機関との連携強化等を掲げています。

また、「第4章 市町村への支援の方針」では、「財政的支援」、「人的支援」、「広域連携における調整」、「専門性を補完する支援」の4つの支援策を記載しています。

(3) 市の上位計画

①喜多方市総合計画【令和3年度(2021)見直し】

計画期間：平成29年度(2017)～令和8年度(2026)

本市の最上位計画で、平成29年度(2017)に、これまでの総合計画で固めた基礎の上に、市民と共有する10年後の本市の目指すべき将来像とその実現に資する施策をまとめました。その中で目指すべき将来の都市像を「力強い産業 人が輝く 活力満ちる安心・快適なまち」とし、これを実現するため、4つのまちづくり施策の基本方向(大綱)を定め、市民との協働によるまちづくりを推進しています。

歴史文化に関しては、「大綱2 地域を支え未来を拓く人づくり」の「第3節 歴史・文化」において、「文化芸術の振興・文化芸術活動への支援」、「歴史・文化等の発掘、保護・保存、継承」、「歴史・文化の活用」、「文化施設の整備」の4つの基本事業を掲げています。

②喜多方市教育振興基本計画【令和3年度(2021)見直し】

計画期間：平成29年度(2017)～令和8年度(2026)

「教育基本法」に基づく法定計画で、総合計画との整合性を図りながら、本市の教育を振興するための基本理念と基本目標を掲げ、施策展開の方針と重点施策の内容、その達成目標を明らかにし、本市の総合計画を推進する教育分野の個別計画として策定したものです。

基本理念を「自分と郷土を誇り、自立と共生の精神をもって、たくましく生きる喜多方人の育成」とし、3つの基本目標を掲げています。歴史文化に関しては、「基本目標Ⅲ 歴史・文化・芸術への関心を高め豊かな感性と郷土愛を育む」とし、重点的に取り組む施策として、「文化財の保存と活用」、「埋蔵文化財の保存と活用」、「天然記念物の保護と保存」、「無形民俗文化財の継承と保存」、「郷土資料等の保存と活用」、「伝統的建造物群の保存と活用」を記載しています。

(4) 市教育委員会の関連計画

喜多方市文化芸術推進基本計画【令和5年(2023)3月】

計画期間：令和5年度(2023)～令和9年度(2027)

「文化芸術基本法」に基づく法定計画で、本市の豊富な歴史文化資源や地域資源を活用した文化芸術活動を積極的に行い、市民の郷土に対する誇りや愛着を高め、文化芸術の持つ創造性により日常の中に文化芸術あふれる、喜多方らしいまちづくりを進めるため、文化芸術に関する施策の指針として策定したものです。

基本理念を「文化芸術で出会い、育む 喜多方のひと・まち・みらい ～文化芸術創造都市の形成～」とし、「1文化芸術に接する機会を創出する」、「2歴史文化資源をみんなでまもり、いかし、つなげる」、「3『ひと』と『まち』の仕組みをつくる」の3つの基本目標と「情報発信」の共通の基本目標を定めています。特に「2歴史文化資源をみんなでまもり、いかし、つなげる」における施策目標と施策の柱を、喜多方市文化財保存活用地域計画における課題・方針・措置と同一とし、関連を持たせることで、両計画を密接に連携させ、歴史文化資源をいかした創造的活動を展開するとともに、施策の推進を図ることとしています。

(5) 市の関連計画等

①喜多方市景観計画【平成21年(2009)12月】

計画期間：平成21年(2009)～

「景観法」に基づく法定計画で、総合計画に掲げる将来像の実現のため、豊かで美しい景観を市民との協働により維持・保全し、良好な景観形成を図ることを目的に策定したものです。基本理念を「飯豊連峰に抱かれた田園や歴史文化と人とが共生する景観づくり」とし、景観形成の基本方針「市域全体の景観形成」において、自然景観、農村集落・田園景観、まち並み景観、歴史文化景観について記載しています。また、「建築物等による目指すべき景観形成」では、地域の景観特性の尊重と歴史建造物等との調和に努めることを記載しています。

②喜多方市都市マスタープラン【平成23年(2011)12月】

計画期間：平成23年(2011)～令和12年(2030)

「都市計画法」に基づく法定計画で、総合計画を基本としながら、市がその創意工夫のもとに住民の意見を反映させながら、将来に向けて都市づくりをどのように考え、守り、創り、後世に引き継いでいくかの方針を定めたものです。

将来の都市像を「豊かで元気な農山村と活力ある生活・観光都市 ～人と自然が共生し 水と緑に輝くまちづくり～」とし、基本目標として、「観光・交流」、「産業」、「定住」、「協働」の4つのまちの形成を掲げています。さらに5つの分野ごとに整備方針を定めており、「1居住環境整備方針」においては、蔵や伝統的建築物による歴史と伝統を活かしたまち並み形成の促進等について、「2都市環境・都市景観整備方針」においては、蔵のまち並みや自然景観の保全等について、「3道路・交通整備方針」においては、シンボルロードや幹線道路の整備と市内交通ネットワークの充実、公共交通網の整備等について記載しています。「4産業基盤整備方針」においては、商業地(ふれあい通り商店街[現レトロ横丁商店街]、喜多方駅周辺、小田付地区、塩川商店街)の整備や観光基盤の整備(蔵や水路の活用、観光資源のネットワーク化、体験型観光農業施設の活用)等を掲げ、「5公共施設等整備方針」において、教育文化、地域コミュニティ、観光交流等の各機能の充実と災害に強いまちづくりの推進を図ることとしています。

す。また、喜多方、熱塩加納、塩川、山都、高郷の地域別構想も定めており、それぞれに地域の特性と課題、地域づくりのテーマ、地域の基本構想をまとめています。

③喜多方市環境基本計画【令和4年（2022）3月見直し】

計画期間：平成28年度（2016）～令和8年度（2026）

健全で恵み豊かな環境を確保し、より良好な環境を将来の世代に継承していくことを目的に、持続発展が可能な社会を構築し、人と自然が共生できるまちづくりに取り組むため、平成26年（2014）4月に喜多方市環境基本条例を施行しました。条例に基づき策定した本計画は、その理念の実現に向け、市、事業者、市民が一体となって環境の保全及び創造に関する施策を長期的な視野で総合的かつ計画的に推進するものです。

将来の望ましい環境像を「人と自然が共生できる地球にやさしいまち喜多方」とし、その実現のため、5つの取組の柱を定めています。「取組の柱③地域環境の保全と創造」において、文化財保存活用地域計画の策定による文化財の保全・活用の仕組みづくり、重要伝統的建造物群保存地区の伝統的建造物等の保存活用の推進、専門研究機関との連携による新たな文化財の調査、文化財への関心と継承への意識向上のための情報発信を市の取組として定めています。また、事業者や市民へ向けては、市の歴史や文化への理解、歴史的・文化的資源の保全活動や地域の伝統文化活動への参加、協力を方針としています。このほか、関連する施策として、森林・動植物等の保全や自然環境の活用、良好な景観の形成、環境教育・学習の充実等が掲げられています。

④喜多方市立地適正化計画【平成31年（2019）4月】

計画期間：平成31年（2019）～令和17年（2035）

「都市再生特別措置法」に基づく法定計画で、総合計画等に即しつつ、喜多方市都市マスタープランに包含される計画として、居住や都市の生活を支える都市機能の誘導によるコンパクトなまちづくりと地域公共交通との連携による「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを進めることを目的として策定したものです。

「2課題解決のための誘導方針（ストーリー）」として、拠点性の強化を掲げ、「4『2課題解決のための誘導方針（ストーリー）』に基づいた区域設定」において、都市機能誘導区域を設定しています。この区域では、「商業・観光拠点としての機能向上」を誘導施策とし、そのために歴史的建造物の保存・活用、小田付伝統的建造物群保存地区の整備、旧甲斐家蔵住宅の観光拠点としての整備、景観形成住民協定の拡充等による良好な景観の保全と形成を具体的な施策として記載しています。

⑤喜多方市地域防災計画【令和5年（2023）3月見直し】

計画期間：平成19年（2007）11月～

「災害対策基本法」に基づく法定計画で、市及び市内の防災関係機関が処理しなければならない事務及び業務について総合的な運営を計画したものであり、これを効果的に活用することにより、市域及び住民の生命、身体的財産を保護し、被害を最小限に軽減し、もって社会の秩序維持と公共福祉の確保を図ることを目的としています。

「第2章 災害予防計画」の「第8節 建造物及び文化財災害予防対策」において、市民の文化財に対する防火思想の普及及び火災予防の徹底を図るため、文化財保護強調週間及び文化財防火デー等の行事を通じて、市民の防火・防災意識の高揚を図ることとしています。また、市・市教育委員会、消防機関及び文化財所有者・管理者は、相互に協力し、火災発生時における消火活

動の円滑な対応を図るため、防火訓練あるいは図上訓練を随時行うものとしています。

「第3章 災害応急対策計画」の「第21節 文教対策」において、「社会教育施設（文化財）の応急対策計画」を記載しており、建物及び搬出不可能な文化財等の対策として、常に防災診断等を行い、予防及び応急対策の計画を立て文化財等の保全に努めることとしています。また、建造物等が被災した場合は、崩壊損壊・崩落する危険性が高いが被害の程度によっては復旧が可能であることから、部材の保全に留意することとしています。

⑥喜多方市観光振興ビジョン【令和3年（2021）3月】

計画期間：令和3年度（2021）～令和8年度（2026）

総合計画の分野別計画として位置付けるものであり、本市観光の目指す姿（将来像）とその実現に資する施策の方向性を示すものです。本市の豊富な地域資源をより効果的に活用していくことにより、本市の特色をさらに生かした観光振興を図るため、中長期的かつ戦略的な視点から各種施策を展開できるようにすることを目的としています。

本市観光の目指す姿（将来像）を「地域の資源^{たから}が生きる、出会いと発見・感動あふれる観光のまち喜多方～もっとゆっくり もっとじっくり もっと好きになるまち喜多方～」とし、施策の柱として、地域特性を生かした観光の魅力づくり、誘客宣伝活動の推進と受入体制の充実、広域観光と外国人観光客の誘客推進、グリーン・ツーリズムの推進、物産の振興の5つを掲げています。「〔施策の柱1〕地域特性を生かした観光の魅力づくり」では、旧甲斐家蔵住宅を観光・情報発信拠点とした観光誘客、伝統的建造物群保存地区や蔵のまち並み等の魅力再構築、新宮熊野神社長床等の歴史的・文化的資源の活用のほか、誘客効果の高い日中線しだれ桜並木、三ノ倉高原花畑をはじめとした花でもてなす観光の推進、既存の観光資源の磨き上げと新たな観光資源の発掘・活用による魅力創出、各種イベントの継続・拡充・見直し等を施策として掲げています。このほか、「〔施策の柱2〕誘客宣伝活動の推進と受入体制の充実」において情報発信と人材育成、二次交通の充実等、「〔施策の柱3〕広域観光と外国人観光客の誘客推進」において広域観光による魅力的なエリアづくりと外国人観光客の誘客等、「〔施策の柱4〕グリーン・ツーリズムの推進」において多彩な体験プログラム等の活用と都市・農山村との交流等、「〔施策の柱5〕物産の振興」においてラーメンやそば、日本酒等の知名度を生かした更なる物産の振興等の施策を掲げています。

⑦喜多方市国土強靱化地域計画【令和3年（2021）3月】

計画期間：令和3年度（2021）～令和8年度（2026）

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」に基づく法定計画で、本市における国土強靱化に関して、総合計画と整合を図り、喜多方市地域防災計画や喜多方市都市マスタープラン等の分野別事業計画等の指針として位置付けるものです。

想定すべき災害リスクとそれに対するリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を設定し、現行施策の課題等を分析・評価した上で推進方針を策定しています。

「8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失」の項目においては、貴重な文化財が将来にわたり適切に管理されるよう、文化財所有者等へ対し防災設備や耐震化への意識啓発を行うこと、文化財保存活用地域計画において防災・防犯に関する現状や課題を整理し、防火・防犯・耐震対策等に関する取組の方向性を記載すること、伝統的建造物群保存地区においては、防災計画を策定し、災害時に計画に基づく行動を速やかにとれるよう、日頃からの良好なコミュニティ維持を働きかけること等の推進方針を掲げています。

⑧喜多方市過疎地域持続的発展計画【令和3年（2021）4月（令和4年6月一部変更）】

計画期間：令和3年度（2021）～令和7年度（2025）

「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づく法定計画で、本市の持続的発展に資する各種施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定したものです。

本市の将来の都市像を「力強い産業 人が輝く 活力満ちる安心・快適なまち」とし、この都市像の実現に向けて、地域の特性を生かした力強い産業づくり、地域を支え未来を拓く人づくり、安全・安心、思いやりのある、人にやさしいまち・くらしづくり、自然との共生と元気なふるさとづくりの4つを基本方針としています。歴史文化の対策については、「11地域文化の振興等」において、文化芸術の振興・文化芸術活動の支援、歴史・文化の保存・整備、無形民俗文化財の継承と継承者育成、伝統的な町並みや建造物の保護・保存、豊かな自然の魅力や情報の発信、調査成果の公開や講座の開催、文化施設の整備等を掲げています。

（6）個別の文化財に係る計画等

①国指定史跡会津新宮城跡・古屋敷遺跡保存管理計画【平成25年（2013）3月】

本市に所在する2つの国指定史跡である「古屋敷遺跡」（平成12年12月14日指定）、「会津新宮城跡」（平成21年7月23日指定）の保護・保存を図り、整備と活用に資するとともに、2つの史跡の持つ内容、歴史的意義を良好に次世代に継承していくことを目的に策定したものです。

計画の策定にあたっては、専門識者と地区代表からなる喜多方市国指定史跡保存管理整備検討委員会を設置し、平成22年度（2010）～24年度（2012）の3か年度にわたって検討を行いました。計画では、両史跡を取り巻く自然・歴史的環境と現状を踏まえ、両史跡の本質的価値と構成要素を明確にし、それらを適切に保存管理するための方針や方法、具体的な現状変更の取扱いについて定めています。さらに両史跡を中心としたより良い保存、公開、活用環境を維持していくため、整備と活用の方針や周辺地域の景観、関連文化財等、管理運営及び体制整備についても検討を行っています。

「第6章 今後の課題」では、両史跡の学術的価値と課題、行政的課題をそれぞれまとめており、平成26年度に開催された検討委員会において、課題の解決と史跡の整備・活用を検討する上で、詳細な内容確認調査の実施の必要性が提言されたことを受け、平成27年度（2015）～令和元年度（2019）までの5か年間で古屋敷遺跡の内容確認調査を実施しました。その成果については、令和4年（2022）3月刊行の『喜多方市文化財調査報告書第35集 古屋敷遺跡発掘調査報告書－国指定史跡内容確認調査－』にまとめました。その中で今後の取組として、調査成果を踏まえた国指定史跡としての価値を損なわない古屋敷遺跡の整備・活用方針の検討、会津新宮城跡の内容確認調査の実施、それらについて指導・助言を行う調査指導整備活用検討委員会の設置等が示されています。

②旧甲斐家蔵住宅保存活用計画【平成31年（2019）3月】

旧甲斐家蔵住宅は、平成13年度（2001）に店蔵・座敷蔵・醤油蔵の3棟が国登録有形文化財に登録され、平成28年度（2016）の美術品等の所蔵品台帳整備、建物詳細調査を経て、「蔵のまち喜多方」の代表的建造物である同住宅を保存・活用し、「喜多方の蔵文化」を後世に伝えるべく本市が取得したものです。

計画内では、保存管理・環境保全・防災・活用の各計画について定めています。「第2章 保存管理計画」においては、敷地内に所在する建築物と各居室の現況と破損状況について記載する

とともに、調査によって判明した文化財的価値や後世の改修等に応じて、保存部分、保全部分、その他部分の3つの保護の方針を設定し記載しています。「第3章 環境保全計画」では、庭や煉瓦塀、水路等の工作物等について保全の方針を定め、「第4章 防災計画」では、各建築物等の構造を示した上で、防災設備（防火・防犯設備）整備計画を記載しています。また、「第5章 活用計画」において、遵守すべき法令や関連計画を整理した上で、公開活用するための基本方針と平面計画を示しています。

なお、令和3年（2021）10月に旧甲斐家主屋、味噌蔵及び麴蔵、稲荷社、表門、裏門、東塀及び北塀、南塀の7件が新たに国登録有形文化財に登録され、令和4年（2022）5月に旧甲斐家庭園として敷地全体が県の名勝に指定されています。

③喜多方市小田付伝統的建造物群保存地区保存活用計画【令和3年（2021）12月改正】

小田付地区は、天正年間の町割に始まり、定期市により会津北方の交易の中心として発展を遂げた在郷町であり、江戸時代には酒や味噌・醤油の醸造業も盛んになりました。江戸時代末期までに発展した地割が良好に残り、その上に用途や規模が異なる多様な土蔵が建ち並ぶ特徴的な町並みを形成していることから、平成30年（2018）3月30日に文化財保護法に基づく伝統的建造物群保存地区として地区決定しました。また、地区内の保存事業を計画的に進めるため、「喜多方市伝統的建造物群保存地区保存条例」第3条の規定に基づき、同日付けで「喜多方市小田付伝統的建造物群保存地区保存計画」を定めました。平成31年（2019）4月1日の改正文化財保護法の施行に伴い、標記規則が改正されたことを受け、文化庁からの事務連絡による作成例に従い、同計画に保存及び活用のための推進体制や具体的な事業計画を追加記載し、令和3年（2021）3月23日に「喜多方市小田付伝統的建造物群保存地区保存活用計画」として告示しました（現在までの最終告示は特定物件の追加等を行った令和3年12月22日です）。

計画内では、上記のほか、地区の歴史や現況、特性、保存物件の特定、保存整備計画、助成措置等、保存及び活用のため必要な拠点・防災施設等及び環境の整備等についても記載しています。

④喜多方市小田付伝統的建造物群保存地区防災計画【令和5年（2023）3月】

在郷町・醸造町として栄えた小田付地区は、伝統的な地割を良好に残し、古い木造家屋が群として建ち並ぶ半面、細長い敷地の中に隣と接して建物が建てられる等、火災に対する脆弱性が懸念されます。また、家屋は増改築を繰り返してきた経過から、大規模な地震における被害が想定されます。さらに喜多方市は豪雪地帯に指定されており、冬期の積雪量が多く、建物に与える影響は少なくありません。

これらのことから、令和2・3年度（2020・2021）の2か年にわたり、災害に関する分析調査を実施し、保存地区における災害特性の把握とそれらの対策に関する成果をまとめた『喜多方市小田付伝統的建造物群保存地区防災計画策定調査報告書』を参考とし、保存地区の災害に対する人命への安全性の確保、財産の保全及び歴史的風致の維持・向上を実現させることを目的として、「喜多方市小田付伝統的建造物群保存地区保存活用計画」に基づいて、防災施設等整備事業の実現に向けた防災対策の基本方針と、今後取り組むべき防災施策の指針を示すものとして策定したものです。

この計画において想定する災害は、火災、地震、雪害とし、さらに積雪時や地震時の火災、積雪時の地震等の複合災害も対象としており、それらに対する方策と実施時期（継続、短期、中・長期）や実施主体の役割分担（所有者等、地区・保存団体等、市）等を示した防災施設等整備計画を記載し、計画的に整備を進めていきます。

4. 計画期間

本計画は、令和5年度（2023）～令和9年度（2027）までの5年間を計画期間として定め、この5年間を第1期とします。

本計画の上位計画に位置付けられる「喜多方市総合計画」と「喜多方市教育振興基本計画」が、令和8年度（2026）に満了することから、これらの計画の更新内容を反映させるため、令和9年度（2027）に本計画の内容及び期間等を見直し、第2期として更新します。

また、国の施策やそのほか社会経済情勢、本市の歴史文化資源を取り巻く環境等に変化が生じ、歴史や文化に関わる項目に大きな変更がある場合等には、計画期間中であっても適宜計画の見直しを行うこととします。見直しの結果、計画期間の変更、市域内に所在する歴史文化資源の保存に影響を及ぼすおそれのある変更及び本計画の実施に支障が生じるおそれのある変更を行う場合は、計画の変更について県・文化庁と協議し、文化庁長官による変更の認定を受けるものとします。また、それ以外の軽微な変更の場合については、県を通じて文化庁へ報告を行うこととします。

年度	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)	令和13 (2031)	令和14 (2032)
総合計画	喜多方市総合計画				次期 喜多方市総合計画					
教育振興基本計画	喜多方市教育振興基本計画				次期 喜多方市教育振興基本計画					
地域計画	第1期 喜多方市文化財保存活用地域計画				第2期 喜多方市文化財保存活用地域計画					

図 序-3：喜多方市文化財保存活用地域計画の計画期間

本計画の進捗管理及び評価については、所有者等や関連団体からヒアリングやアンケート調査等を行った上で、市が文化財保護審議会に毎年度の計画の進捗を報告し、文化財保護審議会が計画内容と現状の比較、評価を行うとともに、計画変更・修正の必要性やその内容について審議します。また、本計画の措置（具体的な事業）が文化行政以外の他分野にわたることから、市の行政評価²等において実施するものとします。

なお、計画の更新にあたっては、本計画の措置により得られた内容や成果等を、随時「歴史文化資源データベース」へ追加・更新していき、第2期計画において、関連文化財群の設定や文化財保存活用区域の充実、措置（具体的な事業）等へ反映することを目指します。

² 本市の行政評価は、「施策評価」と「事務事業評価」で構成されています。「施策評価」は、総合計画に定められている施策を評価するものであり、総合計画審議会において外部評価（第三者評価）を実施しています。「事務事業評価」は、総合計画「実施計画」の事務事業を対象としており、事務事業評価推進本部会議において内部評価（自己評価）を実施するとともに、外部評価委員会を設置し、有識者による評価を実施しています。

5. 計画作成の体制

(1) 計画作成の体制

本計画の作成にあたっては、喜多方市文化財保護条例第31条第3項に定める文化財保護審議会臨時委員によって組織される「喜多方市文化財保存活用地域計画策定部会」（以下「策定部会」という。）を中心に検討しました。

策定部会では、事務局より提出した計画案を検討・協議し、策定部会で検討・協議された計画案は、喜多方市文化財保護審議会に報告しました。喜多方市文化財保護審議会は、喜多方市教育委員会の諮問を受け、計画案の審議を行った上で答申しました。

また、本計画の措置（具体的な事業）は、文化行政以外の他分野にもわたることから、計画案は関係部局で組織する庁内検討委員会にも報告し、計画案の内容に関する意見聴取を行いました。

以降に、策定部会委員名簿、喜多方市文化財保護審議会名簿及び庁内検討委員会名簿を掲載します。

表 序-1：喜多方市文化財保存活用地域計画策定部会委員名簿（文化財保護審議会臨時委員：敬称略）

氏名	区分	団体等	分野及び備考
若林 繁	学識経験者	福島県文化財保護審議会委員	彫刻、部会長
小澤 弘道	文化財保護審議会	喜多方市文化財保護審議会	歴史・民俗、副部会長
岩崎 真幸	学識経験者	元東北学院大学文学部教授	民俗
鈴木 俊行	学識経験者	福島県文化財保護審議会委員	天然記念物
辻 秀人	学識経験者	東北学院大学教授	考古
野原 卓	学識経験者	横浜国立大学大学院准教授	まちづくり・都市計画
守谷 早苗	学識経験者	福島県文化財保護審議会委員	歴史
伊関 聡	まちづくり団体	会津北方小田付郷町衆会	まちづくり団体
大竹 善晴	文化財保護団体	新宮地区重要文化財保存会	文化財保護団体
渡部 修	文化財保護団体	新宮地区重要文化財保存会	文化財保護団体
中丸 久雄	無形民俗保存団体	慶徳稲荷神社お田植まつり保存会	無形民俗保存団体
和田 典久	無形民俗保存団体	慶徳稲荷神社お田植まつり保存会	無形民俗保存団体
紺野 修	オブザーバー	福島県教育委員会文化財課	
山本 友紀	オブザーバー	福島県教育委員会文化財課	

表 序-2：喜多方市文化財保護審議会委員名簿（敬称略）

氏名	分野	団体等
真壁 俊信	歴史・文化	元財団法人神道体系編纂会常務理事
小澤 弘道	民俗・歴史	日本民俗建築学会評議員
後藤 悦子	民俗	会津型研究会員
小檜山 満好	建造物	福島県建築士会喜多方支部理事
佐藤 勝	自然・地質	会津化石研究グループ会員
藤原 妃敏	考古	元県立博物館専門員

氏名	分野	団体等
遠藤 仁	郷土史	郷土史研究者
山口 健次	郷土史	メグスリノキ・巨樹巨木保全協議会会長
滝沢 玲子	自然・植物	会津生物同好会理事
塚本 麻衣子	美術	福島県立博物館副主任学芸員
横山 文弘	郷土史	元喜多方市職員（社会教育主事）

表 序-3：多方市文化財保存活用地域計画作成にかかる庁内検討委員会名簿（敬称略）

職名	備考
企画政策部長	副委員長
総務部長	
市民部長	
保健福祉部長	
産業部長	
建設部長	
教育部長	委員長
熱塩加納総合支所長	
塩川総合支所長	
山都総合支所長	
高郷総合支所長	

（２）計画作成の経過

喜多方市文化財保存活用地域計画策定部会は、令和２年度に２回、令和３年度に３回、令和４年度に３回の合計８回の部会を開催しました。各策定部会等の開催時期及び主な協議内容は以下のとおりです。なお、同月内に複数回開催した場合は、開催時期に月のみを記載しています。

①令和２年度（2020）

開催時期	名称	主な協議内容
6月24日	R2第1回市文化財保護審議会	計画の概要、策定の推進体制について 等
10月23日	喜多方市教育委員会	喜多方市文化財保護審議会へ計画の諮問
10月29日	R2第2回市文化財保護審議会	計画策定の進め方、推進体制について 等
11月5日	第1回策定部会	計画策定の概要説明、作成手順・今後の進め方 等
12月～ （～令和3年7月）	各種アンケートの実施	行政区長、文化財所有者、市民（3,000人）
1月29日	R2第3回市文化財保護審議会	計画策定の進捗報告（第1回策定部会結果報告）
2月18日	第2回策定部会	記載項目ごとの進め方、スケジュールと各役割 等
3月23日	R2第4回市文化財保護審議会	計画策定の進捗報告（第2回策定部会結果報告）

②令和3年度（2021）

開催時期	名 称	主な協議内容
5～6月	第1回庁内検討委員会	計画策定の概要説明、「事業調べ」の依頼
6月30日	第3回策定部会	市の歴史文化の特徴の考え方 等
7月30日	R3第1回市文化財保護審議会	計画策定の進捗報告（第3回策定部会結果報告）
10月20日	R3第2回市文化財保護審議会	計画策定の進捗報告
9月24日	策定部会委員市内巡見①	策定部会委員による市内歴史文化資源の現地視察
9月27日	策定部会委員市内巡見②	策定部会委員による市内歴史文化資源の現地視察
11月22日	第4回策定部会	市の歴史文化の特徴、課題・措置・方針 等
1月20日	R3第3回市文化財保護審議会	計画策定の進捗報告
2月	第2回庁内検討委員会	「事業調べ」の集約結果、今後の予定 等
3月	ワークショップ	2会場（喜多方プラザ・山都公民館）で開催
3月18日	第5回策定部会	計画案について（序章～第3章） 等
3月22日	R3第4回市文化財保護審議会	計画策定の進捗報告（第4・5回策定部会結果報告）

③令和4年度（2022）

開催時期	名 称	主な協議内容
5月26日	R4第1回市文化財保護審議会	今年度の計画策定の進め方、スケジュール等確認
6月28日	第6回策定部会	文化財保存活用区域の設定、区域内の措置 等
7月	第3回庁内検討委員会	文化財保存活用区域の設定、区域内の措置 等
9月29日	第7回策定部会	保存・活用に関する方針、措置、文化財保存活用区域 等
10月	第4回庁内検討委員会	序章～第6章に係る意見聴取
11月15日	R4第2回市文化財保護審議会	計画の事前審議
12月14日	第8回策定部会	序章～第7章（計画全体）に係る意見聴取
1月	第5回庁内検討委員会	序章～第7章（計画全体）に係る意見聴取
1月10日	R4第3回市文化財保護審議会	計画の本審議
2月10日～3月6日	パブリックコメント制度による意見募集	
3月13日	R4第4回市文化財保護審議会	計画の最終審議
3月16日	喜多方市教育委員会	喜多方市文化財保護審議会より答申

第1章

喜多方市の概要

1. 自然的・地理的環境

(1) 位置

本市は、福島県の北西部、東京から約250km圏域内に位置します。会津盆地の北部に位置することから、本市の市街地を中心に古くは「北方」と称されていました。市域は、東西約59km、南北約50km、総面積554.63km²であり、県下第6位の規模を有しています。北は山形県米沢市・同県飯豊町、東は北塩原村、西は西会津町・新潟県阿賀町、南は会津若松市・会津坂下町・湯川村・磐梯町と接しています。



図 1-1：喜多方市の位置（国土地理院地図白地図を基に作成）

(2) 地形

本市域は奥羽山脈の南端部にあたり、会津盆地北部の中央低地と飯豊山地に属する北部の山地と西部の山地、奥羽脊梁山脈に含まれる東部の山地で構成されます。中央低地の大部分は標高が170～220mで、南流する複数の河川が形成した緩やかな傾斜の複合扇状地です。

北部の山地は標高1,000m以上の峰が連なる大起伏山地とその南方の中起伏山地からなり、北西に屹立する標高2,000m級の飯豊連峰に連なります。

西部の山地のほとんどは、高度の低い丘陵性山地である山麓地と阿賀川等河川の河岸段丘地域です。

東部山地は大塩川から北側が山麓地、南側が山麓斜面の様相を呈する火山麓地が広がっており、この火山麓地は、猫魔火山の噴火により形成された直径2.5kmの外輪山の西側斜面にあたり、外輪山の内側にはカルデラ湖である雄国沼おぐにぬまがあります。

これらのことから本市域の地形は、扇状地性の低地、河岸段丘、山麓地、火山麓地、山地の5地形に大別できます。

飯豊山（標高2,105m）から中央低地の阿賀川河畔（標高約170m）まで、本市の標高差はおよそ2,000mあり、福島県内でこれだけの標高差を持つ自治体はほかにありません。この標高差は河畔植物群から高山帯植物群まで、多様な環境に適応した幅広い植物相や動物相を生み出し、人々のくらし等にも影響を与え、多様な文化を発達させてきました。

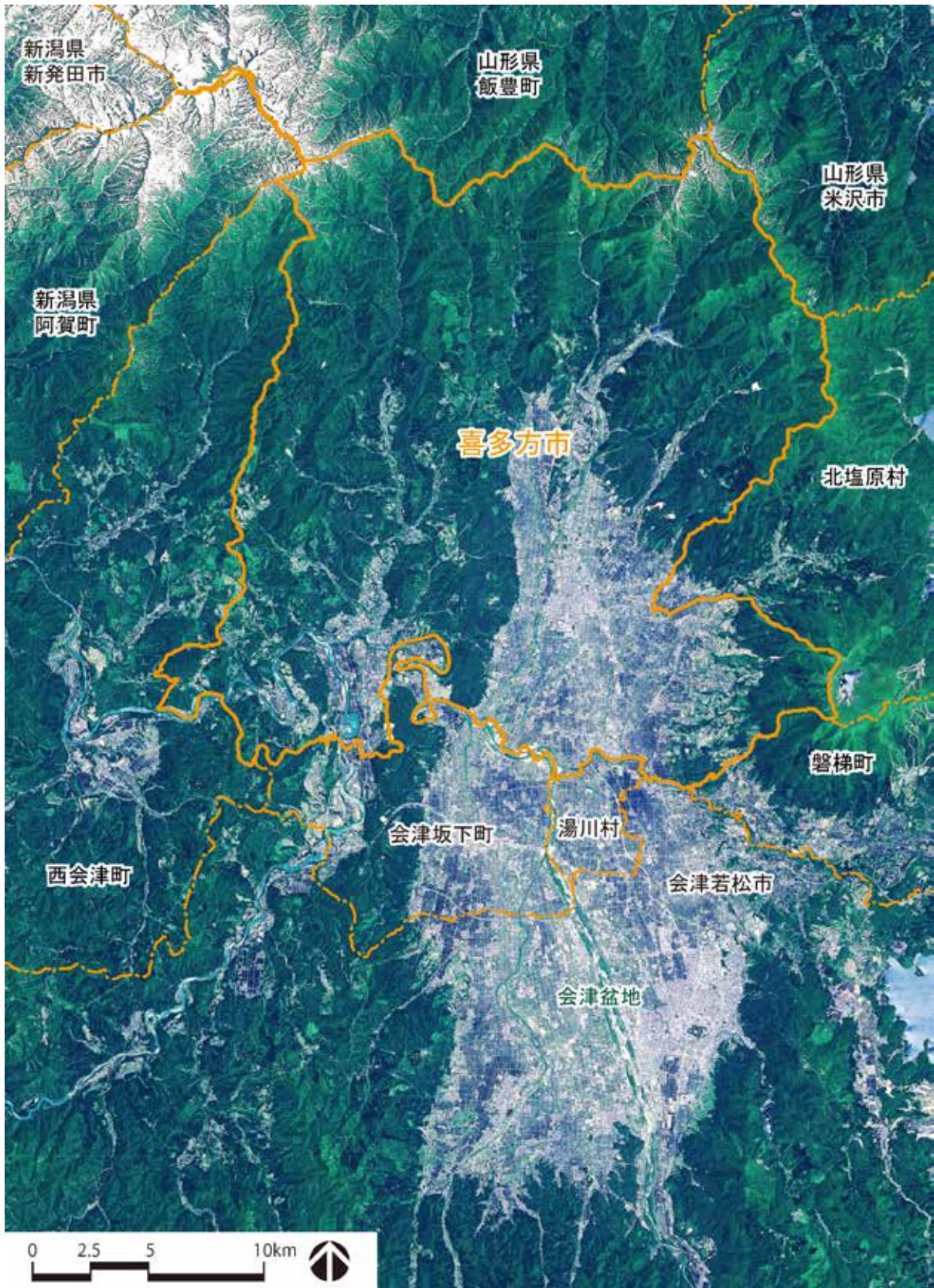


図 1-2 : 会津盆地と喜多方市の位置
 (国土地理院電子地形図25000のデータを基に作成)

①山系

北部の山地には、東北地方第5位の高峰である標高2,105mの飯豊山をはじめとして、地形分類上飯豊山地の一部に属する標高1,000m以上の山々が連なっています。北西から、新潟・山形県境にある飯豊山・種蒔山・三国岳いぼいわやま・疣岩山いぼいわやま・地蔵山と標高1,500m以上の山々が連続した峰を形成しています。県境の中央には牛ヶ岩山あかくずれやま・赤崩山あかぶせやま・大塚山、北東には飯森山はちぶせやま・鉢伏山つがみね・梅峰つがみねが連なります。赤崩山から南に続く山稜に曾倉山・黒森山が、疣岩山から南に続く山稜に代塚山とやもりやま・鳥屋森山等標高1,000m級の山が連なります。

西部の山地には、大平山や鳥屋峠山とやとげやま・堂峰山どうみねやま等の標高500m程の山が南へと続き、山稜は枝分かかれし、その先の稜線上に富士山かざこしやま・風越山等の丘陵性山地が連なります。阿賀川の対岸には鳥屋山とやさん・高寺山があります。

東部の山地には、北塩原村との境に標高1,443mの高曾根山こうぞねやまがあり、高度を下げながら南西に続く山稜端部に大仏山、南東には猫魔火山の外輪山である雄国山があります。中央低地の西縁には、縁辺を沿うように北から南へ高森山・館山・琴平山・虚空蔵森等500～300mの低山地が連なっています。

②水系

東から日橋川にっぽしがわ、北から一ノ戸川・五枚沢川・二ノ沢川・濁川にごりがわ・野辺沢川・押切川おしきりがわ・田付川たづきかわ・姥堂川うばどうがわ・大塩川等の河川が流れています。これらの河川は、盆地の南から北流してくる阿賀川に合流し、西北西に流路をとって只見川ただみがわと合流し、県境を越え新潟県で阿賀野川あがのがわと名を変えて日本海に注いでいます。また、飯豊山麓の御沢上流部に位置する飯豊連峰の大滝等、本市の自然景観形成の重要な要素ともなっています。

本市では主に河川の水を生活用水や農業用水として使用してきましたが、特に飯森山からの水系は日中ダム（日中ひざわ湖）に貯水され、飲料水や農業用水への利用や、水力発電による電力の供給も可能になりました。

また、自然湧水や地下水も豊富であり、昔から生活用水や伝統的な地場産業である清酒や醤油等の醸造業に利用されてきました。

しかし、近年は、市街地での湧水の減少や地下水位の低下が顕在化しており、その要因として河川改修や圃場整備等による流水路の整備、冬期間の道路消雪用水等が考えられています。



写真 1-1 : 飯豊山



写真 1-2 : 阿賀川

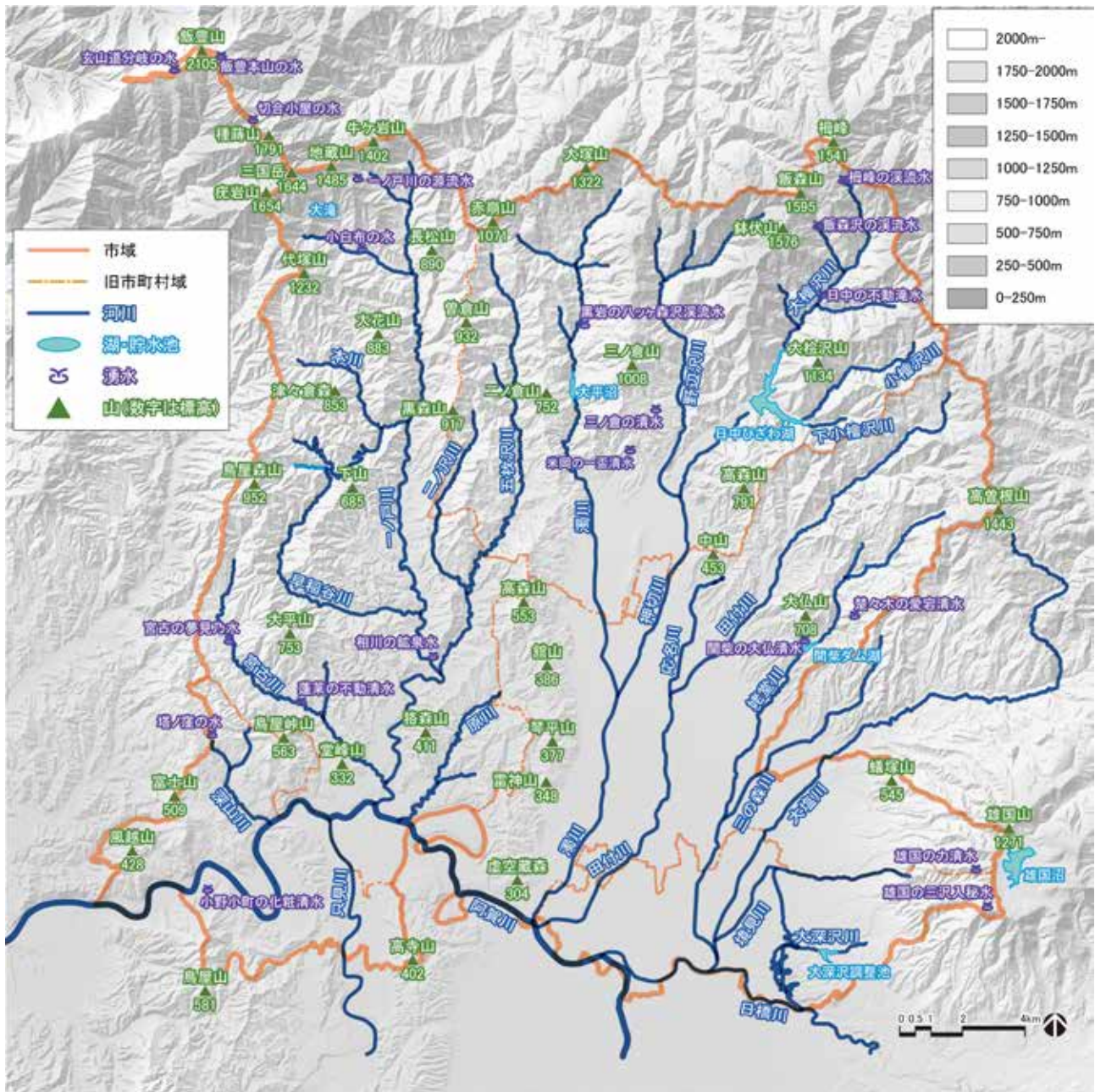


図 1-3 : 喜多方市域の主な河川・湧水・山
 (国土地理院基盤地図情報数値標高モデルを基に作成)

(3) 地質

市域各地で阿賀川に流れ込む河川は、丘陵地域の岩盤を侵食しながら蛇行し、かつ上流から運んできた土砂を河床に堆積させたため、阿賀川流域には4～5段の河岸段丘が形成されています。喜多方市街地が広がる会津盆地とこれらの河岸段丘の堆積物は、中期更新世から完新世の河川堆積物によって形成されたものです。

これに対して、本市域では会津盆地と河岸段丘を取り囲むように東西の両丘陵・山地が隆起する構造が発達しており、これらの丘陵・山地は中期中新世の海成層、後期中新世から前期更新世の海成層及び火砕流堆積物を中心に構成されています。

東部山地は、大塩川を起点として、北側は中期中新世の海成層や前期更新世の火山岩類を中心に構成されており、南側は前期更新世の猫魔火山噴出物の溶岩や火山砕屑物によって形成された外輪山を主としています。

市域の北西側に広がる飯豊連峰付近は中生代（三畳紀～白亜紀）の堆積岩と花崗閃緑岩によって構成されています。その南側には後期中新世～完新世の地層が露出しています。このうち、海底火山の噴出物を主とした緑色凝灰岩は「荻野石」と呼ばれ、建材に利用されています。また、1,000～900万年前に堆積した塩坪層は、海生生物や海生哺乳類の化石が多く産出することから、「塩坪化石層」として市の天然記念物に指定されています。塩坪層から産出した「アイヅタカサトカイギユウ」の化石は、新種のカイギユウとして福島県の天然記念物に指定されており、鯨類化石や貝化石等とともに「カイギユウランドたかさと」に展示されています。



図 1-4：喜多方市域の地質（GSJ、AIST、20万分の1日本シームレス地質図を基に作成）

(4) 気候

本市の気候は、基本的に日本海側気候に区分されます。日中や年間の寒暖の差が大きく、夏は蒸し暑く冬は北西季節風が吹き、降雪量も多く寒さも厳しいという盆地性の内陸性気候の特徴を有しています。

気象をアメダス喜多方（北緯37度39.5分・東経139度51.8分・標高212.0m）の平成3年（1991）～令和2年（2020）の平年値をみると、年平均気温11.4℃、年降水量1,555.8mmとなっています。

冬季（12～2月）は、平均気温は氷点下となり、降雪による降水量が増加します。この時期の積雪は平均1～2m、多いところでは3mに及ぶことから、豪雪地帯対策特別措置法に基づいて、喜多方・塩川地域が豪雪地帯³、熱塩加納・山都・高郷地域が特別豪雪地帯⁴に指定されています。

ただし、近年の積雪は1m前後で推移し、盆地内の喜多方・塩川地域では1mに満たない年もあります。

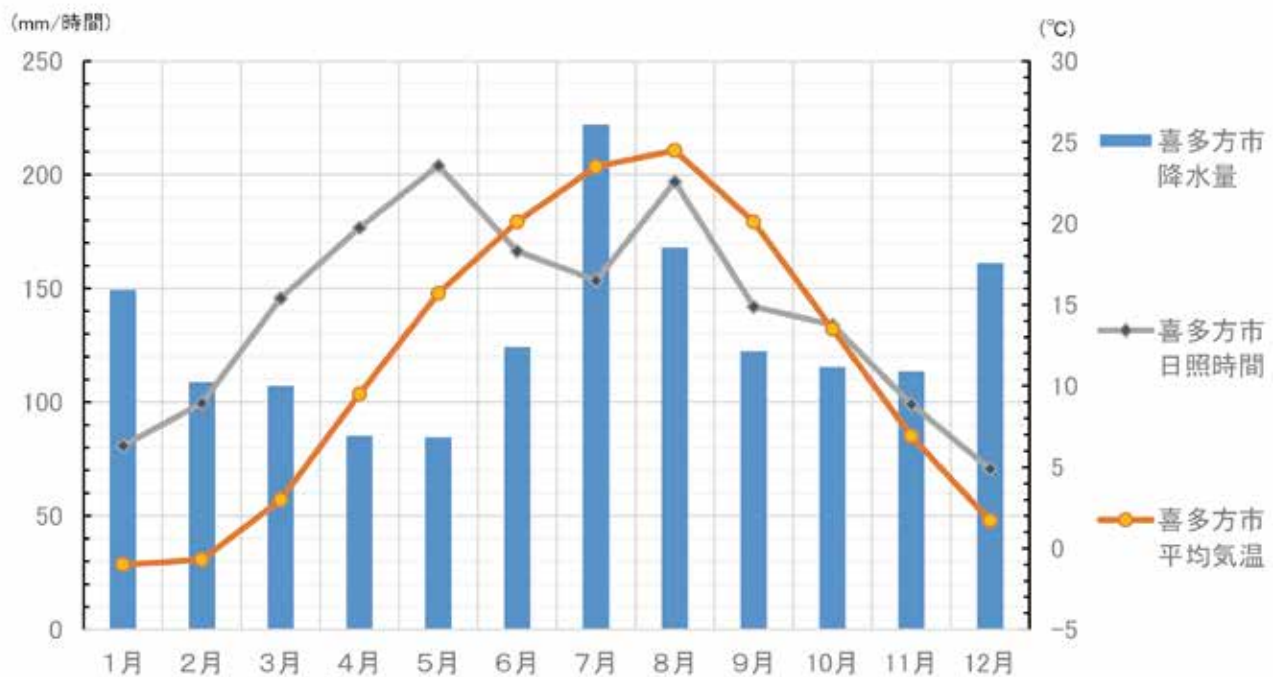


図 1-5：喜多方市の降水量・日照時間・平均気温の比較

（気象庁「過去の気象データ」：平成3年～令和2年までの過去30年間の観測値の平均値を基に作成）

3 積雪が特にはなはだしいため、産業の発展が停滞的で、かつ、住民の生活水準の向上が阻害されている地域で、豪雪地帯対策特別措置法第2条第1項に基づき指定された地域です。

4 豪雪地帯のうち、積雪の度合いが特に高く、かつ、積雪により長期間自動車の交通が途絶するなどにより住民の生活に著しい支障が生じる地域で、豪雪地帯対策措置法第2条第2項に基づき、指定された地域です。

(5) 動植物

①植物

本市域の大部分は山地帯に属し、夏緑樹林が広がっています。飯豊山地の上部は亜高山帯と地理的に高山帯に属します。また、植物区系で日本海地域に区分され、特有の植物が広く分布しています。北部山地では、標高1,400m付近まではブナの自然林となり、林床にはヒメアオキ・ヒメモチ・ユキツバキ等が生育し、雪崩のない尾根筋にキタゴヨウ・アシウスギ（飯豊スギ）等の針葉樹、雪崩地の山腹急斜面にヒメヤシャブシ・タニウツギ等の低木、沢沿いの湿性にサワグルミ・トチノキ等の林が分布します。飯豊山地は豪雪のため偽高山帯と呼ばれ、ブナの自然林の上部にはオオシラビソの針葉樹林がなく、背の低いダケカンバやミヤマナラ等の低木群落は森林限界まで続いています。ただし、梅峰山頂にはオオシラビソが分布します。森林限界を過ぎた所には、ハイマツ群落があり、雪田植生にハクサンコザクラ等、乾生草原にタカネマツムシソウ等の高山植物が開花します。

西部と東部の山地では、標高800m以上のブナの薪炭林地跡等にブナ-ミズナラ群落は広がり、標高700m以下の低山地や丘陵地の里山には萌芽力の強いコナラの雑木林や、乾燥・貧栄養に強いアカマツ林が広がり、山裾にはスギの植林地、放置された土地等にはススキ草原が広がっています。

中央低地は、自然状態ではヨシ原にハンノキが被いますが、ほとんどが水田や畑地として開発され、その姿を塩川地域にわずかに見ることができます。ホタルブクロ・フデリンドウ等の野草、ミミナグサ等の雑草、スイバ等の人里植物と草本の群落が中心となっていますが、ミチタネツケバナ等の帰化植物が繁茂し、種類数・個体数も増え続け、在来植物との区別が難しくなっています。

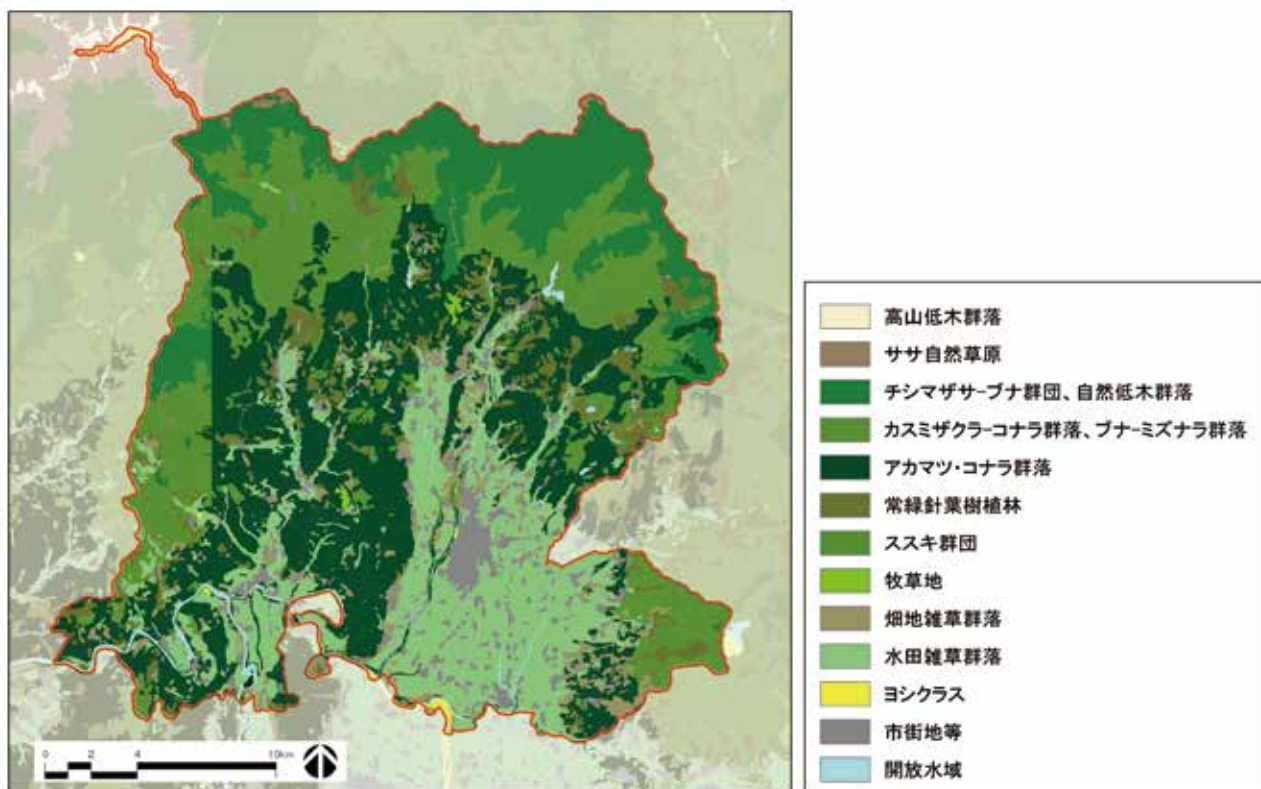


図 1-6 : 喜多方市域植生図

(第5回自然環境保全基礎調査植生調査結果を基に作成)

②動物

豊かな自然の中にたくさんの動物が成育しているのが特徴です。

陸封型イトヨ、ギフチョウ・キマダラルリツバメは市天然記念物として保護の対象となっていますが、生息環境の悪化や乱獲による個体数の減少が懸念されています。

里山のホタルやオオムラサキを見守っている地域では、管理者の高齢化が現実問題として心配されます。

また、原野や湿地・湖沼・雑木林等動物の生息地の荒廃や減少、生活排水による水質汚濁、河川改修工事等による生息環境の悪化、本来生息していなかった外来生物の侵入等により既存の生態系への影響が懸念されています。

表 1-1：喜多方市域に生息する主な動物

ほ乳類	ニホンツキノワグマ・ニホンカモシカ、ニホンザル
	ホンドタヌキ・ホンドキツネ・トウホクノウサギ・ホンドリス・ホンドイタチ・ムササビ・ニホンアナグマ・ネズミ類・モグラ・ヤマネ・コウモリ類
鳥類	市街地…ハシブトカラス・ハシボソカラス・ヒヨドリ・スズメ・シジュウカラ・ムクドリ・キジバト・ハクセキレイ・カワセミ・ツバメ
	水田・畑地…アオサギ・トビ・キジ・ヒバリ・カワラヒワ・ツグミ
	河川敷…セグロセキレイ・イカルチドリ・カワウ・オオヨシキリ
	里山…モズ・メジロ・ウグイス・ケラ類・カラ類・オオルリ・キビタキ・ツツドリ・ホトトギス・ジョウビタキ・アトリ
	溜池・ダム…コハクチョウ・コガモ、オナガガモ・ホシハジロ・キンクロハジロ・マガモ・オナガガモ・コガモ・カルガモ
	山地の溪流…カワガラス・ヤマセミ
	山地…サンコウチョウ・アカショウビン・オオタカ・クマタカ・ハヤブサ
は虫類	ニホンヤモリ・ニホントカゲ・ニホンカナヘビ・シマヘビ・ジムグリ・アオダイショウ・ヒバカリ・ヤマカガシ・マムシ
両生類	クロサンショウウオ、イモリ、モリアオガエル・カジカガエル・ニホンアカガエル等
昆虫類	人家周囲…アゲハ・キアゲハ・ベニシジミ・モンシロチョウ・スジクロシロチョウ・コムスジ・キチョウ・ウラギンヒョウモン・ヤマトシジミ
	丘陵地…テングチョウ・スミナガシ・オオムラサキ・カラスアゲハ・クロアゲハ・ミドリシジミ
	山地・高山…ベニヒカゲ・アサギマダラ・ミヤマカラスアゲハ・キベリタテハ・エルタテハ
	カゲロウ類…ヒラタカゲロウ(幼虫)・チラカゲロウ・キイロカワカゲロウ・モンカゲロウ等
	カワゲラ類…キカワゲラ・オオヤマカワゲラ等
	トビケラ類…ナガレトビケラ(幼虫)・ヒゲナガカワトビケラ等
	トンボ類…コオニヤンマ(幼虫)・ダビドサナエ・ハグロトンボ・ムカシトンボ
ヘビトンボ、ゲンジボタル(幼虫)・ナベブタムシ・ミズカマキリ・タイコウチ・アミカ・ブユ・ユスリカ・ナミウズムシ・スジエビ・サワガニ・カワニナ・タニシ・シマイシビル	

2. 社会的状況

(1) 市の沿革と各地域の特徴

明治8年(1875)、若松県布達第290号によって町村の分合と町村名の改称が実施され、本市域でも、近世の村々が合併されました。当地の呼び名であった「北方」を「喜多方」としたのもこの時でした。

明治22年(1889)に市制町村制の施行により、さらに合併が進み新しい町村が成立しました。

その後、昭和28年(1953)に町村合併促進法が施行されると、昭和29年(1954)から翌年にかけて、旧喜多方市、熱塩加納村、塩川町、山都町、高郷村が成立しました(資料編「市域の変遷」参照)。

平成11年(1999)から政府が主導となって取り組んだ広域行政・市町村合併、いわゆる「平成の大合併」によって、平成18年(2006)に5市町村が合併し、現在の喜多方市が誕生しました。



図 1-7 : 喜多方市の5地域

①喜多方地域

会津盆地の北部に位置する「北方」地域の中心地です。中心部である小荒井・小田付地区には古くから定期市が置かれ、周辺の農村と結びついた「在郷町」として発展を遂げました。また、近代の自由民権運動「喜多方事件」の舞台でもあります。近年は「蔵のまち」、「ラーメンのまち」として全国的な知名度を得て、多くの観光客が訪れています。

②熱塩加納地域

会津盆地の北端にあり、北は山形県に接しています。地域の90%は山地で、木地師たちが生活を営んできました。かつては源頼朝より会津を拝領した佐原義連を祖とする佐原氏の本拠地であり、ここから会津の中世が開いたともいえます。現在は、日中線記念館や三ノ倉高原のひまわり畑に多くの観光客が訪れ、山形県側に抜ける大峠トンネルの開通により、新たな観光ルートも開拓されています。

③塩川地域

会津盆地のほぼ中央に位置し、近世期は阿賀川を利用した舟運の港町、また米沢街道の陸運の宿場町として発展しました。物流の中継地点として屋号を掲げた問屋が軒を連ね一大商業町であったことから、現在も「屋号とのれんの街」を謳っています。このほか、ハイカーに人気の雄国沼湿原やバルーンフェスティバル等、見どころの多い地域です。

④山都地域

「霊峰」飯豊山麓に位置し、古くから飯豊山へ登拝する人々が訪れる信仰の地であるとともに、会津藩領の山間に開けた地域「山三郷」の中でも越後裏街道の通る物流や商売の中心地として農業や木地師等の諸職を営み、栄えてきました。また、会津盆地を貫流する阿賀川と奥会津から流れる只見川の合流地で、越後塩の移入路ともなっていました。現在も飯豊山の登山者のほか、一の戸橋梁や名物の山都そばを求めて多くの人が訪れます。

⑤高郷地域

かつては阿賀川以北が耶麻郡、以南は河沼郡に属しており、この両郡の村々が合併した地域です。地域の大部分は山地ですが、只見川と阿賀川の恵みを受けて、農耕のほか、麻、紙漉き・漆・製炭等の産業が営まれてきました。福島県営荻野漕艇場では、ボートの全国大会や東北大会が数多く開催されています。また、その下流に位置する塩坪化石層から発見された「アイヅタカサトカイギュウ」の化石は、カイギュウの進化を知る上で貴重な資料です。

(2) 人口の推移

平成18年（2006）の5市町村が合併した当時の喜多方市の人口は、約56,000人を数えました。しかし、それ以降は人口減少が継続し、平成27年（2015）には50,000人を割る状況となりました。令和4年（2022）12月現在では約44,000人となっています。

人口減少の大きな要因の一つとして、出生率の低下が挙げられます。また、高齢単身世帯、単身世帯が増加するとともに、核家族化が進んでいるため、1世帯当たりの人口も減少しています。

本市5地域の人口ピラミッドをみると全体的に少子高齢化社会であることがわかります。特に山間部に位置する熱塩加納・山都・高郷の3地域では、この特徴が顕著です。また、男女ともに10代後半から20代前半の人口の割合が少なくなっており、要因として、進学や就職等のため、市外へ転出していることが考えられます。

なお、本市の長期的な人口推移予想では、2065年までに人口が約30,000人となり、生産年齢人口と老年人口の緩やかな減少が予想されています。将来にわたって活力ある地域社会を維持していくため、若者の流出削減や、子育て世代の流入、本市への移住・定住の促進等を図ることが求められます。



図 1-8：合併後の喜多方市の人口推移（喜多方市HP 人口データベース 人口と世帯数推移より作成）

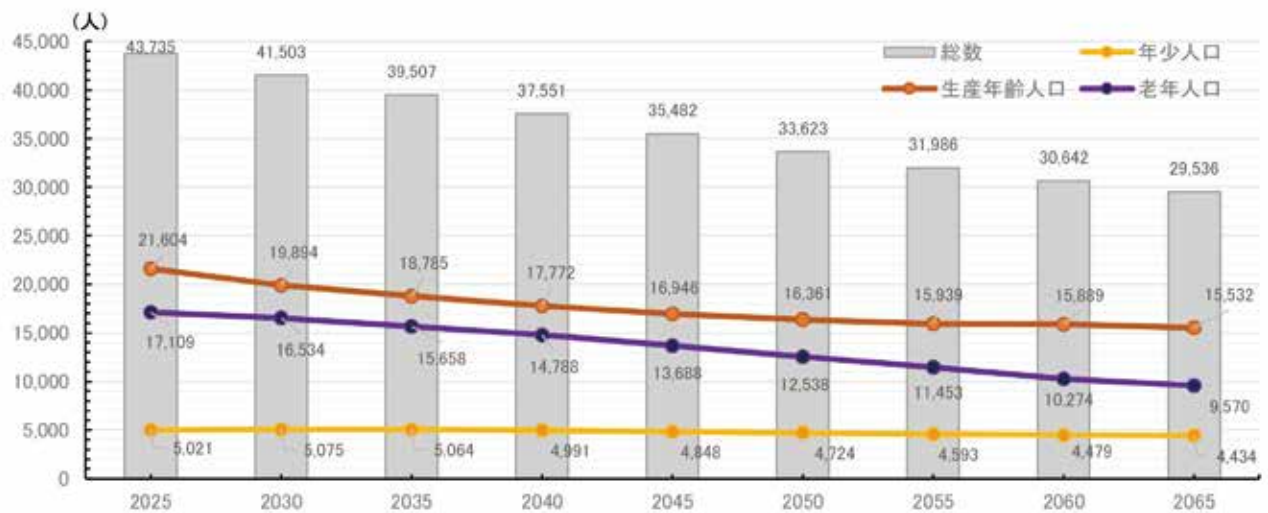


図 1-9：2025年以降の喜多方市の人口推移予想（喜多方市長期人口ビジョンより作成）

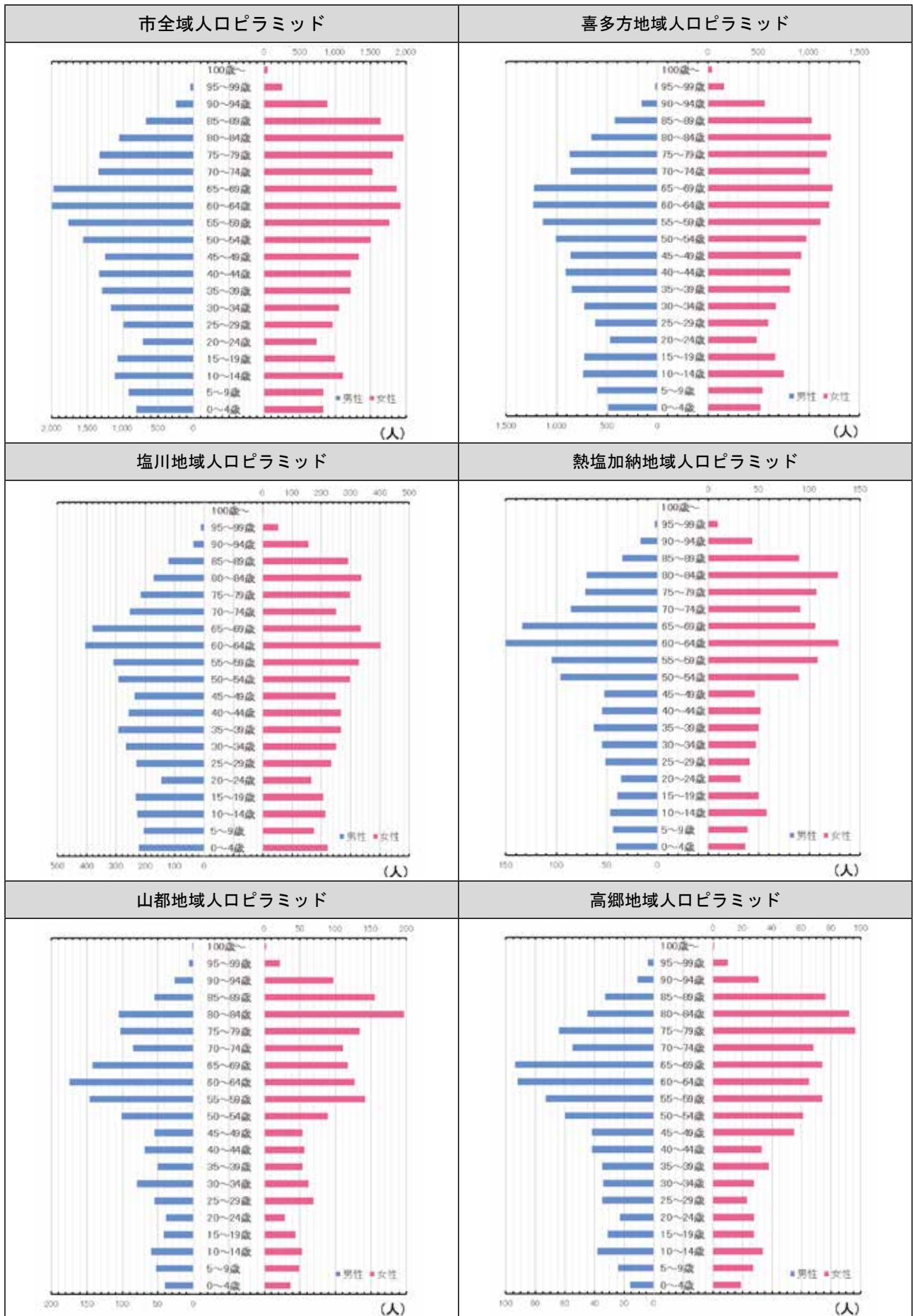


図 1-10 : 喜多方市地域別人口ピラミッド比較
 (喜多方市 HP 人口データベース 平成 27 年年齢別人口推移より作成)

(3) 産業

平成22年（2010）時点での本市の就業者人口は24,686人となっています。農業・林業等の第1次産業、工業・建設業等の第2次産業の就業者人口は年々減少しており、半数以上が商業・金融業・運輸業・情報通信業・サービス業等の第3次産業に従事しています。

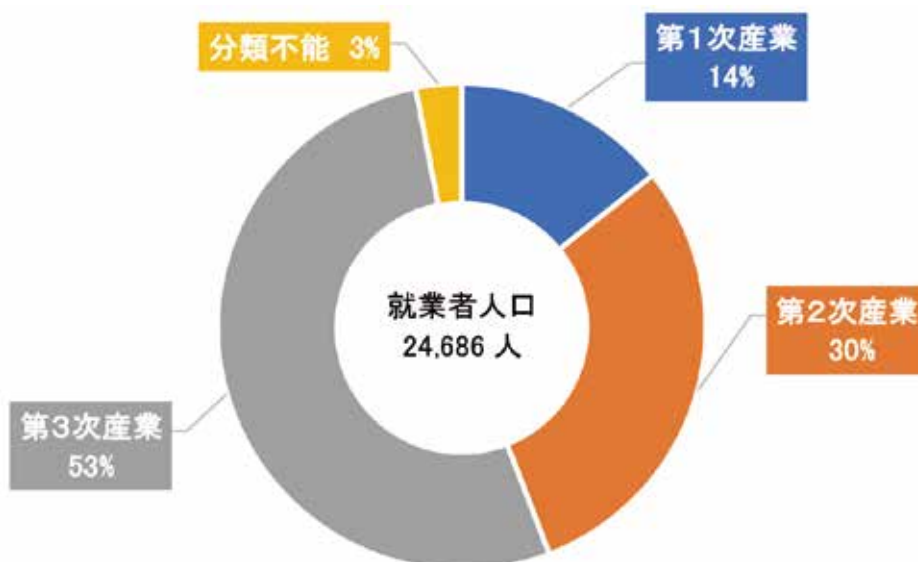


図 1-11：喜多方市の産業別就業者人口割合（国勢調査を基に作成）

本市最大の産業である製造業は、昭和40年（1965）頃の高度経済成長によって非鉄金属、繊維、電子部品等が発展し、この分野に携わる就業人口が現在まで増加してきました。特に、アルミニウム製品関連は、昭和初期から現在に至るまで本市の産業を支える大きな柱となっています。また、伝統的な製造業としては、良質で豊富な水や米を原料とした酒、味噌、醤油等の醸造業や安土桃山時代に会津領主となった蒲生氏郷がも うじさとにより農閑期の副業として奨励され現在まで続く漆器業があります。本市は古今を問わないものづくりのまちとして発展を続けています。

高度経済成長期以前は、肥沃な土壌を背景に稲作をはじめとする第一次産業が就業人口の半数以上を占めていましたが、農産物価格の低迷等により担い手の減少が進み、就業者の高齢化等による農用地の遊休化や森林の荒廃が懸念されています。しかし現在でも水稻を中心に東北地方有数の生産量を誇るグリーンアスパラガス、チェリートマト（プチトマト）、キュウリ、そば粉等の農産物が栽培されています。本分野では、有機栽培・特別栽培の推進といった環境にやさしい農産物の生産に加え、棚田による景観形成を含めた環境に配慮した農業の推進を図っています。

(4) 土地利用

市域面積554.63km²のうち、山林が50%以上を占め、次いで田畑の利用が20%弱、宅地は3%となっています。これは中央低地の両端の山地が市域面積の多くを占めていることから理解できます。

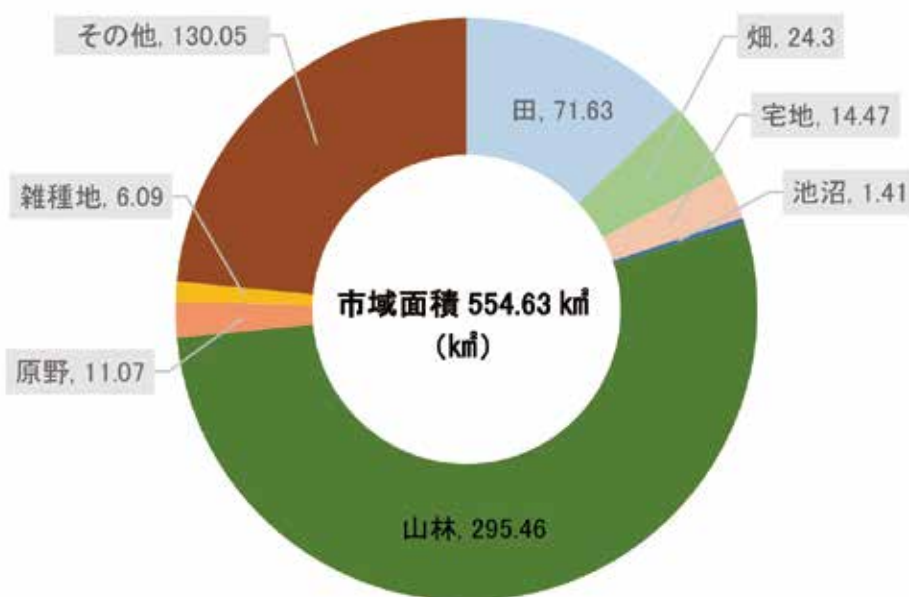


図 1-12：喜多方市の土地利用状況
(統計きたかた 令和2年度版 土地より作成)

①都市計画区域

平成26年(2014)現在、会津盆地北側に位置する本市の中央低地のほぼ全域が都市計画法に基づく都市計画区域として指定されています。

都市計画区域内では、用途地域として喜多方地域と塩川地域が定められており、良好な市街地形成に向け、住居系・商業系・工業系の地域を設定し、建物用途に一定の制限を行いつつ地域内の特徴に合わせた市街化が促進されています。このなかで小田付伝統的建造物群保存地区は主に準工業地域、小荒井地区は主に商業地域の用途地域指定を受けています。また両地区とも準防火地域に指定されており、修理等の際には土蔵等の歴史的建造物においても不燃化等の措置が求められるため、歴史的建造物の価値を損なわずに防火対策を施す必要があります。

②自然公園等

磐梯朝日国立公園は、昭和25年(1950)に旧国立公園法によって国立公園区域として定められた後、新たに昭和32年(1957)の自然公園法の制定に伴って国立公園に指定されています。

山形県・福島県・新潟県の3県にわたり、出羽三山・朝日連峰・飯豊連峰・吾妻連峰・磐梯山・猪苗代湖を含む総面積1863.75km²の日本で2番目に広い国立公園でもあることから、「出羽三山・朝日地域」・「飯豊地域」・「磐梯吾妻・猪苗代地域」の3地域に区分されています。

本市には、自然公園法に基づく磐梯朝日国立公園として山都地域の一部が「飯豊地域」に、喜多方・塩川地域の一部が「磐梯吾妻・猪苗代地域」に指定されています。

また、令和3年(2021)10月、高郷町の福島県営荻野漕艇場から西会津町に至る阿賀川流域一帯を含む、会津の6市町にまたがる^{ただみやないづ}只見柳津県立自然公園が、越後三山只見国定公園へ編入され

るとともに、高郷町西羽賀地区の只見川上流から荻野漕艇場に至る只見川・阿賀川の河川区域の一部が新たに、国定公園として拡張されました。

ほかにも、福島県自然環境保全条例に基づき、熱塩加納地域の梅峰が「自然環境保全地域」に、山都地域の堂峰山が「緑地環境保全地域」に指定され、地域内における各種規制や必要な整備を行うことで優れた自然環境が保全されています。

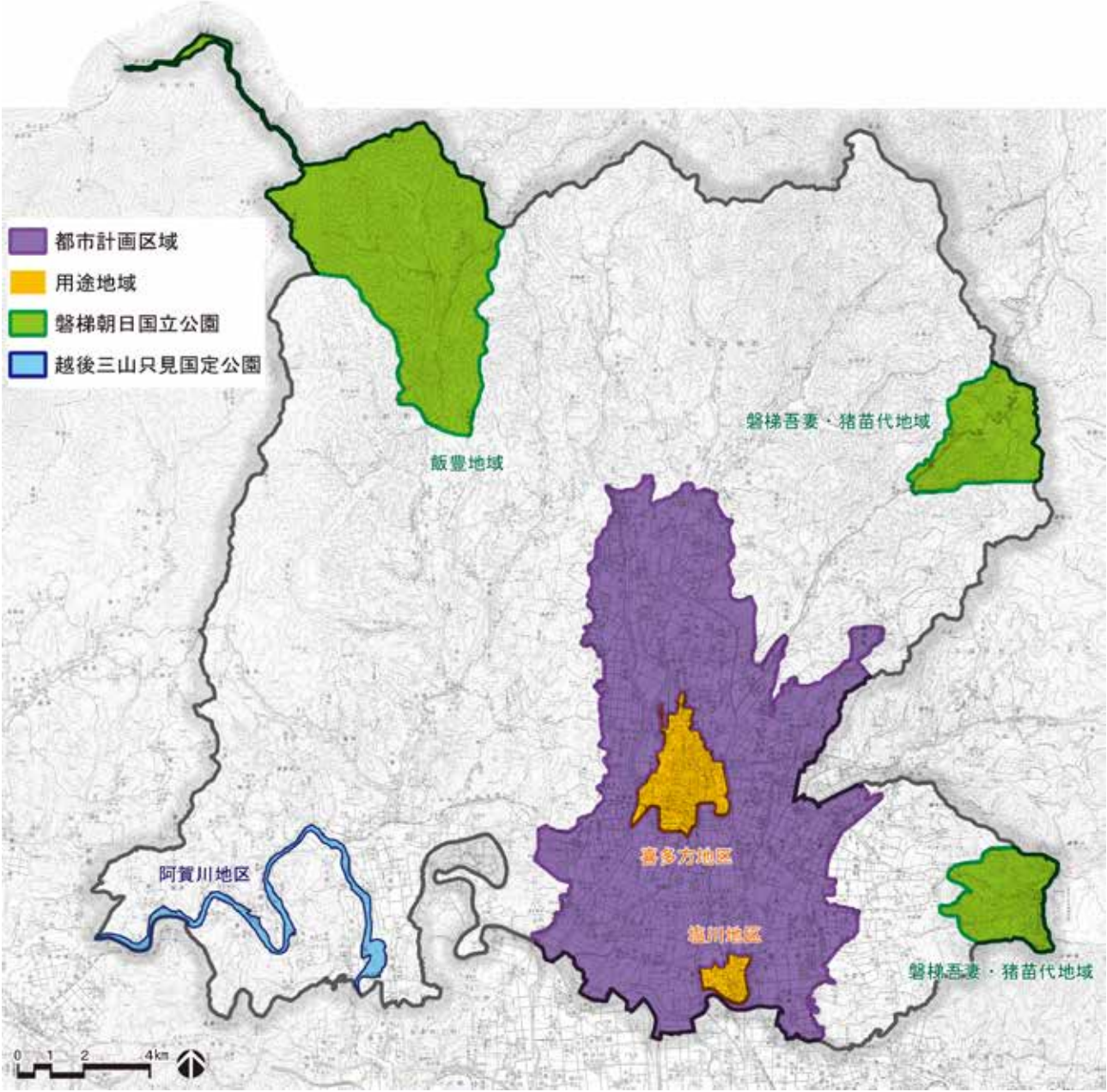


図 1-13 : 喜多方市の都市計画区域と国立・自然公園の範囲

(5) 交通

本市の交通網の骨格は、南北方向の国道121号と東西方向の国道459号であり、この2つの国道は本市の中心部で交差しています。国道121号は、喜多方市街地と塩川市街地を連絡しており、日常交通においても重要な役割を担う道路であることから、市内で最も交通量の多い路線です。

また、会津縦貫北道路が平成27年（2015）に全線開通したことによって、磐越自動車道会津若松ICから喜多方市内へのアクセスが容易になりました。将来的には、会津縦貫南道路との接続も計画されており、更なる広域交通の利便性が期待されます。

鉄道は、JR磐越西線が福島県郡山市の郡山駅から会津若松駅を経由して、新潟県新潟市の新津駅^{にいつ}まで連絡しています。市域内では、塩川、喜多方の市街地を経由して、阿賀川に沿って高郷へと連絡する路線となっています。

バスは、塩川・熊倉線、塩川・喜多方線、喜多方・坂下線、喜多方・裏磐梯線、喜多方市まちなか循環線等がありますが、利用者の減少のため山都、高郷方面の路線が廃止されています。

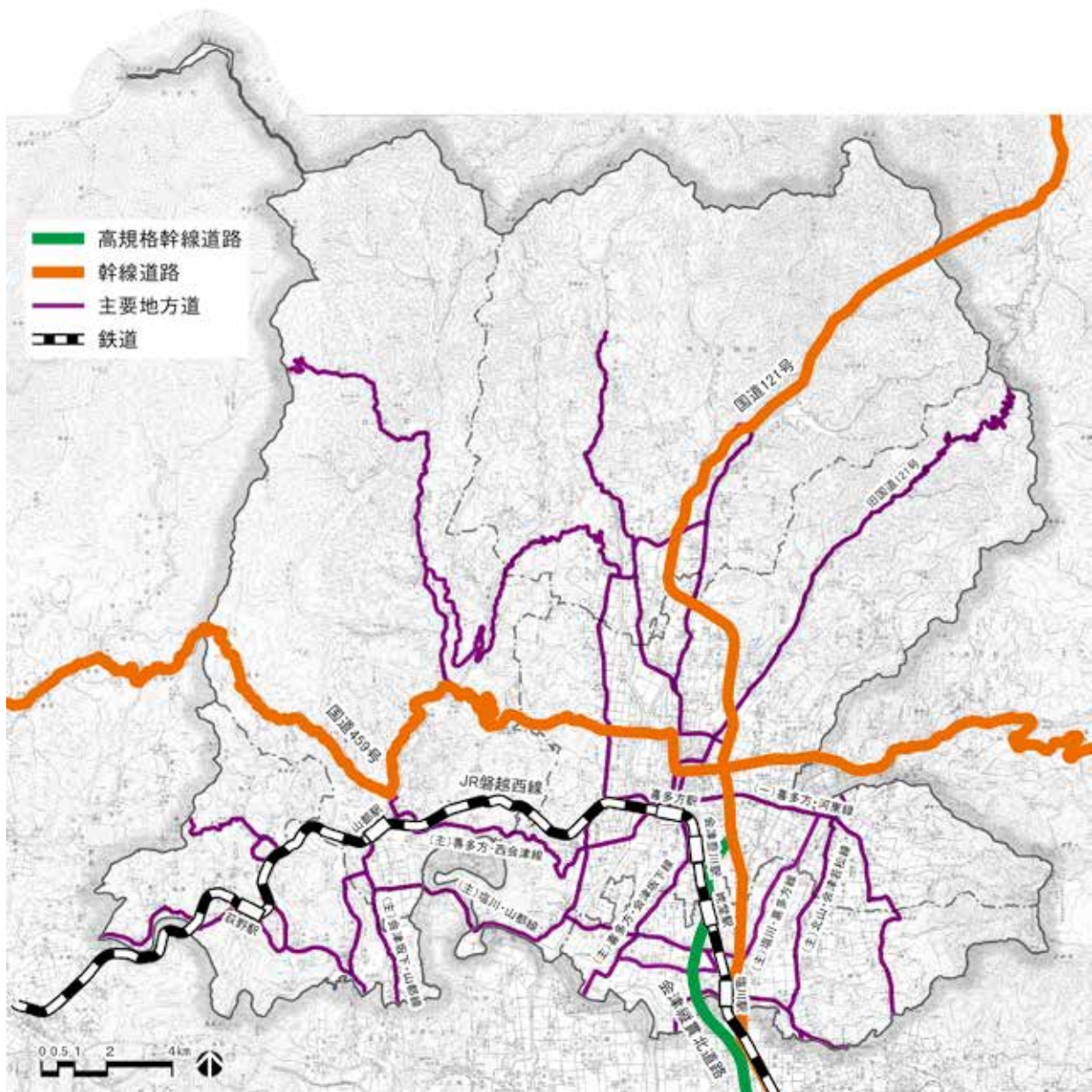


図 1-14 : 喜多方地域の主要道路及び鉄道
(『喜多方市都市マスタープラン』を基に作成)

(6) 観光

本市を訪れる観光客は、年間180万人以上を数えています。平成23年（2011）3月に発生した東日本大震災により、同年の観光客数は一時的に160万人を割りましたが、翌年からは徐々に回復し、再び年間180万人を超える観光客が来訪しています。しかし、令和2年（2020）より、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため、都道府県域外への移動が抑制されていることから、観光客数は低下しています。

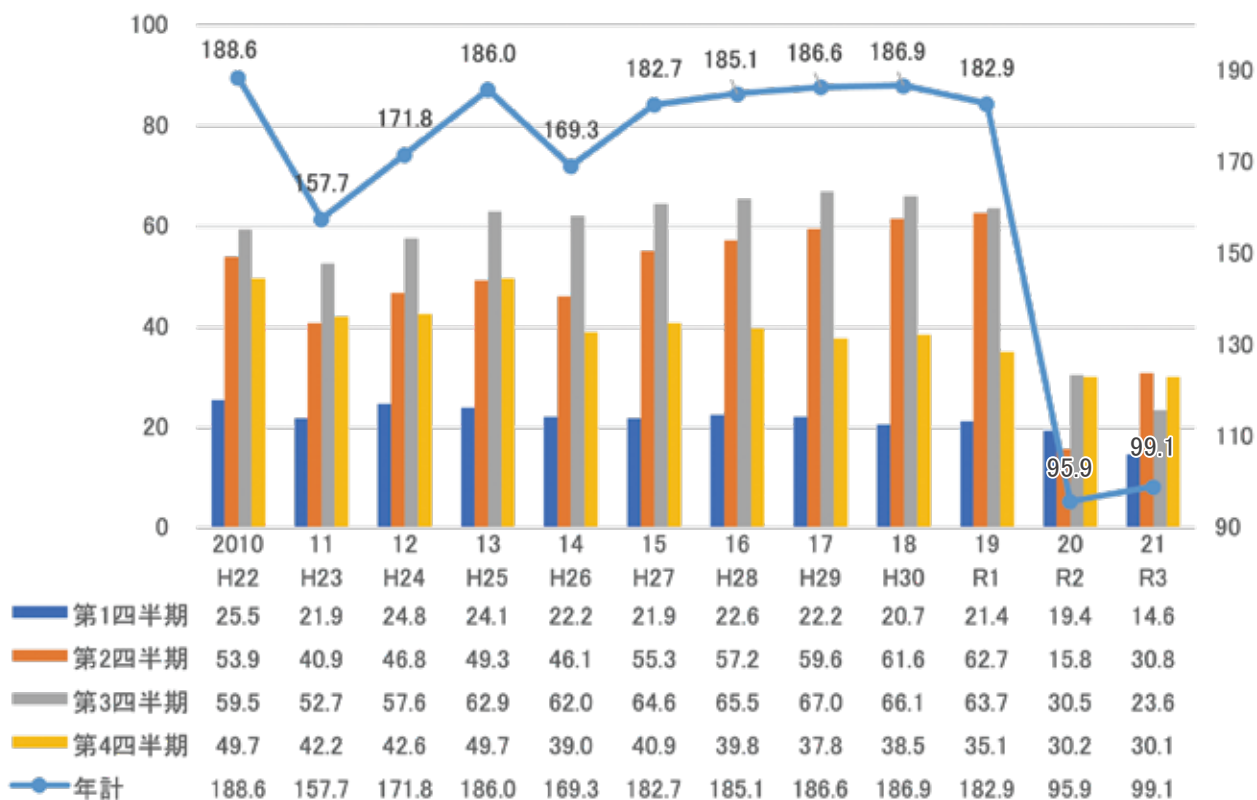


図 1-15：平成22年（2010）～令和3年（2021）までの市内観光客入込数
（喜多方市観光交流課データを基に作成）

本市では、平成18年（2006）の市町村合併以降、各地域の特色ある豊富な地域資源を活用した誘客イベントや交流人口の増加に向けた事業の実施等、積極的に観光振興に取り組んでいます。また、旧喜多方市において宣言した「グリーン・ツーリズム⁵のまち」を新市発足に伴って再度宣言し、県内における先駆的自治体として都市農山村交流の取組を推進しています。令和3年（2021）には観光振興ビジョンが策定され、地域特性を生かした観光の魅力づくりを掲げて、本市の多様で豊富な地域資源を活用した滞在型・着地型観光の推進を図っています。

5 農山漁村に滞在し農漁業体験を楽しみ、地域の人々との交流を図る余暇活動のことです。長期バカンスを楽しむことの多いヨーロッパ諸国で普及しました。都市住民に自然や地元の人とふれあう機会を提供するだけでなく、農山漁村を活性化させ、新たな産業を創出すると考えられています。

①観光イベント

本市では、一年を通じて様々な場所で、各地域の自然・地理的な特性、特産物、歴史文化資源等をいかしたイベントが実施されており、観光客を引き寄せる魅力となっています。市の中心部に位置する喜多方では最も多くのイベントが実施されており、蔵の町並みをいかしたものが盛んです。熱塩加納では三ノ倉スキー場のオフシーズンを利用した花畑や旧国鉄日中線熱塩駅（日中線記念館）のライトアップ、塩川では川幅の広い河川の敷地を利用した川の祭典やバルーンフェスティバル、山都では山都そば、高郷では棚田等、各地域の特色をいかしたイベント等が実施されています。

表 1-2：喜多方市の観光イベント一覧（令和4年度 [2022]）

開催日	イベント名	地域
4月8日～27日	喜多方さくらまつり	喜多方
4月12日～24日	御殿場公園の桜ライトアップ	塩川
4月15日～24日	日中線しだれ桜並木のライトアップ	喜多方
4月17日	蔵のまち喜多方桜ウォーク	喜多方
4月19日～24日	日中線記念館桜のライトアップ	熱塩加納
4月23日～30日	雷神山春の花観賞会	高郷
4月24日	鳥屋山山開き	高郷
4月24日	黒森山トレッキング	山都
4月29日	大仏山山開き	喜多方
5月3日	黒森山春登山	熱塩加納
5月7日～23日	三ノ倉高原菜の花フェスタ	熱塩加納
5月28日	喜多方酒蔵探訪のんびりウォーク	喜多方
6月1日～15日	第39回ひめさゆり祭り	熱塩加納
6月3日～5日	蔵のまち喜多方さつきまつり	喜多方
6月5日	第16回ひめさゆりぶらりウォーク	熱塩加納
6月5日	たかさと棚田ウォーク春	高郷
6月15日～30日	花しょうぶ祭り	塩川
6月18日～7月10日	雄国沼シャトルバス運行（オーバーユース対策）	喜多方
7月2日	飯豊山山開き	山都
7月16日～17日 8月11日～15日 10月15日～16日	一の戸橋梁ライトアップ	山都
7月16日～17日	喜多方レトロ横丁	喜多方
7月16日～8月31日	山都雪室熟成そばまつり	山都
7月27日～29日	飯豊の集い	山都
7月30日～31日	日中飯森山沢開き	熱塩加納

開催日	イベント名	地域
7月31日	二市一ヶ村日橋川「川の祭典」	塩川
8月5日～8日	喜多方発 21世紀シアター	喜多方
8月8日～31日	三ノ倉高原ひまわりフェスタ	熱塩加納
8月14日～15日	蔵のまち喜多方夏まつり	喜多方
8月15日	やまとの夏まつり	山都
9月18日	たかさと棚田ウォーク秋	高郷
9月25日	御殿場マーケット	塩川
10月1日	喜多方KANPA I祭り	喜多方
10月7日～16日	蔵のまちアート・ぶらり～	広域
10月7日～16日	喜多方の染型紙 会津型ミュージアムウィーク	喜多方
10月9日～10日	会津塩川バルーンフェスティバル	塩川
10月15日～11月13日	山都新そばまつり	山都
10月16日	アイデミDAY	喜多方
10月22日～11月6日	第19回会津たかさと雷神新そばまつり ～今年も来た!!お家で新そばまつり～	高郷
10月29日	御殿場マーケット	塩川
10月29日	黒森山秋登山	熱塩加納
11月5日～6日	将棋の日	喜多方
11月6日	第13回たかさとリバーサイドウォーク	高郷
11月23日	塩川新そばまつり	塩川
12月23日～25日	日中線記念館クリスマスライトアップ	熱塩加納
1月11日～2月28日	第14回きたかた喜楽里博 “冬もよかんべ”ぐるり喜多方シールラリー	喜多方
2月26日	蔵・倉かんじきトレッキング	熱塩加納
3月11日～31日	会津山都寒晒しそばまつり	山都

②歴史文化資源展示施設・観光施設等

本市には観光施設以外にも複数の施設があり、歴史文化資源展示施設も観光施設としての側面を有しています。このほかの観光施設として物産館、体験施設、温泉施設等が市全域に点在しています。

本市の歴史や文化に関わる展示を行っている歴史文化資源展示施設については、旧市町村単位で郷土の歴史を中心に解説する施設があります。しかし、常時開館できる体制がなく、施設も老朽化し、歴史文化資源の十分な保存、公開、活用が行われていない状況であるため、歴史文化資源展示施設及び体制の整備が急務となっています。

塩川町には川番所をモチーフとした物産館が所在し、町の周囲を流れる河川とその歴史について解説しています。

体験施設や温泉施設は、そば打ちが体験でき山都そば・飯豊山についての資料館でもある山都町の飯豊とそばの里センター、600年の歴史を誇る熱塩加納町の熱塩温泉、様々な設備を完備した高郷温泉保養施設ふれあいランド高郷、三ノ倉スキー場等があります。

そのほか、複合的な施設として、国道121号沿いには、本市の特産物販売所、特産物をいかした料理を提供するレストラン、温泉施設等を有する道の駅ふれあいパーク喜多の郷が位置しています。また、観光客のための案内所も市街地を中心に設置されています。

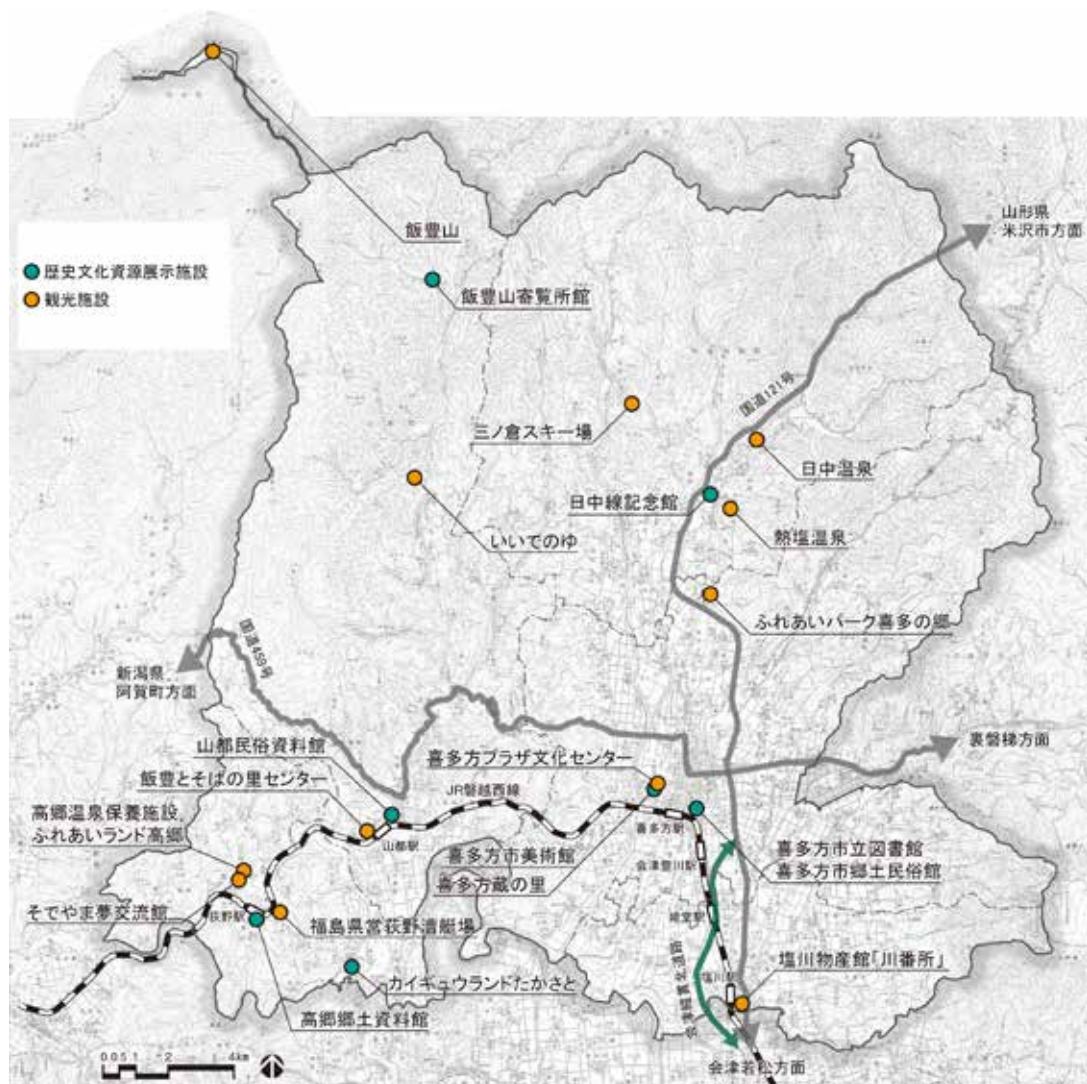


図 1-16 : 喜多方市の主要な歴史文化資源展示施設・観光施設位置図

表 1-3：喜多方市の歴史文化資源展示施設・観光施設等一覧

<p>喜多方市立図書館・喜多方市郷土民俗館</p> <p>大正12年(1923)に町立喜多方通俗図書館からスタートし、昭和47年(1972)に現在地に移転、創立100周年を迎えました。市の歴史や文化に関する蔵書も多く所蔵しています。市立図書館3階には、郷土民俗館として、米作りに関する道具や農閑期に行われる手仕事に関する道具等、喜多方地方の暮らしに関係する貴重な民俗資料を展示しています。</p>	
<p>喜多方市美術館</p> <p>煉瓦蔵をイメージした外観で平成7年(1995)に開館しました。地域文化の振興に寄与するとともに、美術に関する情報の提供・発信の場としての機能も果たしています。</p>	
<p>喜多方蔵の里</p> <p>蔵づくりの文化を後世に伝えることを目的として、敷地内には村役層農民の屋敷・店蔵・味噌蔵・穀物蔵・座敷蔵等の土蔵を移築しました。内部では郷土史家二瓶清氏のコレクションや会津型等の展示を行っています。</p>	
<p>喜多方プラザ文化センター</p> <p>約1,000人を収容できる大ホールや小規模公演向けの小ホール、会議室や視聴覚室等を備え、歴史文化資源に関するものを含む市内の様々なイベントや行事等に幅広く活用されています。</p>	
<p>ふれあいパーク喜多の郷</p> <p>会津若松から米沢に向かう国道121号沿いにあり、広域観光には最適のルート上にある道の駅です。レストラン・物産館・温泉保養施設「蔵の湯」・観光案内所等も併設されています。</p>	
<p>三ノ倉スキー場</p> <p>会津盆地を眼下に一望でき、冬期間のスキー等はもちろん、春は菜の花、夏から秋にかけては東北最大の約250万本のひまわり畑として多くの観光客が訪れ、本市の雄大な自然環境を体験することのできる施設です。</p>	
<p>日中線記念館</p> <p>昭和13年(1938)開通、同59年(1984)に廃止となった旧国鉄日中線熱塩駅の駅舎を利用し、鉄道関係資料を展示しています。駅舎は当時では珍しいメートル法での間取構造をもつ建物です。敷地内にはラッセル車や客車、転車台等もあります。</p>	
<p>塩川物産館「川番所」</p> <p>喜多方市の南の玄関口、塩川町の日橋川に架かる南大橋のたもとに所在します。1階は喜多方の名産品を取り扱った物産館、2階は河川資料の展示スペース「阿賀らん処」として、様々な映像や資料を見ることができます。</p>	

<p>山都民俗資料館</p> <p>山都町で使用していた民具や農具等を保管・展示しており、飯豊山麓のくらしを今に伝えています。そのほか、山都町の発掘調査で出土した土器・石器等も展示しています。</p>	
<p>飯豊山寄覧所館</p> <p>飯豊山の登山口・御沢野営場がある山都町川入集落に所在し、多くの登山者が立ち寄ります。この地域で使われた民具のほか、飯豊山信仰や木地師関係の資料を展示しています。</p>	
<p>飯豊とそばの里センター</p> <p>山都そばや飯豊の歴史を紹介するそば資料館と地元山都のそば粉100%の手打ちそばを味わえるそば伝承館があります。そば打ちの実演の見学やそば打ち体験もできます。</p>	
<p>高郷郷土資料館</p> <p>高郷町で使用していた民具や農具等のほか、藩政時代から高郷地域で行われていた蠟・漆・和紙等の資料、旧石器時代・縄文時代の土器・石器等の考古資料を展示しています。</p>	
<p>カイギュウランドたかさと</p> <p>会津に海が広がっていた1,000万年前を体験できる化石博物館です。地層に関する展示のほか、貝やクジラ、アイヅタカサトカイギュウ等の化石も展示されており、化石発掘体験もできます。</p>	
<p>高郷温泉保養施設ふれあいランド高郷</p> <p>飯豊山麓の山並みを望んで建つ、温泉に恵まれた本市の代表的な温泉保養施設の一つです。大浴場・露天風呂・泡風呂・薬草風呂・サウナ等を完備しており、くつろぎスペースのほか、子ども達のプレイルーム、パークゴルフコース等も充実しています。</p>	
<p>そでやま夢交流館</p> <p>ふれあいランド高郷に隣接する地域活性化センターで、ホールや研修室、体験室等を備え、そば打ちや郷土料理づくり体験ができ、農産物の販売等も行われています。</p>	
<p>福島県営荻野漕艇場</p> <p>昭和25年(1950)の第7回国民体育大会を契機に開設されました。これまで数多くの全国大会、東北大会が開催され、阿賀川の自然が体感できる風光明媚なコースとして人気があります。</p>	

3. 歴史的背景

(1) 原始：阿賀川と雄国山麓から始まる人々の生活

本市における最古の人間が生活した痕跡は、阿賀川の河岸段丘上に立地する塩坪遺跡で確認されています。この付近は、貝やサメのほか、アイヅタカサトカイギュウの化石も発見された場所でもあり、ナイフ形石器、彫刻刀形石器等が発掘調査によって確認され、後期旧石器時代後半期の約1万5千年前の遺跡と推定されています。

市南東部の雄国山麓には多くの縄文時代の遺跡が所在しており、縄文早～中期の集落遺跡である大原遺跡や、縄文早期中葉の「常世式」土器の標識遺跡となっている常世原田遺跡等が挙げられますが、なかでも、藤権現遺跡は、令和2年度（2020）の発掘調査において、土偶をはじめとした多数の遺物のほか、県内でも珍しい縄文時代の墓域が発見され、今後の調査成果が期待されています。

また、山間部の一ノ戸川沿いや只見川流域、盆地平坦部等、縄文時代の遺跡は市域の広い範囲に点在しており、人々のくらしの痕跡に触れることができます。

紀元前3世紀頃から始まる弥生時代の遺跡は複数確認されていますが、その多くは詳細が不明です。しかし、熱塩加納町の上野遺跡や岩尾遺跡からは合口土器棺等による弥生時代前期の再葬墓が検出されています。また、喜多方駅周辺に広がる長内遺跡からは、弥生時代中期の土器とともに穂摘具である石包丁が見つかっており、農耕が定着していたと考えられます。

縄文以降、日本海側や関東方面といった他地域の影響を受けたと考えられる土器が確認されており、人と物の交流があったことを示唆しています。

表 1-4：原始の主な歴史文化資源

喜多方地域	熱塩加納地域	塩川地域	山都地域	高郷地域
<ul style="list-style-type: none"> ・ 芦平遺跡 ・ 大沢遺跡 ・ 川前遺跡 ・ 五軒丁遺跡 ・ 諏訪ノ宮遺跡 ・ 高柳遺跡 ・ 竹原遺跡 ・ 長内遺跡 ・ 道地遺跡 ・ 萩平遺跡 ・ 羽黒森遺跡 ・ 二又橋遺跡 ・ 塚田A遺跡 ・ 森台遺跡 ・ 水林山遺跡 ・ 村前遺跡 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 岩尾遺跡 ・ 上野遺跡 ・ 下川原遺跡 ・ 上台B遺跡 ・ 上台A遺跡 ・ 堰下遺跡 ・ 丸山遺跡 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内屋敷遺跡 ・ 大原遺跡 ・ 刈麻山遺跡 ・ 上ノ台遺跡 ・ 館ノ内遺跡 ・ 常世原田遺跡 ・ 鶴塚遺跡 ・ 藤権現遺跡 ・ 堀込遺跡 ・ 南原遺跡 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上ノ原遺跡 ・ 金山遺跡 ・ 上高野遺跡 ・ 川入遺跡 ・ 沢口遺跡 ・ 沢口段栗遺跡 ・ 下屋敷遺跡 ・ 上林遺跡 ・ 四寺沢遺跡 ・ 長者屋敷遺跡 ・ 二本木遺跡 ・ 廻戸遺跡 ・ 日照田遺跡 ・ 藤沢遺跡 ・ 谷地田遺跡 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 石畑遺跡 ・ 上野遺跡 ・ 塩坪遺跡 ・ 田代遺跡 ・ 馬景遺跡 ・ 博毛遺跡 ・ 松下遺跡 ・ 松原利田遺跡 ・ 的場遺跡

※名称がゴシック体のものは、指定等文化財を表します。

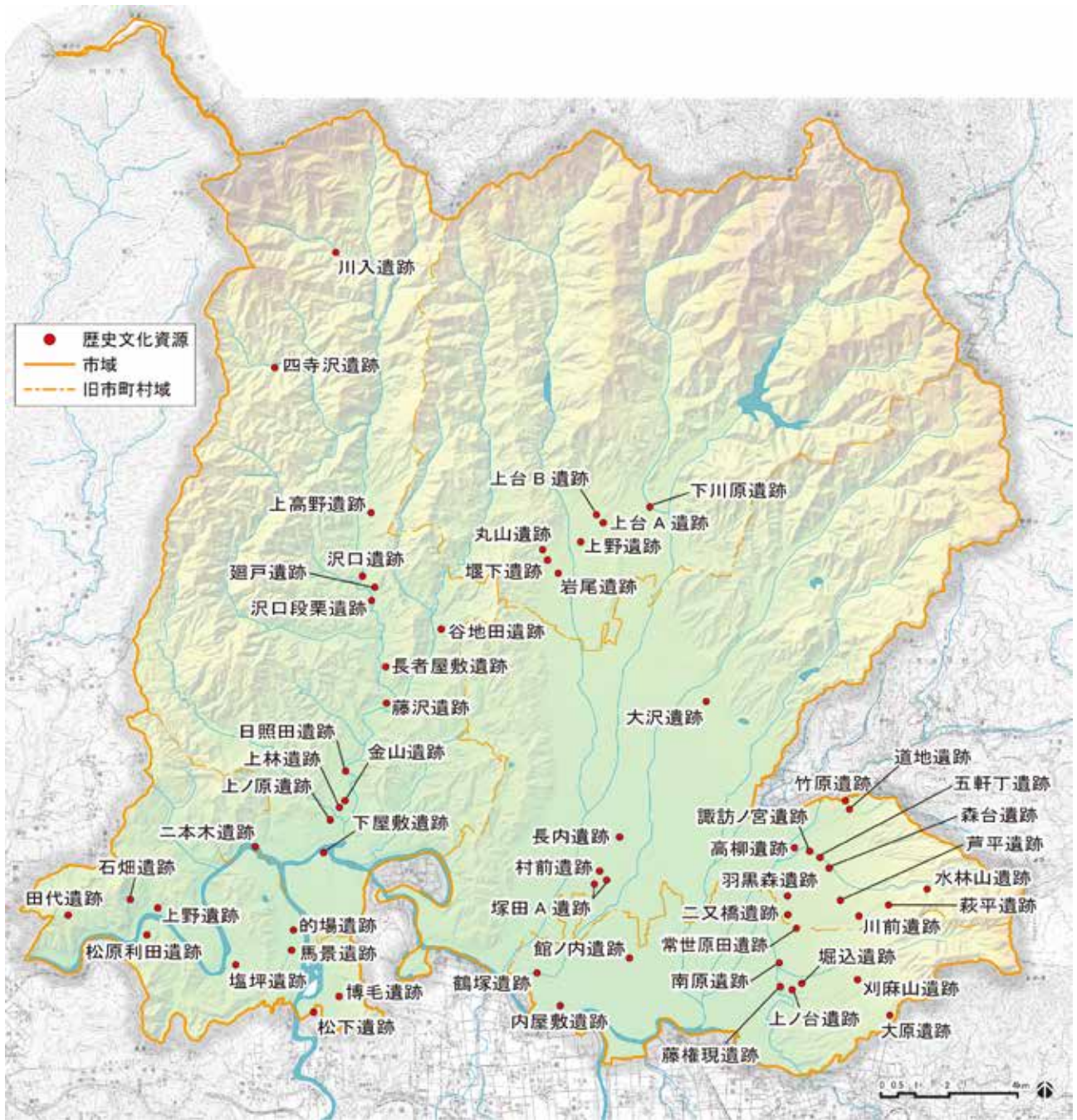


図 1-17：原始の主な歴史文化資源等位置図

(2) 古代：古墳時代～平安時代 山麓に形成される2つの勢力と古代社会

盆地北西部では、市内の慶徳町から市外の会津坂下町にかけて宇内青津古墳群（慶徳町には山崎横穴古墳、虚空蔵森古墳、灰塚山古墳、天神免古墳等が所在）が広がり、東日本最大級の豪族居館跡である古屋敷遺跡が所在しています。その北西に位置する灰塚山古墳からは2基の埋葬施設に加え、ほぼ全身の人骨、銅鏡、大量の鉄製品や壺等が発見され、古屋敷遺跡に居住した首長の墓である可能性も考えられています。これらの地域に対峙して盆地北東部には雄国山麓古墳群（十九壇古墳群、深沢古墳・田中・舟森山古墳、観音森古墳等）があり、同時期、会津盆地の中央低地を挟んだ東西に2つの首長勢力が存在していたと考えられます。

律令国家の成立過程で会津は陸奥国会津郡となり、9世紀前半までには、日橋川・阿賀川以北が会津郡から分置して耶麻郡となりました。平安時代に僧徳一が下向すると、会津にも仏教文化が流入しました。熊倉町の中道地麿寺跡はこの時期の創建と伝わります。内屋敷遺跡や荒屋敷遺跡はいずれも交通の要衝である日橋川と阿賀川の合流地点付近に位置し、水運の重要拠点として発展したと思われます。

新宮熊野神社は、天喜年間（1053～1058）に熊野堂村（会津若松市）に勧請された熊野神社が、応徳2年（1085）に後三年合戦で下向した源義家によって上三宮町岩沢（本宮）、慶徳町新宮（新宮）、熱塩加納町宇津野（那智）へそれぞれ遷座されたといわれています。拝殿にあたる長床は平安時代末期の創建と考えられますが、鎌倉時代中期以降の隆盛を物語る多くの宗教美術品を所蔵しています。また、同時期の遺跡として、盆地を臨む丘陵に営まれた慶徳町の松野千光寺経塚があります。東北地方最古である大治5年（1130）銘の石櫃をはじめ、12～13世紀中頃の陶製外筒容器、珠洲系陶器甕等が出土していることから、この地域は経塚を中心とした聖域と見なされ、墓域であったと考えられます。

表 1-5：古代の主な歴史文化資源

喜多方地域	熱塩加納地域	塩川地域	山都地域	高郷地域
<ul style="list-style-type: none"> ・岩沢の熊野神社 ・小田高原窯跡 ・願成寺古墳群 ・木曽原遺跡 ・熊野神社御神像 ・熊野神社長床 ・熊野神社本殿 ・虚空蔵森古墳群 ・古四王神社 ・寺内古墳 ・天神免古墳群 ・銅造聖観音菩薩立像 ・中道地麿寺 ・糠塚古墳群 ・灰塚山古墳 ・招木遺跡 ・木造狛犬 ・木造相撲取像 ・木造相撲力士像 ・木造薬師如来座像附木造十二神将像 ・松野千光寺経塚出土品 ・水谷地古墳 ・山崎横穴古墳群 ・輪具一号墳 	<ul style="list-style-type: none"> ・円田遺跡 ・温泉神社の大杉 ・宇津野の熊野神社 ・二本木原製鉄跡 	<ul style="list-style-type: none"> ・荒屋敷遺跡 ・内屋敷遺跡 ・鏡ノ町A遺跡 ・鏡ノ町B遺跡 ・金森古墳 ・観音森古墳 ・高森山遺跡 ・田中・舟森山古墳 ・十九壇古墳群 ・常世・竹花古墳 ・深沢古墳 ・古屋敷遺跡 	<ul style="list-style-type: none"> ・御前清水遺跡 ・下長畑遺跡 ・木造大日如来坐像（泉福寺） 	<ul style="list-style-type: none"> ・大谷古墳 ・塩峯峠（高寺伝説） ・福富館 ・藤の森古墳

※名称がゴシック体のものは、指定等文化財を表します。

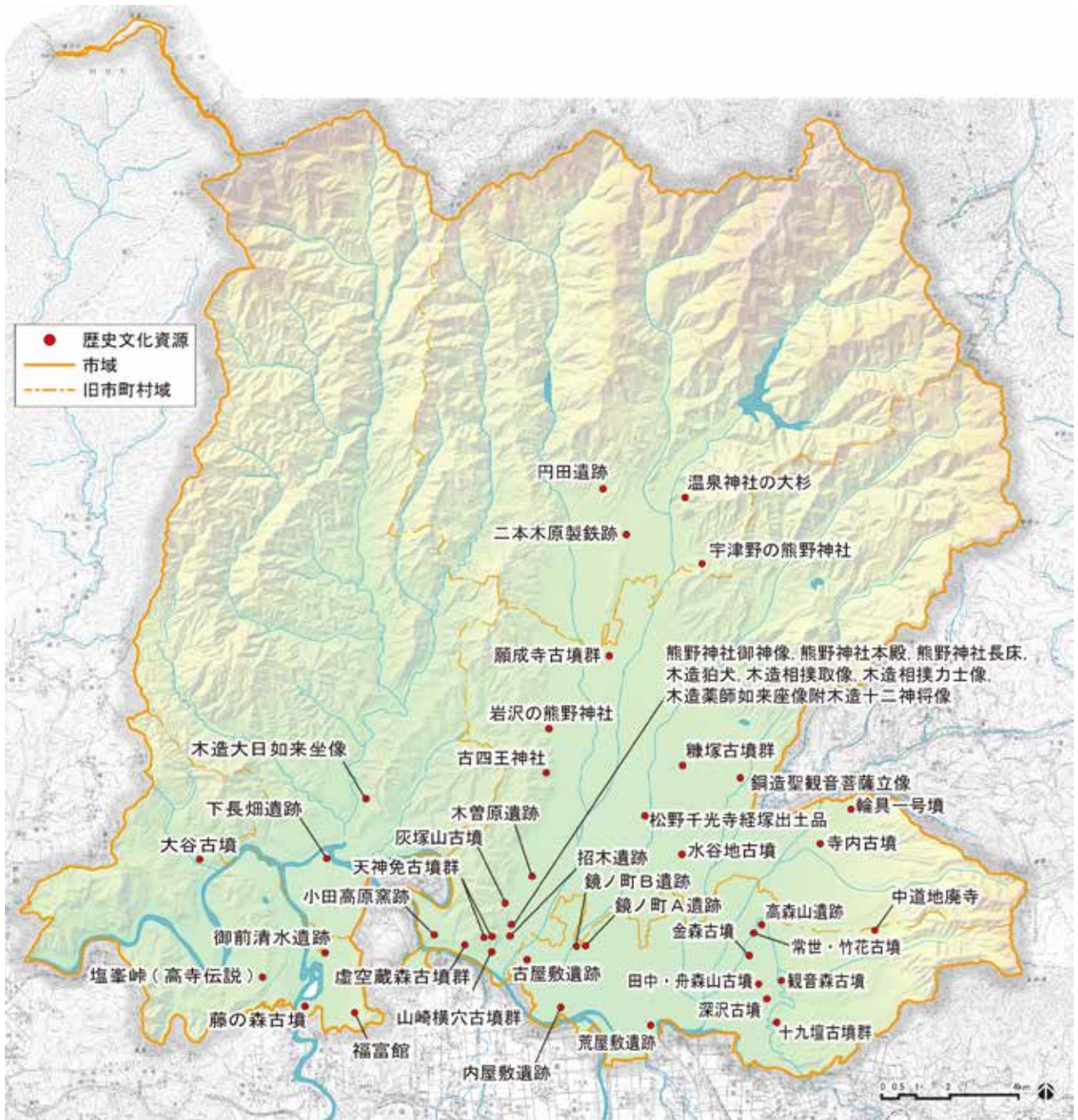


図 1-18 : 古代の主な歴史文化資源等位置図

(3) 中世：武家の台頭

平安時代末期、鎌倉幕府の有力御家人・三浦氏の一族である佐原義連は、文治5年（1189）の奥州合戦の功により、源頼朝から会津に所領を与えられます。この時期の「北方」の領域は加納荘を治める佐原氏と新宮荘を治める新宮氏によってほぼ二分されていました。

建暦2年（1212）、義連の孫新宮時連が新宮城を築きました。南には新宮熊野神社が鎮座しており、この地域一帯は会津北西部における中心地であったと考えられています。

那須の殺生石退治で知られる僧源翁は、応安元年（1368）に慶徳寺を開き、永和元年（1375）に護法山示現寺を再興、また慶徳稻荷神社も勧請したといわれ、この慶徳寺から示現寺に至る道は「源翁道」とも呼ばれています。その途中にある願成寺は、嘉禄3年（1227）に法然上人の高弟隆寛律師が開山し「木造阿弥陀如来及両脇侍像」をはじめ多数の歴史文化資源を有する名刹です。またこの時代、竹屋観音寺の木造如意輪観音坐像や金川寺の木造聖徳太子立像等の優れた仏像彫刻も造られました。

14世紀末頃～15世紀前半、新宮氏が蘆名氏との争いに敗れ滅亡すると、この地には駿河館をはじめ、蘆名氏家臣のものと推定される館跡が築かれ、蘆名氏の領域支配の拡大が見えます。現在も受け継がれている慶徳稻荷神社の御田植祭は、明応年間（1492～1501）に当地の地頭平田石見守により始められたと伝わっています。

蘆名氏支配のもとで、町割りや定期市が整備されたのもこの頃で、永禄7年（1564）に蘆名盛氏が小荒井を、天正10年（1582）には佐瀬種常が小田付の町割りを行いました。以降、小荒井・小田付は「北方」の経済・文化の中心地として発展し始めることになります。

表 1-6：中世の主な歴史文化資源

喜多方地域	熱塩加納地域	塩川地域	山都地域	高郷地域
<ul style="list-style-type: none"> ・青山城跡 ・会津大念仏撰取講 ・会津新宮城跡 ・会津念仏撰取講 ・会津の御田植祭（慶徳稲荷神社の御田植祭） ・太田の供養碑 ・小田付伝統的建造物群保存地区 ・黒瀬館跡 ・熊野山牛玉宝印版木および宝珠 ・熊野神社経筒 ・慶徳城 ・五分一城 ・坂井館 ・下柴の彼岸獅子 ・勝福寺観音堂（勝福寺） ・新宮熊野神社の大イチョウ ・菅井の供養碑 ・駿河館跡 ・関柴館 ・大般若経附経櫃六合 ・鉄造阿弥陀如来及両脇侍坐像懸仏 	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄造三尊坐像懸仏（新宮熊野神社） ・銅鐘（勝福寺） ・銅鐘（新宮熊野神社） ・銅製鰐口 ・銅造阿弥陀如来立像 ・銅鉢 ・布流遠藤家の供養碑 ・布流高橋家の供養碑 ・法然影像及び血脈版木 ・木造阿弥陀如来及両脇侍坐像 ・木造阿弥陀如来坐像（龍泉寺） ・木造行道面 ・木造虚空蔵菩薩坐像（新宮熊野神社） ・木造小動物像 ・木造如意輪観音坐像（新宮熊野神社） ・木造毘沙門天立像（勝福寺） ・木造不動明王立像 ・木造釈迦如来立像 ・木造文殊菩薩騎獅像 ・木造薬師如来坐像 	<ul style="list-style-type: none"> ・正安の碑 ・示現寺文書 ・椿彫木彩漆笈 ・伝佐原義連五輪塔（岩尾館） ・伝佐原義連の墓 ・木造虚空蔵菩薩坐像（板の沢） ・湯館山城 ・木造聖徳太子立像（浄教寺） 	<ul style="list-style-type: none"> ・荒屋敷遺跡 ・冲舎利塔 ・鑑ヶ城跡土塁 ・鏡ノ町B遺跡 ・鏡ノ町A遺跡 ・上利根川石造供養塔 ・竹屋観音堂 ・弾正ヶ原 ・戸隠神社の大イチョウ ・下遠田の板碑 ・下利根川石造供養塔 ・中ノ目念仏踊り ・木造聖徳太子立像（金川寺） ・木造如意輪観音坐像（観音寺） ・木造地藏菩薩立像 	<ul style="list-style-type: none"> ・阿弥陀三尊種子供養塔（板碑） ・伝木造千手観音立像

※名称がゴシック体のものは、指定等文化財を表します。



図 1-19 : 中世の主な歴史文化資源等位置図

(4) 近世：北方の水陸両運の中継地として栄えた在郷町

田付川を挟んで東西に位置する小田付村と小荒井村は、戦国時代末に定期市が置かれると、以降は在方の商品流通の中心「在郷町」として発展していきます。毎年正月12日には小荒井、17日は小田付で初市が開かれ、郷頭宅前には市神を祀った市仮屋が建ち、俵引きが行われました。

商業が発達すると人や物の移動も活発となり、城下若松から塩川・喜多方を經由して米沢へと至る米沢街道や、若松から山都・喜多方・塩川を經由して津川（新潟県）へと至る越後裏街道が整備され、それに伴い一里塚、宿場町等が整えられていきます。また、阿賀川の舟運路も開かれ、大坂への廻米も行われました。その起点となったのが日橋川の塩川河岸です。

こうして力を蓄えた商人により酒造も始められ、藩の専売品となった漆器や漆蠟も発展します。小荒井村の小野寺家は、染型紙商として東北一円で販売を行っており、安政4年（1857）には、会津藩より御用達を拝命し、型紙を納めることを許されました。

一方、農村の支配は郷頭や村方三役により行われました。山都町一ノ木の旧一戸村制札場は、幕府や藩の御触を知らせる制札場が現在も当時の姿のまま残されている貴重なものです。

日々の生活に信仰は欠かせないものでした。一年の農事や祭事の物忌みとして、始まりと終わりに行う事八日等の年中行事、会津三十三観音めぐりに代表される観音信仰は市域各地でみられ、男子は成人儀礼として飯豊山に登りました。村々では悪霊退散を祈願して下柴や中村の彼岸獅子が舞い、先祖を供養する念仏踊りや、慶徳稲荷神社の御田植祭等、豊作を願う祭りも現在まで受け継がれてきています。幕末以降、各集落の鎮守の祭り等には四つ車に4本の柱を立て、屋根を取り付けた「太鼓台（太鼓屋台）」が見られるようになり、集落ごとに造られるようになりました。

表 1-7：近世の主な歴史文化資源

喜多方地域	熱塩加納地域	塩川地域	山都地域	高郷地域
<ul style="list-style-type: none"> ・絵馬富士見西行図 ・会津の染型紙と関係資料 ・井上合名会社店舗蔵 ・上野家住宅旧穀蔵 ・小田付市（初市） ・冠木商店質蔵、冠木商店主屋及び味噌蔵 ・願成寺本堂・旧阿弥陀堂・山門 ・上三宮瀬戸場 ・上三宮三島神社農耕絵馬 ・上三宮三島神社の太々神楽 ・宮中八幡神社農耕絵馬 ・旧手代木家住宅 ・旧外島家住宅 ・慶徳稲荷神社農耕絵馬 ・小荒井市（初市） ・大般若経六百巻付経櫃六合 ・中善寺のめおとカリン ・中村の彼岸獅子 ・藤樹学関係資料 ・二軒在家の大クリ 	<ul style="list-style-type: none"> ・赤崎三十三観音 ・熱塩の梵天祭 ・白山神社拝殿 ・示現寺観音堂、示現寺総門 ・草木塔 	<ul style="list-style-type: none"> ・狐堰 ・駒形堰 ・御殿場 ・中道地竹細工 ・能力経塚及び経碑 ・駒形堰由来記 ・駒形堰碑 ・駒形大明神碑 ・杓子ヶ入のメクスリノキ ・別府の一里塚 ・塩川市（初市） ・舟曳きの図 	<ul style="list-style-type: none"> ・会津家中諸役知行名鑑 ・会津藩領内地図 ・一ノ木の町並み ・木曾市場（初市） ・木曾・広野の町並み ・絹本着色飯豊山参道絵図附桐箱一合 ・キリシタン類族文書 ・旧一戸村制札場（附制札13枚） ・鈴 ・先祖譲状三軸外文書 ・館原代官所跡 ・館原渡船場 ・知行証文（飯豊山神社） ・双盤（泉福寺） ・銅造地藏菩薩坐像 ・道標（館原） ・宝塔 ・御沢の杉と栢 	<ul style="list-style-type: none"> ・利田の滝 ・春日神社石祠 ・加藤氏示達文書 ・川井渡船場 ・小林家所蔵の暦 ・斎藤家肝煎文書 ・石造五輪塔 ・綱手道 ・渡船場制札 ・銅製双盤（明照寺） ・銅鐘（円満寺） ・西羽賀の町並み ・木造阿弥陀如来坐像（峯利田区） ・木造三十三観音立像 ・六地藏石幢 ・渡部家所蔵古文書
<ul style="list-style-type: none"> ・米沢街道（上・中・下街道）・宿駅・越後街道・越後裏街道・舟運関係資料 ・会津三十三観音（大木・松野・綾金・高吉・熱塩・勝・熊倉・竹屋・遠田） 				

※名称がゴシック体のものは、指定等文化財を表します。

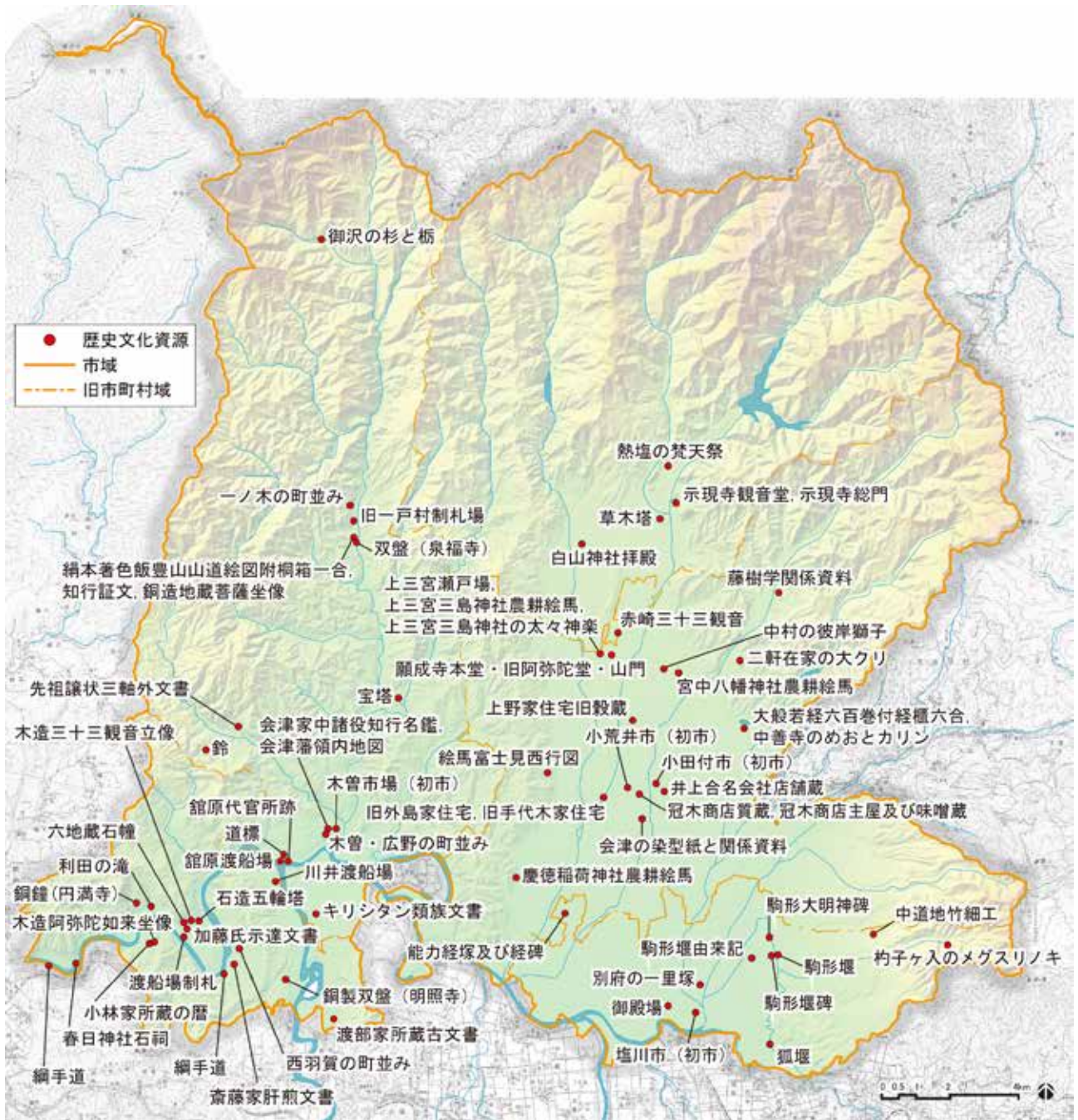


図 1-20 : 近世の主な歴史文化資源等位置図

(5) 近代：近代化と蔵のまちの形成

明治期に入り、国会開設や憲法制定等の声が高まるにつれ、地方でも自由民権運動が活発化し始めます。明治15年（1882）に勃発した福島・喜多方事件は全国的にみてもその先がけといえるものです。

国の富国強兵、殖産興業政策の中、明治5年（1872）に会津初の器械製糸工場である喜多方製糸場が開業します。製糸産業は商人たちの強力な援助のもと花形産業として地域経済を支えました。そのほか、繭・桑・人参・茶等の商品作物の生産量も急増し、伝統産業である酒・味噌醸造業、漆器業、木工業も販路拡大により発展、小野寺家の染型紙販売も大正期にかけて最盛期を迎えます。旧甲斐家住宅は、この時代における喜多方商人の贅を尽くした見事な建築で、庭園は県の指定名勝となっています。

また、明治13年（1880）の大火をきっかけに、蔵の存在が重視され始めます。明治23年（1890）には三津谷の登り窯が開窯し、当時の需要と相まってトンネル、坑道等の材料を供給する一大拠点へと成長しました。これ以降、煉瓦を用いた蔵や塀、煙突等の建造物が建てられるようになり、瓦葺も普及しました。

交通機関も近代化が図られ、郡山と新津を結ぶ岩越^{がんえつ}鉄道は、明治37年（1904）に郡山－喜多方間、大正3年（1914）に全線が開通し、大正6年（1917）には磐越西線と改称します。喜多方駅と山都駅間にある一の戸橋梁は明治43年（1910）に供用され、当時は東洋一の規模を誇りました。

また、喜多方と熱塩を結ぶ日中線は栃木県（下野）－会津（岩代）－米沢（出羽）を結ぶ野岩羽線構想の実現のため昭和13年（1938）に開業しました。この鉄道は住民の足であると同時に与内畑鉱山の鉄鉱石を輸送する役割も担っていました。

この時代、本市からは、多くの自由民権運動家をはじめ、社会福祉の母といわれる瓜生岩子^{うりゅういわこ}（小田付村）、生涯学習の理念を唱えた社会教育家蓮沼門三（山都町相川）ほか、時代を先取りする多くの人物を輩出していることも特筆すべきことです。

表 1-8：近代の主な歴史文化資源

喜多方地域	熱塩加納地域	塩川地域	山都地域	高郷地域	
<ul style="list-style-type: none"> 井上合名会社座敷蔵、醸造蔵 岩代国耶麻郡小田付村絵図 上野家住宅主屋、味噌蔵、煉瓦蔵、調度蔵、煉瓦塀 旧岩月小学校校舎 旧甲斐家住宅座敷、店蔵、醤油蔵 旧嶋新商店店舗蔵、座敷蔵及び主屋、一号蔵・二号蔵及び三号蔵、四号蔵 旧山時呉服店家財蔵 島慶園店舗蔵 	<ul style="list-style-type: none"> 松本屋店舗蔵、文庫蔵、家財蔵 三津谷の登り窯 三津谷の煉瓦蔵 矢部家住宅座敷蔵、一号蔵、綿蔵 若喜商店店舗、煉瓦蔵、座敷蔵 若菜家住宅煉瓦座敷蔵、煉瓦三階蔵、作業蔵、煉瓦味噌蔵 大和川酒造煉瓦煙突 喜多の華酒造煉瓦煙突 吉の川酒造煉瓦煙突 煉瓦米蔵 金田洋品店 	<ul style="list-style-type: none"> 加納鉱山 旧国鉄日中線熱塩駅（日中線記念館） 与内畑鉱山 	<ul style="list-style-type: none"> 金川発電所 館稻荷神社農耕絵馬 弾正ヶ原 東電猪苗代第四発電所 雄国隧道 	<ul style="list-style-type: none"> 一の戸橋梁 絵馬 喜多方美術倶楽部の絵画 原川橋梁 南山荘 宮月・館原船橋 山都駅 油庫 	<ul style="list-style-type: none"> 一竿の船橋 荻野石 釜ノ脇橋梁 山郷発電所 新郷発電所 西羽賀船橋

※名称がゴシック体のものは、指定等文化財を表します。

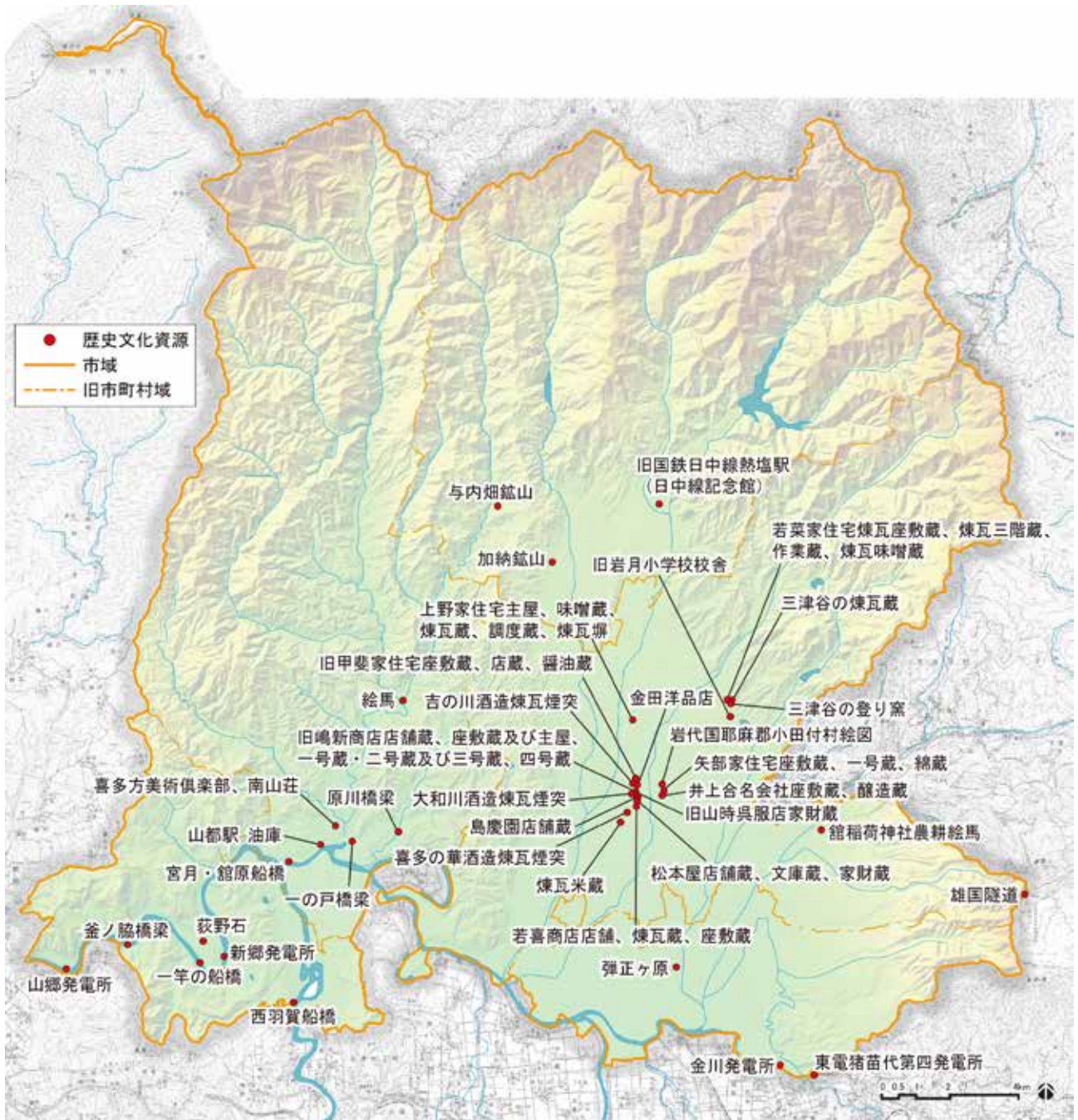


図 1-21：近代の主な歴史文化資源等位置図

(6) 現代：新喜多方市の誕生と観光都市づくり

昭和29年（1954）3月に喜多方市、熱塩加納村、山都町、7月に塩川町が誕生し、翌年には高郷村が成立しました。

喜多方町時代の工業の中で漆器業につぐ地位を占めていた製糸業は、養蚕業の衰退や生糸価格の低落、安価な生糸の輸入、化学繊維の普及等により、昭和50年（1975）に会陽製糸（当時は会陽工業株式会社）が閉業したことでその幕を閉じました。

日中線は国鉄財政再建計画の赤字路線とされ、昭和59年（1984）3月廃線となりますが、その一方で、同年6月に国道121号の大峠トンネルが完成し、喜多方と米沢間の新しい交流の幕が開きました。

地場産業の衰えとともにその役目が薄れてきた蔵でしたが、昭和40年代以降、写真展やテレビ等で紹介されたことによって「蔵のまち喜多方」は再度脚光を浴び始め、それとともに戦前から地元で親しまれていたラーメンが紹介されると「喜多方ラーメン」も一躍全国区となりました。

平成18年（2006）、喜多方市・塩川町・山都町・熱塩加納村・高郷村の5市町村が合併し、新喜多方市が誕生しました。「蔵とラーメンのまち」という全国的な知名度を得て、観光都市への機運が高まり、伝統野菜や山都そばをはじめ、それ以外の食文化にもスポットが当てられ始めました。

また、廃止された日中線の旧熱塩駅舎は「日中線記念館」として生まれ変わり、サイクリングロードとして整備が行われた線路の跡地の一部は、しだれ桜並木として、三ノ倉高原のひまわり畑やヒメサユリ群生地等と並び、多くの観光客が訪れるスポットとなっています。福島県営荻野漕艇場は、二度の国民体育大会をはじめ、数多くの全国大会や東北大会が開催されており、風光明媚なコースとして好評です。このように地域の特徴をいかして現在も様々な知名度向上が図られています。

表 1-9：現代の主な歴史文化資源

喜多方地域	熱塩加納地域	塩川地域	山都地域	高郷地域
<ul style="list-style-type: none"> ・喜多方ラーメン ・日中線跡サイクリングロード 	<ul style="list-style-type: none"> ・日中ダム（日中ひざわ湖） ・大平沼発電所 ・旧国鉄日中線熱塩駅（日中線記念館） 	<ul style="list-style-type: none"> ・古町 	<ul style="list-style-type: none"> ・山都そば ・飯豊とそばの里センター ・沼ノ平（福寿草群生地） ・飯豊連峰 	<ul style="list-style-type: none"> ・福島県営荻野漕艇場 ・鳥屋山登山道 ・第二新郷発電所

第2章 喜多方市の 歴史文化資源の概要

1. 指定等文化財

(1) 喜多方市の指定等文化財の状況

文化財保護法、福島県文化財保護条例（昭和45年福島県条例第43号）及び喜多方市文化財保護条例（平成18年1月4日条例第142号）による本市の指定等文化財は、合計で202件（令和5年4月1日）です。このほかに、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財が1件（会津の初市の習俗）となっています。

本市の指定等文化財の分布状況をみると、市域の平野部に集中しており、国指定・選定文化財11件中6件、県指定文化財38件中23件、市指定文化財101件中39件と、指定等文化財の約半数が社寺関係の有形文化財（市指定は有形の民俗文化財を含む）となっていることが特徴の一つです。天然記念物も13件中5件が社寺関係の巨樹・巨木であり、有形の民俗文化財の多くが石碑や供養塔で、喜多方の人々の古くからの信仰の深さを顕著に示しています。絵画の指定はありませんが、その時代に実際の農作業の様子を見て描いたと考えられる農耕絵馬が多く残されており、当地での生活を知ることができる資料として有形の民俗文化財に指定されています。登録有形文化財については、その多くが蔵のまちである本市を象徴する土蔵造りの建造物で、用途は、店蔵、座敷蔵、醤油蔵、作業蔵、家財蔵等、自家の生業や産業と結びついて実に多種多様で、木造漆喰だけでなく、煉瓦蔵があることも特徴です。また、短冊型の細長い敷地の北に寄せて建物を建て、南に通路を設け、表通りからミセ、主屋、土蔵等の附属屋の順に並ぶ敷地の使い方にも特徴があります。重要伝統的建造物群保存地区に選定されている小田付地区では、多種多様な土蔵造りの伝統的建造物が群として残り、その敷地の使い方とあわせて、町並みの特徴をよく捉えることができます。本市は遺跡の指定も多く、河川沿岸域を中心に貴重な遺跡が残されています。

表 2-1：喜多方市の指定等文化財の件数

令和5年4月1日現在

区分		国指定・選定					県指定					市指定						国登録		合計			
		地域別					地域別					地域別						地域別	計				
		喜	熱	塩	全	計	喜	熱	塩	山	高	計	喜	熱	塩	山	高				全	計	
有形文化財	建造物	2				2	4					4		3	1				4	52	52	62	
	美術工芸品	絵画					0						0							0	0	0	0
		彫刻	2				2	8		2	3		13	8	2	1	1	3		15	0	0	30
		工芸品	1	1			2	4					4	3			6	2		11	0	0	17
		書跡・典籍					0	1					1	1			1			2	0	0	3
		古文書					0		1				1			1	4	3		8	0	0	9
		考古資料					0	1					1		1			2		3	0	0	4
歴史資料					0	1			1		2	1			1	1		3	0	0	5		
無形文化財	芸能（演劇、音楽）					0						0							0	0	0	0	
	工芸技術					0						0							0	0	0	0	
	その他					0						0							0	0	0	0	
民俗文化財	有形					0	1					1	10	1	5	5	4		25	0	0	26	
	無形	1				1	2(1)		(1)			3	2	1	2				5	0	0	9	
記念物	遺跡	1		1		2	1	1	2	1		5	2	2	9		2		15			22	
	名勝地					0	1					1							0	0	0	1	
	動物、植物、地質鉱物				1	1	1				1	2	3	1	2	1	1	2	10			13	
文化的景観						0						-							-		0	0	
伝統的建造物群		1				1						-							-	-	-	1	
合計		8	1	1	1	11	26	2	4	5	1	38	29	11	21	19	18	2	101	52	52	202	

表 2-2：喜多方市の埋蔵文化財及び文化財の保存技術の件数

令和5年4月1日現在

区分	喜	熱	塩	山	高	合計
埋蔵文化財	151	80	118	75	58	482
文化財の保存技術						0

※地域別は、喜=喜多方地域、熱=熱塩加納地域、塩=塩川地域、山=山都地域、高=高郷地域、全=市内全域を示します。

※数字が空欄である場合は、該当数が「0」であること、「-」は指定等の制度自体が存在しないことを示します。

※「会津念仏撰取講」（市指定：旧喜多方市）、「中ノ目念仏踊り」（市指定：旧塩川町）は、「会津大念仏撰取講」として県指定となっているため、両市町に（1）とし、合計は1を計上しています。

（2）喜多方市の指定等文化財一覧

①国指定・国選定文化財（11件）

番号	名 称	指定年月日	文化財の体系図に基づく分類	
1	熊野神社長床	昭和38年7月1日	有形文化財	建造物
2	勝福寺観音堂	昭和57年6月11日	有形文化財	建造物
3	木造薬師如来坐像	昭和3年4月4日	有形文化財	彫刻
4	木造阿弥陀如来及両脇侍坐像	昭和4年4月6日	有形文化財	彫刻
5	銅鉢	昭和38年7月1日	有形文化財	工芸品
6	椿彫木彩漆笈	昭和35年6月9日	有形文化財	工芸品
7	会津の御田植祭	平成31年3月28日	民俗文化財	無形
8	古屋敷遺跡	平成12年12月4日	記念物	遺跡
9	会津新宮城跡	平成21年7月23日	記念物	遺跡
10	ニホンカモシカ	昭和60年3月	記念物	動物
11	小田付伝統的建造物群保存地区	平成30年8月17日	伝統的建造物群	在郷町・醸造町

②県指定文化財（38件）

番号	名 称	指定年月日	文化財の体系図に基づく分類	
1	熊野神社本殿	昭和42年12月8日	有形文化財	建造物
2	旧手代木家住宅	昭和61年3月31日	有形文化財	建造物
3	旧外島家住宅	平成4年3月24日	有形文化財	建造物
4	願成寺本堂・旧阿弥陀堂・山門	平成22年5月21日	有形文化財	建造物
5	木造不動明王立像	昭和28年10月1日	有形文化財	彫刻
6	木造大日如来坐像	昭和28年10月1日	有形文化財	彫刻
7	木造如意輪観音坐像（観音寺）	昭和30年2月4日	有形文化財	彫刻
8	木造毘沙門天立像（勝福寺）	昭和30年12月27日	有形文化財	彫刻
9	銅造五大虚空蔵菩薩坐像	昭和31年9月4日	有形文化財	彫刻
10	銅造聖観音菩薩立像	昭和35年3月29日	有形文化財	彫刻
11	木造 行道面 <small>ぎょうどうめん</small>	昭和36年3月22日	有形文化財	彫刻
12	木造文殊菩薩騎獅像	昭和39年3月24日	有形文化財	彫刻
13	熊野神社御神像	昭和42年4月4日	有形文化財	彫刻
14	木造十一面観音菩薩坐像	昭和63年3月23日	有形文化財	彫刻
15	木造釈迦如来立像	平成5年3月23日	有形文化財	彫刻
16	木造聖徳太子立像（金川寺）	平成11年3月30日	有形文化財	彫刻
17	木造薬師如来座像附木造十二神将立像	令和2年3月23日	有形文化財	彫刻
18	熊野山 <small>ごおう</small> 牛玉宝印版木および宝珠	昭和28年10月1日 平成7年3月31日	有形文化財	工芸品

番号	名 称	指定年月日	文化財の体系図に基づく分類	
19	銅製鰐口	昭和30年12月27日	有形文化財	工芸品
20	銅鐘（勝福寺）	昭和30年12月27日	有形文化財	工芸品
21	銅鐘（新宮熊野神社）	平成4年3月24日	有形文化財	工芸品
22	大般若経附経櫃六合	昭和57年3月30日	有形文化財	典籍
23	示現寺文書	平成6年3月4日	有形文化財	古文書
24	松野千光寺経塚出土品	平成3年3月22日 平成23年6月10日	有形文化財	考古資料
25	法然影像及び血脈版木	平成18年4月7日	有形文化財	歴史資料
26	絹本著色飯豊山参道絵図附桐箱一合	平成22年5月21日	有形文化財	歴史資料
27	会津の染型紙と関係資料	平成15年3月25日	民俗文化財	有形
28	上三宮三島神社の太々神楽	昭和53年4月7日	民俗文化財	無形
29	下柴の彼岸獅子	昭和62年3月27日	民俗文化財	無形
30	会津大念仏撰取講	平成15年3月25日	民俗文化財	無形
31	伝佐原義連の墓	昭和31年9月4日	記念物	遺跡
32	別府の一里塚	昭和33年8月1日	記念物	遺跡
33	旧一戸村制札場	昭和33年8月1日	記念物	遺跡
34	糠塚古墳群	昭和44年4月11日	記念物	遺跡
35	常世原田遺跡	昭和54年3月23日	記念物	遺跡
36	旧甲斐家庭園	令和4年5月17日	記念物	名勝地
37	アイヅタカサトカイギュウ化石	平成9年3月25日	記念物	地質鉱物
38	<small>にほんざいけ</small> 二軒在家の大クリ	平成28年4月26日	記念物	植物

③市指定文化財（101件）

番号	名 称	指定年月日	文化財の体系図に基づく分類	
1	示現寺観音堂	平成18年1月4日	有形文化財	建造物
2	示現寺総門	平成18年1月4日	有形文化財	建造物
3	白山神社拝殿	平成18年1月4日	有形文化財	建造物
4	竹屋観音堂	平成18年1月4日	有形文化財	建造物
5	木造如意輪観音坐像（新宮熊野神社）	平成18年1月4日	有形文化財	彫刻
6	木造虚空蔵菩薩坐像（新宮熊野神社）	平成18年1月4日	有形文化財	彫刻
7	木造阿弥陀如来坐像（龍泉寺）	平成18年1月4日	有形文化財	彫刻
8	木造地藏菩薩立像	平成18年1月4日	有形文化財	彫刻
9	銅造地藏菩薩坐像	平成18年1月4日	有形文化財	彫刻
10	木造阿弥陀如来坐像（峯利田区）	平成18年1月4日	有形文化財	彫刻
11	伝木造千手観音立像	平成18年1月4日	有形文化財	彫刻
12	木造三十三観音立像	平成18年1月4日	有形文化財	彫刻
13	木造相撲力士像	平成27年3月18日	有形文化財	彫刻
14	木造小動物像	平成27年3月18日	有形文化財	彫刻
15	銅造阿弥陀如来立像	平成27年3月18日	有形文化財	彫刻

番号	名 称	指定年月日	文化財の体系図に基づく分類	
16	木造狛犬	平成 27 年 11 月 20 日	有形文化財	彫刻
17	木造相撲取像	平成 30 年 3 月 20 日	有形文化財	彫刻
18	木造虚空蔵菩薩坐像（板の沢）	令和 3 年 2 月 24 日	有形文化財	彫刻
19	木造聖徳太子立像（浄教寺）	令和 5 年 2 月 9 日	有形文化財	彫刻
20	熊野神社経筒	平成 18 年 1 月 4 日	有形文化財	工芸品
21	双盤（泉福寺・元禄 8 年銘）	平成 18 年 1 月 4 日	有形文化財	工芸品
22	双盤（泉福寺・元禄 15 年銘）	平成 18 年 1 月 4 日	有形文化財	工芸品
23	鉦鼓	平成 18 年 1 月 4 日	有形文化財	工芸品
24	梵鐘（泉福寺・天明 2 年銘）	平成 18 年 1 月 4 日	有形文化財	工芸品
25	梵鐘（泉福寺・元禄 15 年銘）	平成 18 年 1 月 4 日	有形文化財	工芸品
26	鈴	平成 18 年 1 月 4 日	有形文化財	工芸品
27	銅鐘（円満寺）	平成 18 年 1 月 4 日	有形文化財	工芸品
28	銅製双盤（明照寺）	平成 18 年 1 月 4 日	有形文化財	工芸品
29	鉄造阿弥陀如来及両脇侍坐像懸仏	平成 27 年 11 月 20 日	有形文化財	工芸品
30	鉄造三尊坐像懸仏	平成 29 年 2 月 9 日	有形文化財	工芸品
31	大般若経六百卷附経櫃六合	平成 18 年 1 月 4 日	有形文化財	典籍
32	紺紙金泥法華経	平成 18 年 1 月 4 日	有形文化財	典籍
33	駒形堰由来記	平成 18 年 1 月 4 日	有形文化財	古文書
34	知行証文	平成 18 年 1 月 4 日	有形文化財	古文書
35	キリシタン類族文書	平成 18 年 1 月 4 日	有形文化財	古文書
36	先祖譲状三軸外文書	平成 18 年 1 月 4 日	有形文化財	古文書
37	会津家中諸役知行名鑑	平成 18 年 1 月 4 日	有形文化財	古文書
38	斎藤家肝煎文書	平成 18 年 1 月 4 日	有形文化財	古文書
39	渡部家所蔵古文書	平成 18 年 1 月 4 日	有形文化財	古文書
40	加藤氏示達文書	平成 18 年 1 月 4 日	有形文化財	古文書
41	弥生土器（岩尾遺跡出土）	平成 18 年 1 月 4 日	有形文化財	考古資料
42	ぼっけ 博毛遺跡出土品土器	平成 18 年 1 月 4 日	有形文化財	考古資料
43	ぼっけ 馬景遺跡出土品甕型土器	平成 18 年 1 月 4 日	有形文化財	考古資料
44	会津藩領内地図	平成 18 年 1 月 4 日	有形文化財	歴史資料
45	渡船場制札	平成 18 年 1 月 4 日	有形文化財	歴史資料
46	岩代国耶麻郡小田付村絵図	平成 29 年 2 月 9 日	有形文化財	歴史資料
47	絵馬富士見西行図	平成 18 年 1 月 4 日	民俗文化財	有形
48	三津谷の登り窯	平成 18 年 1 月 4 日	民俗文化財	有形
49	絵馬	平成 18 年 1 月 4 日	民俗文化財	有形
50	小林家所蔵の暦	平成 18 年 1 月 4 日	民俗文化財	有形
51	ふるう 布流遠藤家の供養碑	平成 18 年 1 月 4 日	民俗文化財	有形
52	布流高橋家の供養碑	平成 18 年 1 月 4 日	民俗文化財	有形
53	太田の供養碑	平成 18 年 1 月 4 日	民俗文化財	有形
54	菅井の供養碑	平成 18 年 1 月 4 日	民俗文化財	有形
55	草木塔	平成 18 年 1 月 4 日	民俗文化財	有形

番号	名称	指定年月日	文化財の体系図に基づく分類	
56	沖舍利塔	平成18年1月4日	民俗文化財	有形
57	下利根川石造供養塔	平成18年1月4日	民俗文化財	有形
58	上利根川石造供養塔	平成18年1月4日	民俗文化財	有形
59	駒形大明神碑	平成18年1月4日	民俗文化財	有形
60	駒形堰碑	平成18年1月4日	民俗文化財	有形
61	アーク供養塔	平成18年1月4日	民俗文化財	有形
62	青面金剛・庚申供養塔	平成18年1月4日	民俗文化財	有形
63	道標	平成18年1月4日	民俗文化財	有形
64	宝塔	平成18年1月4日	民俗文化財	有形
65	阿弥陀三尊種子供養塔 <small>(板碑)</small>	平成18年1月4日	民俗文化財	有形
66	石造五輪塔	平成18年1月4日	民俗文化財	有形
67	六地藏石幢	平成18年1月4日	民俗文化財	有形
68	宮中八幡神社農耕絵馬	平成20年7月22日	民俗文化財	有形
69	慶徳稲荷神社農耕絵馬	平成20年7月22日	民俗文化財	有形
70	<small>たて</small> 稲荷神社農耕絵馬	平成20年7月22日	民俗文化財	有形
71	上三宮三島神社農耕絵馬	平成20年7月22日	民俗文化財	有形
72	会津念仏撰取講	平成18年1月4日	民俗文化財	無形
73	中ノ目念仏踊り	平成18年1月4日	民俗文化財	無形
74	中道地竹細工	平成18年1月4日	民俗文化財	無形
75	熱塩の梵天祭	平成30年3月20日	民俗文化財	無形
76	中村の彼岸獅子	令和4年2月17日	民俗文化財	無形
77	青山城跡	平成18年1月4日	記念物	遺跡
78	山崎横穴古墳群	平成18年1月4日	記念物	遺跡
79	湯館山城	平成18年1月4日	記念物	遺跡
80	御清水	平成18年1月4日	記念物	遺跡
81	弾正ヶ原	平成18年1月4日	記念物	遺跡
82	常世・竹花古墳	平成18年1月4日	記念物	遺跡
83	<small>のうりき</small> 能力経塚及び経碑	平成18年1月4日	記念物	遺跡
84	御殿場	平成18年1月4日	記念物	遺跡
85	十九壇古墳群	平成18年1月4日	記念物	遺跡
86	<small>かがみ が じょうあと</small> 鑑ヶ城跡土塁	平成18年1月4日	記念物	遺跡
87	大原遺跡	平成18年1月4日	記念物	遺跡
88	深沢古墳	平成18年1月4日	記念物	遺跡
89	示現寺正安の碑	平成18年1月4日	記念物	遺跡
90	伝小野小町塚	平成18年1月4日	記念物	遺跡
91	春日神社石祠	平成18年1月4日	記念物	遺跡
92	押切川公園イトヨ生息地	平成18年1月4日	記念物	動物

番号	名 称	指定年月日	文化財の体系図に基づく分類	
93	中善寺のめおとカリン	平成 18 年 1 月 4 日	記念物	植物
94	新宮熊野神社の大イチョウ	平成 18 年 1 月 4 日	記念物	植物
95	温泉神社の大杉	平成 18 年 1 月 4 日	記念物	植物
96	戸隠神社の大イチョウ	平成 18 年 1 月 4 日	記念物	植物
97	杓 <small>しゃくし</small> 子 <small>がいり</small> ヶ入のメグスリノキ	平成 18 年 1 月 4 日	記念物	植物
98	御 <small>おまわ</small> 沢の杉と栃	平成 18 年 1 月 4 日	記念物	植物
99	塩坪化石層	平成 18 年 1 月 4 日	記念物	地質鉱物
100	ギフチョウ	令和 2 年 2 月 18 日	記念物	動物
101	キマダラルリツバメ	令和 2 年 2 月 18 日	記念物	動物

④国登録文化財（52件）

番号	名 称	指定年月日	文化財の体系図に基づく分類	
1	旧甲斐家住宅座敷蔵	平成 13 年 4 月 24 日	有形文化財	建造物
2	旧甲斐家住宅店蔵	平成 13 年 10 月 12 日	有形文化財	建造物
3	旧甲斐家住宅醬油蔵	平成 13 年 10 月 12 日	有形文化財	建造物
4	旧甲斐家住宅主屋	令和 3 年 7 月 16 日	有形文化財	建造物
5	旧甲斐家住宅味噌蔵及び麴蔵	令和 3 年 7 月 16 日	有形文化財	建造物
6	旧甲斐家住宅稲荷社	令和 3 年 7 月 16 日	有形文化財	建造物
7	旧甲斐家住宅表門	令和 3 年 7 月 16 日	有形文化財	建造物
8	旧甲斐家住宅裏門	令和 3 年 7 月 16 日	有形文化財	建造物
9	旧甲斐家住宅東塀及び北塀	令和 3 年 7 月 16 日	有形文化財	建造物
10	旧甲斐家住宅南塀	令和 3 年 7 月 16 日	有形文化財	建造物
11	若喜商店店舗	平成 13 年 10 月 12 日	有形文化財	建造物
12	若喜商店煉瓦蔵	平成 13 年 10 月 12 日	有形文化財	建造物
13	若喜商店座敷蔵	平成 13 年 10 月 12 日	有形文化財	建造物
14	若喜商店醸造場	令和 3 年 7 月 16 日	有形文化財	建造物
15	若喜商店作業蔵	令和 3 年 7 月 16 日	有形文化財	建造物
16	島慶園店舗蔵	平成 22 年 9 月 10 日	有形文化財	建造物
17	上野家住宅主屋	平成 22 年 9 月 10 日	有形文化財	建造物
18	上野家住宅味噌蔵	平成 22 年 9 月 10 日	有形文化財	建造物
19	上野家住宅旧穀蔵	平成 22 年 9 月 10 日	有形文化財	建造物
20	上野家住宅煉瓦蔵	平成 22 年 9 月 10 日	有形文化財	建造物
21	上野家住宅調度蔵	平成 22 年 9 月 10 日	有形文化財	建造物
22	上野家住宅離屋	平成 22 年 9 月 10 日	有形文化財	建造物
23	上野家住宅煉瓦塀	平成 22 年 9 月 10 日	有形文化財	建造物
24	若菜家住宅煉瓦座敷蔵	平成 22 年 9 月 10 日	有形文化財	建造物
25	若菜家住宅煉瓦三階蔵	平成 22 年 9 月 10 日	有形文化財	建造物
26	若菜家住宅作業蔵	平成 22 年 9 月 10 日	有形文化財	建造物

番号	名称	指定年月日	文化財の体系図に基づく分類	
27	若菜家住宅煉瓦味噌蔵	平成22年9月10日	有形文化財	建造物
28	冠木商店主屋及び味噌蔵	平成23年10月28日	有形文化財	建造物
29	冠木商店質蔵	平成23年10月28日	有形文化財	建造物
30	冠木商店南の蔵	平成23年10月28日	有形文化財	建造物
31	旧嶋新商店店舗蔵	平成23年10月28日	有形文化財	建造物
32	旧嶋新商店座敷蔵及び主屋	平成23年10月28日	有形文化財	建造物
33	旧嶋新商店一号蔵・二号蔵及び三号蔵	平成23年10月28日	有形文化財	建造物
34	旧嶋新商店四号蔵	平成23年10月28日	有形文化財	建造物
35	旧山時呉服店家財蔵	平成23年10月28日	有形文化財	建造物
36	矢部家住宅座敷蔵	平成25年3月29日	有形文化財	建造物
37	矢部家住宅一号蔵	平成25年3月29日	有形文化財	建造物
38	矢部家住宅綿蔵	平成25年3月29日	有形文化財	建造物
39	井上合名会社座敷蔵	平成25年3月29日	有形文化財	建造物
40	井上合名会社店舗蔵	平成25年3月29日	有形文化財	建造物
41	井上合名会社醸造蔵	平成25年3月29日	有形文化財	建造物
42	松本屋店舗蔵	平成28年8月1日	有形文化財	建造物
43	松本屋文庫蔵	平成28年8月1日	有形文化財	建造物
44	松本屋家財蔵	平成28年8月1日	有形文化財	建造物
45	笹正宗酒造店舗兼主屋	令和3年7月16日	有形文化財	建造物
46	笹正宗酒造配蔵	令和3年7月16日	有形文化財	建造物
47	笹正宗酒造仕込蔵	令和3年7月16日	有形文化財	建造物
48	笹正宗酒造槽蔵	令和3年7月16日	有形文化財	建造物
49	笹正宗酒造貯蔵庫	令和3年7月16日	有形文化財	建造物
50	笹正宗酒造文庫蔵	令和3年7月16日	有形文化財	建造物
51	笹正宗酒造稻荷社	令和3年7月16日	有形文化財	建造物
52	笹正宗酒造正門及び塀	令和3年7月16日	有形文化財	建造物

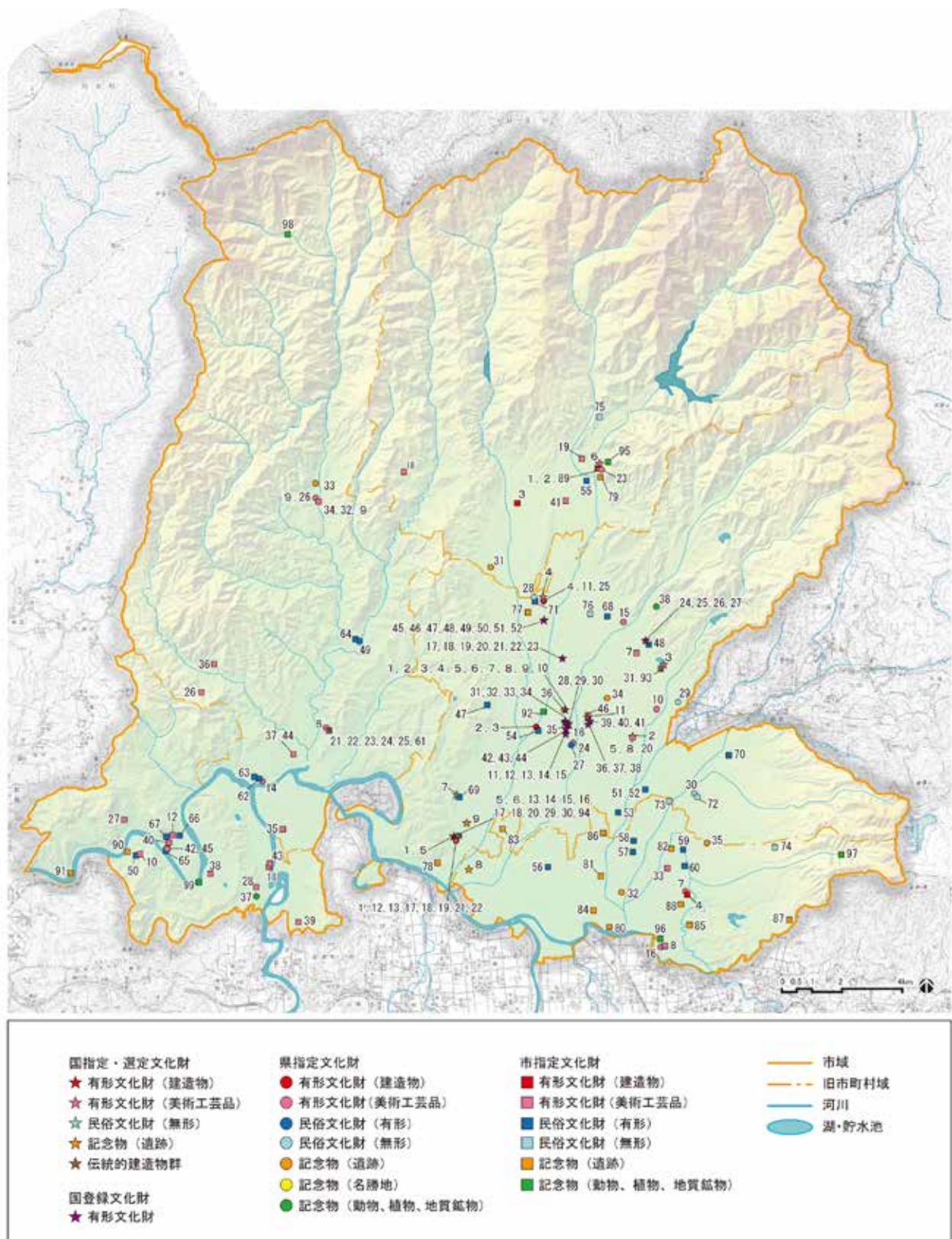


図 2-1：喜多方市の指定等文化財分布図

2. 認定等文化財

(1) 日本遺産（文化庁）

「日本遺産」とは、地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーのことであり、文化庁が認定するものです。ストーリーを語る上で欠かせない魅力溢れる有形や無形の様々な文化財群を、地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内だけでなく海外へも戦略的に発信していくことにより、地域の活性化を図ることを目的としています。

本市では、「会津の三十三観音めぐり～巡礼を通して観た往時の会津の文化～」が、複数の市町村にまたがってストーリーが展開する「シリアル型」として認定されており、「会津の三十三観音めぐり」を語る上で不可欠な文化財群は、「構成文化財」として位置付けられています。

本市では、下表のものが構成文化財として認定されています。

①認定自治体（◎印は代表自治体）

会津17市町村(◎会津若松市、喜多方市、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、会津美里町、三島町、金山町、昭和村)

②ストーリーの概要

磐梯山信仰を取り込み東北地方で最も早く仏教文化が開いた会津は、今も平安初期から中世、近世の仏像や寺院が多く残り「仏都会津」とよばれています。その中でも三十三観音巡りは、古来のおおらかな信仰の姿を今に残し、広く会津の人々に親しまれています。会津藩祖保科正之が定めたといわれているこの巡礼は、広く領民に受け入れられ、のちに様々な三十三観音がつくられました。会津の三十三観音は、国宝を所蔵する寺院から山中の石仏まで、至るところにその姿をとどめており、これらの巡礼路を辿ることで、往時の人々のおおらかな信仰と娯楽を追体験することができます。

表 2-3 : 喜多方市の日本遺産構成文化財一覧

名称	指定等の状況
木造薬師如来坐像（中善寺）	国指定
木造阿弥陀如来及両脇侍坐像（願成寺）	国指定
木造文殊菩薩騎獅像（熊野神社）	県指定
会津三十三観音	未指定
第1番札所 大木観音 第2番札所 松野観音	
第3番札所 綾金観音 第4番札所 高吉観音	
第5番札所 熱塩観音 第6番札所 勝 ^{すぐれ} 観音	
第7番札所 熊倉観音 第8番札所 竹屋観音	
第9番札所 遠田観音	
勝福寺観音堂（勝福寺）	国指定
木造如意輪観音坐像（観音寺）	県指定

(2) 100年フード（文化庁）

全国各地には、比較的新しいものであること等を理由に文化財として登録されていない食文化であっても、世代を超えて受け継がれ、長く地域で愛されてきたものが数多く存在しています。

「100年フード」とは、そのような食文化を地域の関係者や地方自治体が100年続く食文化として継承することを目的に、文化庁が認定するものです。

本市では、「近代の100年フード部門 ～明治・大正に生み出された食文化～」に「喜多方ラーメン」、「伝統の100年フード部門 ～江戸時代から続く郷土の料理～」に「山都そば」が認定されています。

概要

【喜多方ラーメン】

「喜多方ラーメン」は、大正末期に中国から渡ってきた一青年が屋台を引いてラーメン（支那そば）を売り歩いていたのが発祥とされ、それこそが90余年の歴史を持つ喜多方ラーメンの元祖といわれています。喜多方ラーメンは、一般的に麺の幅が約4mmの太麺で、水分を多く含ませじっくり寝かせて作る「平打ち熟成多加水麺」と呼ばれ、コシと独特の縮れがあるのが特徴です。また、スープは醤油味がベースですが、塩味や味噌仕立て等、店によって千差万別で、様々な味を楽しむことができます。これらの麺とスープには、飯豊連峰からの豊富な伏流水や「平成の名水百選」にも選ばれている「梶峰渓流水」が使用され、同様に美味しい水を利用して作られる良質な醤油・味噌とともに味の決め手となっています。

【山都そば】

山都地区の「山都そば」は、古くから米の代替食としてだけではなく、冠婚葬祭時のもてなしのご馳走として振舞われています。特に婚礼の祝いの席では、客人をもてなす側が「そば口上」という、蕎麦をほめる言葉におもしろおかしく節を付けて唄う習慣があります。「山都そば」は、製粉歩留りが7割以内のそば粉で、つなぎを一切使わずに手打ちするため、白っぽく透き通った色合いで、しこしことした独特の歯ごたえがあるのが特徴です。新そば以外でもそばをおいしく食べるために様々な工夫がされており、冬に積もった高密度の雪を利用した雪室（低温貯蔵施設）で貯蔵したそばの実を挽いて打った「雪室そば」や、江戸時代に将軍家へ献上されたとされる「寒晒しそば」など、様々な味を楽しむことができます。

(3) 食文化ミュージアム（文化庁）

我が国には、地域ごとの特色のある食や受け継がれてきた食の技術等、多様な食文化が存在します。文化庁では、そのような食文化に関する学びや体験の提供に取り組む博物館等の施設に関する情報を集約し、ウェブ上の仮想のミュージアムである「食文化ミュージアム」において一体的に発信しています。本ミュージアムを通じて、日本の食文化に触れてもらうとともに、実際に各施設に足を運んで地域の食文化を学び・体験する機会につながることを目的としています。

本市では、食の体験・情報発信施設として、「飯豊とそばの里センター」が認定されています。

概要

「山都そば」は、飯豊山の豊富な伏流水とそば栽培に適した気候風土により、山都地区において連綿と受け継がれてきました。栽培・製粉からそば打ちまで、一貫したこだわりを持つ山都そばのうまさの秘密と、そばの「食」としての素晴らしさを後世に伝えるため、「飯豊とそばの里

センター」の「そば資料館」では山都そばに関する資料展示等を、「そば伝承館」ではそば打ち名人による実演や、熟練した手打ち技術により生み出された山都そばを提供しています。豊かな恵みをもたらす飯豊山を眺めながら、山都そばの味を楽しむことができます。

(4) その他

①近代化産業遺産（経済産業省）

全国各地には、我が国の産業近代化の過程を物語る存在として、数多くの建築物、機械、文書が今日まで継承されており、自らが果たしてきた役割や先人たちの努力等、豊かな無形の価値を今に伝えていきます。「近代化産業遺産」とは、これらの歴史的価値をより顕在化させ、地域活性化の有益な「種」として、地域の活性化に役立てることを目的に、経済産業省が認定するものです。

平成19年度（2007）及び20年度（2008）において、地域史・産業史の観点から、それぞれ33のストーリーとして取りまとめた「近代化産業遺産群33」、「近代化産業遺産群 続33」が公表されました。

本市では、以下のものが認定されています。

表 2-4：喜多方市の近代化産業遺産一覧

ストーリータイトル	名 称	指定等の状況
4. 建造物の近代化に貢献した赤煉瓦生産などの歩みを物語る近代化産業遺産群	—	—
喜多方市の赤煉瓦製造関連遺産と建造物	登り窯	市指定
	大和川酒造煉瓦煙突	未指定
	喜多の華酒造煉瓦煙突	未指定
	吉の川酒造煉瓦煙突	未指定
	甲斐本家煉瓦煙突	国登録
	若菜家煉瓦蔵	国登録
	若喜商店煉瓦座敷蔵	国登録
	煉瓦米蔵	未指定
	金田洋品店	未指定
13. 大量輸送を支えるため近代化・国産技術化が急がれた鉄橋・鋼橋の歩みを物語る近代化産業遺産群	一の戸橋梁	未指定
25. 東北地方の産業振興の基礎を築いた水資源・交通・都市基盤整備の歩みを物語る近代化産業遺産群	—	—
安積疏水・日橋川等の水力発電関連遺産	雄国隧道	未指定
旧国鉄日中線の遺産	旧国鉄日中線熱塩駅（日中線記念館）	未指定
	日中線跡サイクリングロード	未指定
	一の戸橋梁	未指定
旧岩越鉄道（現：JR 磐越西線）の遺産	山都駅 油庫	未指定

②つなぐ棚田遺産～ふるさとの誇りを未来へ～（農林水産省）

「つなぐ棚田遺産～ふるさとの誇りを未来へ～」とは、棚田地域の振興に関する取組を積極的に評価し、棚田地域の活性化や棚田の有する多面的な機能に対するより一層の理解と協力を得ることを目的として、改めて優良な棚田を認定する取組です。

本市では、以下の棚田が認定されています。

表 2-5：喜多方市の近代化産業遺産一覧

名 称	所 在 地	指定等の状況
うわげき 上堰棚田	山都町相川地区および早稲谷地区	未指定

③指定棚田地域（内閣府地方創生推進事務局）

「指定棚田地域」とは、昭和25年（1950）2月1日時点の市町村の区域で、勾配が20分の1以上の棚田が1ha以上ある地域の中から、都道府県の申請に基づき、国が指定するものです。指定棚田地域に指定された場合、農林水産省事業の補助率の嵩上げ等の支援を受けることができます。

本市では、以下の地域が指定されています。

表 2-6：喜多方市の指定棚田地域一覧

指定地域 ⁶	棚田の名称	指定等の状況
喜多方市相川村	上堰棚田	未指定
喜多方市早稲谷村	上堰棚田	未指定

④平成の名水百選（環境省）

「名水百選」とは、全国に多くの形態で存在する清澄な水について、その再発見に努め、広く国民にそれらを紹介し啓蒙普及を図るとともに、このことを通じ国民の水質保全への認識を深め、併せて優良な水環境を積極的に保護すること等、今後の水質保全行政の進展に資することを目的に、昭和60年（1985）3月に全国各地100ヵ所の湧水や河川を選定したものです。

また、平成20年（2008）には、水環境保全の一層の推進を図ることを目的に、地域の生活に溶け込んでいる清澄な水や水環境のなかで、特に市民等による主体的かつ持続的な水環境の保全活動が行われているものを、前述の「名水百選」に加え、「平成の名水百選」として選定し、併せて200選となりました。

本市では、以下の水が選定されています。

表 2-7：喜多方市の平成の名水百選一覧

名 称	所 在 地	指定等の状況
梶峰溪流水	熱塩加納町	未指定

6 相川村、早稲谷村は指定時の村名であり、現在は山都町相川地区、早稲谷地区となっています。

⑤緑の文化財（福島県）

「福島県緑の文化財」とは、県民に親しまれ愛されてきた名木や鎮守の森等の緑の財産を保護・保全して、かけがえのない貴重なみどりを引き継ぐものとして、知事が指定、登録したものです。

本市では、以下のものが指定、登録されています。

表 2-8：喜多方市の緑の文化財一覧

名 称	地 区	指定等の状況
熊野神社の森	慶徳町新宮（熊野神社）	市指定「新宮熊野神社の大イチョウ」
稲荷神社のスギ	慶徳町豊岡（稲荷神社）	未指定
岩月の大クリ	岩月町入田付	県指定「二軒在家の大クリ」
三島神社の森	上三宮町上三宮（三島神社）	未指定
金川の大イチョウ	塩川町金橋（戸隠神社）	市指定「戸隠神社の大イチョウ」
竹屋観音のモミ	塩川町中屋沢（竹屋観音寺）	未指定
別府一里塚のクヌギ	塩川町小府根	未指定
木曾のイチョウ	山都町木曾（宗像神社）	未指定
護法山の森	熱塩加納町熱塩（示現寺）	未指定
温泉神社の大杉	熱塩加納町熱塩（温泉神社）	市指定「温泉神社の大杉」
須賀神社の杉	山都町早稲谷（須賀神社）	未指定
ならずの銀杏	高郷町揚津（円満寺）	未指定
観音檜	高郷町磐見（鏡福寺）	未指定
南原堤の桜	塩川町五合	未指定
中善寺の夫婦カリン	関柴町関柴（中善寺）	市指定「中善寺のめおとカリン」
御沢のスギとトチ	山都町一ノ木（飯豊山神社）	市指定「御沢の杉と栃」
杓子ヶ入のメグスリノキ	塩川町中屋沢	市指定「杓子ヶ入のメグスリノキ」

3. 未指定文化財

既往調査によって市町村史や報告書等に記載されており、令和5年（2023）4月時点で把握している本市の未指定文化財は、1,446件に上ります。

なお、未指定文化財の詳細は、資料編の「歴史文化資源データベース」に掲載しています。下記の件数は市内の全ての未指定文化財を網羅したものではなく、今後の歴史文化資源の把握調査で新たに未指定文化財が把握できた場合は、データベースや一覧表を更新していきます。

表 2-9：喜多方市の未指定文化財の件数

区分		地域別					合計	
		喜多方	熱塩加納	塩川	山都	高郷		
有形文化財	建造物	26	24	13	33	13	109	
	美術工芸品	絵画	2		1	3	2	8
		彫刻	22	15	38	98	9	182
		工芸品	2	6	11	42		61
		書跡・典籍		4		1	1	6
		古文書	142	25	67	112	43	389
		考古資料		1				1
歴史資料	2			20		22		
無形文化財	芸能（演劇、音楽）						0	
	工芸技術						0	
	その他						0	
民俗文化財	有形	37	10	18	25	11	101	
	無形	20	7	8	6	4	45	
記念物	遺跡	146	82	106	79	60	473	
	名勝地			2		1	3	
	動物、植物、地質鉱物	2	2	3	3	3	13	
文化的景観							0	
伝統的建造物群							0	
文化財の保存技術							0	
その他の文化財		5	2	4	10	12	33	
合計		406	178	271	432	159	1,446	

※1,446件のデータは、資料編の歴史文化資源データベースを参照。

※数字が空欄である場合は、現在把握している該当数が「0」であることを示します。

※「古文書」は、資料収集等で把握している文書所蔵家の件数を記載しました。

(1) 有形文化財

① 建造物

寝殿造りの形式を踏み、平安時代後期に遡る建築とされる「熊野神社長床」、和様の要素が多く中世末期の優れた仏堂である「勝福寺観音堂」、長床を拝殿として新宮・本宮・那智の3殿で構成される「熊野神社本殿」、関東から東北にかけて17世紀後半に建てられた浄土宗壇林の代表的形式を持つ「願成寺本堂・旧阿弥陀堂・山門」等、指定件数10件中8件が社寺建造物です。

このほか、「旧手代木家住宅」、「旧外島家住宅」といった、江戸時代末期に建てられた村役上層農民の住宅が指定文化財となっています。喜多方地方の民家は、地元用材による軸組工法で骨組を組み立て、内部の仕切りは引戸が使われることが多く、共通した特徴となっています。屋根は切妻・半切妻（兜造り）、入母屋、寄棟の各造りがありますが、寄棟が最も多く、地域的特性から茅・葦等の草葺きで、現在はほとんどがトタンを被せています。全体の形としては、直屋造り・中門造り・曲屋造りに分類されます。当地の厩については、直屋の母屋の中の非居住部分に置く場合と、曲屋造りで母屋から厩を正面左右のいずれかに突出させたL字形の曲がり部分に置く造りがあります。

また、喜多方市街を中心に、江戸時代末期から昭和初期にかけての建造物が国登録有形文化財となっており、その多くが生業や産業と密接に結びつく多様な用途を持つ土蔵造りの建造物です。会津藩では文化文政期以降、城下の商家をはじめ駅所（番所）や市場の開設地では代官所への申請によって土蔵の建築が認可されており、当地方においても、小荒井・小田付・熊倉等の市場が開設されていた場所では、早くから土蔵の建築が許されていました。土蔵建築が一般農村や商家に普及するのは、幕末から明治期と、明治中期から昭和初期にかけての2つの時期をあげることができます。幕末から明治期においては、酒造や味噌・醤油醸造に使用する蔵や漆器蔵、定期市の常設化に伴う商品の貯蔵や焼失・盗難防止のための蔵等、自家の生業や産業に関わる土蔵が多く建てられました。また、明治中期から昭和初期にかけては、農村経済の不況により、地主や商家、金融業者への土地集中が進み、その土地からの小作米の貯蔵庫として土蔵が建てられました。店蔵・座敷蔵・家財蔵・商品蔵・穀蔵・醸造蔵等、用途や規模が異なる多様な土蔵が残りますが、仕様は共通しています。屋根は基本的に切妻で、置屋根形式の「二重屋」と軒先の蛇腹を漆喰で塗り込めたものがあり、塗り込めの断面形状には、直線状の「切っ立て」と円弧状の「繰り」があります。塗り込めのものも構造は置屋根で、軒廻りに木摺下地を組んで漆喰を塗ります。外壁は白漆喰塗仕上げ、黒漆喰塗仕上げのほか、漆喰塗を施さない中塗仕上げの蔵があり、明治中期から昭和初期に建てられたものでは、煉瓦蔵や石蔵もみられます。

未指定であっても、市内には多くの社寺が所在し、歴史のある本堂・本殿や仏堂、鳥居、厨子等が残ります。隠れキリシタンが密かに信仰したと思われる珍しい仏壇が伝わる個人宅もあり、非常に興味深いものです。また、店蔵や蔵座敷といった土蔵のほか、曲屋、修験道の法印家等、様々な形態の建造物が市内に所在しています。

近代以降の産業に関係する建造物も多く残っています。明治中期以降に、三津谷（岩月町）に窯が設けられたことにより、地元で煉瓦と瓦が生産されるようになりました。釉薬の赤い色味が特徴で、これ以降、煉瓦を用いた蔵や塀、煙突等の建造物が建てられるようになり、瓦葺も普及しました。鉄道関係では一の戸橋梁や旧国鉄日中線熱塩駅（日中線記念館）、そして、本市を流れる河川を利用した新郷発電所・山郷発電所・猪苗代第四発電所等、多くの発電所が挙げられます。

②絵画

指定文化財はありませんが、寺院には仏画や襖絵、天井画、縁起等が残されています。「舟曳きの図」や「木地師縁起掛図」等、舟運や木地師にまつわるものや、「利田村小町塚ノ縁起」という本市を訪れたと伝わる小野小町について書かれた資料も残っています。

また、大正7年（1918）から同14年（1925）にかけて活動していた「喜多方美術倶楽部」より、小川芋銭や酒井三良等の画家たちが描いた絵画が、当時宿泊した旅館や個人宅に残されています。

③彫刻

「木造阿弥陀如来及両脇侍坐像」（願成寺）や「木造薬師如来坐像」（中善寺）、「熊野神社御神像」（新宮熊野神社）、「木造文殊菩薩騎獅像」（同）、「銅造五大虚空蔵菩薩坐像」（飯豊山神社）等はいずれも鎌倉時代の作で、当地の仏教文化や信仰の在り方を考える上で大変貴重です。そのほか、中世から近世にかけて製作された彫刻30件が指定されています。とりわけ、願成寺と新宮熊野神社には、指定文化財以外にも多くの彫刻が存在しています。市内各地の社寺や堂宇にも、指定はされていないものの貴重な神仏像、祖師像のほか、聖徳太子像や八百比丘尼像等の様々な彫刻が伝わっています。地域の人々により大切に守り伝えられてきたため、その姿を直接見ることができないものも多いのが実情です。

④工芸品

「銅鉢」（新宮熊野神社）や「椿彫木彩漆笈」（示現寺）、「熊野山牛玉宝印版木および宝珠」（新宮熊野神社）をはじめ、銅鐘や鰐口、鈴等、社寺に伝わる仏具類17件が指定となっています。指定以外にも、社寺には梵鐘・鰐口・双盤・錫杖・磬子・香炉・燭台・擬宝珠・百万遍数珠といった什宝類がまだまだ数多く所蔵されており、会津地方の鋳物師等、職人の技を今に伝えています。

また、個人宅にも、漆器や刀剣等貴重な品々が伝わり、会津の工芸品の裾野の広さを示しています。

⑤書跡・典籍

「大般若経附経櫃六合」（新宮熊野神社）、「大般若経六百卷付経櫃六合」（中善寺）、「紺紙金泥法華経」（飯豊山神社）の3件が指定文化財となっています。これらの大般若経は、現在でも転読に使用されています。指定以外では「来迎阿弥陀三尊仏掛軸」、「釈迦涅槃図掛軸」、「観音・勢至菩薩掛軸」等の神仏掛軸や「血書経」、「大般若経木札」等の經典類が所在しています。

⑥古文書

示現寺には膨大な数の古文書が残されていますが、そのうち貞和4年（1348）～天文23年（1554）までの文書11通と、天正11年（1583）～寛永20年（1643）までの文書7通が「示現寺文書」として指定されています。また、飯豊山信仰の歴史を知る上で貴重な資料として「知行証文」（飯豊山神社）が指定されているほか、指定以外にも新宮熊野神社の「新宮雑葉記」をはじめ、神社や寺院には由来書や棟札等、多くの古文書が伝わっています。

また、当時の農村構成や行政の実態等を知ることができる「先祖譲状三軸外文書」や「斎藤家肝煎文書」等の指定文化財以外にも、村役人等を務めた家を中心に多くの古文書が残されており、市町村史編纂の際に調査・収集した各地域の諸家文書類も膨大な数に及びます。村々の地理的条件・産業・民間行事・慣習等を書き記した「風俗帳」や、修験道関連、木地師・屋根葺き・猟師・坑夫等といった諸職人にまつわる古文書も伝わり、貴重な資料です。

⑦考古資料

現存する在銘経塚遺物として東北地方最古の「松野千光寺経塚出土品」、縄文時代から弥生時代への移行期の再葬墓の土坑内から出土し、会津北部地域においては唯一の「弥生土器」（岩尾遺跡）、縄文時代中期の土器に限定され、出土状況から地層の年代も特定できる「博毛遺跡出土品土器」、完形で出土した「馬景遺跡出土品甕型土器」の4件が指定されています。

このほか、これまでの発掘調査で出土した土器や石器等の膨大な考古資料が保管されています。

⑧歴史資料

歴史資料5件のうち、3件は絵図で、近世初期における飯豊山登拝の様子が克明に描かれる「絹本著色飯豊山参道絵図附桐箱一合」のほか、小田付伝統的建造物群保存地区の範囲決定の根拠資料ともなった「岩代国耶麻郡小田付村絵図」等が指定されています。「渡船場制札」は、船渡しの際の金額や交通規制が分かり、本市の交通の歴史を知る上でも貴重な資料です。

指定外では、個人宅にまともに残された神社の版木類、江戸時代に真木村（慶徳町）へ流罪となった教育者・無為庵如黙の遺品や、当地で盛んであった藤樹学関係資料、喜多方事件で有名な自由民権運動関係資料等があげられます。

（2）民俗文化財

①有形の民俗文化財

江戸時代から昭和初期まで会津一円で販売された「会津型」と呼ばれる染型紙は、東北地方の着物の柄や流行、衣文化の発展過程を把握できるという点から貴重であるとして、型紙をはじめ原画、古文書・道具類等3万点以上が「会津の染型紙と関係資料」として指定されています。

宮中八幡神社・慶徳稲荷神社・館稲荷神社・上三宮三島神社・熊野神社（山都町藤沢）には「農耕絵馬」が残されており、これらはいずれも実際の光景を描いたものと考えられ、当時の農作業の様子や道具、風俗が分かることが特徴であるとして、市の指定となっています。このほか、有形の民俗文化財26件中17件が供養碑や供養塔、板碑、道標等の石造物です。

未指定ながらも市内各地には絵馬や奉納額、古峰神社や庚申塔等の石碑、オシメサマ（オシメサマ）といった民間信仰を窺えるものが数多く残っており、また、各地域の郷土民俗館では、稲作や農作業に関する道具を中心に、その地域の生業に関するものや農閑期に行われる藁細工や竹細工、紙漉きに関する道具類を展示・保管しています。

②無形の民俗文化財

全国にある御田植祭の北限として、「慶徳稲荷神社の御田植祭」が「伊佐須美神社の御田植祭」（会津美里町）とともに「会津の御田植祭」に指定されているほか、奉納神楽の伝統を良く伝える「上三宮三島神社の太々神楽」、五穀豊穰と集落の安穏を願った「熱塩の梵天祭」、また、会津地方で春の彼岸に舞われる三匹獅子舞は、関柴町下柴と松山町中村に残されています。熊倉町小沼と塩川町中ノ目に伝わる念仏踊りは、会津における民間の仏教文化と念仏踊りの系譜を知る上で欠かせないもので、湯川村勝常の念仏踊りとあわせて「会津大念仏摂取講」として指定されています。

近世以来の伝統を持ち、年頭に開催される「初市」は、喜多方地域の小荒井・小田付・塩川地域・山都地域に継承されており、市神を祀り、起き上がり小法師や風車等の縁起物をはじめとした露店が並びます。これらは「会津の初市の習俗」として記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財に選択されています。

そのほか、熊倉町都の館稲荷神社、塩川町中屋沢の舟森山稲荷神社にも御田植祭が伝えられており、上三宮町の願成寺では「来迎会」がとり行われています。熱塩加納町の示現寺では熱塩温泉を開湯したと伝わる源翁の像（現在は藜^{あかさ}の杖）を源泉につからせる「湯殿入り」という行事が今日まで継承されています。このほか、三十三観音巡りや観音講、古峰神社代参等の様々な講、歳之神、盆踊り、祭りの太鼓台巡行や祭り囃子等の風習も多く地域で継承されています。

伝統工芸である会津の漆器「会津塗」は、天正18年（1590）、藩主として会津に来た蒲生氏郷が彼の出生地であった近江国から、多くの木地師、塗り師の職人を招き、農閑期の副業として奨励保護したのが始まりであるといわれています。会津若松の漆器が主に盆や膳等の高級品であるのに対して、本市の漆器は椀物・鉢物等の日用品を主に担ってきたことが特徴です。また、周囲の山を産地とする良質な桐を使って作られる「桐下駄細工」や雄国沼近郊に群生している根曲り竹を使って作られる「雄国根曲竹細工」等の伝統工芸技術があり、現在、雄国伝統の竹細工技術の伝承・保存と後継者の育成が進められています。このほか、近世期から始まった酒や味噌醤油等の醸造業も代々行われています。

食文化には、こづゆや鯨の山椒漬、棒たら、えごのように阿賀川舟運によりもたらされた海産物を使った郷土料理があります。山間部では古くからそばが栽培され、特に「山都そば」が有名です。また、大正時代末期から始まったとされる「喜多方ラーメン」は、喜多方地域を中心に多くの店舗で提供され、朝にラーメンを食べる「朝ラー」という独自の習慣も根づいています。

（3）記念物

①遺跡

塩川町や熊倉町等の市南東部の山麓地では多くの遺跡が確認されており、縄文時代早～中期の集落遺跡「大原遺跡」、貝殻腹縁文や刺突文等の特徴を持ち「常世式」と命名される、縄文時代早期の標識遺跡「常世原田遺跡」が指定されています。また、近年の発掘調査で土偶をはじめとした多数の遺物や、縄文時代の墓域が発見された「藤権現遺跡」があります。

本市域には2つの大きな古墳群があります。盆地北西部の慶徳町山麓から会津坂下町にかけて形成される宇内青津古墳群では、市の指定史跡である「山崎横穴古墳群」や、銅鏡や大量の鉄製品、竪櫛、石棺内から人骨が出土した「灰塚山古墳」、「虚空蔵森古墳」、「天神免古墳群」等があります。盆地北東部に広がる雄国山麓古墳群では、「糠塚古墳群」、「十九壇古墳群」、「深沢古墳」、「常世・竹花古墳」が指定されています。

また、国の指定史跡であり古墳時代中期の豪族居館跡として灰塚山古墳との関連性も注目される「古屋敷遺跡」、同じく国の指定史跡「会津新宮城跡」をはじめ、「青山城跡」や「鑑ヶ城跡土塁」のように、当地を治めた人物に関わる城跡や館跡等の遺跡も未指定も含めて数多く確認されています。

このほか、「伝佐原義連の墓」や「伝小野小町塚」のように地域の伝承に基づいたもの、「別府の一里塚」や「春日神社石祠」のように交通に関わるもの、自由民権運動関係の記念碑等があります。

②名勝地

日本を代表する庭師・松本亀吉によって作庭され、大正時代の庭園と技術を今日に伝えるものとして、「旧甲斐家庭園」が指定されています。このほか、ほまれ酒造の庭園等、商家や肝煎層、寺院の敷地内に造られた日本庭園が見られます。阿賀川沿いの「一竿^{ひとさお}のへつり」は風光明媚な場所として知られています。

③動物・植物・地質鉱物

動物は、特別天然記念物である「ニホンカモシカ」のほかに、「ギフチョウ」、「キマダラルリツバメ」、「押切川公園イトヨ生息地」が指定されています。

植物は、「二軒在家の大クリ」や「新宮熊野神社の大イチョウ」といった樹木が指定となっているほか、「福島県緑の文化財」として多くの樹木や森が認定されています。また、ヒメサユリやフクジュソウ、カタクリ、ザゼンソウ等の群生地も確認されており、地域の人々によって保護活動が行われています。

また、「アイヅタカサトカイギユウ化石」や「塩坪化石層」のように、高郷地域では化石が多く確認されており、高郷地域で採掘される緑色凝灰岩「荻野石」は、市内の石造物に多く使用されています。

(4) 伝統的建造物群

近世末期までに成立した地割が良好に残り、その上に店蔵や多様な土蔵が建ち並ぶ特徴的な歴史的風致を形成していることから、「小田付伝統的建造物群保存地区」が、在郷町・醸造町の種別で重要伝統的建造物群保存地区に選定されています。このほか、小荒井地区・三津谷地区・杉山地区で伝統的建造物群保存対策調査が行われています。

(5) その他の文化財

本市には地域特有の方言や地名が残っており、古くからの伝承はその地域の成り立ちや歴史を偲ばせるもので、また、豊かな自然や風景も各地に見られます。これらの地域特有の歴史の中で生まれ、はぐくまれ、今日まで守り伝えられてきたものを「その他の文化財」として定義します。

本市の方言はいわゆる「会津弁」で、アクセントが無く濁音が多い「ズーズー弁」ともいわれるものです。盆地内と山間部、町場と周辺等、地域によっても微妙な違いがあり、長い歴史の中で忘れ去られる言葉もありますが、時代を経て変化し、受けつがれてきたものといえます。

地名については寺社、地理的状況、歴史上の人物や出来事等、様々なことに由来する小字名が現在でも残っており、往時を偲ぶだけでなく、その土地の状況をたどることも可能にしています。

市内各地域に語り継がれてきた伝承は、社寺の縁起等、信仰に関係するものが多いのが特色といえますが、自然環境や食べ物、地名、歴史上の人物等にまつわるものなど、非常に多岐にわたります。こうした昔話や伝説の伝承活動は、現在も語りの会等によって取り組まれています。

山都地域の「上堰棚田」は令和3年(2021)に「指定棚田地域」、令和4年(2022)2月には「つなぐ棚田遺産 ～ふるさとの誇りを未来へ～」に選定されました。山都町の木曾・広野や一ノ木等、旧街道沿いや舟運が盛んであった阿賀川沿いには、伝統的な町並みが残る集落が見られるほか、上三宮町のようにかつての門前町を偲ばせる町並みも見られ、阿賀川・只見川の舟運の難所では、舟に綱をつけて川岸から船を曳いて遡上させたという「綱手道」の跡が残っています。平成21年(2009)12月に策定した「喜多方市景観計画」では、飯豊連峰、大深沢ダム(大深沢調整池)から望む雄国山麓、恋人坂や雄国山麓、三ノ倉高原からの会津盆地、大仏山と農村集落・田園景観、一ノ戸川沿いの田園景観、そば畑の農村景観、立岩の棚田、塩川のまち並み、一ノ木地区、西羽賀の家並み等が景観形成・保全対象として挙げられています。これらの自然や風景は、今後の調査・研究で名勝地や文化的景観として価値付け直すことも考えられます。

5. 歴史文化資源に関する調査

(1) 歴史文化資源調査

これまでに市や県等によって行われた歴史文化資源調査には、以下のようなものがあります。ここでは、市町村史のみの掲載とし、それ以外の調査については、資料編「主な歴史文化資源調査一覧」に掲載します。

①喜多方市史

巻 別	書 名	刊 行
第1巻	原始・古代・中世 通史編Ⅰ	平成11年(1999)
第2巻	近世 通史編Ⅱ	平成9年(1997)
第3巻	近代・現代 通史編Ⅲ	平成14年(2002)
第4巻	考古・古代・中世 資料編Ⅰ	平成7年(1995)
第5巻(上)	近世 資料編Ⅱ	平成5年(1993)
第5巻(下)	近世 資料編Ⅲ	平成6年(1994)
第6巻(上)	近代(明治期) 資料編Ⅳ	平成12年(2000)
第6巻(中)	近代(自由民権運動) 資料編Ⅴ	平成8年(1996)
第6巻(下)	近代(大正・昭和前期) 資料編Ⅵ	平成5年(1993)
第7巻	現代 資料編Ⅶ	平成10年(1998)
第8巻	自然編・旧町村誌編 各論編Ⅰ	平成3年(1991)
第9巻	民俗 各論編Ⅱ	平成13年(2001)
第10巻	文化 各論編Ⅲ	平成15年(2003)
別巻Ⅰ	図説・喜多方の歴史	平成16年(2004)
別巻Ⅱ	年表・索引	平成16年(2004)

②熱塩加納村史

巻 別	書 名	刊 行
第1巻	歴史編(原始・古代・中世・近世)	昭和57年(1982)
第2巻	歴史編(近代・現代)	昭和51年(1976)
第3巻	民俗編	昭和53年(1978)

③塩川町史

巻 別	書 名	刊 行
第1巻	通史編Ⅰ(原始・古代・中世・近世)	平成25年(2013)
第2巻	通史編Ⅱ(近・現代)	平成26年(2014)
第3巻	資料編Ⅰ(考古)	平成22年(2010)
第4巻	資料編Ⅱ(古代・中世・近世)	平成19年(2007)
第5巻	資料編Ⅲ(近・現代)	平成21年(2009)
第6巻	石造文化財編(石造物・板碑ほか)	平成20年(2008)

巻 別	書 名	刊 行
第7巻	民俗・文化編（暮らし・交通・信仰ほか）	平成18年（2006）
第8巻	自然編（地質・気象・動植物）	平成23年（2011）

④山都町史

巻 別	書 名	刊 行
第1巻	自然編・歴史編（原始・古代・中世・近世）	平成元年（1989）
第2巻	歴史編（近代・現代）	平成3年（1991）
第3巻	民俗編	昭和61年（1986）
資料1	略年表	昭和58年（1983）
資料2	原始・古代・中世	平成2年（1990）
資料3	近世文書Ⅰ	昭和63年（1988）
資料4	近世文書Ⅱ	昭和63年（1988）
資料5	近世文書Ⅲ	昭和63年（1988）
資料6	近世文書Ⅳ	平成元年（1989）
資料7	近現代文書Ⅰ（明治期）	平成3年（1991）
資料8	近現代文書Ⅱ（大正・昭和期）	平成2年（1990）
資料9	飯豊山信仰	平成2年（1990）
資料10	寺社と信仰	平成4年（1992）

⑤会津高郷村史

巻 別	書 名	刊 行
第Ⅰ巻	歴史編	昭和56年（1981）
第Ⅱ巻	歴史編（近現代）	平成7年（1995）
第Ⅲ巻	民俗編	平成14年（2002）
第Ⅳ巻	自然編	

(2) 歴史文化資源把握調査の状況

これまでの本市の歴史文化資源の把握調査状況をまとめると、以下のとおりとなります。地域全域で未調査のもの(×印)については、無形文化財や名勝地、文化的景観、文化財の保存技術等があります。また、調査には着手しているものの調査不足のもの(▲印)については、全域においてその他の文化財、地域によって建造物や彫刻、古文書、遺跡があります。

今後の歴史文化資源の把握調査は、全域では未調査のものを優先的に調査し、調査には着手しているが不足しているものがある地域は、それらについても調査を進めていく必要があります。

表 2-10：歴史文化資源把握調査状況一覧

		喜多方	熱塩加納	塩川	山都	高郷	
有形 文化財	建造物	○	○	○	▲	○	
	美術 工芸品	絵画	×	○	○	×	×
		彫刻	○	○	○	▲	▲
		工芸品	○	○	○	○	○
		書跡・典籍	○	○	○	○	○
		古文書	○	○	○	▲	▲
		考古資料	○	○	○	○	○
		歴史資料	○	○	○	○	○
無形 文化財	芸能(演劇、音楽)	×	×	×	×	×	
	工芸技術	×	×	×	×	×	
民俗 文化財	有形	○	○	○	○	○	
	無形	○	○	○	○	○	
記念物	遺跡	○	▲	○	○	▲	
	名勝地	×	×	×	×	×	
	動物、植物、地質鉱物	○	○	○	○	○	
文化的景観		×	×	×	×	×	
伝統的建造物群		○	×	×	×	×	
文化財の保存技術		×	×	×	×	×	
その他の文化財		▲	▲	▲	▲	▲	

(凡例) ○：調査完了 ▲：調査着手 ×：未調査

6. 歴史文化資源に関する取組

本市では、市、市関係機関、市内教育機関、関係団体等がそれぞれに、または連携しながら歴史文化資源の保存や活用に関する取組を行ってきています。今後、それらの取組がより確実なものとなるよう、さらに連携が深められるような体制づくりを進めていきます。

各部局において、本市特有の歴史文化資源を将来へ継承すべく、様々な取組が行われています。

(1) 市の歴史文化資源の保存・活用に関する取組

市では歴史文化資源の保存のために適切な修繕や管理を日々進めており、防災訓練や文化財パトロールのほか、修理に関する補助事業等も行っています。

このほかにも、町並み、緑の文化財や棚田等の自然景観、伝統工芸品である漆等の管理等、その内容は非常に多岐にわたるため、関係部局では計画的に事業を進めているところです。また、伝統野菜や行事食等の食文化に関する啓蒙事業の推進や、本市の歴史的人物をテーマにした読書感想文コンクールを開催する等、本市特有の歴史文化資源を将来へ継承すべく、様々な取組が行われています。

活用面では、歴史的建造物、埋蔵文化財や史跡の見学会、文化財巡り、民俗芸能の鑑賞会や講演会、伝統工芸の制作体験、郷土料理教室、山開き等、多くの市民が歴史文化資源に親しみ、体験できるような場を、各部局が持つネットワークを駆使しながら創出しています。歴史文化資源に関するパンフレットやガイドブックの作成のほか、市の広報誌「広報きたかた」も活用し、普及啓発活動に力を入れています。近年は地域の公民館事業で地元の歴史を学んだり、市特有の歴史文化資源でもある会津型を使った講座やワークショップも盛んです。

また、小田付伝統的建造物群保存地区の無電柱化や側溝整備、街路灯の設置等を実施し、公衆トイレ等周辺環境の整備により、観光客の利用の便を図り、快適に見学できるような計画を策定しています。一方で、日中線記念館や一の戸橋梁のライトアップのように、観光客のみならず地元の人々にも新しい視点での話題を提供したり、会津型をモチーフにした製品作りや給食での会津漆器の使用等、歴史文化資源をいかに活用していくかということに日々工夫を重ねているところです。

(2) 市内教育機関の歴史文化資源の保存・活用に関する取組

市内のこども園、小学校及び中学校では、地域文化資源に関する取組が行われています。地元の文化財を巡り、自分たちの住む地域の歴史を学んだり、こづゆや笹巻き等の郷土料理作りや年中行事を体験したりと、子供たちが楽しみながら歴史や文化に触れることのできる機会を設けています。

また、慶徳稲荷神社の御田植祭のように、実際に子供たちが行事の継承の一端を担っている事例もあります。彼岸獅子等の郷土芸能を鑑賞する機会も設けられ、少子高齢化で継承が困難になりつつある歴史文化資源に関して、早くから子供たちに触れてもらうことの重要性もこれらの取組の中に込められています。

総合学習の時間を利用して、日中線記念館や郷土民俗館、カイギュウランドたかさと等には毎年多くの児童・生徒たちが訪れており、歴史文化資源展示施設の見学も行われています。

(3) 関係団体等の歴史文化資源の保存・活用に関する取組

郷土芸能や伝統工芸・伝統技術の継承を担うべく、各種保存会が活動をしています。雄国竹細工保存会、三津谷の登り窯に代表される喜多方煉瓦の伝承を目指す喜多方煉瓦会は、伝統工芸や伝統技術の継承を担っています。また、慶徳稲荷神社お田植まつり保存会、新宮地区重要文化財保存会、勝福寺観音堂保存会は、それぞれ国指定文化財である会津の御田植祭、熊野神社長床と銅鉢、勝福寺観音堂の保存を担う重要な役割があります。

保存会のほかにも、様々な団体が小田付伝統的建造物群保存地区や蔵、ラーメンといった本市の特徴的な歴史文化資源の普及啓発に取り組んでおり、イベント等の開催も盛んです。また、郷土史研究会や自由民権運動の顕彰会も継続され、語り継ぐべき地域の民話についても、関係団体等の支援や協力を得て次世代へと継承されています。

表 2-11：歴史文化資源の関係団体等一覧

団体名	活動内容	地域
一般社団法人喜多方観光物産協会	喜多方市の観光まちづくりの中核機関として、蔵、自然、温泉、食、文化的遺産等の地域資源を活かし、観光、物産及びグリーン・ツーリズムの振興を図り、市民、行政及び多様な産業の連携の下、住民が誇りと愛着を持つことができる地域社会の実現と交流人口の拡大による地域経済の活性化を目指し活動する。	全域
会津植物愛好会	植物の観察培養、民俗化石遺跡等の研究を行う。資料収集による地域文化の向上、自然保護を行う。	全域
エーデルワイス山岳会	山岳、峡谷、湖沼、森林及び歴史的な文化財に関心を持ち、これらの環境を積極的に保護する。	全域
会津型研究会	会津型の調査・研究・保存、会津型を用いた各種講座、地域の催し事への講師派遣協力、会津型を使用した商品開発等を行う。	喜多方
会津北方小田付郷町衆会	地域住民が主体となり、地元学生や大学、他団体と連携し、町並み保存と蔵文化の継承、地域の活性化をはかる。	喜多方
会津喜多方国際交流協会	海外諸国との文化や経済の交流を通じ国際理解を深め、国際社会の友好と平和に貢献する。	喜多方
特定非営利活動法人会津喜多方シニアネットきてみっせ	高齢者における情報化社会の活用支援事業、いきがい支援や、学校に係る情報化社会の活用支援事業を行う。	喜多方
会津喜多方商工会議所青年部	喜多方レトロ横丁運営補助、地域活性、貢献活動を行う。	喜多方
一般社団法人会津喜多方青年会議所	政治経済、社会文化等に関する調査・研究を行う。地域社会の健全な発展、知識や教養の修得と向上、能力開発を行う。	喜多方
会津喜多方祭囃子盆踊り保存会	喜多方の夏の風物詩「祭囃子」や各所に伝わる踊りを守り、後世に伝える活動を行う。	喜多方
会津念仏撰取講保存会	会津念仏撰取講の保存・継承をはかる。	喜多方
岩月豊友会	農業体験の受入や地域におけるイベント協力を行う。	喜多方
NPO 法人 URAKATA	文化活動に対して技術支援に関する事業を行い、まちづくりに寄与する。	喜多方

団体名	活動内容	地域
NPO 法人かけはし	市民が主体的に学ぶ機会と環境を提供し、誰もが幸せに暮らせる社会の創造に寄与する。	喜多方
NPO 法人喜多方市民活動サポートネットワーク	市民活動情報の収集及び提供、ボランティアコーディネート、まちづくり提案のほか、市民活動支援センター運営を行う。	喜多方
NPO 法人日中線しだれ桜プロジェクト	先人が遺した歴史的・文化的遺産を継承し、市民が後世に誇れる観光資産を創造するため、「日中線しだれ桜並木」を旧日中線熱塩駅まで延長して日本一の桜ロードにすることを目的に植樹や植樹に関する情報発信等を行う。	喜多方
雄国竹細工保存会	雄国沼近郊に群生している根曲がり竹を使い、県の伝統工芸品である「根曲がり竹細工」を製作する。毎月2回「おぐに交流の郷」（旧熊倉小学校雄国分校）にて講習会を開催する。	喜多方
おぐにの郷	雄国伝統の根曲がり竹細工技術や、雄国特産の手打ちそば等食文化の伝承・保存と後継者の育成を行う。	喜多方
小田付まちづくり協議会	まちづくりの活動母体として、地区住民代表や建築士会、観光物産協会、商工会議所、教育機関等から組織される。まちづくりに関する情報共有、検討や提案、実地活動等を行う。	喜多方
喜多方 蔵の会	喜多方の象徴である蔵への認識を深め、その保存と活用をはかり、地域経済、社会、文化の振興に寄与する。	喜多方
喜多方蔵の里民踊会	民謡や踊りの伝承を守るため、現地指導者から学び、発表するとともに、指導を行う。	喜多方
喜多方古文書研究会	テキストを作成・配布し、古文書を解読することで、歴史的背景などを学習する。	喜多方
北方山野探勝会	自然環境の保護に関心を寄せ、自然を探勝し、健康増進に努める。	喜多方
喜多方市瓜生岩子刀自顕彰会	社会福祉の礎となる業績を残した瓜生岩子刀自の遺徳を顕彰して後世に伝える。北町瓜生岩子刀自像前の清掃作業や読書感想文コンクール等を行う。	喜多方
喜多方市食生活改善推進委員会	地区住民の健康保持増進の意識高揚、地区における健康づくり活動の推進、活力ある明るい町づくりを行う。	喜多方
喜多方市ボランティア連絡協議会	地域社会への参加活動を行う。	喜多方
喜多方市防犯協会	防犯思想の高揚及び防犯広報、警察活動に対する協力・援助、そのほか防犯上必要な事業を行う。	喜多方
喜多方手話サークルひまわり会	手話の必要性を社会に広め、実践活動を可能とするため、ろうあ者との交流や手話の学習を行う。	喜多方
喜多方ホテル夢づくり会	市内の応名川に蛍の乱舞を夢見て活動する。平成16年に「ホテルの学校」を開校し、児童と共に蛍の生態や環境を学ぶ。	喜多方
喜多方民謡協会	私達の祖先が生活の中から生み出した民謡民舞を保存、継承し、後世に伝えるべく唄い継ぎ、踊り継ぐ。	喜多方
喜多方老麺会	市内に約100軒あるラーメン店により結成される。加入店舗の店先には、「喜多方老麺会」ののぼり旗が掲げられる。	喜多方

団体名	活動内容	地域
喜多方煉瓦会	伝統的地場産品「喜多方煉瓦」の技術を後世に伝え、煉瓦や煉瓦蔵にまつわる活動を通じ「喜多方煉瓦文化」を伝承する。三津谷の登り窯の管理・運営を行う。	喜多方
喜多方歴史研究協議会	地域の歴史、特に自由民権運動喜多方事件を中心に、その掘り起しと研究、顕彰の取組を他団体と連携して実施する。	喜多方
蔵の里きたかたケナフの会	ケナフ（麻）栽培により自然環境の保全を図り、森林資源補完の一翼を担う。	喜多方
特定非営利活動法人クラブまちてらす	女性や主婦の視点をいかし、子育て支援、老人支援、食の安全などの身近な問題から、地域資源をいかしたまちづくりに至るまでの多様な課題に取り組む。	喜多方
慶徳稲荷神社お田植まつり保存会	慶徳稲荷神社でとり行われる豊作を祈願する御田植祭の保存と継承をはかる。	喜多方
CoderDojo 喜多方（コーダードジョー）	子どものための無料プログラミング道場であり、子どもたちが主体的にプログラミングを行い、アイデアを具現化し、創造する。	喜多方
下柴獅子団	下柴の彼岸獅子の保存・継承をはかる。	喜多方
自由民権運動会津遺族会	慰霊・顕彰・研究事業、資料収集、会誌発行等を行う。	喜多方
修養団愛汗喜多方	修養団の趣旨と「愛汗精神」の理解と研修を行い、愛汗実践塾を開催する。公益財団法人修養団、福島県連合会の組織がある。	喜多方
勝福寺観音堂保存会	勝福寺観音堂の維持管理を行う。	喜多方
新宮地区重要文化財保存会	長床をはじめとする新宮熊野神社の維持管理を行う。長床等の修理や宝物殿で貴重な文化財を保管、展示する。	喜多方
中村彼岸獅子	中村の彼岸獅子の保存・継承をはかる。	喜多方
福島県建築士会喜多方支部（伝統的建造物委員会）	将来に渡り地区の歴史的風致を守るための技術・技能者の育成、保存事業への理解促進と知識の醸成をはかる。	喜多方
三島神社太々神楽保存会	上三宮三島神社の太々神楽の保存・継承をはかる。	喜多方
山崎横穴保存会	山崎横穴古墳群の管理等を行う。	喜多方
杉の実会	日中線記念館・機関車内の清掃活動等、地域社会の進展に寄与することを目的として活動する。	熱塩加納
特定非営利活動法人ひめさゆりくらぶ	子どもから高齢者までの誰もが、スポーツやレクリエーションに取り組める機会や環境を提供し、活気あふれる「ふれあいのまちづくり」を進める。	熱塩加納
梵天祭保存会	熱塩の梵天祭の保存・継承をはかる。	熱塩加納
夢の森花の散歩みち実行委員会	区域に群生している植物を活用し、地域振興と地域の活性化をはかる。花の散歩みちの整備、ウワミズザクラの花穂、果実等、自然の恵みを活用した特産品の取組等を行う。	熱塩加納
NPO 法人くるりんこ	地域資源（ヒト、モノ、カネに留まらない有形無形のあらゆるリソース）を複合的に活用する事で地域的課題を解決し、持続可能な社会を実現する。	塩川
きたかた商工会青年部	地場産品を活用した商品の開発や、地域イベントへ参加し、地域活性化の一端を担えるよう活動を行う。	塩川

団体名	活動内容	地域
駒形堰委員会	駒形堰の維持管理を行う。	塩川
一般社団法人 塩川なまずの里の会	喜多方市塩川町の町おこし活動を行う。ご当地塩川ショコラ「のれんちよ」の販売、舟運の神である金毘羅神社の祭礼等を行う。	塩川
塩川民話の会	語りを通じた地域貢献を行う。	塩川
中ノ目念仏踊り保存会	中ノ目念仏踊りの保存・継承をはかる。	塩川
メグスリノキ・巨樹巨木保全協議会	杓子ヶ入メグスリノキの管理・保全を行う。	塩川
飯豊権現太鼓保存会	日本の伝統文化の継承と青少年の育成を行う。山都中での太鼓の指導と老人ホームへの慰問、県内外や海外での演奏活動を行う。	山都
自然を編む会	アケビづる、クルミ皮、ヤマブドウ皮などでの生活用品を製作する。	山都
沼ノ平むらおこし実行委員会	日本最大級の福寿草の群生地である沼ノ平の福寿草まつり、そばまつりを開催する。	山都
山都町郷土史研究会	地域の歴史に関するテーマについて、研究会での共同調査等を行う。	山都
山都民話の会	地元に伝わる民話や伝説を発信する活動を実施する。	山都
揚津グリーンツーリズム協議会	揚津棚田交流事業や農業体験を通し都会住民との交流事業を行う。	高郷
地割大神楽保存会	無病息災を祈る「高郷地割神楽」の保存・継承をはかる。	高郷
たかさとお町太鼓保存会	小町の里まつりや鳥屋山山開き、山都町の福寿草まつり、四季祭など地域のイベントに出演し、地域活性化およびPRを図る。	高郷
高郷自然愛好豊友会	雷神山遊歩道の看板設置、清掃作業、雷神山ハイキングを実施する。	高郷
高郷町史談会	三十三観音参拝、戊辰戦争死者の墓参を行う。	高郷
夢ロマン	小学校の総合学習や公民館で、史跡めぐり、紙芝居を通しての語り部活動を実施する。	高郷

第3章

喜多方市の

歴史文化の特徴

1. 歴史文化の特徴の設定の目的

歴史文化とは、地域固有の風土の下、先人によって生み出され、はぐくまれ、時には変容しながら現代まで伝えられてきた知恵・経験・活動等の成果やその成果が存在する環境を総体的に把握した概念です。

この概念に基づいて、本市固有の自然的・地理的環境、社会的状況、歴史的背景、歴史文化資源やそれに関わる取組等を総体的に俯瞰することによって見出されるものが、本市の「歴史文化の特徴」です。

歴史文化の特徴を表す一要素が歴史文化資源であり、それらを継承していくことで、その特徴も後世に伝えられていきます。また、歴史文化の特徴は、本市の歴史文化資源に関わる保存・活用の取組の検討や、その実施の際に目指すべき方向性を示す軸にもなります。

この特徴を軸に本計画を作成することによって、本市の歴史文化資源の持つ新たな価値を明らかにできるようになります。また、自らの住む地域との関わりとともに捉えることで、人々が歴史文化資源をより身近に感じられるようになり、社会全体でそれらを支える気運の高まりに繋がることが期待されます。

2. 歴史文化の特徴

本市域は大きく山間部と盆地平野部に分かれ、それぞれに変遷や自然を背景にした産業基盤が異なり、領域意識があるものの、農山村の資源や産業を背景に、在郷町である小荒井地区・小田付地区を中心に発展したことが特徴といえます。

川や盆地等の自然や地理的な特性を背景に形成してきた本市の歴史文化の特徴は、全体を総括するテーマを「飯豊山麓“商いのまち”喜多方の歴史文化」として、次の3つの視点で考えることが出来ます。

1 地理的な視点として 「会津盆地“キタカタ”の出入口」

2 人々の営みの視点として「商いのまち“喜多方”」

3 文化的な視点として 「会津^{きたかた}“北方”の信仰とくらし」

(1) 会津盆地“キタカタ”の出入口

本市は会津盆地北部に位置し、その南端には盆地を北流してきた阿賀川が市域の河川を収束しながら西に向かい、盆地の外で奥会津を貫流してきた只見川と合流し、やがて日本海へとたどり着きます。この阿賀川によって区切られた阿賀川以北の地域が喜多方です。

これらの河川は、水源として稲作をはじめとする農業の発展に役割を果たすほか、「みち」として「もの・ひと・文化」を運んできました。

古くから文化流通の主要な役割を持ち、地域の生活や歴史に果たした役割は大きく、会津の歴史と文化は、陸路とともに阿賀川や只見川等の河川を通して関東・東北・北陸等から産物とともに流入し、流出したと考えられています。

これを裏付けるように、市内慶徳町と阿賀川を挟んで対岸に位置している会津坂下町青津地区は、『日本書紀』に記録される「会津」の名称の発祥地といわれ、ここを基点にして会津盆地北西部地域の半径3kmの狭い範囲に本市所在の熊野神社長床・古屋敷遺跡・灰塚山古墳・会津新宮城跡等の重要な歴史文化資源が集中して所在しています。このことは、古代から中世にかけてこの地域がとても重要な場所であったことを示しています。

また、縄文土器を例に挙げると、北陸等他地域の特色を色濃く示すものや、これらの特色が混ざり合った土器が確認できます。民俗事例では、松山町中村と関柴町下柴に残る彼岸獅子（三匹獅子舞）が、春の彼岸に町を練り歩きます。会津には多くの三匹獅子舞が存在しますが、下柴の三匹獅子は関東から伝えられたという記録があります。山形や新潟には会津から伝えられたという三匹獅子舞があり、伝播を知るうえでも貴重な存在です。

内陸に位置し、海に面していない本市の郷土食の中には、こづゆや鯨の山椒漬、棒たら、えご等、新潟や北海道産の海産物を材料とするものがあり、阿賀川や只見川等を通して会津地方に広がりました。

このように、様々な文化が河川を通じて広まったと考えられ、これらの河川は喜多方地方のみならず会津地方の歴史形成に大きな役割を担いました。

（２）商いのまち“喜多方”

中世以降、会津の政治の中心は現在の会津若松市周辺に移りますが、そうした時代にあっても喜多方地方は農業をはじめ、木材・炭・木地・漆等の豊富な山林資源の供給地であり、阿賀川を介して日本海と会津を結ぶ交易地の一つでした。また、米沢街道と越後裏街道が接する会津盆地北部の産業・流通の拠点として発展し、特に近世には、会津藩が経済政策の一環として領内の各地に市場を開設し、喜多方でも小荒井と小田付いちに市が立てられたことから、両村は北方を代表する在郷町として栄え、町並みの原型が出来上がりました。酒や味噌・醤油の醸造業や漆器業を中心に商業も発展し、やがて通りに面して「みせ」を構え、様々な用途の土蔵が建ち並ぶ町並みを形成します。

在郷町とは、農村でありながら中心部に商人・職人たちが集まり都市空間を形成したもので、周辺農山村がもたらす米や材木等の資源が町で酒や家材、炭、漆器等の商品となるといった深い結びつきで成り立っていました。さらに、会津藩が定めた半石半永（半分は米、半分はお金）の納税制度により、農民も貨幣を獲得する必要があり、その場所を提供することで商業的活動の活発化とともに町場的性格をより一層強めることになったと考えられます。

また、城下から離れた喜多方地方の商家は、城下の商家よりも地域の自立性が強く、藩の支配下にありながらも独自の文化を形成していき、民力が大きく成長しました。

（３）会津“きたかた北方”の信仰とくらし

中世以降、支配層の進出とともに、盆地北部には慶徳稻荷神社や示現寺、願成寺等、由緒ある神社や寺院が数多く建立され、喜多方地方は会津地方の宗教文化の中心地の一つとなりました。

また喜多方には、平野部と山地、小雪地と豪雪地といった異なる自然環境による生活習慣なり、生業わい、習慣、伝統行事、衣食住の境目や相交わる部分があります。標高差や自然環境の違いは、当然そこに住む人々の生活にも影響を与えています。会津盆地の平坦な地域にはその地域特有のくらしがあり、同様に、一歩山に入ると木地師や猟師が独自の生活を営むなど、山村には山村特有のくらしがあり、こうした生活と関連して町が形成されてきました。

農業は昔からの基幹産業であり、その発達とともに農耕儀礼も発達し、農業に関する信仰や祭りは今も数多く伝えられています。豊作への祈願は、慶徳稻荷神社の御田植祭や市内に数多く残されている農耕絵馬からも窺い知ることができます。

信仰は、それぞれの地域における「くらしの祈り」でもあり、神棚の恵比寿・大黒や古峯ヶ原詣のように商売繁盛・五穀豊穰・火伏・町内安全等、地域のくらしと密接に関係しています。

また、飯豊山には、五穀豊穰を祈願したり、男子が大人になるために登る成人儀礼の山として、山麓の会津地方はもとより県内外から多くの登拝者で賑わった歴史があります。

祭礼や民俗芸能においても、主に幕末以降の祭りに見られるようになる太鼓台（太鼓屋台）は喜多方の特徴的なものでもあり、その数は30を越え、飾りつけ・構造・囃子等に地域差が見られるのが特色です。

〈全体を総括するテーマ〉

飯豊山麓 “商いのまち” 喜多方の歴史文化

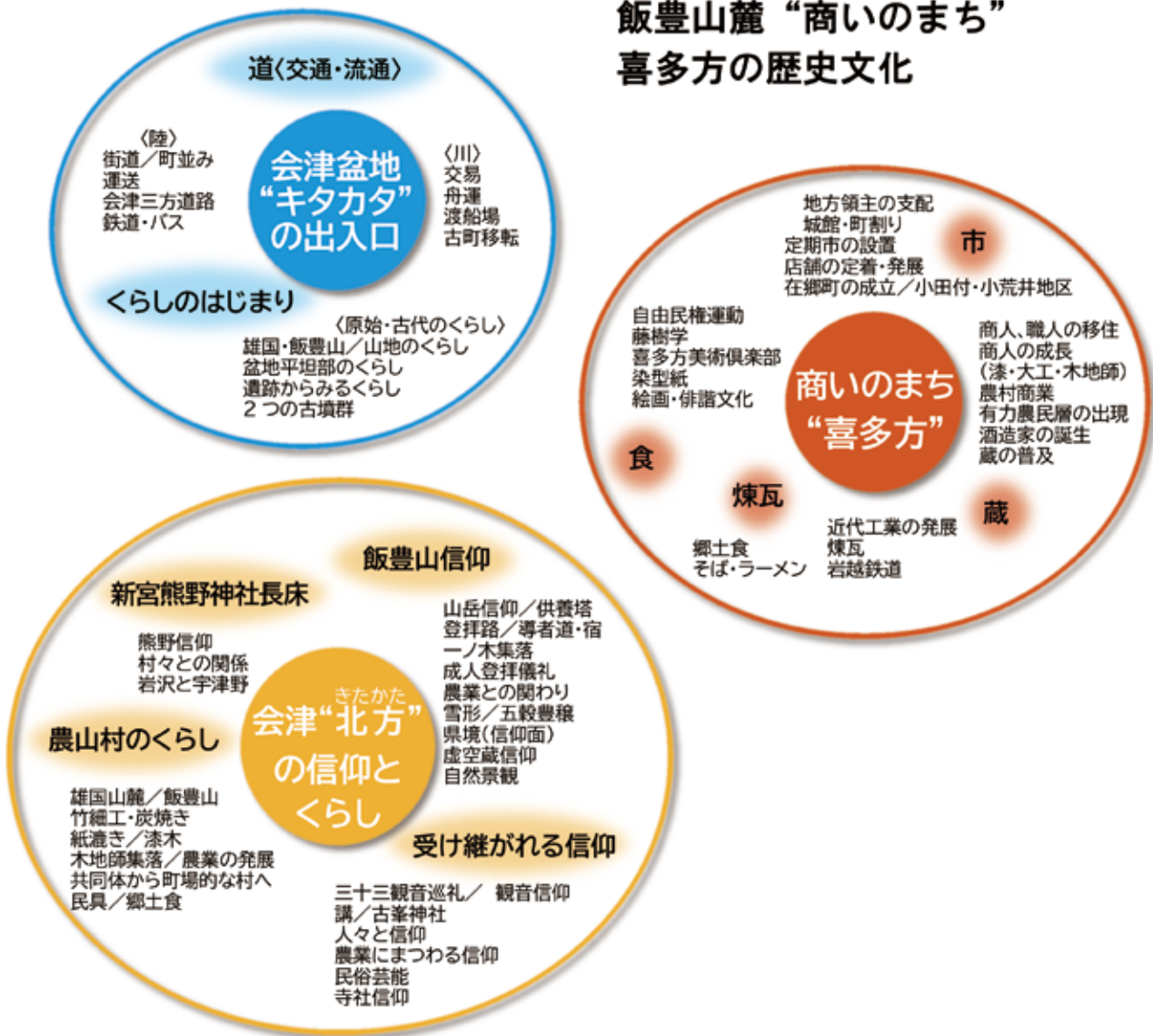


図 3-1：喜多方市の3つの歴史文化の特徴

第4章

歴史文化資源の保存 ・活用に関する方針

1. 将来像

本市は、平成18年（2006）に旧喜多方市・熱塩加納村・塩川町・山都町・高郷村の旧5市町村が合併して成立した、県下第6位の面積を誇る市です。広大な市域は多様な自然環境と歴史を有しており、喜多方市として一つに合併した今もなお、5地域それぞれで、「第3章 喜多方市の歴史文化の特徴」で示された本市の歴史文化の特徴「1 会津盆地“キタカタ”の出入口」、「2 商いのまち“喜多方”」、「3 会津“北方”の信仰とくらし」に表される地域の個性が見られます。

「喜多方市総合計画」で示された本市の将来の都市像は「力強い産業 人が輝く 活力満ちる安心・快適なまち」であり、歴史文化資源に関する施策として

「地域に残る自然や歴史・文化等の保存と活用」が挙げられています。年間180万人が訪れる観光都市として、地域に残る歴史文化資源の観光産業への活用が進められているものの、その対象は限定的で、活用に至るための歴史文化資源の調査状況は各地域によって違いがあり、それらの保護体制も個別的で連携が図られていません。

こういった現状と課題を踏まえての本市の望ましい姿は、市民と行政が一つとなり、市内全域で歴史文化資源を継承していくための保存・活用に連携して取り組むことによって、地域の個性である歴史文化の特徴を後世に伝えていくことであると考えられます。歴史文化の特徴は、本市の地域らしさを示すものであり、これからの本市の在り方を方向付けていく一条件となります。

よって、本市が作成する地域計画は、各地域の歴史文化資源を市全体の財産として捉え、地域間で偏りのない調査・研究や保存・管理、防災・防犯対策等を行ってその価値を将来へ受け継いでいくとともに、市民及び地域、行政等、地域総がかりで、歴史文化資源の価値や魅力の普及啓発・情報発信、各地域の歴史文化資源を結び付けての交流人口の増加や経済活性化等の地域振興への展開、さらにそれらが可能となる体制の構築を目指します。

以上のことから、本市の歴史文化資源の保存・活用の将来像を以下のように定めます。

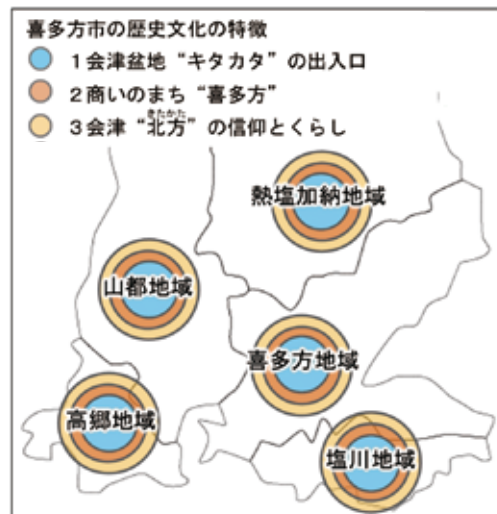


図 4-1：市全域で確認できる歴史文化の特徴

地域の特色ある歴史文化資源をみんなで

まもり、いかし、一つにつながるまち 喜多方

まもる…地域間で偏りのない「調査・研究」や「保存・管理」、「防災・防犯」等を行い、歴史文化資源を守っていきます。

いかす…地域総がかりで市内外に向けた「情報発信・普及啓発」や、各地域の歴史文化資源を結び付けた「地域振興への展開」等によって、歴史文化資源をいかしていきます。

つながる…みんなで歴史文化資源を守り、いかす「体制」を構築し、市内全域を一つにつなげ、歴史文化資源を未来につなげていきます。

2. 保存・活用に関する課題

本市の将来像を実現するにあたり、解決していくべき課題を、「第3章 喜多方市の歴史文化の特徴」までの内容及び令和2～3年度（2020～2021）に市が実施したアンケート結果等を踏まえて、以下のように抽出・分類します。

（1）「まもる」に関する課題

①調査・研究

ア. 未指定文化財の把握調査・現状確認の不足

未指定文化財は、現在1,446件が把握されています。そのうち約61%（879件）は、文献等から把握しやすい有形文化財や有形の民俗文化財が占めており、無形文化財や名勝地、文化的景観等の把握は進んでいません。

特に、山都地域や高郷地域では、過去に調査が行われた彫刻や古文書、遺跡等の現況把握が進んでおらず、これまでに把握されたもの以外にも多く存在していると考えられ、更なる調査の必要性があります。

イ. 歴史文化資源を価値付けるための調査・研究の不足

把握調査や現状確認が行われている歴史文化資源であっても、価値付けのための詳細調査が未実施または未完了の箇所が存在しています。

ウ. 歴史文化資源の既存調査データが未整理

これまでの調査・研究で蓄積された歴史文化資源に関するデータや、調査・研究に使用した資料等が未整理であり、それらの確実な蓄積や容易な閲覧を可能にする媒体やデータ更新の仕組みも未整備となっています。

②保存・管理

ア. 歴史文化資源の破損・経年劣化の増加と放置

歴史文化資源の破損及び劣化状況の確認不足や、確認されていても対応方法が分からないこと、修理等に費用がかかること等から所有者が放置している例や、保存修理事業の対象件数の多さから放置されている例が多くあり、特に、喜多方市街に集中する土蔵建築はその傾向が強く表れています。

イ. 継承者の減少による歴史文化資源の変容、消滅

熊野神社長床や慶徳稲荷神社の御田植祭をはじめとした歴史文化資源の保存団体は、構成人員の高齢化や減少により、継承者が途絶える危機に直面しています。

無形の民俗文化財のうち地域に密着した小規模な祭礼や行事は、写真や映像に記録されることが稀であり、将来への継承が困難な状況です。

ウ. 収蔵施設の老朽化による歴史文化資源の保存施設の不足

歴史文化資源に関する資料を展示・収蔵する施設は、喜多方市郷土民俗館等7か所がありますが、全ての施設で建物の老朽化や、年々増加する資料の収蔵場所の確保が課題となっています。

③防災・防犯

歴史文化資源の防災・防犯対策の不足

指定文化財の中には、防災・防犯対策が取られていないものがあります。また、喜多方地域では、小田付伝統的建造物群や旧甲斐家蔵住宅で、古い木造建造物が群として良好に残る反面、火災に対する脆弱性が懸念され、大規模な震災等における被害が予測できない状態です。

(2) 「いかす」に関する課題

①情報発信・普及啓発

ア. 歴史文化資源の価値や魅力についての情報発信の不足

「広報きたかた」等のパンフレットやガイドブックを中心に歴史文化資源に関する情報が発信されていますが、市民からは情報発信の取組が不足しているという声が上がっています。また、保存団体や関係団体が無形の民俗文化財を披露し人々に魅力を普及する機会や、団体同士や地域との積極的な連携が不足しています。

さらに、公開されていなかったり、公開されていても駐車場や案内板・解説板等が未整備で見学環境が十分に整っておらず、活用が進んでいない寺院等が塩川地域や熱塩加納地域をはじめとして多くあります。

イ. 歴史文化資源をいかした普及啓発・学校教育の機会の不足

主に市や市内教育機関、関係団体等が実施する見学会や講演会によって、歴史文化資源の普及啓発や学校教育が行われていますが、市民からは不足しているという声が上がっています。また、積極的に歴史文化資源に関わる市民意識を醸成するために、学校教育の段階で早いうちから歴史文化資源への興味・関心をはぐくむ必要があります。

②地域振興への展開

ア. 歴史文化資源を巡る観光活用の不足

市内の歴史文化資源の全体像を把握し、それらを効率的に周遊するためには、情報収集の拠点が必要ですが、そのような施設の整備や維持管理が十分ではありません。同じく周遊の拠点となる主要な歴史文化資源の観光活用のための整備も遅れています。また、地域の歴史文化資源のまとめりや市民が理解しやすいストーリーに基づいた、市内全域を対象とした観光モデルコースを設定する必要があります。

イ. 歴史文化資源の活用機会の不足

関係団体等によって歴史文化資源に関する様々なイベントが行われていますが、団体間の連携が十分に図れていません。市民からは、歴史文化資源を巡るガイド付きツアーや自然散策・鑑賞会等の、参加して楽しめる体験イベントの充実が望まれています。

(3) 「つながる」に関する課題

体制

ア. 歴史文化資源の保存・活用の体制が未構築

歴史文化資源の保存・活用に関わる所有者等や地域、専門機関等、関係団体等が各々で積極的な取組を行っていますが、各組織間での連携が十分ではなく、市内全域でつながりのある効果的な体制が構築されていません。

イ. 歴史文化資源の保存・活用に関わる人材の不足

市や保存団体等が歴史文化資源の保存・活用の取組を進めていくためには、市内外から歴史文化資源に関する知識や専門性を持った人材を確保する必要がありますが、そのような人材が不足しています。

3. 保存・活用に関する方針

将来像の実現に向けて、前項で把握した歴史文化資源の保存・活用に関する課題を踏まえ、以下のように歴史文化資源の保存・活用に関する方針を設定します。

(1) 「まもる」に関する方針

①調査・研究

前項「(1) 『まもる』に関する課題」「①調査・研究」に示された課題を解決するため、これまで把握・詳細調査や現状確認が行われていない歴史文化資源の調査を進めて知識や情報を得るとともに、研究データの整理によって更なる理解を深め、新たな知見を得るための研究へとつなげていく取組を行います。

方針1 実態把握調査の継続的实施

市内の歴史文化資源について、分布状況や現況を広く把握するための調査を継続的にを行います。未指定文化財は、既存調査報告書や令和2～3年度(2020～2021)に実施したアンケート調査を基に調査の対象を決定し、把握の進んでいない有形文化財や無形文化財、記念物、文化的景観から優先的に調査を進め、保存の対象を明確化していきます。

方針2 調査・研究による価値付けの深化

把握した歴史文化資源のうち、詳細調査が必要なものについて、更なる専門的な調査・研究を行い、歴史文化資源としての価値付けを検討します。

方針3 調査データ整理・一元化の推進

調査で得られたデータや既存資料を一元的に整理・管理し、将来的な調査・研究や外部への公開につなげます。

②保存・管理

前項「(1) 『まもる』に関する課題」「②保存・管理」に示された課題を解決するため、歴史文化資源の保存やそれに携わる人々に対する支援、施設整備等を行い、歴史文化資源を確実に将来へ受け継いでいきます。

方針1 既存の指定等制度による保護の推進

文化財保護法に基づく指定等制度によって、歴史文化資源の指定・登録や、補助金や助成金を用いての維持や修理、記録、所有者・保存団体・管理団体への支援等を行います。

方針2 破損・劣化状況の把握と修理計画の作成

市民を対象とした相談会やパトロール、アンケート等によって歴史文化資源の破損・劣化状況を把握し、指定等文化財については長期的な修理計画を作成します。

方針3 支援事業の充実と整備

未指定文化財を対象にした支援制度の創設や既存制度の拡充を行い、新たな人的・財政的支援事業による、より確実な歴史文化資源の保護に繋がります。

方針4 展示・収蔵施設の整備

郷土民俗館をはじめとして、不足している歴史文化資源の展示・収蔵場所を整備します。

③防災・防犯

前項「(1)『まもる』に関する課題」「③防災・防犯」に示された課題を解決するため、災害時に歴史文化資源を守るための対策と体制構築に取り組みます。

方針1 防災・防犯事業の整備

指定等文化財から優先的に、歴史文化資源の消防訓練や防災・防犯に関する市からの情報提供、防災計画の策定等の防災事業を整備します。特に、小田付伝統的建造物群や旧甲斐家蔵住宅等の木造建造物が良好に残り、観光客も多く訪れる喜多方地域では、より火災や震災への対策を強化します。

方針2 防災・防犯に関する体制の構築

災害及び犯罪が発生した際や平時の対策において、市、歴史文化資源の所有者、市防災・防犯機関等が各自の役割を認識し、情報を共有しながら連携を取って歴史文化資源を守ることのできる体制を構築します。

(2)「いかす」に関する方針

①情報発信・普及啓発

前項「(2)『いかす』に関する課題」「①情報発信・普及啓発」に示された課題を解決するため、歴史文化資源の価値や魅力について、より分かりやすく市内外の人々に発信する取組を行い、歴史文化資源の継承につなげます。

方針1 価値・魅力を伝える取組の強化

これまでの取組を強化し、市内外に伝わりやすい様々な方法での歴史文化資源の情報公開や普及を行います。また、取組の成果を整理して、将来的には本市の歴史文化資源について学ぶ「喜多方学講座」を実施します。

方針2 指定等文化財の公開活用の促進と環境整備

未公開の指定等文化財について、必要に応じて見学が可能な整備を行い、公開します。

方針3 周辺環境等の整備

屋外に位置する建造物や遺跡等の歴史文化資源の見学に必要な整備を行います。

方針4 市内教育機関等との連携による学習機会の創出

市や市内教育機関、市関係機関、専門機関等と連携し、出前授業や講座等の学習機会を作ります。

②地域振興への展開

前項「(2)『いかす』に関する課題」「②地域振興への展開」に示された課題を解決するため、市内外の人々が楽しみながら歴史文化資源への理解を深めることのできる取組を行い、交流人口の増加や経済活性化による地域振興につなげます。

方針1 観光活用の拠点となる施設・史跡整備

市内の歴史文化資源全体についての情報収集・発信や周遊の拠点となる施設・史跡等を整備します。

方針2 観光・周遊ルートの設定

ストーリーで繋がる複数の歴史文化資源の抽出や、それらを合わせて訪れることで本市の歴史文化の特徴への理解が深まる、まとまりある歴史文化資源の抽出や、それらを巡るためのルート設定を行います。

方針3 活用機会の創出

歴史文化資源を活用した新たなイベント等を創出します。

(3) 「つながる」に関する方針

体制

前項「(3) 『つながる』に関する課題」に示された課題を解決するため、歴史文化資源を将来へ継承していくために必要な体制の構築に取り組みます。

方針1 保存・活用に関する体制の構築

本計画に基づいて歴史文化資源の保存・活用を進めるため、市、所有者等、地域、市民、市関係機関、市防災・防犯機関、市内教育機関、関係団体等が連携して取組を推進していく体制や、取組に対する評価の仕組みを構築します。

方針2 専門人材の育成

市の歴史文化資源の保存・活用に関わる人材の専門性を向上させます。

方針3 外部人材の活用

歴史文化資源の保存・活用を推進するために不足している人材を外部から登用することによって、新たな考え方や技能を用いた歴史文化資源の保存・活用に取り組みます。無形の民俗文化財については、外部からも一般の人々に祭り等に参加してもらうことで、普及啓発と継承に繋がります。

第5章

歴史文化資源の保存 ・活用に関する措置

「第4章 歴史文化資源の保存・活用に関する方針」で示した「まもる」、「いかす」、「つながる」それぞれの方針に基づき、本市が有する課題を解決し、将来像に向かっていくための措置を設定します。措置の実施にあたっては、市費、県費、国費（文化財補助金・デジタル田園都市国家構想交付金等）等を活用しながら進めていきます。

なお、措置の実施主体及び実施支援・協力は、以下の凡例のとおり略称で示すこととします。それぞれの推進体制における役割・業務内容は、「第7章 歴史文化資源の保存・活用の推進体制」「2. 保存・活用の推進体制」「（1）歴史文化資源の保存・活用を推進するための体制」に示します。

表 5-1：措置の実施主体及び実施支援・協力の略称凡例

略 称	正式名称	内 容
所有者等	所有者等	歴史文化資源の所有者、保存団体、管理団体等
地域	地域	行政区、町内会、自治会、地域協議会、青年会、婦人会等
市民	市民	喜多方市民（市内勤労者、学生含む）
市	喜多方市	喜多方市担当部局（文化課）、関係部局
国・県	国・県	文化庁、関係省庁、福島県教育庁文化財課、福島県関係部局
市関機	市関係機関	各地域公民館、喜多方市立図書館、喜多方市美術館等
市防機	市防災・防犯機関	喜多方広域消防本部、喜多方警察署、各地区消防団、各地区自主防災組織等
市教機	市内教育機関	市内の小・中学校、高等学校、専門学校等
専機等	専門機関等	専門家、学識経験者、福島県立博物館、福島県立美術館、福島県文化財センター白河館、大学、研究機関等
専委等	専門委員会等	喜多方市文化財保護審議会、喜多方市郷土民俗館等運営委員会、喜多方市美術館運営協議会、喜多方市美術品収集委員会、喜多方市伝統的建造物群保存地区保存審議会等
関係団体	関係団体	喜多方観光物産協会、会津喜多方商工会議所、きたかた商工会、福島県建築士会喜多方支部、各市民団体、NPO法人等
民間事	民間事業者	歴史文化資源の保存・活用に関わる民間の事業者

1. 「まもる」に関する措置

(1) 調査・研究

「方針1 実態把握調査の継続的实施」に基づく措置

番号	措置	実施主体	実施支援・協力	財源	実施時期				
					R5	R6	R7	R8	R9
1-1	<p>＜第1期で重点的に行う措置＞⁷ 把握調査の実施 歴史文化資源を広く把握するための調査を、把握の進んでいない有形文化財や無形文化財、記念物、文化的景観から優先的に行う。周知の埋蔵文化財包蔵地は、試掘・発掘調査を行う。</p>	市	所有者等、専機等、専委等	国費、県費、市費					

「方針2 調査・研究による価値付けの深化」に基づく措置

番号	措置	実施主体	実施支援・協力	財源	実施時期				
					R5	R6	R7	R8	R9
1-2	<p>＜第1期で重点的に行う措置＞ 詳細調査の実施 措置1-1の調査で把握された歴史文化資源のうち、文化財としての価値が高く指定・登録が考えられるものや、緊急に保護措置を図る必要性のあるものについて、専門家、学識経験者等の協力を得て詳細な調査・研究を実施する。</p>	市	専機等、専委等	国費、県費、市費					

「方針3 調査データ整理・一元化の推進」に基づく措置

番号	措置	実施主体	実施支援・協力	財源	実施時期				
					R5	R6	R7	R8	R9
1-3	<p>＜第1期で重点的に行う措置＞ 既存資料のデータベース化 郷土民俗館収蔵品、市町村史編纂時資料、古文書等の歴史文化資源調査成果をデータベース化してデジタルアーカイブを作成し、データの一元化と将来的な外部への公開を図る。</p>	市	—	デジタル田園都市国家構想交付金、市費					
1-4	<p>＜第1期で重点的に行う措置＞ 調査成果のデータベース化 歴史文化資源の把握調査で得られた成果をデータベース化してデジタルアーカイブを作成し、データの一元化と将来的な外部への公開を図る。</p>	市	専機等、専委等	デジタル田園都市国家構想交付金、国費、県費、市費					
1-5	<p>遺跡情報の更新 埋蔵文化財包蔵地台帳や遺跡分布図の更新を行う。</p>	市	—	市費					

7 **＜第1期で重点的に行う措置＞**とは、「第6章 文化財保存活用区域に関する事項」「1 計画の進め方と区域の設定」に示した、第1期に各文化財保存活用区域で行う措置のことです。

(2) 保存・管理

「方針1 既存の指定等制度による保護の推進」に基づく措置

番号	措置	実施主体	実施支援・協力	財源	実施時期				
					R5	R6	R7	R8	R9
2-1	文化財の指定・登録 文化財として価値付けが進んだものから文化財保護審議会へ諮問し、指定や登録を行う。	市	所有者等	—					
2-2	指定等文化財の維持管理 指定等文化財を良好な状態で保存するための維持管理に努める。	所有者等、市	地域	国費、 県費、 市費、 所有者等 負担金					
2-3	<第1期で重点的に行う措置> 指定等文化財の保存修理 所有者等に補助金を交付し助言を行い、指定等文化財を保存修理する。	所有者等、市	地域	国費、 県費、 市費、 所有者等 負担金					
2-4	<第1期で重点的に行う措置> 無形の民俗文化財等の保存団体への支援 無形の民俗文化財等の保存団体が行う保存、伝承、公開に係る活動に対して財政的支援を行う。	市	市関機、 市教機、 関係団体	デジタル田園 都市国家構想 交付金、 国費、 県費、 市費、 所有者等 負担金					
2-5	無形の民俗文化財等の記録作成 無形の民俗文化財のうち、滅失が危惧されるものから優先して映像記録等を作成する。	市	関係団体	市費					

「方針2 破損・劣化状況の把握と修理計画の作成」に基づく措置

番号	措置	実施主体	実施支援・協力	財源	実施時期				
					R5	R6	R7	R8	R9
2-6	アンケートの実施 指定等文化財（主に外からの確認が不可能なもの）について、所有者へのアンケートを実施し、問題点や破損、劣化状況等の確認を行う。	市	所有者等	市費					
2-7	相談会の実施 地域や個人所有の歴史文化資源について、市民が気軽に相談できる機会を設ける。	市	市民、 専機等	市費					
2-8	パトロールの実施 指定等文化財（主に外から確認が可能なもの）のパトロールを実施する。	市	所有者等	市費					
2-9	パトロールの拡充 現在実施しているパトロールから、個人所有の指定等文化財や未指定文化財のパトロールが実施可能な体制へと拡充する。	市	所有者等	市費					

番号	措置	実施主体	実施支援・協力	財源	実施時期				
					R5	R6	R7	R8	R9
2-10	<第1期で重点的に行う措置> 修理計画の作成 措置2-6で実施したアンケートや措置2-8で実施したパトロールにおいて修理が必要と判断された、有形文化財、有形の民俗文化財、登録有形文化財等の指定等文化財の長期的な修理計画を作成する。	市	専委等	—					

「方針3 支援事業の充実と整備」に基づく措置

番号	措置	実施主体	実施支援・協力	財源	実施時期				
					R5	R6	R7	R8	R9
2-11	未指定文化財への支援制度の創設 未指定文化財の保存・活用に対する支援制度の創設を検討する。	市	—	市費					
2-12	支援制度の拡充 歴史文化資源を保存・活用・整備するための財政的支援の拡充や人的支援を行う。	市	—	市費					

「方針4 展示・収蔵施設の整備」に基づく措置

番号	措置	実施主体	実施支援・協力	財源	実施時期				
					R5	R6	R7	R8	R9
2-13	<第1期で重点的に行う措置> 郷土民俗館等の整備 老朽化や収蔵場所の不足が懸念されている郷土民俗館等の施設について、展示・収蔵場所の確保・整備を図る。 収蔵資料のうち公開が可能なものについては、人々に伝わりやすく興味を持ってもらうための展示を行う。	市	専機等、専委等	デジタル田園都市国家構想交付金、国費、市費					
2-14	<第1期で重点的に行う措置> 収蔵場所の確保・整備 市が所有する歴史文化資源や市の所蔵・収集・寄贈資料、埋蔵文化財等の収蔵場所を確保し、収蔵施設の整備を図る。	市	専機等、専委等	デジタル田園都市国家構想交付金、国費、市費					

(3) 防災・防犯

「方針1 防災・防犯事業の整備」に基づく措置

番号	措置	実施主体	実施支援・協力	財源	実施時期				
					R5	R6	R7	R8	R9
3-1	ハザードマップの作成 土砂災害や地震等が発生した際の危険を把握しておくため、歴史文化資源所在地周辺のハザードマップを作成し、所有者等へ向けた災害リスクの周知や防災意識向上のための指導・助言等に用いる。	市	—	市費					

番号	措置	実施主体	実施支援・協力	財源	実施時期				
					R5	R6	R7	R8	R9
3-2	災害対応マニュアルの作成 災害発生時に被災した歴史文化資源に対して迅速かつ最適な救出等の処置が行えるよう、対応マニュアルを作成する。	市	—	市費					
3-3	消防訓練等の実施 指定等文化財の所有者等を対象に、消防本部の協力を得て、歴史文化資源の防火設備の確認・搬出訓練・消防訓練・避難訓練等を行い、地域の防災意識の醸成を図る。	所有者等、地域、市	市防機	市費					
3-4	危機管理情報の提供 歴史文化資源の所有者や管理者に対し、防災・防犯に関する情報提供を行う。	市	市防機	—					
3-5	防災計画の策定 指定等文化財の防災計画の策定を推進する。	所有者等、市	市防機	国費、 県費、 市費、 所有者等 負担金					
3-6	<第1期で重点的に行う措置> 防災事業の実施 防災計画に基づき、歴史文化資源への防災設備の設置を進め、地域防災組織の体制を整備する。	所有者等、市	市防機	国費、 県費、 市費、 所有者等 負担金					
3-7	地域防災計画への位置付け 歴史文化資源の災害時対策に加え、防災対策について地域防災計画への位置付けを検討する。	市	—	—					
3-8	県大綱の相互応援協定に基づく災害時の支援 被災した歴史文化資源の救出等の応援活動を行う。	市	—	—					

「方針2 防災・防犯に関する体制の構築」に基づく措置

番号	措置	実施主体	実施支援・協力	財源	実施時期				
					R5	R6	R7	R8	R9
3-9	<第1期で重点的に行う措置> 防災・防犯体制の構築 防災・防犯に関する団体等の役割分担や情報伝達の流れを整理等することで、その連携を支援し、歴史文化資源の防災・防犯に結びつける。	市	所有者等、 地域、 市関機、 市防機、 専機等、 専委等、 関係団体	デジタル 田園都市 国家構想 交付金					

2. 「いかす」に関する措置

(1) 情報発信・普及啓発

「方針1 価値・魅力を伝える取組の強化」に基づく措置

番号	措置	実施主体	実施支援・協力	財源	実施時期				
					R5	R6	R7	R8	R9
4-1	<第1期で重点的に行う措置> 講演会・講座の実施 市関係機関と連携し、歴史文化資源を題材とした講演会や講座を開催する。体験型講座についても充実を図る。	市関機	市民	市費					
4-2	ガイドブック・パンフレット等の作成 本市の魅力を伝えるため、講座や観光に活用できるガイドブック等や、「喜多方学講座」の実施に向け、歴史文化資源を中心としたテキストを作成する。	市	—	国費、市費					
4-3	<第1期で重点的に行う措置> 情報の発信 ホームページや広報、SNSを活用し、幅広い年齢層に届く歴史文化資源の情報を定期的に発信する。	市、市関機、関係団体	所有者等、地域、市教機、民間事	デジタル田園都市国家構想交付金、国費、市費					
4-4	<第1期で重点的に行う措置> 地域資料の公開 地域資料等の歴史文化資源を積極的に公開する事業を展開する。効果的な展示方法も検討し、実施する。	市	所有者等、市関機、専委等	デジタル田園都市国家構想交付金、国費、市費、関係団体負担金					
4-5	<第1期で重点的に行う措置> 無形の民俗文化財の普及支援 保存団体が交流・連携できるための仕組み作りを行う。行事や祭礼日以外にも披露できる場、発表の場を創出し、歴史文化資源の価値や魅力の発見と周知を図る。	市	所有者等、市関機、市教機	デジタル田園都市国家構想交付金、国費、県費、市費、所有者等負担金					
4-6	<第1期で重点的に行う措置> 調査・研究成果の公開 調査報告書の刊行、講演会やシンポジウムの開催、企画展示等によって、歴史文化資源の調査や研究成果を公開する。	市	専機等、専委等	市費					

「方針2 指定等文化財の公開活用の促進と環境整備」に基づく措置

番号	措置	実施主体	実施支援・協力	財源	実施時期				
					R5	R6	R7	R8	R9
4-7	<第1期で重点的に行う措置> 指定等文化財の公開活用 指定等文化財について、積極的な公開や展示を行う。	所有者等、市	専機等、専委等	デジタル田園都市国家構想交付金、国費、県費、市費					

番号	措置	実施主体	実施支援・協力	財源	実施時期				
					R5	R6	R7	R8	R9
4-8	<第1期で重点的に行う措置> 保存活用計画の策定 指定等文化財について、保存を図った上で積極的な公開活用を行うため、保存活用計画の策定を推進する。	所有者等、市	専機等、専委等	国費、県費、市費、所有者等負担金					
4-9	<第1期で重点的に行う措置> 環境整備 指定等文化財建造物や歴史的建造物については、見学や使用が可能な建物としての整備を行う。	所有者等、市	—	デジタル田園都市国家構想交付金、国費、県費、市費、所有者等負担金					

「方針3 周辺環境等の整備」に基づく措置

番号	措置	実施主体	実施支援・協力	財源	実施時期				
					R5	R6	R7	R8	R9
4-10	<第1期で重点的に行う措置> 周辺環境の整備 指定等文化財建造物や遺跡の周辺等の駐車場やトイレへの誘導、草刈りや清掃等による安全性の確保、屋外広告物や設置物の歴史文化資源との調和等の整備を行う。	所有者等、地域、市	—	デジタル田園都市国家構想交付金、国費、市費、所有者等負担金、地域負担金					
4-11	案内板・解説板等の更新 歴史文化資源の案内板・解説板を計画的に更新し、市民や観光客が利用しやすいものにするとともに、多言語化やユニバーサルデザイン化を図る。	市	—	国費、市費					
4-12	先端技術の活用 AR、VR、スマホ、タブレット等を活用した歴史文化資源の展示方法を取り入れる。	市	専委等、専機等、民間事	デジタル田園都市国家構想交付金、市費、民間事負担金					

「方針4 市内教育機関等との連携による学習機会の創出」に基づく措置

番号	措置	実施主体	実施支援・協力	財源	実施時期				
					R5	R6	R7	R8	R9
4-13	<第1期で重点的に行う措置> 市関係機関との連携 各地域公民館や市立図書館、市美術館と連携し、講座の実施等、地域の歴史文化資源の魅力を発信できる活動を行う。	市、市関機	—	市費、市関機負担金					
4-14	<第1期で重点的に行う措置> 市内教育機関との連携 市内小・中学校、高等学校等への出前講座や出前授業、または学校との連携により地域の歴史文化資源の魅力を発信できる活動を実施する。	市、市教機	—	市費					
4-15	<第1期で重点的に行う措置> 専門機関等との協働 歴史文化資源の各種調査や、その成果の公開・活用等を専門機関等と協働して行う。	市、専機等	—	市費					

(2) 地域振興への展開

「方針1 観光活用の拠点となる施設・史跡整備」に基づく措置

番号	措置	実施主体	実施支援・協力	財源	実施時期				
					R5	R6	R7	R8	R9
5-1	<第1期で重点的に行う措置> 観光活用拠点施設の整備 郷土民俗館の展示場所や、市内全域の歴史文化資源を紹介するようなガイドダンス・学習施設の整備を行う。	市	専機等、専委等	デジタル田園都市国家構想交付金、国費、市費					
5-2	<第1期で重点的に行う措置> 史跡整備 古屋敷遺跡及び会津新宮城跡について調査・整備検討委員会等を設置し、内容確認調査及び整備計画に基づいた史跡整備を行う。	市	専機等、専委等	デジタル田園都市国家構想交付金、国費、県費、市費					

「方針2 観光・周遊ルートの設定」に基づく措置

番号	措置	実施主体	実施支援・協力	財源	実施時期				
					R5	R6	R7	R8	R9
5-3	関連文化財群の設定 関連文化財群を設定し、歴史文化資源の魅力が伝わるストーリーづくりを行う。	市	専委等	市費					
5-4	<第1期で重点的に行う措置> 文化財保存活用区域の充実 文化財保存活用区域の内容をさらに充実させ、活用可能なストーリーの創出や区域内の新たな歴史文化資源の抽出を行う。	市	専委等	市費					
5-5	<第1期で重点的に行う措置> 観光・周遊ルートの設定 歴史文化資源や拠点施設等を結ぶモデルコースを設定し、観光客の誘致を図る。	市	関係団体	デジタル田園都市国家構想交付金、国費、市費、関係団体負担金					

「方針3 活用機会の創出」に基づく措置

番号	措置	実施主体	実施支援・協力	財源	実施時期				
					R5	R6	R7	R8	R9
5-6	<第1期で重点的に行う措置> 周遊ツアー等の実施 関連文化財群や文化財保存活用区域を巡るツアー等を実施する。	市	市民	デジタル田園都市国家構想交付金、国費、市費					
5-7	<第1期で重点的に行う措置> イベント等の実施 歴史文化資源を活用したイベント等を実施する。	地域、市、市関機、関係団体、民間事	市民	デジタル田園都市国家構想交付金、市費、地域負担金、市関機負担金、関係団体負担金、民間事負担金					
5-8	地域のお宝発見事業の実施 幅広い年齢層の参加者が、地域の魅力ある歴史文化資源（お宝）を自ら発見できる事業を実施する。これらの事業は公民館事業に含められるよう、関連組織・団体間で連携を図る。	市	地域、市民、市関機、市教機	市費、地域負担金、市関機負担金					

3. 「つながる」に関する措置

体制

「方針1 保存・活用に関する体制の構築」に基づく措置

番号	措置	実施主体	実施支援・協力	財源	実施時期				
					R5	R6	R7	R8	R9
6-1	<p><第1期で重点的に行う措置> 保存・活用体制の構築 歴史文化資源の保存・活用に取り組む団体及び関係者等との調整や、役割分担を行う人材の配置によって、情報共有・交流・連携できる体制を構築し、活動促進に結びつける。</p>	市	所有者等、地域、市民、国・県、市関機、市防機、市教機、専機等、専委等、関係団体、民間事	デジタル田園都市国家構想交付金、国費、市費					
6-2	<p>評価の仕組みづくり 庁内関係部局・所有者等・専門委員会等で本計画に関する意見交換や進捗管理等を行う会議を実施し、適切な評価を行い、事業の充実を図る。</p>	市	所有者等、専委等	—					

「方針2 専門人材の育成」に基づく措置

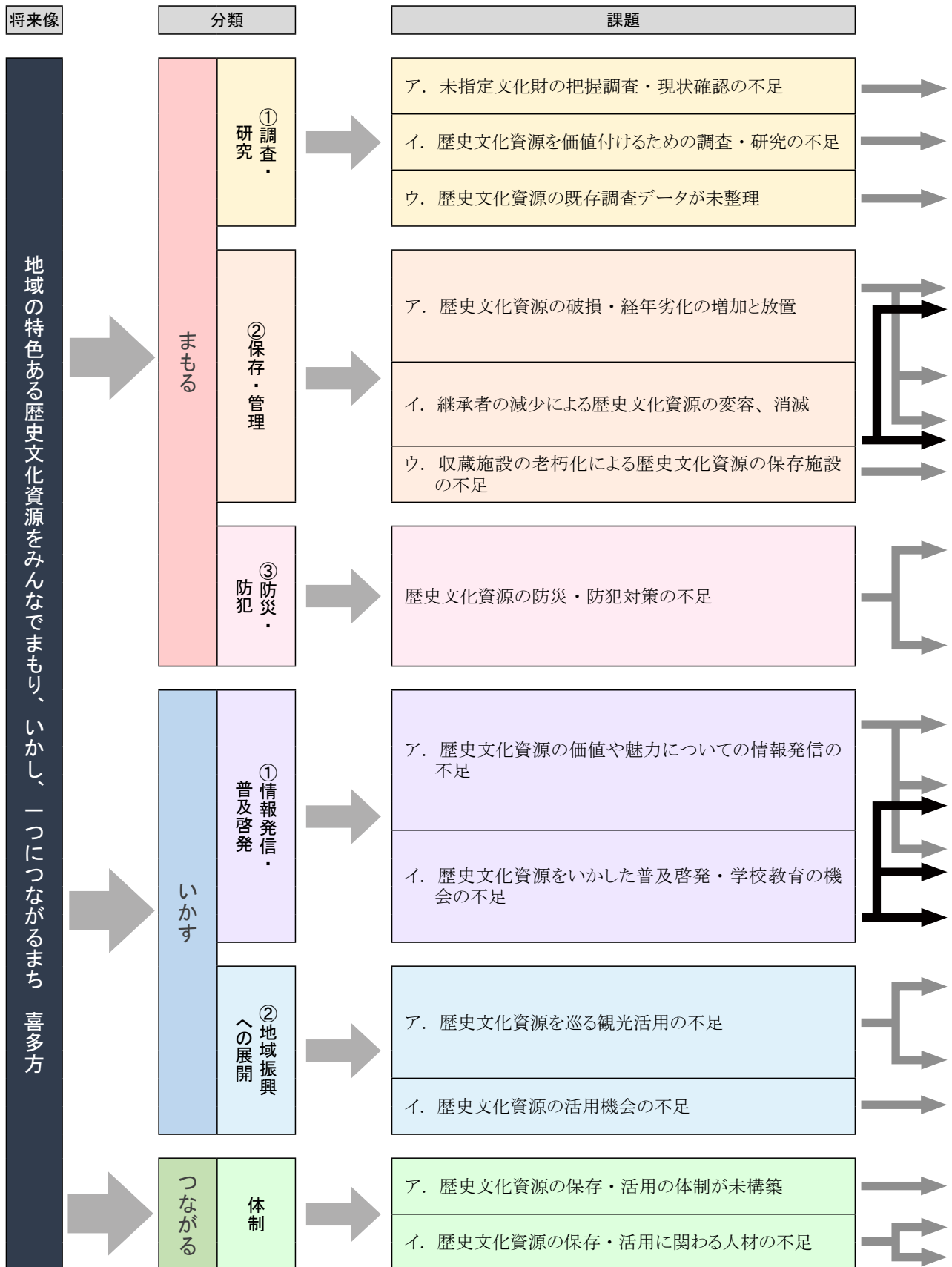
番号	措置	実施主体	実施支援・協力	財源	実施時期				
					R5	R6	R7	R8	R9
6-3	<p><第1期で重点的に行う措置> 専門人材の育成 歴史文化資源の保存・活用のための講習会・勉強会・研修会等の開催や、それらへの専門家・アドバイザー等の講師派遣を行い、既存の人材の専門性の向上を図る。</p>	市、市関機	専機等、専委等	デジタル田園都市国家構想交付金、国費、市費					
6-4	<p>「文化財サポーター」制度の創設 「喜多方学講座」受講修了生を「文化財サポーター」として認定し、歴史文化資源のガイドや相談、関係団体との調整等ができるよう育成する。また、文化財サポーターが活躍できる仕組みづくりを検討する。</p>	市	市民	デジタル田園都市国家構想交付金、国費、市費					

「方針3 外部人材の活用」に基づく措置

番号	措置	実施主体	実施支援・協力	財源	実施時期				
					R5	R6	R7	R8	R9
6-5	<p>外部人材の活用 歴史文化資源の保存・活用に必要な事業を行うため、専門家や学識経験者、大学、研究機関、地域おこし協力隊や一般の人々を外部から積極的に活用する。</p>	市	—	デジタル田園都市国家構想交付金、国費、県費、市費					

4. 措置一覧表

歴史文化資源の保存・活用に関する措置を将来像・課題・方針との繋がりから整理すると以下のようになります。



方針	措置	
1 実態把握調査の継続的实施	1-1 把握調査の実施	
2 調査・研究による価値付けの深化	1-2 詳細調査の実施	
3 調査データ整理・一元化の推進	1-3 既存資料のデータベース化	1-4 調査成果のデータベース化
	1-5 遺跡情報の更新	
1 既存の指定等制度による保護の推進	2-1 文化財の指定・登録	2-2 指定等文化財の維持管理
	2-3 指定等文化財の保存修理	2-4 無形の民俗文化財等の保存団体への支援
	2-5 無形の民俗文化財等の記録作成	
2 破損・劣化状況の把握と修理計画の作成	2-6 アンケートの実施	2-7 相談会の実施
	2-8 パトロールの実施	2-9 パトロールの拡充
	2-10 修理計画の作成	
3 支援事業の充実と整備	2-11 未指定文化財への支援制度の創設	2-12 支援制度の拡充
4 展示・収蔵施設の整備	2-13 郷土民俗館等の整備	2-14 収蔵場所の確保・整備
1 防災・防犯事業の整備	3-1 ハザードマップの作成	3-2 災害対応マニュアルの作成
	3-3 消防訓練等の実施	3-4 危機管理情報の提供
	3-5 防災計画の策定	3-6 防災事業の実施
	3-7 地域防災計画への位置付け	3-8 県大綱の相互応援協定に基づく災害時の支援
2 防災・防犯に関する体制の構築	3-9 防災・防犯体制の構築	
1 価値・魅力を伝える取組の強化	4-1 講演会・講座の実施	4-2 ガイドブック・パンフレット等の作成
	4-3 情報の発信	4-4 地域資料の公開
	4-5 無形の民俗文化財の普及支援	4-6 調査・研究成果の公開
2 指定等文化財の公開活用の促進と環境整備	4-7 指定等文化財の公開活用	4-8 保存活用計画の策定
	4-9 環境整備	
3 周辺環境等の整備	4-10 周辺環境の整備	4-11 案内板・解説板等の更新
	4-12 先端技術の活用	
4 市内教育機関等との連携による学習機会の創出	4-13 市関係機関との連携	4-14 市内教育機関との連携
	4-15 専門機関等との協働	
1 観光活用の拠点となる施設・史跡整備	5-1 観光活用拠点施設の整備	5-2 史跡整備
2 観光・周遊ルートの設定	5-3 関連文化財群の設定	5-4 文化財保存活用区域の充実
	5-5 観光・周遊ルートの設定	
3 活用機会の創出	5-6 周遊ツアー等の実施	5-7 イベント等の実施
	5-8 地域のお宝発見事業の実施	
1 保存・活用に関する体制の構築	6-1 保存・活用体制の構築	6-2 評価の仕組みづくり
2 専門人材の育成	6-3 専門人材の育成	6-4 「文化財サポーター」制度の創設
3 外部人材の活用	6-5 外部人材の活用	

第6章

文化財保存活用区域 に関する事項

1. 計画の進め方と区域の設定

(1) 計画の進め方

「第4章 歴史文化資源の保存・活用に関する方針」では、本市の歴史文化資源の保存・活用の将来像を設定しました。ここで示したように、地域の個性である歴史文化の特徴を確実に後世に伝えていくため、まずは地域単位で計画を進めていくこととします。

本計画の計画期間である第1期では、地域単位で「まもる」・「いかす」・「つながる」に関する措置に取り組み、モデルケースを確立します。第2期以降では、第1期で確立したモデルケースを手本や参考事例として、他地域でも措置を効果的に進めていきます。モデルケースを適用しながら計画対象を市内全域に広げていき、将来的には市内全域が「まもる」・「いかす」・「つながる」の全ての面で「一つにつながる」ことを目指します。

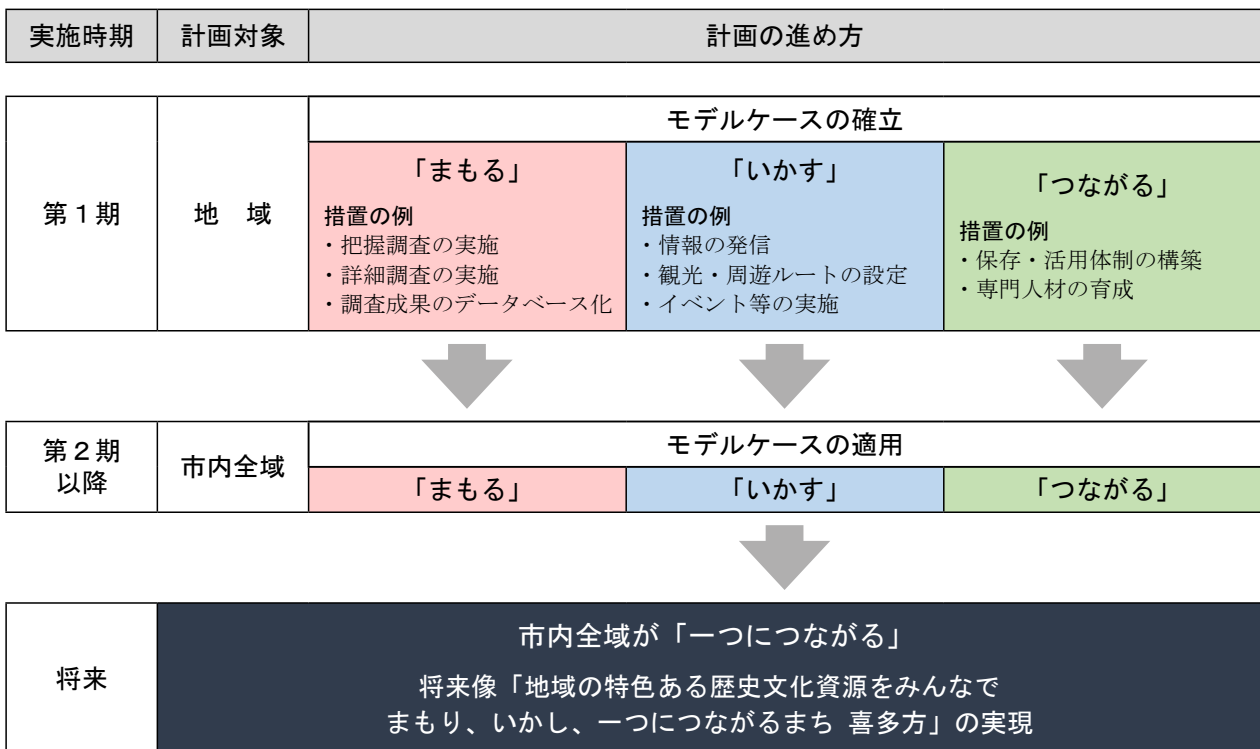


図 6-1：本計画の進め方

(2) 文化財保存活用区域の設定

文化財保存活用区域とは、文化財が特定の範囲に集積している場合に、当該文化財（群）をその周辺環境を含めて面的に保存・活用するために設定する、文化庁が定義する計画区域のことです。この定義を踏まえ、本市では、「歴史文化資源を対象に『まもる』・『いかす』・『つながる』の措置を先行して実施し、市内他地域の手本や参考となるモデルケースを確立する地域」として、第1期で文化財保存活用区域を設定します。

第1期の文化財保存活用区域は、より多くの歴史文化資源に関して、それらを効果的・優先的に「まもる」取組、観光や各種まちづくりへ積極的に「いかす」取組、市民が体系的に協働する「つながる」取組を先行して進め、その効果を市内全域へ広げていくため、以下の視点を考慮して設定します。

表 6-1：第1期における喜多方市の文化財保存活用区域設定条件

<p>「まもる」視点：歴史文化資源の保存を効果的・優先的に進めることができる区域を設定</p> <p>1) 指定等文化財をはじめとした、本市の歴史文化の特徴を示す主な歴史文化資源が集中して所在している地域を抽出します。</p> <p>2) 個別の文化財に係る計画等が策定されており、迅速な保存・活用の取組への着手が望まれる歴史文化資源を含む地域を抽出します。</p>	
<p>「いかす」視点：歴史文化資源を観光やまちづくりへ積極的に活用することができる区域を設定</p> <p>3) 歴史文化資源の保存・活用を推進するための主要な展示施設・観光施設が所在している地域を抽出します。</p> <p>4) 歴史や文化に関連するまちづくりの計画区域や自然公園が定められており、それらとの連動や相乗効果により、地域の活性化が期待される地域を抽出します。</p>	
<p>「つながる」視点：歴史文化資源の保存・活用を協働して進める意識が高い区域を設定</p> <p>5) 関係団体等の歴史文化資源の保存・活用の取組の実施主体が位置しており、地域に根差し、市全体の見本となり得る活動が盛んに行われている地域を抽出します。</p>	

これらの視点から、以下の6区域を本市の文化財保存活用区域として設定します。

表 6-2：喜多方市の文化財保存活用区域

地 域	文化財保存活用区域
喜多方地域	① 蔵建ち並ぶ町並み区域 —小荒井×小田付地区—
塩川地域	② 古代・中世に栄えた要衝区域 —慶徳・塩川西部地区—
	③ 水運で賑わった河川と雄国山麓区域 —塩川東部・熊倉地区—
熱塩加納地域	④ 北境へ延びる街道区域 —松山・上三宮・岩月・熱塩加納地区—
山都地域	⑤ 山岳信仰が息づく大河の合流区域 —山都地区—
高郷地域	⑥ 太古の地層が広がる文化交流の大動脈区域 —高郷地区—

また、第2期以降は、計画の見直しに合わせ、措置の進捗状況等を踏まえて、区域の追加や縮小、分割等を検討します。

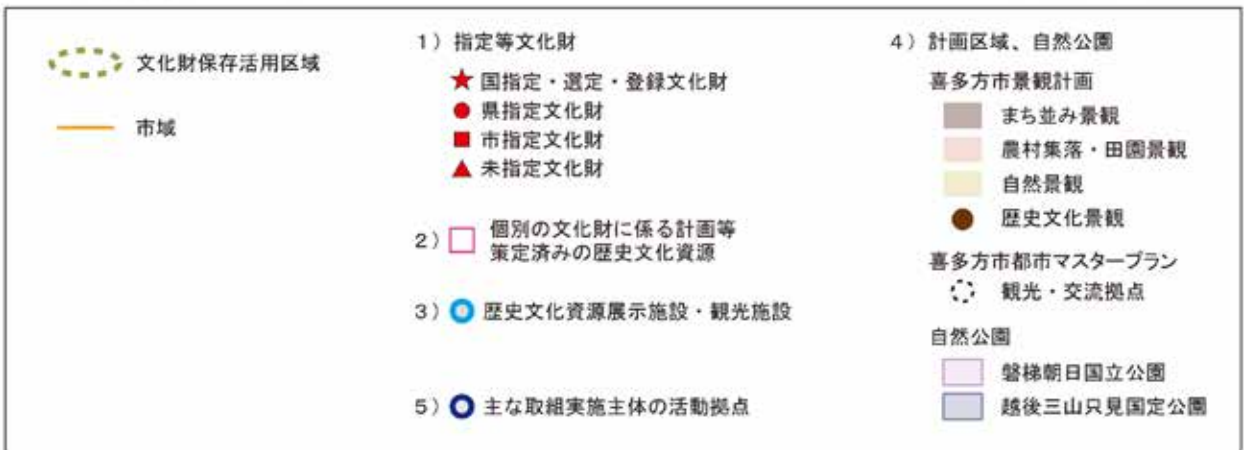
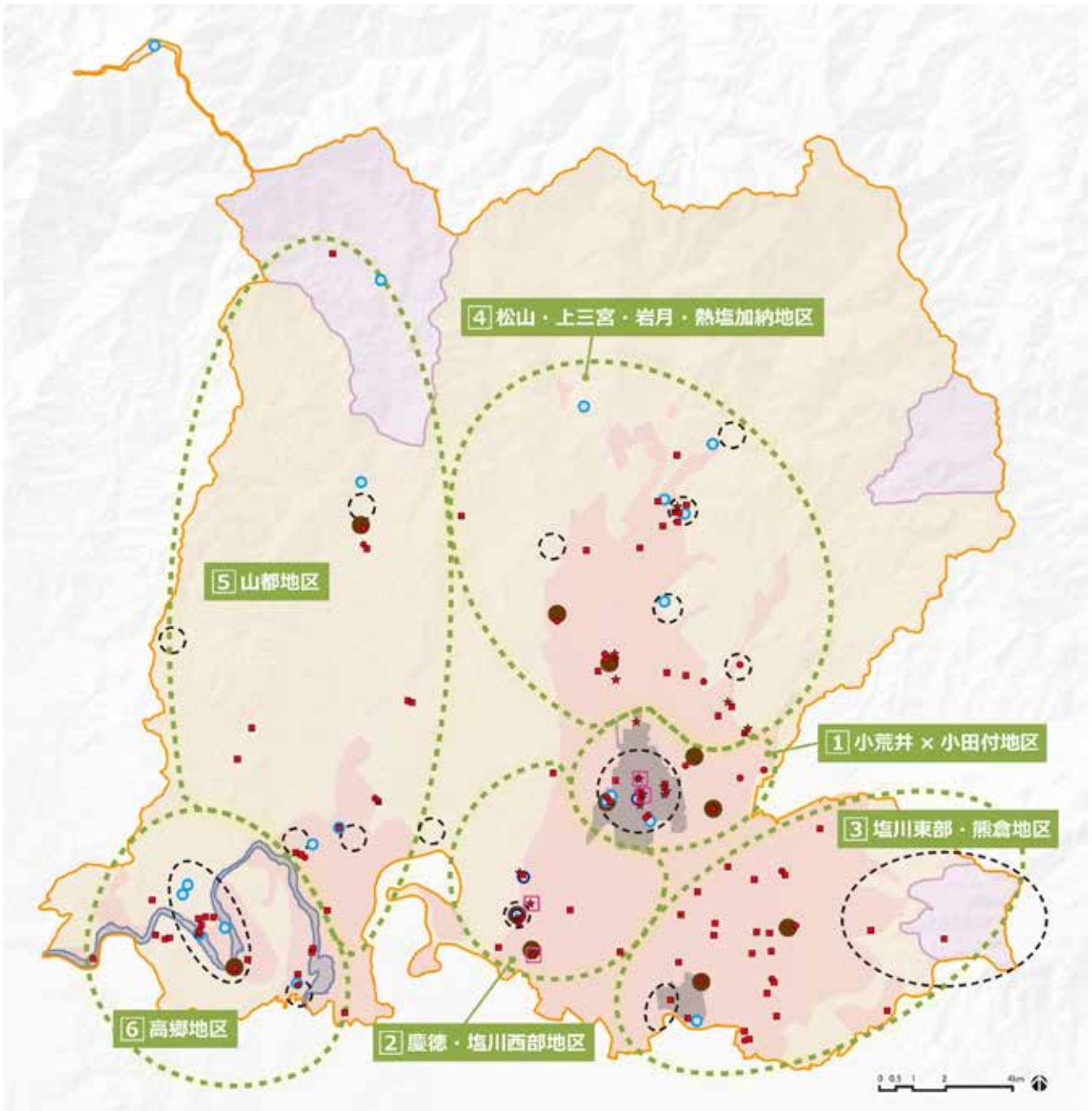


図 6-2 : 喜多方市の文化財保存活用区域位置図

2. 文化財保存活用区域

1 蔵建ち並ぶ町並み区域—小荒井×小田付地区—

(1) 概要

会津盆地北部の山地から南流する河川によって形成された扇状地性低地に位置しており、近世まで本市の呼び名であった「北方」の中心部として発展してきた区域です。

①歴史的経緯：戦国時代から蔵の町並みが小荒井・小田付に形成されてきた区域

戦国時代、蘆名氏によって越後裏街道沿いの小荒井・小田付の町割りが行われ、市が立てられると、商人・職人たちによって周辺農山村と結び付いた都市空間である在郷町が形成されていきました。扇状地を伏流する良質な水に恵まれた米づくり、それらを背景とした酒・味噌・醤油の醸造業や、周辺の山地から原料を得ての漆器業等、自然環境をいかした産業が行われ、商業の発展とともに様々な用途を持つ蔵の町並みが生まれました。また、小荒井や小田付を中心に、市や祭り等の民俗行事が活発に行われました。



写真 6-1：小田付伝統的建造物群保存地区

戦国時代、蘆名氏によって越後裏街道沿いの小荒井・小田付の町割りが行われ、市が立てられると、商人・職人たちによって周辺農山村と結び付いた都市空間である在郷町が形成されていきました。扇状地を伏流する良質な水に恵まれた米づくり、それらを背景とした酒・味噌・醤油の醸造業や、周辺の山地から原料を得ての漆器業等、自然環境をいかした産業が行われ、商業の発展とともに様々な用途を持つ蔵の町並みが生まれました。また、小荒井や小田付を中心に、市や祭り等の民俗行事が活発に行われました。

②現況：地域協議会等の活動で蔵の町並みが保全され、市内で最も観光客で賑わう区域

市中心域で旧甲斐家蔵住宅のある小荒井地区や小田付伝統的建造物群保存地区等、歴史的な町並みが良好に残っています。一帯は「喜多方市都市マスタープラン」で位置付けられた観光・交流拠点や本市のシンボルとなる重点地区として、蔵や商家の町並みを守り、いかした都市型観光の拠点形成が目指されており、「小田付まちづくり協議会」等が積極的に活動しています。時に拮抗・結託する等して切磋琢磨してきた小荒井・小田付は、会津北方地域の中核としての位置付けは変わっておらず、国道459号やJR磐越西線が区域を横断する市内や隣接県へのアクセスの要として、市内で最も観光客で賑わう区域です。醸造業や漆器業も名産となっています。良質な水を利用して作られ、醤油・味噌醸造とも関わりの深い喜多方ラーメンは日本三大ラーメンの一つといわれており、多数の店舗が集中し、多くの観光客が訪れています。

(2) 歴史文化資源

図中番号	名称	文化財の体系図に基づく分類	指定等	主に示す歴史文化の特徴
1	日中線跡サイクリングロード	有形文化財 (建造物)	未指定 (近代化産業遺産)	1 会津盆地“キタカタ”の出入口
2	下柴の彼岸獅子	民俗文化財 (無形)	県指定	1 会津盆地“キタカタ”の出入口 3 会津“北方”の信仰とくらし

図中 番号	名 称	文化財の体系図 に基づく分類	指 定 等	主に示す歴史 文化の特徴			
3	旧手代木家住宅	有形文化財 (建造物)	県指定	2 商いのまち “喜多方”			
4	旧外島家住宅						
5	岩代国耶麻郡小田付村絵図	有形文化財 (歴史資料)	市指定				
6	旧甲斐家住宅座敷蔵 旧甲斐家住宅店蔵 旧甲斐家住宅醤油蔵 旧甲斐家住宅主屋 旧甲斐家住宅味噌蔵及び麴蔵 旧甲斐家住宅稲荷社 旧甲斐家住宅表門 旧甲斐家住宅裏門 旧甲斐家住宅東塀及び北塀 旧甲斐家住宅南塀 甲斐本家煉瓦煙突	有形文化財 (建造物)	国登録				
	7				若喜商店店舗 若喜商店煉瓦蔵 若喜商店座敷蔵 若喜商店醸造場 若喜商店作業蔵		
					8	島慶園店舗蔵	
					9	上野家住宅主屋 上野家住宅味噌蔵 上野家住宅旧穀蔵 上野家住宅煉瓦蔵 上野家住宅調度蔵 上野家住宅離屋 上野家住宅煉瓦塀	
						10	冠木商店主屋及び座敷蔵 冠木商店質蔵 冠木商店南の蔵
							11
	12					旧山時呉服店家財蔵	
	13					矢部家住宅座敷蔵 矢部家住宅一号蔵 矢部家住宅綿蔵	
					14	井上合名会社座敷蔵 井上合名会社店舗蔵 井上合名会社醸造蔵	
	15					松本屋店舗蔵 松本屋文庫蔵 松本屋家財蔵	
16					大和川酒造煉瓦煙突	未指定（近代化産業遺産）	
17	喜多の華酒造煉瓦煙突						

図中 番号	名 称	文化財の体系図 に基づく分類	指 定 等	主に示す歴史 文化の特徴
18	吉の川酒造煉瓦煙突	有形文化財 (建造物)	未指定 (近代化産業遺産)	2 商いのまち “喜多方”
19	煉瓦米蔵			
20	金田洋品店			
21	会津の初市の習俗	民俗文化財 (無形)	国選択	
22	旧甲斐家庭園	記念物 (名勝地)	県指定	
23	小田付伝統的建造物群保存地区	伝統的建造物群	国選定	
24	会津の染型紙と関係資料	民俗文化財 (有形)	県指定	2 商いのまち “喜多方”
25	喜多方ラーメン	民俗文化財 (無形)	未指定 (100年フード)	3 会津 “北方” の信仰とくらし
26	勝福寺観音堂	有形文化財 (建造物)	国指定	3 会津 “北方” の信仰とくらし
27	木造不動明王立像	有形文化財 (彫刻)	県指定	
28	木造毘沙門天立像 (勝福寺)			
29	銅造聖観音菩薩立像			
30	銅鐘 (勝福寺)	有形文化財 (工芸品)		
31	松野千光寺経塚出土品	有形文化財 (考古資料)		
32	会津三十三観音 第6番札所 勝観音	有形文化財 (建造物)	未指定 (日本遺産)	
33	菅井の供養碑	民俗文化財 (有形)	市指定	
34	糠塚古墳群	記念物 (遺跡)	県指定	
35	押切川公園イトヨ生息地	記念物 (動物)	市指定	

※名称がゴシック体のものは、第1期での措置の対象を表します。

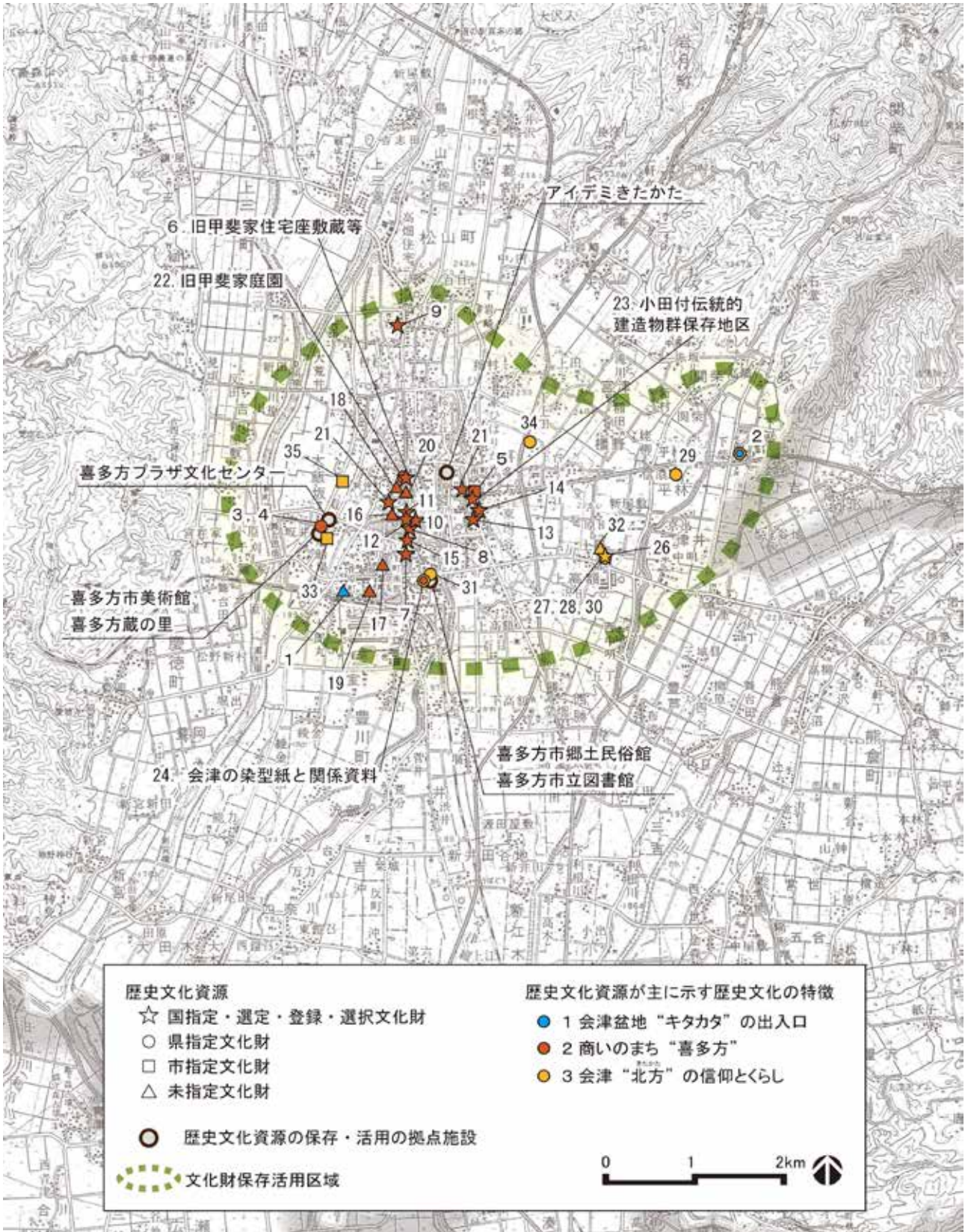


図 6-3 : 1 藏建ち並ぶ町並み区域の歴史文化資源及び拠点施設位置図

(3) 歴史文化資源の保存・活用に関する課題

本区域では、歴史的に形成されてきた蔵の町並みの保存整備の遅れや情報発信の不足、保全に関わる地域協議会等の連携の不足等が課題となっています。

①「まもる」に関する課題

- 1) 会津の染型紙と関係資料は、染型紙の優れたデザインが研究対象や普及啓発の素材として有用であると考えられ、実際に一部では商品開発等が進められていますが、より効果的な活用を促進していくためのデータの整理が進んでいません。
- 2) 小田付伝統的建造物群保存地区では、令和元年度（2019）に保存（修理・修景）事業を開始して以降、年平均5件程度ずつ実施していますが、補助対象であり所有者も要望している事業待機物件数が30件を超えており、予算の確保を含めて計画的かつ継続して事業を実施していく必要があります。
- 3) 喜多方市郷土民俗館には多数の民俗資料等が収蔵されており、小学校の授業等でも利用されていますが、施設が老朽化しており、展示・収蔵場所も不足しています。
- 4) 小田付伝統的建造物群保存地区及び旧甲斐家蔵住宅は、歴史的建造物が残り、観光活用が促進されている場所であるにもかかわらず、防災事業が実施されていません。

②「いかす」に関する課題

- 5) 小田付伝統的建造物群保存地区では、保存団体・町内会・市内教育機関・喜多方観光物産協会、会津喜多方商工会議所・建築士会・県や市の関係部局等からなる小田付まちづくり協議会が組織されており、その強みをいかした様々な取組が行われています。そのような体制や取組に関する情報は、ほかの保存団体等にとっても参考になるものだと考えられますが、情報の整理や発信媒体の整備が不足しており、外部への情報発信が十分に行われていません。
- 6) 小田付伝統的建造物群保存地区・旧甲斐家蔵住宅・小荒井地区といった歴史的建造物や町並みは、関連する組織・団体が多岐にわたるため、情報を統合や一元化しての効果的な情報発信が十分に行われていません。
- 7) 会津の染型紙と関係資料の普及啓発のため、体験講座やイベント等の活動が行われていますが、それらに関する情報の整理や発信媒体の整備が不足しており、外部への情報発信が十分に行われていません。
- 8) 小田付伝統的建造物群保存地区は、街なみ環境整備事業で一部区間の無電柱化や側溝及び街路灯の整備を行っていますが、実施範囲が地区の一部にとどまっています。
- 9) 会津の染型紙と関係資料は、普及啓発を行うための関連機関・団体間の連携が不足しています。
- 10) 旧甲斐家蔵住宅は、文化財的価値を維持した観光拠点としての公開・活用が望まれています。が、防災及び防犯対策を含めて未整備です。
- 11) 会津の染型紙と関係資料は、染型紙のデザインを使用した商品開発等が進められているものの、より効果的に普及啓発に活用できると考えられます。
- 12) 小荒井地区は、表通りである「ふれあい通り」が歩行者天国や夏祭り等の各イベントの会場になる等観光面での活用が活発ですが、関係機関・団体がより効果的に連携した取組が実施できると考えられます。
- 13) 小田付伝統的建造物群保存地区の小田付まちづくり協議会は、近年では地域おこし協力隊の活動によって講習会、イベント、ワークショップ等の活用面が推進されていますが、所属組織間では意見交換と情報共有が主であり、所属組織がより効果的に連携した取組が実施できると考えられます。

③「つながる」に関する課題

- 14) 小田付伝統的建造物群保存地区の所属組織がより積極的に連携する体制が構築されていません。
- 15) 会津の染型紙と関係資料をより効果的に保存・活用するための体制が構築されていません。
- 16) 小荒井地区の関連機関・団体がより積極的に連携する体制が構築されていません。

(4) 歴史文化資源の保存・活用に関する方針

「第4章 歴史文化資源の保存・活用に関する方針」 「1. 将来像」に示された市全体の将来像の実現に向け、本区域では、市内で最も観光客で賑わう区域として、地域の特色である蔵の町並みの保全や整備、観光活用を進めることとし、小田付まちづくり協議会等の人々の「つながり」を作るため、第1期の目標を以下のように定めます。

<1 蔵建ち並ぶ町並み区域の目標>

蔵の町並みを整備し観光活用するための地域協議会等の連携ネットワークづくり

また、本区域の課題を解決していくための方針を以下のように定めます。

①「まもる」に関する区域の方針

- ・ 染型紙のデザインデータの整理・一元化の推進
- ・ 既存の指定等制度による小田付伝統的建造物群保存地区の保護の推進
- ・ 市が所有する民俗資料等の展示・収蔵施設の整備
- ・ 小田付伝統的建造物群保存地区や旧甲斐家蔵住宅の防災・防犯の事業整備及び体制構築

②「いかす」に関する区域の方針

- ・ 歴史的建造物やその関係団体、染型紙の価値・魅力を伝える取組の強化
- ・ 小田付伝統的建造物群保存地区の公開活用の促進と環境整備
- ・ 市内教育機関等との連携による染型紙の学習機会の創出
- ・ 蔵の町並みの観光活用の拠点となる旧甲斐家蔵住宅の整備
- ・ 小田付伝統的建造物群保存地区や小荒井地区、染型紙の活用機会の創出

③「つながる」に関する区域の方針

- ・ 小田付伝統的建造物群保存地区、会津の染型紙と関係資料、小荒井地区の保存・活用の体制構築

(5) 歴史文化資源の保存・活用に関する措置

第1期に本区域で実施する措置の内容、実施主体、財源、実施時期等は以下のとおりです。

表 6-3 : 「1」蔵建ち並ぶ町並み区域で実施する措置一覧

分類	措置	内容
「まもる」	措置 1-3 既存資料のデータベース化	1) 会津の染型紙と関係資料のデジタルアーカイブ化 会津の染型紙の学術利用の促進やデザインを活用した商品開発に向けて、会津の染型紙と関係資料のデジタルアーカイブ化を進めます。
	措置 2-3 指定等文化財の保存修理	2) 小田付伝統的建造物群保存地区の保存 小田付伝統的建造物群保存地区の保存（修理・修景）事業を今後も計画的に実施します。
	措置 2-13 郷土民俗館等の整備	3) 市内の歴史文化資源を紹介するガイダンス施設・収蔵施設の整備 専門機関等や専門委員会等と連携して、市が所有する民俗資料等の展示・収蔵機能を有し、市内の歴史文化資源や施設等の周遊を促すガイダンス施設の整備を進めます。
	措置 2-14 収蔵場所の確保・整備	
	措置 3-6 防災事業の実施	4) 小田付伝統的建造物群保存地区及び旧甲斐家蔵住宅の防災 小田付伝統的建造物群保存地区及び旧甲斐家蔵住宅では、令和4年度策定予定の防災計画に基づいた、ハード・ソフト両面における防災事業を実施します。消防訓練やパトロール、災害発生時の連絡体制の構築等に取り組み、地区の安全性を高め、文化財としての歴史的な町並みの確実な保存を図るとともに、観光や地域振興にも寄与する魅力的なまちづくりを行います。
	措置 3-9 防災・防犯体制の構築	
「いかす」	措置 4-3 情報の発信	5) 小田付まちづくり協議会の体制に関する情報発信 他の保存団体等のモデルとなる、小田付まちづくり協議会に所属する各組織の役割や体制、取組事例に関する情報発信を行います。
		6) 歴史的建造物や町並みに関する情報発信 小田付まちづくり協議会や観光物産協会、商工会議所、地域おこし協力隊等が連携して、小田付伝統的建造物群保存地区・旧甲斐家蔵住宅・小荒井地区といった歴史的建造物や町並みに関する、市民や観光客に向けた効果的な情報発信を行います。
		7) 会津の染型紙と関係資料に関する情報発信 会津の染型紙と関係資料の普及啓発活動やデジタルアーカイブ化に関する情報発信を行います。
	措置 4-9 環境整備	8) 小田付伝統的建造物群保存地区の街なみ環境整備 小田付伝統的建造物群保存地区の街なみ環境整備事業の対象地区の範囲拡大を図るとともに、修景事業や屋外広告物の撤去・設置、道路の美装化、地区の保存活用計画に基づく周辺環境の整備等、対象事業の拡大を図ります。
	措置 4-10 周辺環境の整備	
	措置 4-13 市関係機関との連携	9) 会津の染型紙と関係資料を普及啓発するための連携 会津の染型紙と関係資料を普及啓発するための体験講座やイベントに際して、地域公民館や教育機関、関係団体、民間事業者等との連携を図ります。
	措置 4-14 市内教育機関との連携	
	措置 5-1 観光活用拠点施設の整備	10) 旧甲斐家蔵住宅の整備 旧甲斐家蔵住宅が建造物整備のモデルとなるよう、保存活用計画に基づき、「その他の条例」（建築基準法第3条第1項第3号）を用いた建築基準法の遡及適用を受けない形での防火・耐震対策を建物ごとに進め、観光拠点として順次公開を行います。
	措置 5-7 イベント等の実施	11) 会津の染型紙と関係資料の普及啓発 会津の染型紙と関係資料の知名度を向上させるため、会津型の柄を使った体験講座やデザインをテーマにしたイベント、商品・プログラム開発等を行います。
		12) 小荒井地区の普及啓発 観光客誘致のため、観光交流課・喜多方観光物産協会・会津喜多方商工会議所といった小荒井地区の関連機関・団体が連携し、まち歩き等の魅力的なイベントや事業を行います。
13) 小田付まちづくり協議会による活用事業の実施 喜多方市伝統的建造物群保存地区保存事業補助金交付要綱の補助対象に「保存団体等の保存活用事業」を加え、小田付まちづくり協議会に様々な組織が所属していることをいかけた事業を実施します。		
「つなげる」	措置 6-1 保存・活用体制の構築	14) 小田付まちづくり協議会の体制構築 小田付まちづくり協議会の所属組織の積極的な連携により、小田付伝統的建造物群保存地区の保存・活用を推進するための体制を構築し、連携のあり方を他の保存団体等のモデルとすることを目指します。
		15) 会津の染型紙と関係資料に関する体制構築 関係機関や教育機関との積極的な連携により、会津の染型紙と関係資料の保存・活用を推進するための体制を構築します。
		16) 小荒井地区に関する体制構築 関連組織・団体間の積極的な連携により、小荒井地区の活用を効果的に推進するための体制を構築します。

※「実施時期」に文言がない措置は、各年度の進め方を計画期間中に検討します。

実施主体	実施支援・協力	財源	実施時期				
			R5	R6	R7	R8	R9
市（文化課）	—	デジタル田園都市国家構想交付金、市費					
所有者等、市（文化課）	地域	国費、県費、市費、所有者等負担金	修理・修景	修理・修景	修理・修景	修理・修景	修理・修景
市（文化課）	—	デジタル田園都市国家構想交付金、国費、市費	場所・整備内容等の検討	場所・整備内容等の検討			
所有者等、市（文化課、危機管理課）	—	国費、県費、市費、所有者等負担金	実施設計	施工	施工	施工	施工
市（文化課、危機管理課）	所有者等、地域、市防機、関係団体	デジタル田園都市国家構想交付金	体制の検討				
市（文化課、都市整備課、観光交流課）、関係団体	所有者等	デジタル田園都市国家構想交付金、国費、市費					
市（文化課、都市整備課、観光交流課）、関係団体	所有者等	デジタル田園都市国家構想交付金、国費、市費					
市（文化課、都市整備課、観光交流課）、関係団体	所有者等	デジタル田園都市国家構想交付金、国費、市費					
所有者等、市（文化課、都市整備課、地域振興課）	—	デジタル田園都市国家構想交付金、国費、県費、市費、所有者等負担金					
所有者等、地域、市（文化課、都市整備課、地域振興課）	—	デジタル田園都市国家構想交付金、国費、市費、所有者等負担金、地域負担金	道路美装化仕様の決定	施工準備	施工		
市（文化課、生涯学習課、中央公民館）、市関機	—	市費、市関機負担金					
市（文化課、学校教育課、こども課）、市教機	—	市費					
市（文化課、都市整備課、観光交流課）	専委等	デジタル田園都市国家構想交付金、国費、市費	実施設計	施工設計	施工設計	施工設計	施工設計
地域、市（文化課、観光交流課）、市関機、関係団体、民間事	市民	デジタル田園都市国家構想交付金、市費、地域負担金、市関機負担金、関係団体負担金、民間事負担金					
地域、市（文化課、観光交流課）、市関機、関係団体、民間事							
地域、市（文化課、都市整備課、観光交流課）、市関機、関係団体、民間事							
市	所有者等、地域、専機等、関係団体	デジタル田園都市国家構想交付金、国費、市費	体制の充実				
			体制の検討				

2 古代・中世に栄えた要衝区域—慶徳・塩川西部地区—

(1) 概要

会津盆地の北西部で阿賀川・濁川・田付川が合流し日本海へ向かう地点に位置しており、交通・物流の要衝となって古代・中世における本市の中心地として栄えてきた区域です。



写真 6-2：熊野神社長床

①歴史的経緯：古墳時代から有力者の支配地が河川合流点に形成されてきた区域

古墳時代には、豪族居館であった古屋敷遺跡等が造営されました。平安時代には現在の慶徳町に新宮熊野神社が遷座、松野千光寺経塚が築かれ、聖域・墓域となっていました。鎌倉時代、当地の有力武士・新宮氏が築いたのが会津新宮城跡です。その後、室町時代には新宮氏を滅ぼし会津領主となった蘆名氏が駿河館等の城館を築き、各時代を通して有力者が支配する重要な土地でした。会津の御田植祭として指定されている慶徳稲荷神社の御田植祭は、豊作を祈願する行事として室町時代に始まり、江戸時代には、会津三十三観音が定められ、本区域にも第1番札所から第4番札所が置かれました。

②現況：市内で最も国指定文化財が集積し、保存団体の積極的な活動で保護される区域

現在、本区域には多くの遺跡や神社が河川沿いを中心に所在しており、本市において最も多くの国指定文化財が集積する区域です。「新宮地区重要文化財保存会」や「慶徳稲荷神社お田植まつり保存会」といった保存団体が、積極的に熊野神社長床や慶徳稲荷神社の御田植祭の保護活動を行っており、これらは「市観光振興ビジョン」においても、その保存と活用が施策として掲げられています。会津新宮城跡・古屋敷遺跡は保存管理計画がすでに策定されており、確実な保存・活用が望まれます。

(2) 歴史文化資源

図中番号	名称	文化財の体系図に基づく分類	指定等	主に示す歴史文化の特徴
1	沖舍利塔	民俗文化財(有形)	市指定	1 会津盆地“キタカタ”の出入口
2	古屋敷遺跡	記念物(遺跡)	国指定	
3	会津新宮城跡		市指定	
4	山崎横穴古墳群			
5	能力経塚及び経碑			
6	熊野神社の森	記念物(植物)	未指定(緑の文化財)	
7	稲荷神社のスギ			
8	灰塚山古墳	記念物(遺跡)	未指定	

図中 番号	名 称	文化財の体系図 に基づく分類	指 定 等	主に示す歴史 文化の特徴		
9	熊野神社長床	有形文化財 (建造物)	国指定	1 会津盆地“キタ カタ”の出入口 3 会津“北方” の信仰とくらし		
10	銅鉢	有形文化財 (工芸品)				
11	熊野神社本殿	有形文化財 (建造物)	県指定			
12	木造文殊菩薩騎獅像	有形文化財 (彫刻)				
13	熊野神社御神像					
14	木造薬師如来座像附木造十二 神将立像					
15	熊野山牛玉宝印版木および宝珠	有形文化財 (工芸品)				
16	銅製鰐口					
17	銅鐘（新宮熊野神社）					
18	大般若経附経櫃六合	有形文化財(典籍)	市指定			
19	木造如意輪観音坐像（新宮熊 野神社）	有形文化財 (彫刻)				
20	木造相撲力士像					
21	木造小動物像					
22	銅造阿弥陀如来立像					
23	木造狛犬					
24	木造相撲取像					
25	木造虚空蔵菩薩坐像（新宮熊 野神社）	有形文化財 (工芸品)				
26	熊野神社経筒					
27	鉄造阿弥陀如来及両脇侍坐像 懸仏					
28	鉄造三尊坐像懸仏	有形文化財 (建造物)	未指定（日本遺産）			
29	会津三十三観音 第1番札所 大木観音					
30	会津三十三観音 第2番札所 松野観音					
31	会津三十三観音 第3番札所 綾金観音					
32	会津三十三観音 第4番札所 高吉観音	民俗文化財(無形)	国指定	3 会津“北方” の信仰とくらし		
33	会津の御田植祭					
34	絵馬富士見西行図				民俗文化財 (有形)	市指定
35	慶徳稲荷神社農耕絵馬					
36	新宮熊野神社の大イチョウ	記念物(植物)	市指定			

※名称がゴシック体のものは、第1期での措置の対象を表します。

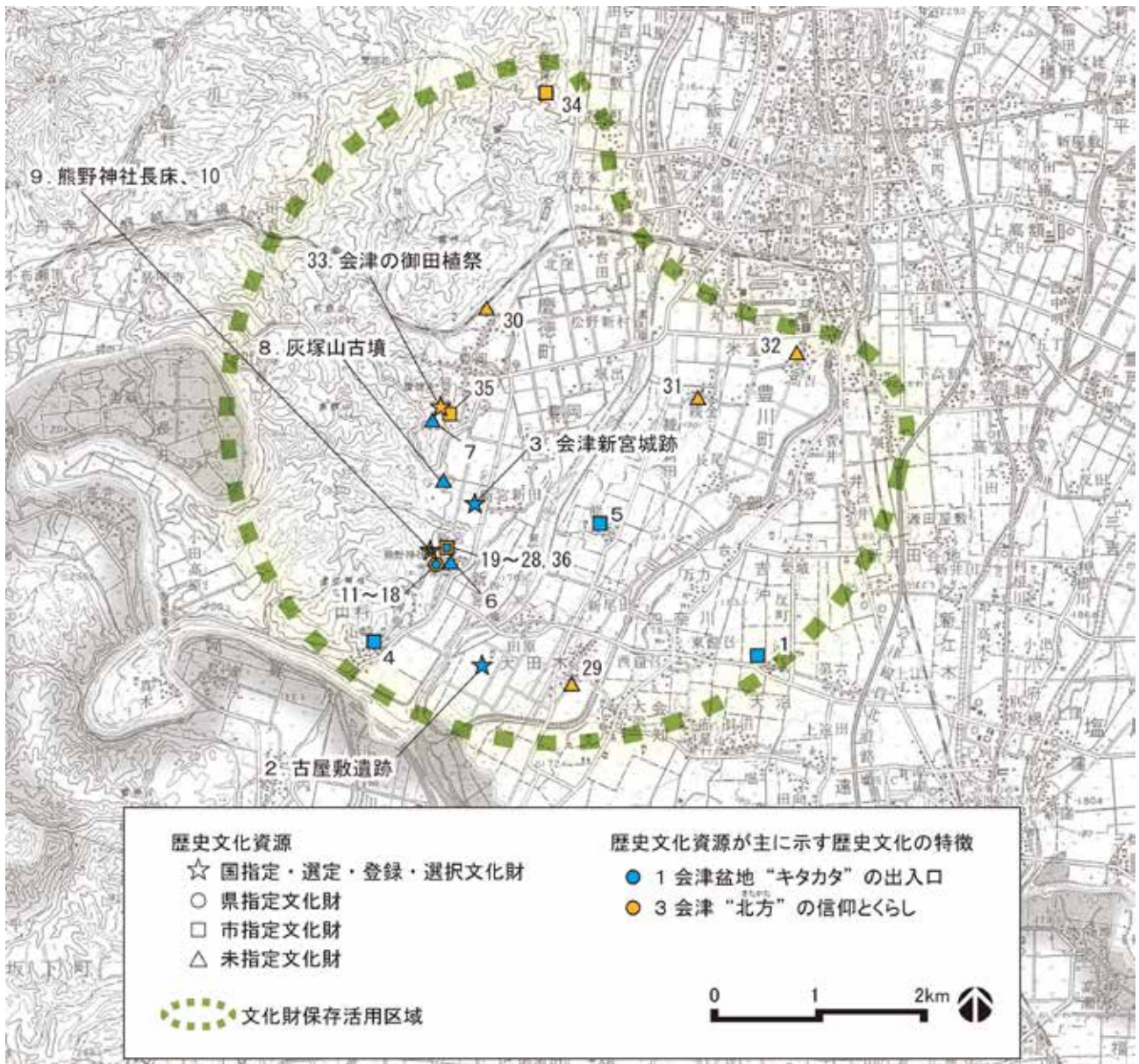


図 6-4 : ②古代・中世に栄えた要衝区域の歴史文化資源及び拠点施設位置図

(3) 歴史文化資源の保存・活用に関する課題

本区域では、国指定文化財であり保存管理計画が策定されている会津新宮城跡及び古屋敷遺跡の調査や整備の遅れ、同じく国指定文化財である熊野神社長床や慶徳稲荷神社の御田植祭の保存団体の連携の強化等が課題となっています。

①「まもる」に関する課題

- 1) 『国指定史跡会津新宮城跡・古屋敷遺跡保存管理計画書』（福島県喜多方市教育委員会、平成25年3月）の策定後、古屋敷遺跡については平成27年度（2015）～令和元年度（2019）の5年間で内容確認調査を実施しましたが、会津新宮城跡の調査は未着手となっています。
- 2) 熊野神社長床は、平安時代末期とされる建築年代や特徴的な建築様式から国宝指定の可能性も十分にある建造物であり、毎年差し茅も行っていますが、雨漏りが報告されています。
- 3) 慶徳稲荷神社お田植まつり保存会は御田植祭の保存と継承のため活動する団体ですが、活動資金が不足しています。
- 4) 指定等文化財をはじめとして、防災・防犯対策が取られていない歴史文化資源が多くあります。

②「いかす」に関する課題

- 5) 熊野神社長床の保存・管理を担う新宮地区重要文化財保存会は、ボランティアガイドによる来訪者への解説やパンフレットの作成等を行ってきましたが、より効果的な情報発信が必要です。
- 6) 慶徳稲荷神社の御田植祭の魅力を普及していく機会が不足しています。
- 7) 会津新宮城跡及び古屋敷遺跡は、『国指定史跡会津新宮城跡・古屋敷遺跡保存管理計画書』の策定後、史跡整備が行われていません。

③「つながる」に関する課題

- 8) 慶徳稲荷神社お田植まつり保存会は、継承者の不足により存続が危ぶまれています。
- 9) 新宮地区重要文化財保存会は、地域や関連団体との連携強化が不足しています。
- 10) 慶徳稲荷神社お田植まつり保存会は主に豊岡地区住民により構成されていますが、少子高齢化により構成人員の減少が懸念されています。また、慶徳稲荷神社の御田植祭には市立慶徳小学校児童の参加が不可欠ですが、児童数の減少により年々参加者の数が減少しています。
- 11) 新宮地区重要文化財保存会は主に新宮地区住民により構成されていますが、少子高齢化により構成人員の減少が懸念されています。

(4) 歴史文化資源の保存・活用に関する方針

「第4章 歴史文化資源の保存・活用に関する方針」「1. 将来像」に示された市全体の将来像の実現に向け、本区域では、地域の特色である市内最多の国指定文化財の継承に重点を置くこととし、新宮地区重要文化財保存会や慶徳稲荷神社お田植まつり保存会といった保存団体と、継承者の育成が期待できる市内教育機関等との「つながり」を作るため、第1期の目標を以下のように定めます。

<2 古代・中世に栄えた要衝区域の目標>

国指定文化財の継承者を育成するための 保存団体や市内教育機関等の連携ネットワークづくり

また、本区域の課題を解決していくための方針を以下のように定めます。

①「まもる」に関する区域の方針

- ・調査・研究による会津新宮城跡の価値付けの深化
- ・既存の指定等制度による熊野神社長床、慶徳稲荷神社の御田植祭の保護の推進
- ・歴史文化資源の防災・防犯に関する体制の構築

②「いかす」に関する区域の方針

- ・熊野神社長床や慶徳稲荷神社の御田植祭の価値・魅力を伝える取組の強化、学習機会の創出
- ・会津新宮城跡及び古屋敷遺跡の公開活用の促進と環境整備
- ・会津新宮城跡及び古屋敷遺跡の観光活用拠点としての整備

③「つながる」に関する区域の方針

- ・慶徳稲荷神社お田植まつり保存会及び新宮地区重要文化財保存会の体制構築及び人材育成

(5) 歴史文化資源の保存・活用に関する措置

第1期に本区域で実施する措置の内容、実施主体、財源、実施時期等は以下のとおりです。

表 6-4 : ②古代・中世に栄えた要衝区域で実施する措置一覧

分類	措置	内容
「まもる」	措置 1-2 詳細調査の実施	1) 会津新宮城跡の内容確認調査 会津新宮城跡及び古屋敷遺跡の調査について検討する委員会等を設置し、『国指定史跡会津新宮城跡・古屋敷遺跡保存管理計画書』に基づいた会津新宮城跡の内容確認調査を実施します。
	措置 2-3 指定等文化財の保存修理	2) 熊野神社長床の屋根葺き替え修理 熊野神社長床の確実な保存のため、部分的な補修ではなく、全体的な屋根の葺き替え修理を行います。
	措置 2-4 無形の民俗文化財等の保存団体への支援	3) 慶徳稲荷神社お田植まつり保存会への支援 慶徳稲荷神社お田植まつり保存会が御田植祭を保存・継承するために必要な財政的支援を行います。
	措置 3-9 防災・防犯体制の構築	4) 地域等が連携した防災・防犯体制の構築 市や地域、所有者等が連携して、歴史文化資源が地震や火災、盗難等から確実に守られるための消防訓練やパトロール、災害発生時の連絡に関する体制の構築等に取り組みます。
「いやす」	措置 4-3 情報の発信	5) 熊野神社長床に関する情報発信 県指定文化財である熊野神社本殿の三社とともに、新宮熊野神社のこれまでの調査・研究成果を公開し、地域が一体となって歴史文化資源のPRを行っていくとともに、新宮熊野神社で多数の文化財が所有されている強みをいかし、関係機関や教育機関と連携した文化財を学ぶ講習会・講座・授業等を実施します。
	措置 4-5 無形の民俗文化財の普及支援	6) 慶徳稲荷神社の御田植祭の普及 慶徳稲荷神社お田植まつり保存会が、関連機関・団体や市内の無形の民俗文化財保護団体と意見交換や情報共有、発表を行う場を創出します。
	措置 4-6 調査・研究成果の公開	5) 熊野神社長床に関する情報発信（再掲）
		6) 慶徳稲荷神社の御田植祭の継承（再掲）
	措置 4-8 保存活用計画の策定	7) 会津新宮城跡及び古屋敷遺跡の整備 会津新宮城跡及び古屋敷遺跡の整備について検討する委員会等を設置し、『国指定史跡会津新宮城跡・古屋敷遺跡保存管理計画書』を見直し、保存活用計画及び整備基本計画の策定を行い、両計画に基づいた史跡整備を実施します。また、古屋敷遺跡との関連が指摘されている灰塚山古墳の保存・整備・活用についても検討します。
	措置 4-13 市関係機関との連携	5) 熊野神社長床に関する情報発信（再掲）
		6) 慶徳稲荷神社の御田植祭の継承（再掲）
	措置 4-14 市内教育機関との連携	5) 熊野神社長床に関する情報発信（再掲）
6) 慶徳稲荷神社の御田植祭の継承（再掲）		
措置 5-2 史跡整備	7) 会津新宮城跡及び古屋敷遺跡の整備（再掲）	
「つながる」	措置 6-1 保存・活用体制の構築	8) 慶徳稲荷神社お田植まつり保存会の体制構築 慶徳稲荷神社の御田植祭の関連機関・団体への普及活動やそれらとの積極的な連携により、慶徳稲荷神社お田植まつり保存会の継承者を確保し、保存会を存続していくための体制を構築します。
		9) 新宮地区重要文化財保存会の体制構築 地域や関係団体とも役割分担し、新宮地区重要文化財保存会のこれまでの取組の維持と強化、課題解決のための体制を構築します。
	措置 6-3 専門人材の育成	10) 慶徳稲荷神社お田植まつり保存会の継承者育成 会津の御田植祭としてともに指定を受けている会津美里町や地域公民館、地元小学校といった関連機関・団体との連携を強化し、継承者を育成します。
11) 新宮地区重要文化財保存会の人材育成 新宮熊野神社に関する講座や講習会を実践の場として、文化財ガイド等の人材育成に取り組みとともに、若い世代の郷土愛を醸成し、新宮地区重要文化財保存会を継続するための人材を育成します。		

※「実施時期」に文言がない措置は、各年度の進め方を計画期間中に検討します。

実施主体	実施支援・協力	財源	実施時期				
			R5	R6	R7	R8	R9
市（文化課）	専機等、専委等	国費、市費	調査準備	調査	調査	調査	調査
所有者等、市（文化課）	地域	国費、県費、市費、所有者等負担金		修理	修理	修理	
市（文化課）	市関機、市教機、関係団体	デジタル田園都市国家構想交付金、国費、県費、市費、所有者等負担金					
市（文化課、危機管理課、塩川総合支所）	所有者等、地域、市防機、関係団体	デジタル田園都市国家構想交付金	体制の検討				
市（文化課、観光交流課）、関係団体	所有者等	デジタル田園都市国家構想交付金、国費、市費					
市（文化課）	所有者等、市関機、市教機	デジタル田園都市国家構想交付金、国費、県費、市費、所有者等負担金					
市（文化課）	専機等、専委等	市費					
市（文化課）	専機等、専委等	市費					
市（文化課）	専機等、専委等	国費、市費					
市（文化課、生涯学習課、中央公民館）、市関機	—	市費、市関機負担金					
市（文化課、生涯学習課、中央公民館）、市関機	—	市費、市関機負担金					
市（文化課、学校教育課、こども課）、市教機	—	市費					
市（文化課、学校教育課、こども課）、市教機	—	市費					
市（文化課）	専機等、専委等	デジタル田園都市国家構想交付金、国費、県費、市費					
市（文化課）	所有者等、地域、市関機、市教機、専機等、関係団体	デジタル田園都市国家構想交付金、国費、市費	体制の検討				
市	所有者等、地域、専機等、関係団体	デジタル田園都市国家構想交付金、国費、市費	体制の検討				
市（文化課）	専機等、専委等	デジタル田園都市国家構想交付金、国費、市費					
市（文化課）	専機等、専委等	デジタル田園都市国家構想交付金、国費、市費					

③水運で賑わった河川と雄国山麓区域—塩川東部・熊倉地区—

(1) 概要

会津盆地東部の雄国山麓と日橋川や大塩川が阿賀川と合流する盆地床に位置しており、火山の噴火により形成されたカルデラ湖である雄国沼が、雄大な自然景観を生み出している区域です。



写真 6-3：藤権現遺跡

①歴史的経緯：縄文時代・古墳時代から遺跡群や寺院が雄国山麓と河川流域に造営されてきた区域

縄文時代の遺跡としては、常世原田遺跡・藤権現遺跡等が残されており、会津地方でも特に多様で貴重な遺跡が集中している区域となっています。古墳時代には雄国山麓に十九壇古墳群等の墳墓が造営されており、会津盆地における首長勢力の拠点の一つと考えられます。河川沿いには、鎌倉時代後期に作られた木造聖徳太子立像等の歴史文化資源を有する金川寺等の寺院も形成されました。江戸時代には米沢街道が本区域を通り、会津三十三観音の札所へ人々が訪れましたが、竹屋観音寺はその一つです。ここは阿賀川を利用した舟運と米沢街道によって、会津藩の物資輸送や交通の拠点となっていました。

②現況：市内で最も国指定文化財が集積し、保存団体の積極的な活動で保護される区域

現在、本区域の遺跡や寺院は、山麓と河川流域に分布しています。区域東側は、「磐梯朝日国立公園」の磐梯吾妻・猪苗代地域に指定されており、火山が造った大地の迫力ある景観や、大小の湖沼と森が織りなす変化に富んだ美しい景観が魅力です。西側は、米作り等の産業が生み出す雄国山麓の田園景観を一望できるスポットとして恋人坂等が人気であり、貴重な景観の効果的な活用が望まれています。また、JR磐越西線や国道121号が塩川町を通っており、交通の要所としての性格が引き継がれています。

(2) 歴史文化資源

図中番号	名称	文化財の体系図に基づく分類	指定等	主に示す歴史文化の特徴
1	別府の一里塚	記念物（遺跡）	県指定	1 会津盆地“キタカタ”の出入口
2	常世原田遺跡			
3	常世・竹花古墳		市指定	
4	十九壇古墳群			
5	大原遺跡			
6	深沢古墳		未指定	
7	藤権現遺跡			
8	御殿場	記念物（遺跡）	市指定	2 商いのまち“喜多方”
9	鑑ヶ城跡土塁			

図中 番号	名 称	文化財の体系図 に基づく分類	指 定 等	主に示す歴史 文化の特徴
10	木造如意輪観音坐像（観音寺）	有形文化財（彫刻）	県指定	3会津“北方” の信仰とくらし
11	木造聖徳太子立像（金川寺）			
12	竹屋観音堂	有形文化財（建造物）	市指定	
13	木造地藏菩薩立像	有形文化財（彫刻）		
14	駒形堰由来記	有形文化財（古文書）		
15	会津三十三観音 第7番札所 熊倉観音	有形文化財 （建造物）	未指定（日本遺産）	
16	会津三十三観音 第8番札所 竹屋観音			
17	会津三十三観音 第9番札所 遠田観音			
18	会津大念仏撰取講	民俗文化財（無形）	県指定	
19	布流遠藤家の供養碑	民俗文化財 （有形）	市指定	
20	布流高橋家の供養碑			
21	太田の供養碑			
22	下利根川石造供養塔			
23	上利根川石造供養塔			
24	駒形大明神碑			
25	駒形堰碑			
26	館稲荷神社農耕絵馬			
27	会津念仏撰取講	民俗文化財（無形）		
28	中ノ目念仏踊り			
29	中道地竹細工			
30	御清水	記念物（遺跡）	市指定	
31	弾正ヶ原			
32	戸隠神社の大イチョウ	記念物（植物）		
33	杓子ヶ入のメグスリノキ			
34	雄国隧道	有形文化財（建造物）	未指定（近代化産業遺産）	
35	竹屋観音のモミ	記念物（植物）	未指定（緑の文化財）	
36	南原堤の桜			
37	別府の一里塚のクヌギ			
38	大深沢ダムから望む雄国山麓	その他の文化財	未指定（喜多方市景観計画）	
39	雄国山麓からの会津盆地			
40	恋人坂からの会津盆地			
41	塩川のまち並み			

※名称がゴシック体のものは、第1期での措置の対象を表します。

※「指定等」欄に喜多方市景観計画と記載のあるものは、同計画に景観形成・保全対象として例示されている歴史文化資源を挙げています。

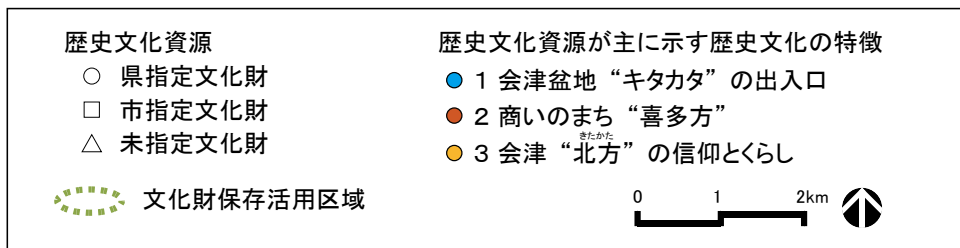
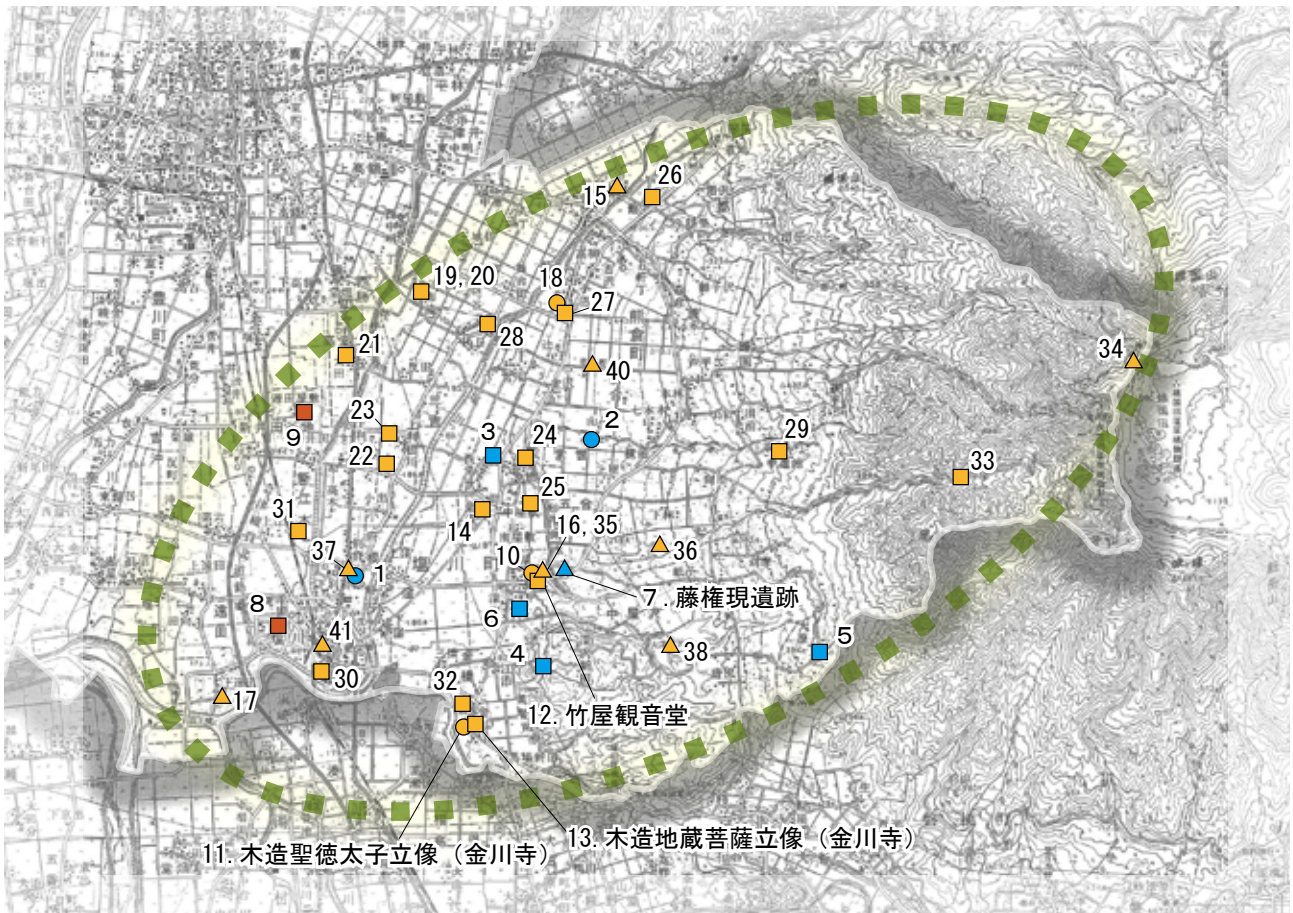


図 6-5 : ③水運で賑わった河川と雄国山麓区域の歴史文化資源及び拠点施設位置図

(3) 歴史文化資源の保存・活用に関する課題

本区域では、全国でも珍しい縄文時代の墓域が発見された藤権現遺跡の調査が完了していないことや、竹屋観音寺及び金川寺といった寺院の公開活用が進んでいないこと等が課題となっています。

①「まもる」に関する課題

- 1) 藤権現遺跡は、令和2年度の発掘調査において縄文時代の墓域や土偶をはじめとした多数の遺物が出土しており、貴重な成果が得られていますが、調査が完了していません。
- 2) 指定等文化財をはじめとして、防災・防犯対策が取られていない歴史文化資源が多くあります。

②「いかす」に関する課題

- 3) 竹屋観音寺や金川寺は、多数の貴重な歴史文化資源を所有しており、周遊しやすい近距離にあるにも関わらず、案内板や駐車場等がなく、歴史文化資源の効果的な活用を行うことができていません。
- 4) 藤権現遺跡等、本区域の歴史文化資源の調査・研究成果に関する情報発信が不足しています。

③「つながる」に関する課題

5) 歴史文化資源の公開や周遊を進めていくための所有者等の連携が不足しています。

(4) 歴史文化資源の保存・活用に関する方針

「第4章 歴史文化資源の保存・活用に関する方針」「1. 将来像」に示された市全体の将来像の実現に向け、本区域では、地域の特色である、広大な田園景観に分布する藤権現遺跡や竹屋観音寺、金川寺といった遺跡や寺院等の総合的な魅力を周知し、実際に訪れて見学してもらうこととし、これら歴史文化資源同士の「つながり」を作るため、第1期の目標を以下のように定めます。

<3水運で賑わった河川と雄国山麓区域の目標>

田園景観に分布する遺跡や寺院を公開活用するための周遊ネットワークづくり

また、本区域の課題を解決していくための方針を以下のように定めます。

①「まもる」に関する区域の方針

- ・調査・研究による藤権現遺跡の価値付けの深化
- ・歴史文化資源の防災・防犯に関する体制の構築

②「いかす」に関する区域の方針

- ・竹屋観音寺や金川寺を結ぶ観光・周遊ルートの設定及び環境整備
- ・教育機関等との連携による藤権現遺跡等の価値・魅力を伝える取組の強化

③「つながる」に関する区域の方針

- ・歴史文化資源の公開活用を進めるための所有者等の体制構築

(5) 歴史文化資源の保存・活用に関する措置

第1期に本区域で実施する措置の内容、実施主体、財源、実施時期等は以下のとおりです。

表 6-5 : ③水運で賑わった河川と雄国山麓区域で実施する措置一覧

分類	措置	内容
「まもる」	措置 1-2 詳細調査の実施	1) 藤権現遺跡の調査 市による藤権現遺跡の調査を今後も継続し、指定に向けて取り組みます。
	措置 3-9 防災・防犯体制の構築	2) 地域等が連携した防災・防犯体制の構築 市や地域、所有者等が連携して、歴史文化資源が地震や火災、盗難等から確実に守られるための消防訓練やパトロール、災害発生時の連絡に関する体制の構築等に取り組みます。
「いかす」	措置 4-7 指定等文化財の公開活用	3) 竹屋観音寺や金川寺を結ぶ周遊ルートの整備 雄国山麓の自然や恋人坂とも結び付けた、竹屋観音寺や金川寺の周遊ルートを設定し、木造聖徳太子立像や木造地藏菩薩立像等の指定等文化財の公開活用と周辺環境の整備を行います。
	措置 4-9 環境整備	
	措置 4-10 周辺環境の整備	
	措置 4-3 情報の発信	4) 藤権現遺跡等の調査成果に関する情報発信 関係機関や教育機関と連携し、講座等によって調査・研究成果を公開していくことで、藤権現遺跡等の情報発信が不足している歴史文化資源の知名度を向上させるとともに、市民の文化財への理解を深めます。特に藤権現遺跡については、発掘調査成果に関する報告書の刊行や講演会の開催等を行います。
	措置 4-6 調査・研究成果の公開	
	措置 4-13 市関係機関との連携	
	措置 4-14 市内教育機関との連携	
措置 5-5 観光・周遊ルートの設定	3) 竹屋観音寺や金川寺を結ぶ周遊ルートの整備（再掲）	
「つながる」	措置 6-1 保存・活用体制の構築	5) 市や歴史文化資源所有者等が連携した体制構築 市が中心となり、歴史文化資源所有者等が連携して、歴史文化資源を確実に守りながら公開と周遊を進めていくための体制を構築します。

※「実施時期」に文言がない措置は、各年度の進め方を計画期間中に検討します。

実施主体	実施支援・協力	財源	実施時期				
			R5	R6	R7	R8	R9
市（文化課）	専機等、専委等	国費、市費	調査	調査	調査	調査	調査成果まとめ
市（文化課、危機管理課、塩川総合支所）	所有者等、地域、市防機、関係団体	デジタル田園都市国家構想交付金	体制の検討				
所有者等、市（文化課）	専委等	デジタル田園都市国家構想交付金、国費、県費、市費					
所有者等、市（文化課、都市整備課、地域振興課、塩川総合支所）	—	デジタル田園都市国家構想交付金、国費、県費、市費、所有者等負担金					
所有者等、地域、市（文化課、都市整備課、地域振興課、塩川総合支所）	—	デジタル田園都市国家構想交付金、国費、市費、所有者等負担金、地域負担金					
市（文化課）、関係団体	所有者等	デジタル田園都市国家構想交付金、国費、市費					
市（文化課）	専機等、専委等	市費					
市（文化課、生涯学習課、中央公民館、塩川総合支所）、市関機	—	市費、市関機負担金					
市（文化課、学校教育課、こども課）、市教機	—	市費					
市（文化課、観光交流課、塩川総合支所）	関係団体	デジタル田園都市国家構想交付金、市費、関係団体負担金					
市	所有者等、地域、専機等、関係団体	デジタル田園都市国家構想交付金、国費、市費	体制の検討				

4 北境へ延びる街道区域—松山・上三宮・岩月・熱塩加納地区—

(1) 概要

時代ごとに拓かれた本市中心部から山形県方面へ向かう道を中心とした区域です。

①歴史的経緯：鎌倉時代・室町時代から主要寺院が北境への道沿いに造営されてきた区域

鎌倉時代、区域南部に加納荘を治めた佐原氏（加納殿）の青山城が築造され、現在も史跡として残されています。周辺には三島神社や願成寺も所在し、加納荘の中心となっていました。室町時代には、慶徳寺を開いた源翁心昭和尚が五峯山慈眼寺を護法山示現寺として再興、当地に仏教文化が花開きました。源翁和尚が慶徳寺と示現寺を往復したとされる道は、通称「源翁道」と呼ばれています。近世には大荒井・村松等の新田集落が成立し、願成寺門前に笹正宗酒造が蔵を建て酒造業を開始しました。明治期には岩越鉄道のトンネル、加納鉦山の坑道等に使用するための煉瓦産業が岩月町の三津谷で始まり、昭和期には喜多方駅から会津村松・上三宮・会津加納の各駅を経由し、終点の熱塩駅までを繋ぐ旧日本国有鉄道日中線が開通する等、近代化が進みました。



写真 6-4：示現寺総門

②現況：山形県へ延びる街道周辺に多数の拠点施設が位置する区域

現在、本区域の寺院や歴史的建造物等は、本市と山形県高島町を繋ぐ「会津まほろば街道⁸」周辺に位置しています。また、三ノ倉スキー場・日中線記念館・熱塩温泉等の拠点施設も立地しており、中でも三ノ倉スキー場では、会津盆地を一望できるゲレンデを利用して、季節ごとに菜の花やヒマワリが植えられ、市中心部の日中線跡サイクリングロードのしだれ桜等とともに「花でもてなす観光」が促進されています。「源翁道」は「会津まほろば街道」の一部として観光活用されており、会津三十三観音の札所ともなっている示現寺では、源翁の開湯と伝わる熱塩温泉で行われる「湯殿入り」の行事が今日に継承されています。

(2) 歴史文化資源

図中番号	名称	文化財の体系図に基づく分類	指定等	主に示す歴史文化の特徴
1	弥生土器（岩尾遺跡出土）	有形文化財（考古資料）	市指定	1 会津盆地“キタカタ”の出入口
2	旧国鉄日中線熱塩駅（日中線記念館）	有形文化財（建造物）	未指定（近代化産業遺産）	
3	日中線跡サイクリングロード			
4	若菜家住宅煉瓦座敷蔵 若菜家住宅煉瓦三階蔵 若菜家住宅作業蔵 若菜家住宅煉瓦味噌蔵	有形文化財（建造物）	国登録	2 商いのまち“喜多方”

⁸「会津まほろば街道」とは、会津の文化を情報発信するため、歴史的な集落や寺社等を結んで設定した街道の名称です。

図中 番号	名 称	文化財の体系図 に基づく分類	指 定 等	主に示す歴史 文化の特徴
5	笹正宗酒造店舗兼主屋 笹正宗酒造配蔵 笹正宗酒造仕込蔵 笹正宗酒造槽蔵 笹正宗酒造貯蔵庫 笹正宗酒造文庫蔵 笹正宗酒造稲荷社 笹正宗酒造正門及び塀	有形文化財 (建造物)	国登録	2 商いのまち “喜多方”
6	三津谷の登り窯	民俗文化財(有形)	市指定	
7	伝佐原義連の墓	記念物(遺跡)	県指定	
8	青山城跡		市指定	
9	湯館山城			
10	宮中八幡神社農耕絵馬	民俗文化財 (有形)	市指定	2 商いのまち “喜多方” 3 会津“北方” の信仰とくらし
11	上三宮三島神社農耕絵馬			
12	木造薬師如来坐像	有形文化財 (彫刻)	国指定	3 会津“北方” の信仰とくらし
13	木造阿弥陀如来及両脇侍坐像			
14	椿彫木彩漆笈	有形文化財(工芸品)		
15	願成寺本堂・旧阿弥陀堂・山門	有形文化財 (建造物)	県指定	
16	木造行道面	有形文化財 (彫刻)		
17	木造釈迦如来立像			
18	示現寺文書	有形文化財(古文書)		
19	法然影像及び血脈版木	有形文化財 (歴史資料)		
20	示現寺観音堂	有形文化財 (建造物)	市指定	
21	示現寺総門			
22	白山神社拝殿			
23	木造阿弥陀如来坐像(龍泉寺)	有形文化財 (彫刻)		
24	木造虚空蔵菩薩坐像(板の沢)			
25	木造聖徳太子立像(浄教寺)			
26	大般若経六百卷附経櫃六合	有形文化財 (典籍)		
27	会津三十三観音 第5番札所 熱塩観音	有形文化財 (建造物)	未指定(日本遺産)	
28	上三宮三島神社の太々神楽	民俗文化財(無形)	県指定	
29	草木塔	民俗文化財(有形)	市指定	
30	熱塩の梵天祭	民俗文化財 (無形)		
31	中村の彼岸獅子			
32	二軒在家の大クリ	記念物(植物)	県指定	
33	示現寺正安の碑	記念物(遺跡)	市指定	
34	中善寺のめおとカリン	記念物(植物)		

図中番号	名称	文化財の体系図に基づく分類	指定等	主に示す歴史文化の特徴
35	温泉神社の大杉	記念物（植物）	市指定	3会津“北方”の信仰とくらし
36	三島神社の森		未指定（緑の文化財）	
37	護法山の森			
38	三ノ倉高原からの会津盆地	その他の文化財	未指定（喜多方市景観計画）	
39	大仏山と農村集落・田園景観			

※名称がゴシック体のものは、第1期での措置の対象を表します。

※「指定等」欄に喜多方市景観計画と記載のあるものは、同計画に景観形成・保全対象として例示されている歴史文化資源を挙げています。



図 6-6 : [4]北境へ延びる街道区域の歴史文化資源及び拠点施設位置図

(3) 歴史文化資源の保存・活用に関する課題

本区域では、願成寺や示現寺といった歴史文化資源や日中線記念館等の施設が近距離に位置しているにも関わらず、効果的な公開活用やそのための連携が十分に図れていないこと等が課題となっています。

①「まもる」に関する課題

1) 指定等文化財をはじめとして、防災・防犯対策が取られていない歴史文化資源が多くあります。

②「いかす」に関する課題

2) 願成寺や示現寺は、多数の貴重な歴史文化資源を所有しており、全国から来訪者がある施設が近距離に複数あるにも関わらず、そのような立地をいかした歴史文化資源の効果的な活用を行うことができていません。

3) 旧熱塩駅の駅舎をそのまま利用した日中線記念館は、敷地内が緑道公園として整備され、全国から鉄道ファンが集まり、映画のロケ地やコンサート会場としても使用されていますが、より魅力を向上させるための維持管理・整備が必要です。

③「つながる」に関する課題

4) 歴史文化資源の公開や周遊を進めていくための所有者等や関係団体等の連携が不足しています。

(4) 歴史文化資源の保存・活用に関する方針

「第4章 歴史文化資源の保存・活用に関する方針」「1. 将来像」に示された市全体の将来像の実現に向け、本区域では、地域の特色である願成寺や示現寺といった街道沿いの主要寺院等について、多くの観光客で賑わう日中線記念館等とも合わせた総合的な魅力を周知し、実際に訪れて見学してもらうこととし、これら歴史文化資源と周辺拠点施設の「つながり」を作るため、第1期の目標を以下のように定めます。

<4北境へ延びる街道区域の目標>

北境への街道沿いの寺院等を周辺拠点施設と連携して公開活用するための
周遊ネットワークづくり

また、本区域の課題を解決していくための方針を以下のように定めます。

①「まもる」に関する区域の方針

- ・歴史文化資源の防災・防犯に関する体制の構築

②「いかす」に関する区域の方針

- ・教育機関等との連携による願成寺や示現寺の歴史文化資源の価値・魅力を伝える取組の強化
- ・願成寺や示現寺の歴史文化資源の公開活用の促進及び活用機会の創出
- ・願成寺や示現寺を結ぶ観光・周遊ルートの設定
- ・日中線記念館の観光活用拠点としての整備

③「つながる」に関する区域の方針

- ・歴史文化資源の公開活用を進めるための関係団体、所有者等の体制構築

(5) 歴史文化資源の保存・活用に関する措置

第1期に本区域で実施する措置の内容、実施主体、財源、実施時期等は以下のとおりです。

表 6-6 : ④北境へ延びる街道区域で実施する措置一覧

分類	措置	内容
「まもる」	措置 3-9 防災・防犯体制の構築	1) 地域等が連携した防災・防犯体制の構築 市や地域、所有者等が連携して、歴史文化資源が地震や火災、盗難等から確実に守られるための消防訓練やパトロール、災害発生時の連絡に関する体制の構築等に取り組みます。
「いやす」	措置 4-3 情報の発信	2) 願成寺や示現寺を結ぶ周遊ルートの整備 全国から来訪者がある周辺の日中線記念館や熱塩温泉、日中温泉、日中線跡サイクリングロードのしだれ桜、三ノ倉高原等の施設とも結び付けた、願成寺や示現寺の周遊ルートを設定し、木造行道面や法然影像及び血脈版木、示現寺文書等の指定等文化財の公開活用や、周遊ルートを巡るツアー等のイベントを実施します。また、関係団体等と連携して、周遊や観光に関する情報発信を効果的に行います。
	措置 4-4 地域資料の公開	
	措置 4-7 指定等文化財の公開活用	
	措置 4-13 市関係機関との連携	
	措置 4-10 周辺環境の整備	3) 日中線記念館の整備 日中線記念館の建物、公園、日中線跡サイクリングロード、周辺環境の適切な維持管理と整備を行います。
	措置 5-1 観光活用拠点施設の整備	3) 日中線記念館の整備（再掲）
	措置 5-5 観光・周遊ルートの設定	2) 願成寺や示現寺を結ぶ周遊ルートの整備（再掲）
	措置 5-6 周遊ツアー等の実施	
措置 5-7 イベント等の実施		
「つながる」	措置 6-1 保存・活用体制の構築	4) 市や歴史文化資源所有者等が連携した体制構築 市が中心となり、歴史文化資源所有者や周辺施設が連携して、歴史文化資源を確実に守りながら公開と周遊を進めていくための体制を構築します。

※「実施時期」に文言がない措置は、各年度の進め方を計画期間中に検討します。

実施主体	実施支援・協力	財源	実施時期					
			R5	R6	R7	R8	R9	
市（文化課、危機管理課、熱塩加納総合支所）	所有者等、地域、市防機、関係団体	デジタル田園都市国家構想交付金	体制の検討					
市（文化課、観光交流課、熱塩加納総合支所）、関係団体	所有者等	デジタル田園都市国家構想交付金、国費、市費						
市（文化課）	所有者等	市費、関係団体負担金						
所有者等、市（文化課）	専委等	デジタル田園都市国家構想交付金、国費、県費、市費						
市（文化課、生涯学習課、中央公民館、熱塩加納総合支所）、市関機	—	市費、市関機負担金						
所有者等、地域、市（文化課、都市整備課、地域振興課、熱塩加納総合支所）	—	デジタル田園都市国家構想交付金、国費、市費、所有者等負担金、地域負担金						
市（文化課、都市整備課、観光交流課、熱塩加納総合支所）	専委等	デジタル田園都市国家構想交付金、国費、市費						
市（文化課、観光交流課、熱塩加納総合支所）	関係団体	デジタル田園都市国家構想交付金、国費、市費、関係団体負担金						
市（文化課、観光交流課、熱塩加納総合支所）	市民	デジタル田園都市国家構想交付金、国費、市費						
市、地域、市関機、関係団体、民間事	市民	デジタル田園都市国家構想交付金、市費、地域負担金、市関機負担金、関係団体負担金、民間事負担金						
市	所有者等、地域、専機等、関係団体	デジタル田園都市国家構想交付金、国費、市費	体制の検討					

5 山岳信仰が息づく大河の合流区域—山都地区—

(1) 概要

会津盆地北西部の丘陵性山地に位置しており、霊峰である飯豊山山麓に広がり、阿賀川と只見川の2つの大河が合流する区域です。

①歴史的経緯：鎌倉時代から飯豊山信仰と山三郷の中心地として彫刻や古文書が残される区域

鎌倉時代に創建された泉福寺には、木造大日如来坐像等の歴史文化資源が今に伝わっています。江戸時代には民間信仰が盛んになり、五穀豊穡や成人儀礼の霊山として飯豊山へ多くの参拝者が訪れるようになりました。文献で飯豊山神社という社名が確認できるのもこの頃であり、飯豊山神社には鎌倉時代の作とみられる銅造五大虚空蔵菩薩坐像等や歴代会津藩主からの知行証文等、彫刻や古文書が残っています。会津藩領の山間に開けた「山三郷」として、越後裏街道を利用した物流や商売の中心地としても賑わいました。明治時代には鉄道開通に伴い、東洋一と謳われる一の戸橋梁が架けられました。昭和期には、飯豊山の伏流水を使った宮古地区のそばが町おこしに大きく取り上げられるようになり、「そばの里」としての知名度向上が図られてきました。



写真 6-5：山都そば

②現況：飯豊山信仰関係資料が受け継がれ、山都そばによる町おこしが盛んな区域

現在、飯豊山信仰に関する彫刻や古文書は、飯豊山の登山口である川入地区から一ノ木地区にかけて分布しています。区域北部は雄大な山々に囲まれた山岳景観が楽しめる「磐梯朝日国立公園」の飯豊地域に指定されており、川入地区の飯豊山寄覧所館では飯豊山信仰や木地師に関する資料等が展示されています。南部には国道459号が通り、山都そばの食文化ミュージアムとして食の体験・情報発信施設である「飯豊とそばの里センター」や、多くのカメラマンが集まる一の戸橋梁が所在します。また、自然環境や農村景観も豊かで、相川地区や早稲谷地区の上堰棚田は農林水産省の「つなぐ棚田遺産」に選定されています。

(2) 歴史文化資源

図中番号	名称	文化財の体系図に基づく分類	指定等	主に示す歴史文化の特徴
1	道標	民俗文化財(有形)	市指定	1 会津盆地“キタカタ”の出入口
2	一の戸橋梁	有形文化財(建造物)	未指定(近代化産業遺産)	1 会津盆地“キタカタ”の出入口
3	山都駅 油庫			2 商いのまち“喜多方”
4	山都そば	民俗文化財(無形)	未指定(100年フード)	2 商いのまち“喜多方”
5	飯豊とそばの里センター	民俗文化財(有形)	未指定(食文化ミュージアム)	3 会津“北方”の信仰とくらし

図中 番号	名 称	文化財の体系図に 基づく分類	指 定 等	主に示す歴史 文化の特徴
6	木造大日如来坐像	有形文化財 (彫刻)	県指定	3会津“北方” の信仰とくらし
7	銅造五大虚空蔵菩薩坐像			
8	木造十一面観音菩薩坐像			
9	絹本著色飯豊山参道絵図附桐 箱一合	有形文化財 (歴史資料)		
10	銅造地藏菩薩坐像	有形文化財 (彫刻)	市指定	
11	双盤 (元禄8年銘)	有形文化財 (工芸品)		
12	双盤 (元禄 15 年銘)			
13	鉦鼓			
14	梵鐘 (天明2年銘)			
15	梵鐘 (元禄 15 年銘)			
16	鈴			
17	紺紙金泥法華経	有形文化財 (典籍)		
18	知行証文	有形文化財 (古文書)		
19	キリシタン類族文書			
20	先祖讓状三軸外文書			
21	会津家中諸役知行名鑑			
22	会津藩領内地図	有形文化財 (歴史資料)		
23	絵馬	民俗文化財 (有形)	市指定	
24	アーク供養塔			
25	青面金剛・庚申供養塔			
26	宝塔			
27	旧一戸村制札場	記念物 (遺跡)	県指定	
28	御沢の杉と枅	記念物 (植物)	市指定	
29	木曾のイチョウ		未指定 (緑の文化財)	
30	須賀神社のスギ			
31	上堰棚田	その他の文化財	未指定 (つなぐ棚田遺産)	
32	飯豊連峰		未指定 (喜多方市景観計画)	
33	一ノ木地区			
34	一ノ戸川沿いの田園景観			
35	そば畑の農村景観			

※名称がゴシック体のものは、第1期での措置の対象を表します。

※「指定等」欄に喜多方市景観計画と記載のあるものは、同計画に景観形成・保全対象として例示されている歴史文化資源を挙げています。

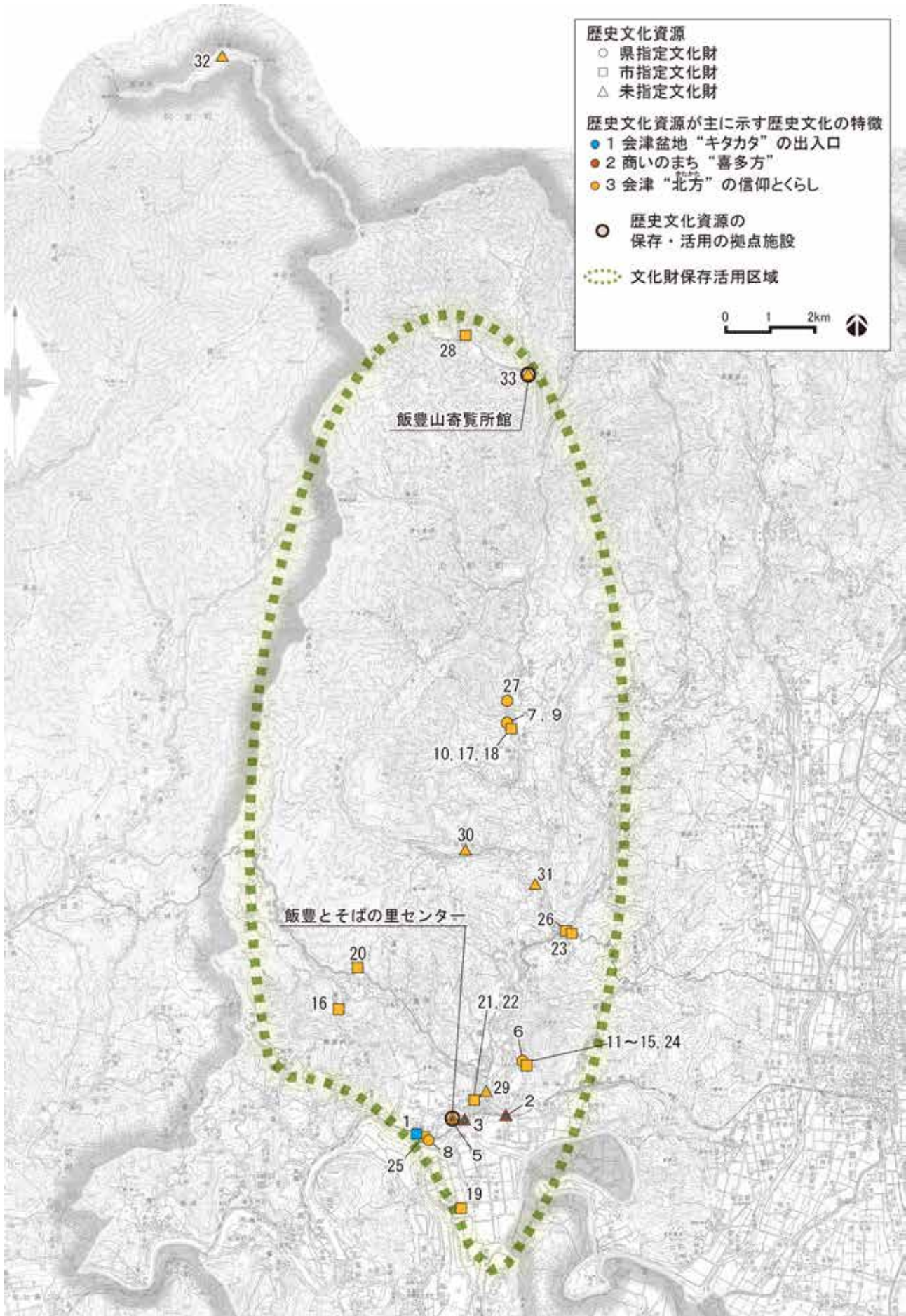


図 6-7 : ⑤山岳信仰が息づく大河の合流区域の歴史文化資源及び拠点施設位置図

(3) 歴史文化資源の保存・活用に関する課題

本区域では、飯豊山信仰関係資料等の歴史文化資源が、限界集落を含めて多く残されているにも関わらず、特に合併以降の現況把握が進んでいないことや、それに伴う情報公開の不足等が課題となっています。

①「まもる」に関する課題

- 1) 彫刻や古文書をはじめとした歴史文化資源の現況が十分に把握されていません。また、限界集落に所在する歴史文化資源の保護を図る必要があります。
- 2) 指定等文化財も含めた歴史文化資源の破損・劣化状況が十分に把握されていません。
- 3) 指定等文化財をはじめとして、防災・防犯対策が取られていない歴史文化資源が多くあります。

②「いかす」に関する課題

- 4) 市を代表する食文化である「山都そば」の体験等を通じた学習や魅力の発信が十分に行われていません。
- 5) 川入地区の飯豊山寄覧所館には飯豊山信仰や木地師関係等の貴重な資料が収蔵されていますが、施設へのアクセスが悪く、資料に関する情報発信も不足していることから、十分に公開活用できていません。
- 6) 歴史文化資源に関する調査成果の情報公開が進んでいません。
- 7) 歴史文化資源を調査し、将来的な普及啓発に繋げていくために必要な専門機関等との連携が不足しています。
- 8) 歴史文化資源の観光やまちづくり等への活用が進んでいません。

③「つながる」に関する課題

- 9) 歴史文化資源の調査体制が十分に構築されていません。
- 10) 歴史文化資源の調査に必要な人材が不足しています。

(4) 歴史文化資源の保存・活用に関する方針

「第4章 歴史文化資源の保存・活用に関する方針」「1. 将来像」に示された市全体の将来像の実現に向け、本区域では、地域の特色である飯豊山信仰関係資料や山都そばの魅力を周知・発信していきます。把握調査が進んでいない飯豊山信仰関係資料は、まずは彫刻や古文書等の掘り起こしを行い、調査成果を体系化して情報の「つながり」を作るため、第1期の目標を以下のように定めます。

<5 山岳信仰が息づく大河の合流区域の目標>

飯豊山信仰関係資料等を掘り起こして周知するための情報ネットワークづくり

また、本区域の課題を解決していくための方針を以下のように定めます。

①「まもる」に関する区域の方針

- ・歴史文化資源の実態把握調査の継続的実施、価値付けの深化、調査データ整理
- ・歴史文化資源の破損・劣化状況の把握と修理計画の作成
- ・歴史文化資源の防災・防犯に関する体制の構築

②「いかす」に関する区域の方針

- ・調査で把握された歴史文化資源や、飯豊山寄覧所館収蔵資料及び山都そばといった本市特有の歴史文化資源の価値・魅力を伝える取組の強化
- ・歴史文化資源の調査を進めるための体制構築に向けた教育機関等との連携
- ・歴史文化資源の将来的な観光・周遊ルートの設定

③「つながる」に関する区域の方針

- ・歴史文化資源の調査を進めるための体制構築及び人材育成

(5) 歴史文化資源の保存・活用に関する措置

第1期に本区域で実施する措置の内容、実施主体、財源、実施時期等は以下のとおりです。

表 6-7 : ⑤山岳信仰が息づく大河の合流区域で実施する措置一覧

分類	措置	内容
「まもる」	措置 1-1 把握調査の実施	1) 歴史文化資源の把握調査及びデータベース化 彫刻や古文書をはじめとした飯豊山関係資料の掘り起こしや、藤巻、川入をはじめとする木地師集落等の限界集落の歴史の後世への継承のため、歴史文化資源の把握調査を実施するとともに、調査成果をデータベース化します。
	措置 1-2 詳細調査の実施	
	措置 1-4 調査成果のデータベース化	
	措置 2-10 修理計画の作成	2) 歴史文化資源の劣化状況調査 指定等文化財も含めた歴史文化資源の破損・劣化状況を調査し、今後の修理計画等につなげます。
	措置 3-9 防災・防犯体制の構築	3) 地域等が連携した防災・防犯体制の構築 市や地域、所有者等が連携して、歴史文化資源が地震や火災、盗難等から確実に守られるための消防訓練やパトロール、災害発生時の連絡に関する体制の構築等に取り組みます。
「いかにす」	措置 4-1 講演会・講座の実施	4) 山都そばの魅力発信 市民や観光客に対して、飯豊とそばの里センター等を拠点に、本区域の代表的な食文化であり、100年フードにも認定されている山都そばの歴史や魅力が伝わる情報発信や普及啓発事業を行います。
	措置 4-3 情報の発信	
	措置 4-13 市関係機関との連携	
	措置 4-14 市内教育機関との連携	
	措置 4-4 地域資料の公開	5) 飯豊山寄覧所館所蔵資料の公開活用 川入地区の飯豊山寄覧所館に収蔵されている飯豊山信仰や木地師に関する資料等について、市民や観光客が閲覧しやすいよう、公開のための工夫を行い、山都地域の歴史や文化の普及啓発や教育学習にいかします。
	措置 4-6 調査・研究成果の公開	6) 歴史文化資源の調査成果の公開 データベース化した歴史文化資源の調査成果は、広く公開して本区域の歴史文化資源への理解を深めます。
	措置 4-15 専門機関等との協働	7) 歴史文化資源の調査に関する連携 歴史文化資源の調査とその後の普及啓発を進めるにあたり、専門機関等や専門委員会等と連携します。
	措置 5-4 文化財保存活用区域の充実	8) 歴史文化資源の観光活用 歴史文化資源の調査を実施した後は、ほかの文化財保存活用区域を参考としながら、歴史文化資源の観光やまちづくり等への活用を検討します。
「つながる」	措置 6-1 保存・活用体制の構築	9) 歴史文化資源の調査に関する体制構築 歴史文化資源の調査を進めるにあたり、専門機関等や専門委員会等と連携した調査体制を構築します。
	措置 6-3 専門人材の育成	10) 歴史文化資源の調査に関する人材育成 歴史文化資源に関する実際の調査や資料整理等を通し、調査の専門人材を育成します。

※「実施時期」に文言がない措置は、各年度の進め方を計画期間中に検討します。

実施主体	実施支援・協力	財源	実施時期				
			R5	R6	R7	R8	R9
市（文化課）	所有者等、専機等、専委等	国費、県費、市費	調査準備	調査	調査	調査	調査
市（文化課）	専機等、専委等	国費、県費、市費				調査準備	調査
市（文化課）	専機等、専委等	デジタル田園都市国家構想交付金、国費、県費、市費			内容検討	実施	実施
市（文化課）	専委等	—			対象の抽出	計画作成	計画作成
市（文化課、危機管理課、山都総合支所）	所有者等、地域、市防機、関係団体	デジタル田園都市国家構想交付金	体制の検討				
市関機	市民	市費					
市（文化課、観光交流課、山都総合支所）、関係団体	—	デジタル田園都市国家構想交付金、国費、市費					
市（文化課、生涯学習課、中央公民館、山都総合支所）、市関機	—	市費、市関機負担金					
市（文化課、学校教育課、こども課、山都総合支所）、市教機	—	市費					
市（文化課、観光交流課、山都総合支所）	専委等	デジタル田園都市国家構想交付金、国費、市費					
市（文化課）	専機等、専委等	市費					
市（文化課）、専機等	—	市費					
市（文化課）	専委等	市費					
市	所有者等、地域、専機等、関係団体	デジタル田園都市国家構想交付金、国費、市費	調査体制の検討		調査成果 整理体制 の検討		
市（文化課）	専機等、専委等	デジタル田園都市国家構想交付金、国費、市費					

6 太古の地層が広がる文化交流の大動脈区域—高郷地区—

(1) 概要

会津盆地西部を流れ、新種の化石が産出した地層を有する阿賀川・只見川流域に位置し、本市最古の遺跡も所在する、古代より街道と河川により物資や文化の交流の大動脈となっていた区域です。

①歴史的経緯：太古から地質鉱物や遺跡が阿賀川流域に形成されてきた区域

旧石器時代以前に本区域で形成された海生生物等の化石が多く産出する地層を塩坪化石層といい、ここから新種のカイギュウであるアイヅタカサトカイギュウの化石が産出しました。阿賀川や尾瀬を水源とする只見川を通して文化や産物が流入し、塩坪地区では、旧石器時代後期のものと推定される本市最古の遺跡も確認されています。江戸時代には、越後裏街道や阿賀川が物資運送の動脈としての役割を果たしていました。また、庶民の交通のため阿賀川沿岸に渡船場が設けられ、近年では阿賀川の新郷ダム上流に福島県営荻野漕艇場が開設される等、川とともに暮らしが営まれてきました。このほか、ギフチョウ、キマダラルリツバメといった貴重なチョウ類の存在も特徴です。



写真 6-6：カイギュウランドたかさと

②現況：化石が産出される環境をいかした発掘体験イベントが行われる区域

現在、本区域の地質鉱物や遺跡は、流域の自然環境や人々の暮らしの中ではぐくまれた風致景観の適切な保護・保全が推進される「越後三山只見国定公園」周辺に集積しています。また、阿賀川沿いには磐越西線が走り、塩川や喜多方間を連絡する重要な移動手段となっています。化石博物館であるカイギュウランドたかさとでは、アイヅタカサトカイギュウの化石をはじめとした地質鉱物が展示・紹介されており、塩坪化石層の転石を使用した化石発掘体験も行われています。

(2) 歴史文化資源

図中番号	名称	文化財の体系図に基づく分類	指定等	主に示す歴史文化の特徴
1	博毛遺跡出土品土器	有形文化財 (考古資料)	市指定	1 会津盆地“キタカタ”の出入口
2	馬景遺跡出土品 甕型土器			
3	渡船場制札	有形文化財 (歴史資料)		
4	アイヅタカサトカイギュウ化石	記念物 (地質鉱物)	県指定	
5	塩坪化石層			
6	春日神社石祠	記念物 (遺跡)	市指定	1 会津盆地“キタカタ”の出入口 3 会津“北方”の信仰とくらし

図中 番号	名 称	文化財の体系図に 基づく分類	指 定 等	主に示す歴史 文化の特徴	
7	木造阿弥陀如来坐像（峯利田 区）	有形文化財 （彫刻）	市指定	3会津“北方” の信仰とくらし	
8	伝木造千手観音立像				
9	木造三十三観音立像				
10	銅鐘（円満寺）	有形文化財 （工芸品）			
11	銅製双盤（明照寺）				
12	斎藤家肝煎文書	有形文化財 （古文書）			
13	渡部家所蔵古文書				
14	加藤氏示達文書				
15	小林家所蔵の暦	民俗文化財 （有形）			市指定
16	阿弥陀三尊種子供養塔（板碑）				
17	石造五輪塔				
18	六地藏石幢				
19	伝小野小町塚	記念物（遺跡）	市指定		
20	ギフチョウ				
21	キマダラルリツバメ	記念物（動物）			
22	ならずの銀杏	記念物（植物）	未指定（緑の文化財）		
23	観音檜				
24	荻野漕艇場	その他の文化財	未指定（喜多方市景観計画）		
25	立岩の棚田				
26	西羽賀の家並み				

※名称がゴシック体のものは、第1期での措置の対象を表します。

※「指定等」欄に喜多方市景観計画と記載のあるものは、同計画に景観形成・保全対象として例示されている歴史文化資源を挙げています。



図 6-8 : ⑥太古の地層が広がる文化交流の大動脈区域の歴史文化資源及び拠点施設位置図

(3) 歴史文化資源の保存・活用に関する課題

本区域では、阿賀川流域をはじめとした区域内的の歴史文化資源について、特に合併以降の現況把握が進んでいないことや、それに伴う情報公開の不足等が課題となっています。

①「まもる」に関する課題

- 1) 彫刻や古文書、遺跡をはじめとした歴史文化資源の現況が十分に把握されていません。
- 2) 指定等文化財も含めた歴史文化資源の破損・劣化状況が十分に把握されていません。
- 3) 指定等文化財をはじめとして、防災・防犯対策が取られていない歴史文化資源が多くあります。本地域では、他地域に比べ特に防犯対策の不足が見られます。

②「いかす」に関する課題

- 4) カイギュウランドたかさとは化石発掘体験を行っていますが、人々がさらに楽しめるイベントの開催や、その効果的な情報発信が望まれます。
- 5) 歴史文化資源に関する調査成果の情報公開が進んでいません。
- 6) 歴史文化資源を調査し、将来的な普及啓発に繋げていくために必要な専門機関等との連携が不足しています。
- 7) カイギュウランドたかさとは地質鉱物の展示・紹介を行っていますが、展示の見やすさや施設利用のしやすさ等、更なる改善が必要です。
- 8) 歴史文化資源の観光やまちづくり等への活用が進んでいません。

③「つながる」に関する課題

- 9) 歴史文化資源の調査体制が十分に構築されていません。
- 10) 歴史文化資源の調査に必要な人材が不足しています。

(4) 歴史文化資源の保存・活用に関する方針

「第4章 歴史文化資源の保存・活用に関する方針」「1. 将来像」に示された市全体の将来像の実現に向け、本区域では、地域の特色である阿賀川流域の地質鉱物や彫刻、古文書、遺跡等の魅力を周知・発信していきます。把握調査が進んでいない彫刻や古文書、遺跡等は、まずは掘り起こしを行い、調査成果を体系化して情報の「つながり」を作るため、第1期の目標を以下のように定めます。

<6 太古の地層が広がる文化交流の大動脈区域の目標>

阿賀川流域の彫刻や古文書、遺跡等を掘り起こして周知するための
情報ネットワークづくり

また、本区域の課題を解決していくための方針を以下のように定めます。

①「まもる」に関する区域の方針

- ・ 歴史文化資源の実態把握調査の継続的実施、価値付けの深化、調査データ整理
- ・ 歴史文化資源の破損・劣化状況の把握と修理計画の作成
- ・ 歴史文化資源の防災・防犯に関する体制の構築

②「いかす」に関する区域の方針

- ・ 調査で把握された歴史文化資源や、貴重な化石といった本市特有の歴史文化資源の価値・魅力を伝える取組の強化
- ・ 歴史文化資源の調査を進めるための体制構築に向けた教育機関等との連携
- ・ カイギュウランドたかさとの観光活用拠点としての整備
- ・ 歴史文化資源の将来的な観光・周遊ルートの設定

③「つながる」に関する区域の方針

- ・ 歴史文化資源の調査を進めるための体制構築及び人材育成

(5) 歴史文化資源の保存・活用に関する措置

第1期に本区域で実施する措置の内容、実施主体、財源、実施時期等は以下のとおりです。

表 6-8 : ⑥太古の地層が広がる文化交流の大動脈区域で実施する措置一覧

分類	措置	内容
「まもる」	措置 1-1 把握調査の実施	1) 歴史文化資源の把握調査及びデータベース化 彫刻や古文書、遺跡をはじめとした歴史文化資源の調査を実施するとともに、調査成果をデータベース化します。
	措置 1-2 詳細調査の実施	
	措置 1-4 調査成果のデータベース化	
	措置 2-10 修理計画の作成	2) 歴史文化資源の劣化状況調査 指定等文化財も含めた歴史文化資源の破損・劣化状況を調査し、今後の修理計画等につなげます。
	措置 3-9 防災・防犯体制の構築	3) 地域等が連携した防災・防犯体制の構築 市や地域、所有者等が連携して、歴史文化資源が地震や火災、盗難等から確実に守られるための消防訓練やパトロール、災害発生時の連絡に関する体制の構築等に取り組みます。
「いやす」	措置 4-1 講演会・講座の実施	4) 化石の魅力を伝えるイベントの充実 カイギュウランドたかさを中心、化石発掘体験の内容を充実させるとともに、化石や鉱物に関する講座等を開催し、本区域の自然環境や歴史をより多くの人々が楽しんで知ることのできる取組を行います。また、それらのイベントの魅力が伝わるよう、より集客に効果的な情報発信を行います。
	措置 4-3 情報の発信	
	措置 4-13 市関係機関との連携	
	措置 4-14 市内教育機関との連携	
	措置 4-6 調査・研究成果の公開	5) 歴史文化資源の調査成果の公開 データベース化した歴史文化資源の調査成果は、広く公開して本区域の歴史文化資源への理解を深めます。
	措置 4-15 専門機関等との協働	6) 歴史文化資源の調査に関する連携 歴史文化資源の調査とその後の普及啓発を進めるにあたり、専門機関等や専門委員会等と連携します。
	措置 5-1 観光活用拠点施設の整備	7) カイギュウランドたかさとの施設整備 子供や身障者も利用しやすいユニバーサルデザインに配慮し、より資料が閲覧しやすくなるよう展示方法を工夫し、化石発掘体験や講座も行きやすくなるような施設整備を行います。
	措置 5-4 文化財保存活用区域の充実	8) 歴史文化資源の観光活用 歴史文化資源の調査を実施した後は、ほかの文化財保存活用区域を参考としながら、歴史文化資源の観光やまちづくり等への活用を検討します。
「つながる」	措置 6-1 保存・活用体制の構築	9) 歴史文化資源の調査に関する体制構築 歴史文化資源の調査を進めるにあたり、専門機関等や専門委員会等と連携した調査体制を構築します。
	措置 6-3 専門人材の育成	10) 歴史文化資源の調査に関する人材育成 歴史文化資源に関する実際の調査や資料整理等を通し、調査の専門人材を育成します。

※「実施時期」に文言がない措置は、各年度の進め方を計画期間中に検討します。

実施主体	実施支援・協力	財源	実施時期				
			R5	R6	R7	R8	R9
市（文化課）	所有者等、専機等、専委等	国費、県費、市費	調査準備	調査	調査	調査	調査
市（文化課）	専機等、専委等	国費、県費、市費				調査準備	調査
市（文化課）	専機等、専委等	デジタル田園都市国家構想交付金、国費、県費、市費			内容検討	実施	実施
市（文化課）	専委等	—			対象の抽出	計画作成	計画作成
市（文化課、危機管理課、高郷総合支所）	所有者等、地域、市防機、関係団体		体制の検討				
市関機	市民	市費					
市（文化課、生涯学習課、中央公民館、高郷総合支所、観光交流課）、関係団体	—	デジタル田園都市国家構想交付金、国費、市費					
市（文化課、生涯学習課、中央公民館、高郷総合支所）、市関機	—	市費、市関機負担金					
市（文化課、学校教育課、こども課、高郷総合支所）、市教機	—	市費					
市（文化課）	専機等、専委等	市費					
市（文化課）、専機等	—	市費					
市（文化課、生涯学習課、中央公民館、高郷総合支所）	専委等	デジタル田園都市国家構想交付金、国費、市費					
市（文化課）	専委等	市費					
市	所有者等、地域、専機等、関係団体	デジタル田園都市国家構想交付金、国費、市費	調査体制の検討		調査成果整理体制の検討		
市（文化課）	専機等、専委等	デジタル田園都市国家構想交付金、国費、市費					

第7章

歴史文化資源の保存

・活用の推進体制

1. 保存・活用の推進体制の整備方針

(1) 保存・活用体制の整備方針

歴史文化資源の保存・活用は、所有者等、地域、市民、市関係機関、市防災・防犯機関、市内教育機関、専門機関等、専門委員会等、関係団体、民間事業者が行う取組に、喜多方市が連携・協働することによって推進していきます。市は取組が効果的に行われるよう関係者間の繋がりを取り持ち、必要に応じて、専門機関等や専門委員会等、県、国に報告・相談を行います。そこで受けた指導・助言を参考に、歴史文化資源をまもり、いかし、未来へつなげていきます。

また、本計画の進捗状況や、計画変更・修正の必要性及びその内容は、文化財保護審議会において審議します。

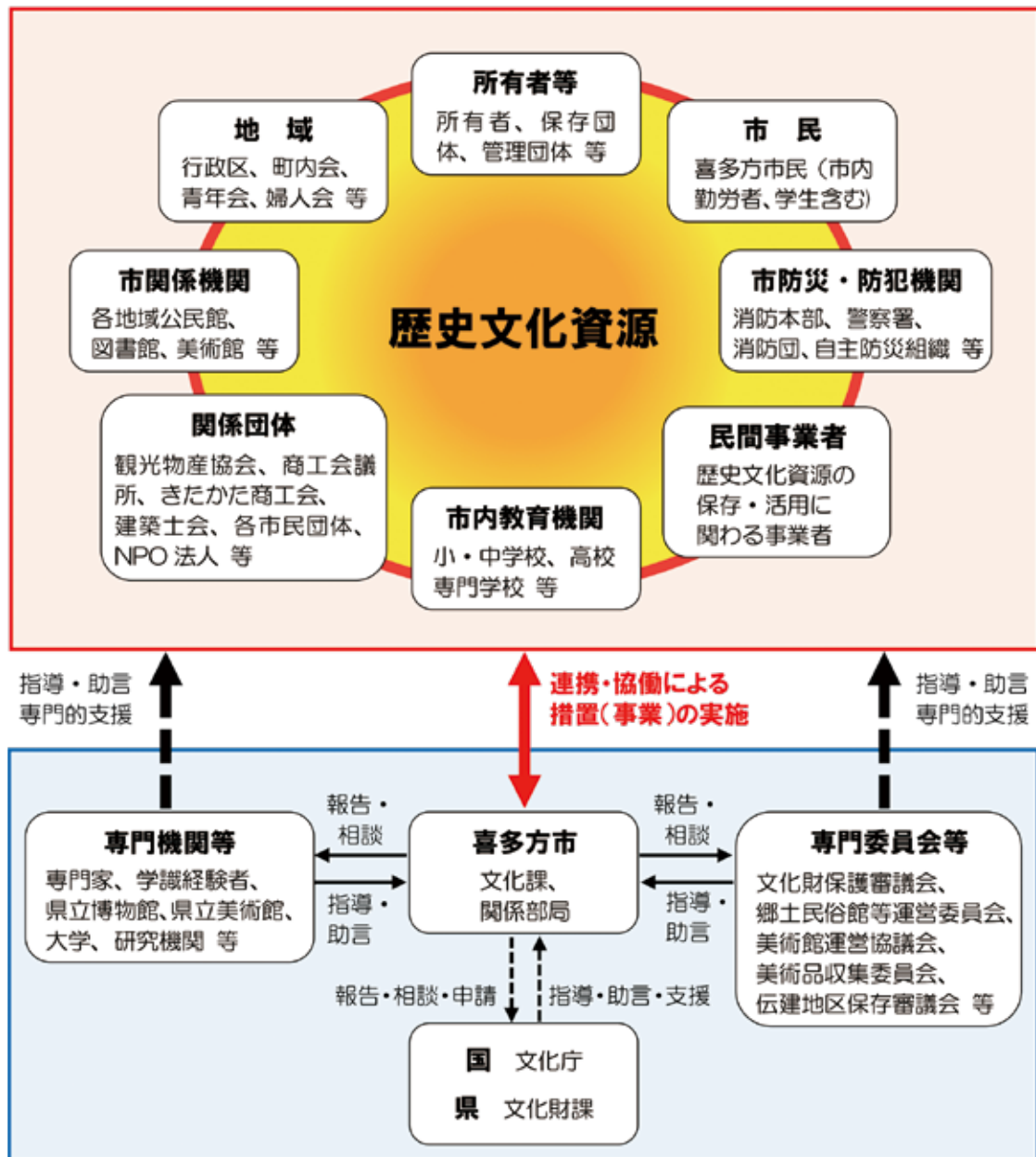


図 7-1 : 保存・活用の推進体制

(2) 防災・防犯体制の整備方針

本市では、「喜多方市地域防災計画」を策定し総合的な防災対策に取り組んでおり、歴史文化資源の防災・防犯対策については、同計画に準拠した方針を定めていきます。防災・防犯に関する方針は、「第4章 歴史文化資源の保存・活用に関する方針」「3. 保存・活用に関する方針」に掲げており、それに基づき、「第5章 歴史文化資源の保存・活用に関する措置」「1. 『まもる』に関する措置」で、具体的な取組を定めています。

これらの取組は、所有者等をはじめとして、喜多方市（文化課、危機管理課等）、市防災・防犯機関（喜多方広域消防本部、喜多方警察署等）が中心となって推進します。必要に応じて、専門機関等や専門委員会等、県、国に報告を行い、指導・助言を受けます。基本的な体制はこのとおりですが、歴史文化資源の所有者等だけでは、防災・防犯体制に限界があることから、地域や関係団体とも連携していくことが重要です。災害や人為的な事故、事件等の被害が発生した際の対応・被害状況確認等の連絡体制は以下のとおりです。

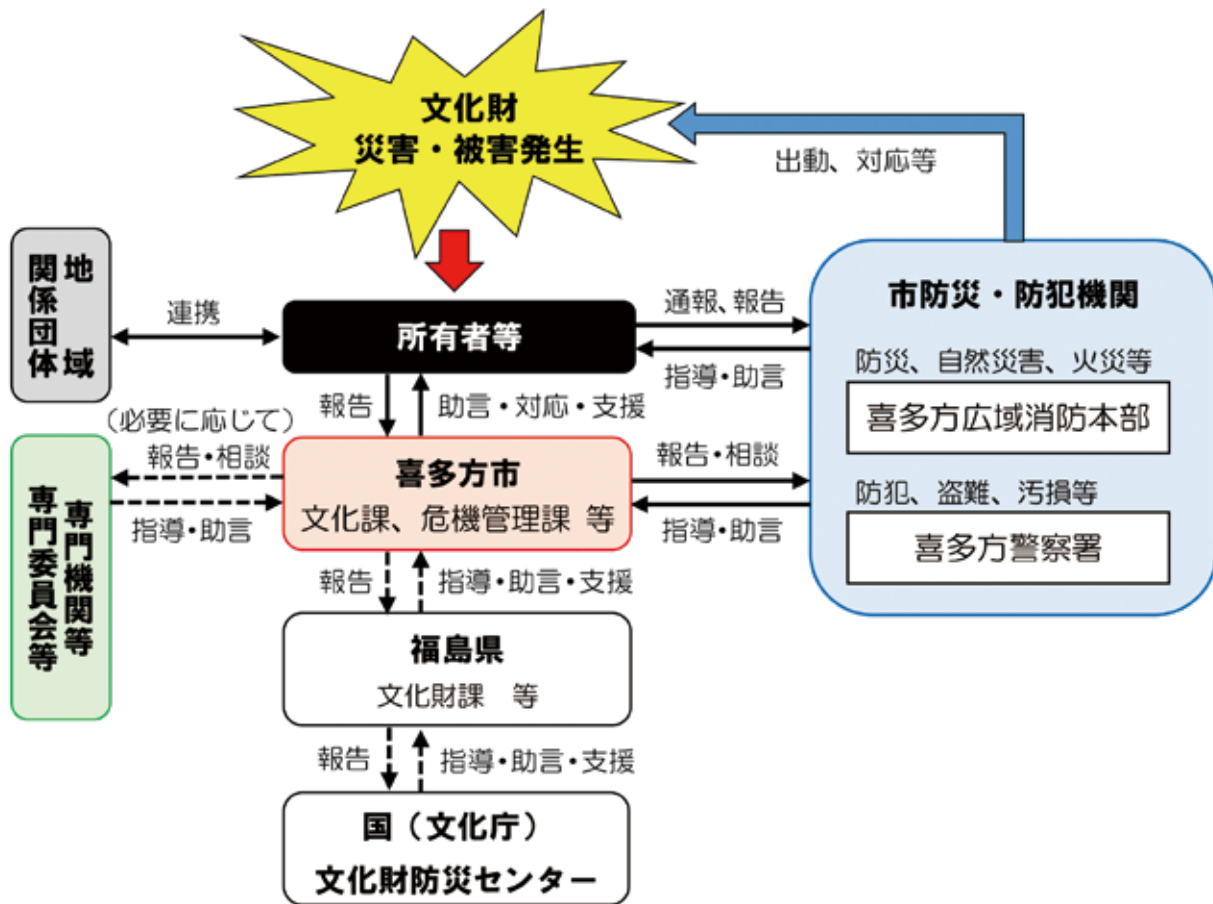


図 7-2 : 防災・防犯の推進体制

2. 保存・活用の推進体制

(1) 歴史文化資源の保存・活用を推進するための体制

体制整備の方針に基づき、以下の体制で歴史文化資源の保存・活用を推進していきます。

なお、「主に関連する措置」は、「第5章 歴史文化資源の保存・活用に関する措置」及び「第6章 文化財保存活用区域に関する事項」「2. 文化財保存活用区域」で示した措置を指しています。

表 7-1：歴史文化資源の保存・活用の体制

実施主体、実施支援・協力		推進体制における役割・業務内容	主に関連する措置		
所有者等	歴史文化資源の所有者	<ul style="list-style-type: none"> ・所有歴史文化資源の保存・管理 ・所有歴史文化資源の防災・防犯対策 ・所有歴史文化資源の活用・公開 ・所有歴史文化資源に関する相談 ・所有歴史文化資源の保存・活用のためのネットワークづくり 	1-1	3-3	4-7
	保存団体		2-1	3-5	4-8
	管理団体		2-2	3-6	4-9
地域	行政区	<ul style="list-style-type: none"> ・各主体が行う歴史文化資源の保存・活用への取組への参加、支援、協力 ・各主体が行う歴史文化資源の情報発信 ・歴史文化資源の保存・活用のためのネットワークづくり 	2-2	5-7	
	町内会		2-3	5-8	
	自治会		3-3	6-1	
	地域協議会		3-9		
	青年会		4-3		
	婦人会		4-10		
市民	喜多方市民（市内勤労者、学生含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント等への参加 ・歴史文化資源への学び、守る意識の醸成 	2-7	5-7	6-4
			4-1	5-8	
喜多方市	文化課	文化課職員8名 うち 埋蔵文化財の専門職員2名 美術工芸品の専門職員1名 <ul style="list-style-type: none"> ・歴史文化資源の指定・調査・管理・保護 ・芸術文化、伝統芸能 ・市町村史の整理・保存・販売 	1-1	～	6-5
	企画調整課	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的な企画調整、新市建設計画の進捗管理、国際交流、男女共同参画社会、広域行政、特定非営利法人 ・総合計画、行政改革、地方創生、総合教育会議 ・広聴、広報、市勢要覧、ホームページ管理 	6-1		
	地域振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・地域振興の総合計画、地域づくり事業、住民自治、地域公共交通、山村地域対策の総合計画・統制、農山村の定住・二地域居住 	4-9	4-10	6-1
	情報政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・情報化政策、電子自治体化、システム管理運用、統計調査 	6-1		
	財政課	<ul style="list-style-type: none"> ・財政計画、予算編成・管理 ・財産管理、財産区 	6-1		
	危機管理課	<ul style="list-style-type: none"> ・消防、防災、防犯、交通安全 ・原発事故対策 	3-6	3-9	6-1
	市民生活課	<ul style="list-style-type: none"> ・市民相談、行政相談、消費者相談、墓地、環境汚染、一般廃棄物、廃棄物の収集・運搬、公害、再生可能エネルギー ・有害鳥獣対策 	6-1		
	社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケア、民生児童委員、社会福祉法人 ・障がい者福祉 	6-1		
	こども課	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉、母子福祉、父子福祉、少子化対策、児童館、認定こども園、保育所 	4-14	6-1	
	高齢福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者福祉、敬老事業、老人クラブ 	6-1		
	保健課	<ul style="list-style-type: none"> ・成人・高齢者の健康づくり、栄養事業 	6-1		
	農業振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・農政、農業経営、担い手育成、新規就農 	6-1		
	農山村振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・農林道、農林業施設管理、土地改良、治山、災害復旧 ・森林資源、林政、治水 	6-1		

実施主体、実施支援・協力		推進体制における役割・業務内容	主に関連する措置	
喜多方市	商工課	・企業誘致、企業支援 ・商工業振興、商工金融、中小企業支援、創業支援、雇用機会の確保、就職支援、雇用対策、未組織労働者、シルバー人材センター	6-1	
	観光交流課	・観光に係る総合企画・調整、観光関連施設の整備・維持管理、特産品の開発とブランド化販路拡大、物産振興と輸出 ・グリーンツーリズムの推進 ・花を活用したまちづくり	4-3 4-4 5-1 5-5 5-6	5-7 6-1
	建設課	・除雪対策、道路・橋梁の維持管理、道路・河川占用管理、市道管理 ・道路・橋梁の整備、河川整備、災害復旧、区画整理	6-1	
	都市整備課	・都市計画の計画策定・決定、開発行為の指導・許可、国土利用計画、土地取引の規制、都市公園の占用・使用許可、屋外広告物、景観計画 ・都市計画街路事業、都市公園事業、公園緑地の維持管理、土地区画整理事業 ・建築、景観形成、空き家対策、重要伝統的建造物群保存地区の保存・活用 ・市有施設の建設・修繕	4-3 4-9 4-10 5-1 5-7 6-1	
	下水道課	・下水道施設等の維持管理 ・下水道事業計画・整備	6-1	
	水道課	・水道施設の整備・維持管理、水質管理、原水の取水、導水、浄水、送水	6-1	
	学校教育課	・学校・幼稚園の設置・管理、就学事務、通学区域、学級編成、教科書採択、教育課程、学習指導、教職員の研修、学校保健、学校給食	4-14 6-1	
	生涯学習課	・社会体育施設の管理・運営、スポーツ振興 ・ひとづくり・交流拠点複合施設の建設準備 ・生涯学習の総合調整・計画・普及、社会教育施設の管理	4-3 4-13 5-1 6-1	
	中央公民館	・事業の企画・実施、公民館統括、連絡調整	4-3 4-13	5-1 6-1
	熱塩加納総合支所住民課	【熱塩加納町】 ・本庁・各総合支所との連絡調整、財産管理、予算管理、地域振興、統計調査、地域内の広報広聴、行政区、財産区、消防・防災、交通安全、生涯学習の推進・普及・啓発、社会教育・社会体育施設の管理運営、スポーツ振興、学校給食 ・市民相談、防犯、環境保全対策、児童福祉、母子福祉、高齢者福祉、障がい者福祉、成人・老人・母子保健	3-9 4-3 4-10 4-13 5-1 5-5 5-6 6-1	
	熱塩加納総合支所産業建設課	【熱塩加納町】 ・農林業振興、農林道、農林施設の維持管理 ・商工業振興、観光振興、観光イベント、観光施設の維持管理 ・道路・橋梁の整備・維持管理、除雪対策、道路占有管理	3-9 4-3 4-10 4-13 5-1	5-5 5-6 6-1
	塩川総合支所住民課	【塩川町】 ・本庁・各総合支所との連絡調整、財産管理、予算管理、地域振興、統計調査、地域内の広報広聴、行政区、財産区、消防・防災、交通安全、生涯学習の推進・普及・啓発、社会教育・社会体育施設の管理運営、スポーツ振興、学校給食 ・市民相談、防犯、環境保全対策、児童福祉、母子福祉、高齢者福祉、障がい者福祉、成人・老人・母子保健	3-9 4-9 4-10 4-13 5-5 6-1	
	塩川総合支所産業建設課	【塩川町】 ・農林業振興、農林道、農林施設の維持管理 ・商工業振興、観光振興、観光イベント、観光施設の維持管理 ・道路・橋梁の整備・維持管理、除雪対策、道路占有管理	3-9 4-9 4-10 4-13 5-5	6-1

実施主体、実施支援・協力		推進体制における役割・業務内容	主に関連する措置
喜多方市	山都総合支所住民課	【山都町】 ・本庁・各総合支所との連絡調整、財産管理、予算管理、地域振興、統計調査、地域内の広報広聴、行政区、財産区、消防・防災、交通安全、生涯学習の推進・普及・啓発、社会教育・社会体育施設の管理運営、スポーツ振興、学校給食 ・市民相談、防犯、環境保全対策、児童福祉、母子福祉、高齢者福祉、障がい者福祉、成人・老人・母子保健	3-9 4-3 4-4 4-13 4-14 6-1
	山都総合支所産業建設課	【山都町】 ・農林業振興、農林道、農林施設の維持管理 ・商工業振興、観光振興、観光イベント、観光施設の維持管理 ・道路・橋梁の整備・維持管理、除雪対策、道路占有管理	3-9 6-1 4-3 4-4 4-13 4-14
	高郷総合支所住民課	【高郷町】 ・本庁・各総合支所との連絡調整、財産管理、予算管理、地域振興、統計調査、地域内の広報広聴、行政区、財産区、消防・防災、交通安全、生涯学習の推進・普及・啓発、社会教育・社会体育施設の管理運営、スポーツ振興、学校給食 ・市民相談、防犯、環境保全対策、児童福祉、母子福祉、高齢者福祉、障がい者福祉、成人・老人・母子保健	3-9 4-3 4-13 4-14 5-1 6-1
	高郷総合支所産業建設課	【高郷町】 ・農林業振興、農林道、農林施設の維持管理 ・商工業振興、観光振興、観光イベント、観光施設の維持管理 ・道路・橋梁の整備・維持管理、除雪対策、道路占有管理	3-9 6-1 4-3 4-13 4-14 5-1
国・県	文化庁	・国指定文化財の諸業務所管 ・地域計画の変更に関わる協議、報告	6-1
	関係省庁		
	福島県教育庁文化財課	・国・県指定文化財の諸業務所管 ・県文化財保存活用大綱に則った市との連絡・協力	
	福島県関係部局	・災害時相互応援協定に基づく歴史文化資源レスキュー活動	
市関係機関	松山公民館	・各地域公民館の運営 ・歴史文化資源に関する生涯学習の推進 ・地域の歴史文化資源の発掘 ・地域の歴史文化資源に関する情報発信 ・歴史文化資源の保存・活用のためのネットワークづくり	2-4
	上三宮公民館		3-9
	岩月公民館		4-1
	関柴公民館		4-3
	熊倉公民館		4-4
	豊川公民館		4-5
	慶徳公民館		4-13
	熱塩加納公民館		5-7
	塩川公民館		5-8
	堂島地区公民館		6-1
	姥堂地区公民館		6-3
	駒形地区公民館		
	山都公民館		
	高郷公民館		
喜多方市立図書館	・図書、記録その他必要な資料の収集・整理・保存 ・図書、記録その他必要な資料の貸出・閲覧 ・図書、記録その他必要な資料の調査・研究 ・住民等の教養向上のための講座やレクリエーション等の開催 ・地域の歴史文化資源に関する情報発信 ・歴史文化資源の保存・活用のためのネットワークづくり		
喜多方市美術館	・美術に対する知識及び教養の向上 ・美術作品その他の美術に関する資料の収集・保管・展示 ・美術に関する調査・研究 ・美術に関する展覧会、講演会、講習会、映写会等の開催 ・地域の歴史文化資源に関する情報発信 ・歴史文化資源の保存・活用のためのネットワークづくり		

実施主体、実施支援・協力		推進体制における役割・業務内容	主に関連する措置
市防災・防犯機関	喜多方広域消防本部	<ul style="list-style-type: none"> ・市の防災に関すること ・歴史文化資源の防災・防犯に関するネットワークづくり 	3-3 3-4
	喜多方警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・市の防犯に関すること ・歴史文化資源の防災・防犯に関するネットワークづくり 	3-5 3-6
	各地区消防団	<ul style="list-style-type: none"> ・各地区の防災に関すること 	3-9
	各地区自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史文化資源の防災・防犯に関するネットワークづくり 	6-1
市内教育機関	第一小学校	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史文化資源の担い手育成 ・各主体が行う歴史文化資源の保存・活用への取組への参加 ・歴史文化資源や施設の見学 ・歴史文化資源に関する授業等の実施・促進 ・地域の歴史文化資源に関する情報発信 ・歴史文化資源の保存・活用のためのネットワークづくり 	2-4
	第二小学校		4-3
	松山小学校		4-5
	上三宮小学校		4-14
	第三小学校		5-8
	関柴小学校		6-1
	熊倉小学校		
	豊川小学校		
	慶徳小学校		
	熱塩小学校		
	加納小学校		
	塩川小学校		
	堂島小学校		
	姥堂小学校		
	駒形小学校		
	山都小学校		
	高郷小学校		
	第一中学校		
	第二中学校		
	第三中学校		
	会北中学校		
塩川中学校			
山都中学校			
高郷中学校			
喜多方高校			
喜多方桐桜高校			
会津農林高校(分校)			
テクノアカデミー会津校			
専門機関等	専門家、学識経験者	<ul style="list-style-type: none"> ・市内歴史文化資源の保存・活用に係る指導・助言 ・調査・研究・情報提供 	1-1 1-2
	福島県立博物館	<ul style="list-style-type: none"> ・市内歴史文化資源の保存・活用に係る指導・助言 ・歴史文化資源の調査・研究・情報提供 ・イベント等での協力 ・展示資料の貸貸借 	1-4 2-7 2-13 2-14
	福島県立美術館	<ul style="list-style-type: none"> ・市内歴史文化資源の保存・活用に係る指導・助言 ・美術品の調査・研究・情報提供 ・イベント等での協力 ・展示資料の貸貸借 	3-9 4-6 4-7 4-8
	福島県文化財センター白河館	<ul style="list-style-type: none"> ・市内歴史文化資源の保存・活用に係る指導・助言 ・埋蔵文化財の調査・研究・情報提供 ・イベント等での協力 ・展示資料の貸貸借 	4-12 4-15 5-1 5-2
	大学、研究機関	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史文化資源の保存・活用に係る指導・助言 ・調査・研究・情報提供 	6-1 6-3

実施主体、実施支援・協力		推進体制における役割・業務内容	主に関連する措置
専門委員会等	喜多方市文化財保護審議会	・文化財の保存・活用に関する調査審議 ・これらの事項に関する市教育委員会への建議	1-1 5-2 1-2 5-3
	喜多方市郷土民俗館等運営委員会	・郷土民俗館等の運営に関する重要事項の調査審議	1-4 5-4 2-10 6-1
	喜多方市美術館運営協議会	・美術館の運営、事業計画、その他の美術館に関する重要事項に関する調査審議	2-13 6-2 2-14 6-3
	喜多方市美術品収集委員会	・美術館において収集し、保管し、展示する美術作品等に関する調査審議	3-9 4-4
	喜多方市伝統的建造物群保存地区保存審議会	・伝統的建造物群保存地区の保存等に関する重要事項の調査審議	4-6 4-7 4-8
	その他市の委員会等	・各分野に関する重要事項の調査審議	4-12 5-1
関係団体 (第2章「6. 歴史文化資源に関する取組」 「歴史文化資源の関係団体等一覧」参照)	喜多方観光物産協会	・各専門分野の知識やノウハウをいかした歴史文化資源の保存・活用への取組の実施、参加、支援、協力 ・歴史文化資源の保存・活用のためのネットワークづくり	2-4 2-5 3-9 4-3 5-5 5-7 6-1
	会津喜多方商工会議所		
	きたかた商工会		
	福島県建築士会喜多方支部		
	各市民団体		
	NPO法人		
民間事業者	歴史文化資源の保存・活用に関わる民間の事業者	・各専門分野の知識やノウハウをいかした歴史文化資源の保存・活用への取組の実施、参加、支援、協力 ・歴史文化資源の保存・活用のためのネットワークづくり	4-3 4-12 5-7 6-1

(2) 歴史文化資源の防災・防犯を推進するための体制

体制整備の方針に基づき、以下の体制で歴史文化資源の防災・防犯を推進していきます。

①災害・被害リスクの把握

歴史文化資源に起こり得る災害・被害リスクは、所有者等と喜多方市がともに想定・把握し、把握されたリスクを市がハザードマップや災害対応マニュアルとして整理します。

ア. 所有者等と喜多方市がともに実施する取組

- ・歴史文化資源の状況を点検し、強風や雨水、倒木等、影響を受けそうな箇所及び被害について想定します。
- ・自然災害は、その発生自体が地形等に影響されることが大きいことから、周辺地形の把握とともに、災害ハザードマップ等をもとに、起こり得る被害を想定します。
- ・特に建造物等は、火災によって被災しやすいことから、付近における火器の使用や可燃性の高い物品の存在、漏電の可能性等、災害発生のリスクを把握しておきます。
- ・特に美術工芸品等は、保管や展示場所の火災、盗難等の被害発生のリスクを把握しておきます。

イ. 喜多方市の取組

- ・想定・把握された災害に対する危険性を整理した「歴史文化資源ハザードマップ」を作成します。
- ・災害・被害発生時に、被災した歴史文化資源に対する迅速かつ最適な処置が取れるよう、「歴史文化資源災害対応マニュアル」の作成を推進し、公表します。

②事前対策

災害・被害リスクの把握を踏まえて、市は事前対策を推進し、所有者等に防犯・防災に関する指導・助言を行います。所有者等だけで防犯・防災対策を講じることが難しい事項は、市とともにを行います。

ア. 喜多方市の取組

- ・地震対策として、「文化財建造物等の地震における安全性確保に関する指針」及び「伝統的建造物群の耐震対策の手引」等を踏まえつつ、専門家の指導助言のもと、歴史文化資源の価値を損なわない適切な対策を推進します。
- ・防火対策として、「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」及び「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」等を踏まえつつ、専門家の指導・助言のもと、歴史文化資源の価値を損なわない適切な対策を推進します。
- ・災害・被害による万が一の消失等に備えて、歴史文化資源のデータベース化及びデジタル化等の記録保存を推進します。
- ・災害・被害リスクが考えられる箇所の補強・修理、被害を軽減するための設置場所等の工夫、防災施設の設置等の対策について、所有者等に指導・助言を行います。

イ. 所有者等の取組

- ・地震対策として、建造物については、市の指導・助言のもと、可能な限り専門家による耐震診断を実施し、必要に応じて耐震補強を実施します。

ウ. 所有者等と喜多方市がともに実施する取組

- ・被害リスクの高い歴史文化資源について、防犯設備の充実や、警察署と連携を図った巡視・点検等の強化等、必要な防犯対策を講じます。また、歴史文化資源パトロールや防犯パトロールの実施等、地域全体で防犯対策を推進します。

③防災対策の周知

市は防災対策について積極的な周知を行い、所有者等、地域及び消防本部と連携して防災訓練等を行います。

ア. 喜多方市の取組

- ・市防災・防犯機関（消防本部、警察署等）と連携して、「歴史文化資源ハザードマップ」等を活用し、歴史文化資源の所有者等や地域に対して、災害・被害リスクについての周知や、防災・防犯意識の向上のための指導・助言等を継続的に実施します。

イ. 所有者等、地域及び喜多方市がともに実施する取組

- ・文化財防火デーを中心に、市危機管理課や消防本部等と連携し、歴史文化資源の見回りを行うとともに、地域住民や消防団が参加しての防災訓練を実施し、非常時の対応についての知識並びに地域の歴史文化資源への防災意識の向上を図ります。
- ・訓練にあたっては、「国宝・重要文化財（建造物）等に対応した防火訓練マニュアル」を活用し、各歴史的建造物等で想定される火災危険等を考慮した上で実施します。

④災害・被害発生時の対応

災害・被害発生時は、所有者等が緊急対応にあたるとともに、市は被害状況を把握し、必要に応じた関連機関への報告を行い、適切な保護・救済の措置を講じます。

ア. 所有者等の取組

- ・災害・被害発生時には、自身及び見学者等の安全確保の後、歴史文化資源の被害状況の確認を行い、可能な場合は安全な場所に移動させる等の緊急の保護・救済対応を図ります。

イ. 喜多方市の取組

- ・歴史文化資源が被災した場合、その状況を速やかに把握し、市防災・防犯機関や必要に応じて県や国等の関連機関へ報告を行うとともに、状況に応じた保護・救済対応を行います。
- ・歴史文化資源の保護・救済対応について、所有者等や関連機関と協議しながら、その種別や被災状況等に応じた適切な措置を講じます。その際、必要に応じて専門機関等や専門委員会等の指導・助言を受ける等、関係者間の連携した取組を進めます。

喜多方市文化財保存活用地域計画

令和5年3月

発行：喜多方市教育委員会

〒966-8601 福島県喜多方市字御清水東 7244-2

TEL 0241-24-5323 FAX 0241-25-7075

E-mail bunka@city.kitakata.fukushima.jp



令和2～5年度文化芸術振興費補助金
(地域文化財総合活用推進事業)